

平成30年第2回（6月）伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 （6月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	6
○報告第8号～報告第10号の上程、説明、質疑	9
○報告第11号～報告第14号の上程、説明、質疑	14
○議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	18
○議案第48号～議案第50号の上程、説明	20
○議案第51号～議案第57号の上程、説明	26
○議案第58号の上程、説明	32
○議案第59号～議案第61号の上程、説明	33
○静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙について	35
○散会宣告	37

第 2 号 （6月12日）

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	39
○職務のため出席した者の職氏名	39
○開議宣告	40
○議事日程説明	40

○一般質問	4 0
森 良 雄 君	4 0
山 口 繁 君	5 8
波多野 靖 明 君	7 9
木 村 建 一 君	9 5
杉 山 誠 君	1 1 2
○延会宣告	1 2 9

第 3 号 (6月13日)

○議事日程	1 3 1
○本日の会議に付した事件	1 3 1
○出席議員	1 3 1
○欠席議員	1 3 1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 3 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 3 1
○開議宣告	1 3 2
○一般質問	1 3 2
西 島 信 也 君	1 3 2
鈴 木 正 人 君	1 4 6
小長谷 朗 夫 君	1 6 3
間 野 み ど り 君	1 7 6
青 木 靖 君	1 8 6
○延会宣告	2 0 1

第 4 号 (6月14日)

○議事日程	2 0 3
○本日の会議に付した事件	2 0 3
○出席議員	2 0 3
○欠席議員	2 0 3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 0 3
○職務のため出席した者の職氏名	2 0 3
○開議宣告	2 0 4
○一般質問	2 0 4
星 谷 和 馬 君	2 0 4
○発言の取り消し	2 2 1

小長谷 順 二 君	2 2 1
○散会宣告	2 4 1

第 5 号 (6月15日)

○議事日程	2 4 3
○本日の会議に付した事件	2 4 3
○出席議員	2 4 3
○欠席議員	2 4 4
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 4 4
○職務のため出席した者の職氏名	2 4 4
○開議宣告	2 4 5
○議事日程説明	2 4 5
○議案第48号～議案第50号の質疑、委員会付託	2 4 5
○議案第51号～議案第57号の質疑、委員会付託	2 5 1
○議案第58号の質疑、委員会付託省略、討論、採決	2 7 9
○議案第59号～議案第61号の質疑、委員会付託	2 8 0
○散会宣告	2 8 0

第 6 号 (6月28日)

○議事日程	2 8 1
○本日の会議に付した事件	2 8 1
○出席議員	2 8 2
○欠席議員	2 8 2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 8 2
○職務のため出席した者の職氏名	2 8 2
○開議宣告	2 8 3
○報告	2 8 3
○議案第48号～議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 8 4
○議案第51号～議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 9 2
○議案第59号～議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 0
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 2
○請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 7
○請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 9
○日程の追加	3 2 2
○報告第15号の上程、説明、質疑	3 2 3

○議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 8
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 1
○閉会宣告	3 3 2
○署名議員	3 3 5

平成30年第2回（6月）伊豆市議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年6月7日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 8号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 6 報告第 9号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 7 報告第10号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 8 報告第11号 平成29年度伊豆市一般会計予算の繰越しの報告について
- 日程第 9 報告第12号 平成29年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第10 報告第13号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第11 報告第14号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第12 議案第47号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正）
- 日程第13 議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）
- 日程第14 議案第49号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第15 議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第16 議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定について
- 日程第17 議案第52号 伊豆市防災会議条例の一部改正について
- 日程第18 議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第54号 土肥町特定環境保全公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第55号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第 2 1 議案第 5 6 号 伊豆市税条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 5 8 号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第 2 4 議案第 5 9 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 5 議案第 6 0 号 市道路線の廃止について
- 日程第 2 6 議案第 6 1 号 市道路線の変更について
- 日程第 2 7 静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	波多野 靖 明 君	2 番	山 口 繁 君
3 番	星 谷 和 馬 君	4 番	間 野 みどり 君
5 番	鈴 木 正 人 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	三 田 忠 男 君
9 番	青 木 靖 君	10 番	永 岡 康 司 君
11 番	小長谷 順 二 君	12 番	小長谷 朗 夫 君
13 番	西 島 信 也 君	14 番	杉 山 誠 君
15 番	森 良 雄 君	16 番	木 村 建 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	市長政策監兼 総合政策部長	田 村 英 樹 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	村 井 克 代 君	産 業 部 長	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	教 育 部 長	金 刺 重 哉 君
会 計 管 理 者	城 所 章 正 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	稲 村 栄 一
主 査	鈴 木 恵 美 子		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成30年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。13番西島信也議員、14番杉山誠議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月28日までの22日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本会期は本日から6月28日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましても、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、昨日までに受理した請願書は3件であります。お手元に配付してあります。「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願」、「天城湯ヶ島地区の危険空き家・構築物の撤去に関する請願書」の審査については、第1委員会に審査を付託いたします。「リハビリテーション中伊豆温泉病院に関する請願書」の審議につきましても、第2委員会に審査を付託いたします。

次に、昨日までに受理した陳情は1件です。配付してあります「静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出を求める陳情」については、第1委員会に審査を付託いたします。

次に、本年5月1日に告示があった静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙につきましても、候補者の届け出受け付けが5月18日から5月24日まで行われ、候補者の総数が選挙すべき議員の数を超えなかったことから、市議会議員区分の3人は、御殿場市、伊豆の国市、牧之原市の議長が当選人となりました。

次に、過日行われました伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合臨時会について、報告の申し出がありますので、これを許します。

それでは、4番、間野みどり議員。

[4番 間野みどり君登壇]

○4番（間野みどり君） おはようございます。4番、間野みどりです。

平成30年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

本議会は、去る5月9日水曜日、伊豆の国市役所長岡庁舎2階議場において、伊豆市4名、伊豆の国市4名の組合議員及び管理者である伊豆の国市長、副管理者である伊豆市長並びに関係職員出席のもと開催されました。

本会議に先立ち、4月から管理者となりました小野伊豆の国市市長から挨拶がありました。続いて、議長の辞職に基づく選挙が指名推選により行われ、新議長に杉山誠議員、副議長に田中正男議員が当選されました。

本会議では、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案第3号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）が議題とされました。

補正予算の内容としましては、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業について、

入札公告を行うため、平成31年度から平成53年度までの23年間で220億7,276万円を限度額として債務負担行為を設定するものであります。

質疑通告に基づき、西島信也議員、波多野靖明議員、間野みどり、田中正男議員からそれぞれ質疑があり、討論後の採決では、反対4、賛成3、反対多数により本議会議案は否決されました。

続いて、2件の請願についての審査が行われました。

1つ目としては、請願第1号 伊豆市佐野地区に建設するごみ焼却場建設に関する請願書であります。波多野靖明議員の紹介のもと、4月17日付で議長へ提出され、受理されております。

2つ目は、請願第2号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設建設に関する請願書でありまして、西島信也議員の紹介のもと、5月1日付で受理されております。

紹介議員からの請願の趣旨等の説明の後、質疑、採決を経まして、2件とも賛成多数により採択されました。

また、いずれの請願におきましても、管理者にその処理の経過及び結果の報告を請求することについて、賛成多数で決定いたしました。

以上をもちまして平成30年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、過日行われました三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について報告の申し出がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

5月25日、三島市役所で開かれた三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について御報告いたします。

この委員会についてですが、委員をやった方は御承知だと思いますが、最近ここで報告しろということなんですけれども、今まで余り報告した経験がないもので、どうなったのかなという気持ちが1つあります。

この委員会は議会ではありません。したがって、意見を伺う、電算機器の運用について伺う、意見する、こういう組織です。

5月25日の内容ですが、議事として3つあります。1つは、平成29年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会の事業報告です。もう一つ、平成29年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会歳入歳出決算の認定です。もう一つは、平成30年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会補正予算案についてです。

細かいことは、この委員会の資料を議会事務局に提出しますので、それをごらんになってください。

大まかなことは、事業報告の、長くなりますんで、ごらんになっていただきます。

決算は、歳入歳出 6 億 3,548 万 9,486 円です。

それから、補正予算は、追加 2,365 万 3,000 円を追加したいというものです。内容については、ごらんになってください。

これは、私が三島市長に申し上げたことですが、この事業には 68 件の 3 市の電算業務があります。しかし、その 68 件全部が 3 市が一緒に運営しているかというと、そうではありません。資料 2 に 68 件書いてあります。そして、丸だ、三角だという、やっているのとやってないのがあります。そこで、私は昨年から、そろそろそれぞれの業務を統合したらどうかと申し上げたところ、長い歴史があって、なかなか難しいだろうという三島市長のお話でした。しかし、今回事業報告を見ると、結構何件か統合しようという動きがありました。ぜひやってくれと申ししたところ、そういう線で進みたいというふうなお話もありました。

電算システム、今、コンピューターが物すごい勢いで進化しております。コンピューター 1 つ、ハード 1 つとっても、あの三島の施設は、10 年前ぐらいは、あそこの施設いっぱいコンピューター機器がおさまっていましたが、昨今はがらがらですね。それで、来年からクラウドを導入するというようなお話で、さらに進化すると思います。ですから、少なくともこの 68 件は、ぜひとも 3 市で同じシステムで運用できるような方向へ持っていったらと思います。

きょうは何かソーラーハウスの、ソーラー発電の関係の関心のお持ちの方がいらしているようですけれども、これなども、コンピューター関係から 3 市一緒に同じような方向でできるようになったらいいんじゃないかなと思います。ぜひそうあっていただきたいと思います。

これは事務局へ提出しますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 先ほどのこの運営委員会の報告につきましては、毎回定例会にて報告されております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（三田忠男君） 日程第 4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成 30 年第 2 回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくりについて。

土肥地区では、昨年 5 月に策定した伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計

画に基づき、地域住民を主体としたさまざまな取り組みが行われてきました。12月には、推進計画第2版を策定し、ことし3月27日、静岡県から全国で初めて「津波災害特別警戒区域」に指定されました。

また、この区域の名称について、地域の方や訪れる方々に観光と防災を頑張っている地域であることが正しく伝わるよう、愛称の募集を行い、「海のまち安全創出エリア」に決定いたしました。

さらに、これら地域住民との取り組みが高く評価され、ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）2018の最高賞であるグランプリを受賞されました。

市では、これからも地域と連携し、先駆者として“海と共に生きる”まちづくりの実現を目指してまいります。

次に、子育て支援の充実について。

新こども園整備事業については、園舎建設の基本設計、造成設計を進め、6月議会においては、測量調査委託費の補正予算を上程させていただきました。

今後も、地権者を含めた関係者との話し合いを続け、平成32年4月の開園に向け、整備事業を進めてまいりたいと考えております。

また、こども医療費助成については、静岡県のこども医療費助成事業費補助金交付要綱が一部改正され、平成30年10月1日診療分から県の助成対象者が18歳年度末までに拡大されました。これに伴い、伊豆市においても、助成対象者を18歳年度末までに拡充いたしたく、こちらも補正予算を上程させていただきました。

3つ目として、土肥小学校及び土肥中学校閉校式と土肥小中一貫校の開校について。

本年3月24日、土肥小学校及び土肥中学校の閉校式が開催されました。土肥小学校は144年の歴史を、土肥中学校は71年の歴史に幕を閉じることになりましたが、長い間地域の学校として温かく見守っていただいた皆様に市民を代表して心からお礼を申し上げます。

閉校に伴うイベント「ありがとう土肥小学校」は、地域の皆様が主体となって開催していただきました。次世代を担う子供たちの心には、学校での思い出やトワイライトキャンドルに照らされた美しい光景とともに、地域力のすばらしさもしっかりと刻まれたことと確信しております。

また、4月6日、130名の児童生徒で新たなスタートを切った土肥小中一貫校につきましても、多くの市民の皆様にお力添えをいただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

新たな教育目標「かなえよう夢 みんなの力で」のもと、県下初の義務教育学校として、地域の自慢の学校となるよう、行政もしっかりサポートしてまいります所存でございます。

4つ目に、橋梁、トンネルの点検状況について。

平成24年に起きた中央自動車道笹子トンネルでの天井板崩落事故を契機に、老朽インフラ問題への関心が高まり、道路法の一部が改正され、5年に1回、近接目視により点検を行うことが基本とされました。

伊豆市では、平成26年度からこれらの構造物の点検を実施しております。市内には橋梁605橋とトンネル1カ所が対象となっており、これまで全体の80%の点検を実施いたしました。今年度末で100%となり、1サイクル目の点検は全て完了いたしますが、点検結果に伴う補修工事については、次回の点検までに計画的に進めてまいります。

5つ目として、東京2020大会開催に向けた取り組みについて。

先日、自転車競技の選手団が宿泊する施設、いわゆる選手村について、分村としてラフォーレリゾート修善寺に決定をされました。

3月に開催された東京2020大会伊豆自転車競技会場整備にかかわる関係者協議会においては、伊豆会場の整備工事に関する役割分担及び費用分担について、伊豆市の分担や費用負担はないということが承認をされました。

しかし、会場外であるいわゆるラストマイルと呼ばれる修善寺駅から会場までのアクセス道路等の役割分担及び費用分担については未決定となっております。今後も、組織委員会及び県との連携を密に、万全の体制で臨めるよう取り組んでまいります。

また、大会会場や選手村へのアクセス道路については、市道姥金深沢日陰線、同じく駅前柏久保線、同じく大野中ノ沢線の3路線については、一部改良工事を進めております。地権者の方々の御理解、御協力をいただきながら、いずれも平成31年度末の完成を目指しております。

さらに、伊豆半島全体の取り組みの1つとして、国道、県道沿線における屋外広告物対策も進めているところです。昨年度、県が実施した市内の国道、県道沿線における屋外広告物の実態調査の結果、無届け物件や規格が適さない違反広告物の件数が423件ありました。それら違反広告物の設置者に対し文書による通知や是正指導を行っているところですが、大会開催までに違反広告物をなくすべく、啓発及び指導を継続してまいります。

このほか、3月に「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に認定をされ、また4月には伊豆半島ジオパークがユネスコ世界ジオパークとして認定されました。この2つの事業に関しましては、伊豆市議会からも強い御理解と御支援を賜り、ここに改めて感謝申し上げます。

しかし、他方、駿河湾フェリーが来年3月末で撤退するとの報道がされるなど、現在、市内の状況は予断を許しません。

今後も、関係各位、関係各方面の方々と御協力をいただきながら、安心で安全な市民生活の確保及び産業の振興に努めてまいります。

最後に、伊豆市が過去に作成したリーフレットの画像につきまして、画像を管理している事業者から、無断で使用しているのではないかとの指摘がありました。確認しましたところ、インターネット上にあった画像を無料の画像と誤認して使用した可能性があることがわかりました。

今後の対応について、現在、この事業者と協議中でございますが、あわせて市が現在使用

しているほかの画像データについても点検を行うとともに、再発防止のための対策を早急に進めてまいります。

以上、報告申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で行政報告は終わりました。

◎報告第8号～報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第5、報告第8号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）から日程第7、報告第10号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）までの3件を一括して議題といたします。提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第8号から第10号までの3件について、一括して提案理由を申し上げます。

報告第8号は、平成29年11月に発生した職員の公務中の交通事故について、第9号及び第10号は、平成30年3月に発生した市有財産の管理事故について、それぞれ相手方との和解及び損害賠償の額が決定し、本年5月18日に専決処分いたしましたので、報告するものです。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

報告第8号から10号までの専決処分の報告につきまして、詳細説明をさせていただきます。まず、議案書の3ページをお願いいたします。

報告第8号の詳細でございます。こちらは、職員の公務中の交通事故による和解と損害賠償の額でございます。

損害賠償の額7万6,426円、相手方につきましては、そちら記載の方になります。事故の発生の年月日、場所でございますが、平成29年11月30日の午前9時20分ごろ、こちら、伊豆市の柏久保の清掃センター内でございます。

4ページ、5ページを見ていただきたいと思います。

事故の概要でございますが、公用車が清掃センターの缶の処理施設の横の通路から大見川方面の通路へ進行する際、安全確認のため一たん停止した後、時速5キロ程度で進行したところ、缶処理施設で缶を捨てた方、この方がそのまま直進してきました。そこで出会い頭的に接触をいたしました。この事故によるけがをされた方はございません。

なお、過失割合につきましては、双方50%ということで和解してございます。

続きまして、報告第9号、こちら9号、10号につきましては、同じ市有財産の管理事故に伴うお二方の和解ということで、報告が2件とさせていただいております。

9ページをお願いいたします。

こちらが専決処分書になっております。

まず、報告第9号につきましては、損害賠償の額、10万3,280円、相手方につきましては、そちら記載の方となっております。事故の発生年と場所でございますが、平成30年3月27日ころの伊豆市の土肥地区の1119番の地番でございます。

10ページ、11ページの概要図を見ていただきたいと思っております。

伊豆市土肥1119番地の水田に縦60センチ、横1.2メートル、高さ60センチ程度の石が発見されました。市で調査したところ、この水田に隣接する市所有の山林から落下したものと判明いたしました。この落下の際、相手方水田の方の畦畔を破損したものです。この畦畔の復旧の賠償となります。

続きまして、報告第10号でございます。

15ページをお願いいたします。

損害賠償の額は5万4,178円、相手方はそちら記載の方でございます。

事故につきましては、同様の市有林からの石の落下ということで、こちらの方につきましては、先ほどの田んぼの持ち主の畦畔と水路があるんですが、その間に山水を引き込む生活用水として使っていた水道管が埋設されておりました。こちら水道管を破損したということで、こちら水道管の復旧に要する経費と和解の内容となっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。

初めに、報告第8号について、御発言はありますか。

15番、森良雄議員。

〔「7号だよね」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 報告8号です。

〔「7号じゃないの」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 報告8号です。7号はありません。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

これをやるということだね。これは専7号じゃないのか。

○議長（三田忠男君） それは報告8号。

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

よくわかりませんが、報告第8号は、私の資料によると専第7号になっているんだ

ね。

損害賠償額 7 万 6, 426 円という金額が載っておりますが、この一時停止をして、時速 5 キロで走っていて、ぶつかったか接触したのか知りませんが、私の経験からいけば、時速 5 キロというのは人が歩く程度の速度だと思いますが、それでも事故が起きたのかどうかということが 1 点。

それから、7 万 6, 426 円というのは、過失割合が 50・50ということなんで、双方で折半したのがこの金額なのか、それとも伊豆市が、伊豆市は幾ら、伊豆市の車を直すのにこれだけ金額かかったのか、その辺の金額の内容を伺いたい。

以上。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1 点目でございます。5 キロ程度で事故が起きたかということでございますが、5 ページを見ていただきたいと思っております。この金属の不燃物の処理施設、一たんとまりまして、それから前に出ようとまさに徐行のときに、左側の建物、やはり死角になっていたということで、左側から直進してきた方と接触をしたというものでございます。

あと、金額につきましては、両方の修理代の合計が 20 万 6, 182 円でございます。これを双方 50% ずつということで、7 万 6, 426 円の損害賠償となっております。

以上です。

〔「合わないんじゃない」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） すみません、訂正させていただきます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） すみません。両方の合計は 20 万 6, 182 円なんですけど、相手方の方の修理代が 15 万 2, 852 円、その半額、50% ということです。申しわけありません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15 番（森 良雄君） では、伊豆市の車は修理しなかったのかどうかということが 1 点。

それと、私、なぜ時速 5 キロと言ったかということは、時速 5 キロというのは、ブレーキ踏めばとまれるスピードだと思うんですけども、その辺、どう考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 5 キロですので、とまれるということですが、やはり死角になっている建物のわきから出た場合、相手方が目に入る前に車の前方が若干出たということが事故の原因だと思っております。

また、市の車につきましては、修理をしてございまして、修理代5万3,330円でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかにいかがですか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 発言なしと認めます。

次に、報告第9号について発言はありますか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） このあれ、用語が非常に難しい。皆さん、読まれましたか、ちゃんと。ページとあれが非常に難しい。

15番、森良雄です。

報告第8号について、いいんだよな。についてお伺いいたします。

まず、損害賠償の額、これ、2件あるんだよね、2件。相手方は。

○議長（三田忠男君） 9号は1件のみです。

○15番（森 良雄君） これ、9号は1件のみ。そう。

では、次の、9号が1件、では10号も重なってしまいますけれども、まず落ちてきた石なんですけれども、これは8号と9号、同じ石なんですかね。その辺ちょっとお聞きしたいんですね。

それから、では9号についてまた質問しますけれども、山から石が落ちてきたということなんでしょうけれども、これに対する応急処置及び今後の対策はどういうふうに考えているのか伺いたい。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

森良雄議員が報告8号と言いましたが、報告第9号ですので、9号の答弁をお願いいたします。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 報告第9号と10号、こちらの石は同じ事故で、畦畔と水道の管を傷めたということでございます。

この対策につきましては、現地を確認したところ、さらにもう一つ転石が発見されましたので、こちらは破砕して処分をいたしました。

今後、さらに山のほうを確認しまして、簡易なネットを張るかどうか、その辺の対策はしっかり検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

〔「次のほうで」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 発言なしと認めます。

次に、報告第10号について発言はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

次に10号か。今、この転石は、前と同じだということだったんですけども、金額について、ちょっと腑に落ちないのは、例えば専第8号では10万3,280円ですね。それで、専第9号では5万4,178円。この金額は、石の撤去作業にかかった金額なのかどうなのかということ。

それと、もう一つ、水道管という、の補修ということなんですけれども、水道管の補修に5万4,000円もかかるのかどうなのか。例えば、100メートルやったとかというんだったらかかるかもしれないですけども、どのぐらいのボリュームがあったのか伺いたい。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 報告第10号の損害賠償の5万4,178円でございますが、こちらは主には人工賃が主になっております。2人工で、直接工事費で3万7,000円で、U字溝がわきにありまして、そのU字溝を一回外して、水道管を直して、また布設するというので、その人工賃がほぼになっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 人工賃ということなんですけれども、転石の撤去にかかった人工及びどういうふう撤去したか知りませんが、その辺の費用はこの中に入っているんですか。伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 転石の撤去につきましては、前の報告、報告第9号のほうの10万3,280円のほうの金額に含まれております。

以上です。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

○15番（森 良雄君） わかりました。わからないところは後で聞きに行きます。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） ないようですので、以上で報告第8号から報告第10号は終わります。

◎報告第11号～報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第8、報告第11号 平成29年度伊豆市一般会計予算の継続費の繰越しの報告についてから日程第11、報告第14号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告についてまでの4件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 報告第11号から14号までの4件について、一括して提案理由を申し上げます。

報告第11号は、地方自治法施行令の規定に基づき、平成29年度の一般会計予算の継続費に関する通次繰越額を報告するものです。

報告第12号から14号までは、同じく地方自治法施行令の規定に基づき、平成29年度の一般会計予算、公共用地取得事業特別会計予算及び下水道事業特別会計予算の繰越明許に関する繰越額を報告するものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

[総務部長 伊郷伸之君登壇]

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から報告11号から13号までの3件について補足説明させていただきます。

まず、報告第11号、議案書の21ページをお願いいたします。

こちらは、継続費の繰越計算書となっております。

2款1項の旧湯ヶ島幼稚園・旧湯ヶ島小学校施設改修事業でございます。こちらは平成29、30年度の2カ年の事業となっております。継続費の総額3億3,700万円、平成29年度予算現額ですが、予算計上額が1億7,080万円、支出済額でございます。こちらが1億6,035万5,800円、残額の1,044万4,200円、こちらを翌年度へ通次繰越するものでございます。

支出の内容としましては、旧湯ヶ島幼稚園の改修工事、旧湯ヶ島小学校のプールの跡地の駐車場整備、こちらは完了しております。また、3月議会でも議案として上程させていただきました旧湯ヶ島小学校の耐震改修工事、こちらの前払金として9,460万円を支出してございます。合計で1億6,035万5,800円を支出済みとなっております。

続きまして、報告第12号、25ページをお願いいたします。

こちらは平成29年度の一般会計の繰越明許費の繰越計算書となっております。

こちらの事業につきましては、既に予算の段階で詳細についてはご承認いただいておりますので、繰越額に変動があったものについて説明させていただきます。

まず、上から5段目の8款2項市道整備事業でございます。設定額が5,815万円、翌年度への繰越額5,674万9,000円、設定額に対しまして140万1,000円減額でございます。こちらは物件移転補償費に係る契約額が確定したことによりまして、繰越額を減額してございます。

同じく8款2項県単独道路橋梁整備事業負担金、設定額が2,000万円、翌年度繰越額1,455万円、545万円の減でございます。こちらは平成29年度分の県事業に対する負担金が確定し、支出してございます。そちらの額が454万円支出してございますので、その分減額となっております。

続きまして、下から4つ目、10款3項土肥小中一貫校建設事業、繰越設定額が3,847万5,000円、翌年度繰越額が2,712万円、1,135万5,000円減額となっております。こちらにつきましては、当初の繰越明許の設定額は工事費の全額を計上しておりましたが、一部工事が発注できまして、年度末までに前払金の支払いができてございますので、その前払金分が減額となっております。

11款1項農地災害復旧事業、設定額400万円、繰越額300万円、100万円の減額。こちらにつきましても、前払金を支出してございます。その分の減額となっております。

続きまして、報告第13号でございます。平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算の繰越明許費の報告でございます。

議案書の29ページをお願いいたします。

29ページの繰越計算書です。

1款1項用地取得事業、繰越明許設定額2,602万7,000円、翌年度繰越額2,602万6,664円。こちらにつきましては、平成29年度の当初予算額4,030万円に対しまして、執行済額1,427万3,336円を執行してございますので、差し引き残額としまして2,602万6,664円を繰り越しをさせていただくものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから報告第14号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告をさせていただきます。

33ページをごらんください。

下水道事業特別会計の繰越明許金額、総額で1億1,770万円になります。

繰り越しに係る事業は、まず一番上に公共下水道工事160万円、これは県道熱海大仁線、柏久保工区に係る下水道の工事になります。

続きまして、その下の4,940万円、これは湯ヶ島クリーンセンター改築更新工事になります。

最後に、一番下の6,670万円は、大平地区の管渠工事になります。ここの金額が繰越額が大分減額になっておりますけれども、事業の進捗によりまして、歩金を払ったということで、6,670万円という金額を繰り越しております。

このうち、公共下水道、一番上の単独工事でございますが、5月18日に完成をしております。

また、真ん中の湯ヶ島クリーンセンター改築工事につきましては9月中、大平地区の管渠工事につきましては、7月中の完成を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で報告を終わります。

これより報告第11号から報告第14号までの4件について質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言を許します。

初めに、報告第11号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ありますか。

[「11号だろう」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 11号です。ありますか。

それでは、15番、森良雄議員。

[15番 森 良雄君登壇]

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

今の建設部長の話だと、いつまでに工事終わるという話があったんだけど、これに関しては、前払金は払ってあるという話だけだけど、工事はいつからいつごろまで行うのか伺いたい。

[「建設部長じゃない、総務部長」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 違う違う、違います。

[「内容は」「11号の質問でしょう。今、11号じゃないの」「そうです。11号です」「説明したのは総務部長」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 総務部長に聞かないと。

[「ああ、総務部長。建設部長はちゃんといつまでに……」と言う人あり]

○15番（森 良雄君） すみませんね、先走っていてね。

一般会計予算では、建設部長、いつごろまでに仕事終わるというような話をしてくれて、報告第13号では説明があったんだけど、この総務費に関してはそういう話はなかったんで、今後の見通しを伺いたい。

以上。

○議長（三田忠男君） それでは、報告第11号の森良雄議員の質問に対して答弁願います。
総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この継続費につきましては、先ほど申しました旧幼稚園の改修工事と旧小学校のプールの駐車場整備は完了しております。

そして、3月議会で御承認いただいた旧湯ヶ島小学校の耐震改修工事、こちらにつきましては、本年10月31日を一応工期とさせていただいております。

以上です。

○15番（森 良雄君） はい、わかりました。

○議長（三田忠男君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） これで質疑を終結いたします。

次に、報告第12号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第13号について質疑はございませんか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

伊豆市公共用地取得特別会計の繰越明許費ですけれども、用地取得事業ですけれども、翌年度繰越金が2,600万円余ということなんですけれども、これ、場所はどこの用地を取得する予定なんでしょうか。

それから、何か1,000万円だか、1,000万円くらいですかね、先ほど説明で執行したということなんですけれども、どういう、半分程度、半分とか何分の1とか取得したと、こういうようなことでしょうか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、この繰越額で買う場所はどこかという御質問でございます。

こちらも3月議会で明許のほうを設定、補正で設定させていただいております。県道熱海大仁線の県によります改良工事、これの余剰地といいますか、その土地を買いいたいということ明許のほうを設定させていただいております。

また、支出済額、こちらにつきましては、昨年度、中学校の用地として一部契約したところ、そちらを買収してございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○13番（西島信也君） いいです。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、報告第14号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第11号から報告第14号までの質疑を終結いたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第12、議案第47号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第47号 専決処分の報告及びその承認について、提案理由を申し上げます。

今回専決処分したのは、平成29年度の介護保険法施行規則の改正に伴い、伊豆市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正法の施行日が平成30年4月1日とされているため、3月30日付で専決処分とさせていただきます。ここに報告するとともに、その御承認をお願いするものです。

詳細について、健康福祉部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうから議案第47号の補足説明をさせていただきます。

議案書の38ページの新旧対照表をごらんください。

これまで指定地域密着型サービス事業者は、条例第3条の規定により、法人に限られておりましたが、平成30年3月22日に公布された介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令に基づき、病床を有する診療所を開設している事業者を追加するというものでございます。

介護小規模多機能型居宅介護のサービスは、医療ニーズの高い利用者へ通いや泊まりのサービスと訪問介護に加えて、訪問看護の状況に応じてそれを組み合わせて行うサービスとなることから、「病床を有する診療所を開設している者」を資格要件とするものでございます。

伊豆市では、医療と介護を組み合わせる在宅での生活を支えるため、第7期介護保険事業計画において、看護小規模多機能型居宅介護の開設を平成31年4月より計画しております。そのため、県の補助金を活用し、平成30年度内での施設整備を進めるため、専決処分とし、事業者の募集を行いました。

以上、報告しますとともに、御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

この改正の対象は、診療所ということのようですが、診療所ということになると、伊豆市では限られたところしかないと思います。該当するもの、差し支えなければ、どういうところが該当するのか及び募集しているということなんで、応募があったのかどうなのか伺いたい。

以上。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 診療所というようにしておりますけれども、皆さんの認識の中では、開業医というところになります。

そしてまた、開業医の中でも、その診療所の中で病床を有している診療所というところは、伊豆市の中では対象はございません。

そして、募集におきましては、募集のほうは1件ございました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） この対象は、伊豆市だけですかね。例えば、伊豆の国、例えば私がよく大仁の医者を使っているんですけども、そういうのは対象にはならないのかどうか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） この条例改正につきましては、全国的なものでありますので、全体なんですけれども、うちの場合には、伊豆市でというところではございませんので、ほかのところというところも対象とはなっております。

ただ、住民の利用というところでは、身近なところが対象になるのではないかと考えます。以上です。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「47号だけだね」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第47号 専決処分の報告及びその承認（伊豆市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正）について、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第47号は承認されました。

ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を開きます。

◎議案第48号～議案第50号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第13、議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）から日程第15、議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第48号から50号までの3議案について、一括して提案理由を申し

上げます。

議案第48号については、定期人事異動に伴う職員給与費所要額の調整のほか、こども医療費助成の対象を18歳まで拡大する費用に708万円、修善寺小学校敷地内に放課後児童クラブを整備する費用に1,400万円、市道越路嵐山線改良工事に6,000万円など、総額1,747万円を増額し、歳入歳出予算額を168億3,747万円とするものです。

あわせて、市道越路嵐山線改良工事に係る年割額を変更する継続費の補正、放課後児童クラブ運営事業など2件について、新たな地方債の借り入れ、また市道整備事業など2件について、借入額を変更する地方債の補正をお願いします。

議案第49号及び50号については、それぞれ定期人事異動に伴う職員給与費所要額の調整を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第48号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 議案第48号、一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

まず、款項につきましては、40ページ、41ページにそれぞれ金額を記載しておりますので、御確認ください。

42ページから説明させていただきます。

なお、今回、これ以降の説明で、国庫の交付金の社会資本整備総合交付金、こちらにつきましては社総金と呼ばさせていただきます、ちょっと長いものですから、社総金と言わせていただきますので、御了解いただきたいと思います。

まず、42ページの第2表継続費の補正でございます。

こちら、8款2項の市道越路嵐山線改良工事、いわゆるみゆき橋のかけかえに伴う工事でございます。こちらの工事につきましては、まず工事の種類が、左岸の下部工、右岸の下部工、上部工、道路工と4工種を予定しております。今年度施工予定の左岸下部工、こちらの総工事費1億2,000万円を予定しており、平成30年度と平成31年度の2カ年で6,000万円ずつ支出する予定で年割額を設定しておりました。今年度、この総工事費1億2,000万円に対する社総金、補助率55%の内示がありましたので、平成31年度支出の6,000万円分を前倒しをする。このため、今年度の年割額を6,000万円増額し、1億2,000万円に変更するものでございます。これに伴いまして、平成31年度、平成32年度の年割額もあわせてそれぞれ6,000万円と1億2,000万円に変更をお願いするものでございます。

次に、43ページの第3表地方債補正でございます。

まず、地方債の追加の部分、こちらは放課後児童クラブの運営事業としまして、修善寺小学校に新たに放課後児童クラブの施設を建設します。こちらが合併特例債を活用しまして、

限度額1,330万円を追加。また、市営住宅管理事業につきましては、こちらは立野団地と中里団地の外壁の塗装工事でございます。当初財源としまして、社総金と社会基盤整備基金の繰り入れを予定しておりました。今回、その社総金の内示額が予定よりも1,836万円減額となりました。そこで、市としまして、財源についていろいろ検討した結果、こちらにつきましては、社総金の減額分と基金の繰り入れ、基金の繰り入れが2,900万円、こちらを取りやめまして、合併特例債に財源振りかえをするということで、市営住宅管理事業に4,510万円の合併特例債を財源振りかえとして新たに追加させていただきます。

続いて、変更でございますが、市道整備事業、限度額5億7,480万円を1,560万円増額し、5億9,040万円とするものでございます。こちらも社総金の補助率が事業の種別によりまして55%から50%へと減額となっているものがございます。そのようなことから、今回その減額に対応するための財源振りかえとして、起債を増額させていただくものでございます。

次に、急傾斜地崩壊対策事業、限度額3,430万円、限度額2,660万円、770万円の減額でございますが、こちらは急傾斜地の指定促進のための業務委託費1,400万円、この事業に対して起債の対象とならないということがわかりましたので、この指定促進業務委託についての起債を取りやめるための減額でございます。

続きまして、今回の補正予算、主なものに、年度当初の人事異動に伴う人件費の補正が主なものとなっておりますので、先に人件費の補正について説明させていただきます。

議案書の86、87ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

まず、86ページの特別職につきましては、こちらは共済費の負担比率の若干上がったことに伴いまして、4万円増額するというものです。

87ページの一般職でございます。こちらにつきましては、まず人数につきましては、補正前、年度当初と比べまして4人ふえてございます。これは、国民健康保険特別会計から3人、あと育休代替職員5月から1人ということで、4人ふえております。金額につきましては、給料が251万8,000円、職員手当で385万7,000円、合計で637万5,000円減額となっております。こちらは、人数がふえているわけですが、4月2日付で退職者が1人、また現在、休職中の無給の職員がおりますので、人数とは同じ動きをしてないんですが、給料、手当につきましては減額、また共済費につきましては、共済組合への負担金の率の上昇がございまして、こちらは496万円増額、合計で141万5,000円の減額となっております。

手当の内訳につきましては、その表のとおりでございます。

給料及び職員手当の増減の明細につきましても、それぞれその表にあるとおり、職員の異動等による減額でございます。

人件費につきましては以上でございます。

各科目間で職員人数の増減がございますので、それぞれ人件費の予算にこれを反映したものととなっております。

次に、歳出の主なもの、人件費以外のものを説明させていただきます。

ページ戻りまして、54、55ページからお願いいたします。

2款1項6目の支所費の需要費でございますが、こちらは中伊豆支所の警備室と3階の会議室のエアコン、これにふぐあいが生じております。夏を迎える前に修繕をしたいということで、38万5,000円お願いするものでございます。

続きまして、58、59ページ、3款1項1目の社会福祉総務費の委託料でございます。こちら、まず生活困窮者の自立支援事業の委託料32万4,000円減額となっておりますが、これにつきましては、65ページをすみません、お願いいたします。

65ページの3款3項1目の生活保護総務費で、生活保護運営事業237万6,000円を計上させていただいております。こちらは、今回、児童養育加算や母子加算などの生活保護基準の見直しがございました。この生活保護基準の見直しに対応するため、システムを改修するための費用でございます。2分の1が国庫となっております。

すみません、戻っていただきまして、59ページの生活困窮者自立支援事業につきましては、この生活保護基準のうち、この当初予算を組むときに、統計項目をそのシステムに追加するという通知があらかじめございました。ですので、この統計項目を追加する部分について、当初予算で32万4,000円計上しておりました。最終的には、今回、生活保護基準の全貌が見えまして、システム改修費を合計として先ほど言いました237万6,000円計上しますので、そちらの生活保護費のほうに32万4,000円を科目移動するというもので、減額となっております。

その他の事務事業、市民後見人育成事業の委託料、こちらは県が行っております市民後見人を育成する事業ということで、三島市、伊豆の国市、函南町、伊豆市と3市1町で共同してこの育成事業をやるものでございます。伊豆市におきましては、パンフレット等の印刷費や社会福祉協議会への委託等で81万円を見込んでございます。全額県の補助金でございます。

続きまして、59ページの下側の国民健康保険事業費でございますが、こちらはその後ございますが、国民健康保険特別会計の職員人件費の減額に伴う繰出金の減額でございます。

続きまして、62、63ページ、3款2項の児童福祉総務費でございます。児童福祉事業の708万円の増額、こちらは県のこども医療費の15歳を18歳年度末までに拡大することに伴いまして、平成30年10月1日からの拡大を伊豆市においても行うというものでございます。

大きなところとしましては、こども医療費助成を660万円お願いするものでございます。

放課後児童クラブ運営事業につきましては、修善寺小学校への放課後児童クラブの建設に施工管理委託料と建設工事費合わせて1,400万円お願いするものでございます。

4目のこども園費の7事業、新こども園建設事業につきましては、外周道路等の事業用地の確定に伴い、新たに追加測量調査が必要となったため、375万円お願いするものでございます。

次に、64、65ページの生活保護費ですが、こちらにつきましては、先ほど申したとおり、

生活保護基準の見直しに伴うシステム改修でございます。

続きまして、76、77ページ、8款2項の道路新設改良事業費でございます。こちら、まず委託料の13-47、市道新町測量設計業務委託料1,000万円の減額と、15-41、舗装修繕工事の5,000万円の減額、こちらは社総金の内示がございませんでしたので、合わせて6,000万円の皆減をするものでございます。

次の市道越路嵐山線改良工事につきましては、先ほど継続費の補正で6,000万円の年割額の増額をお願いした分の6,000万円をお願いするものでございます。

続きまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

10款3項1目の中学校一般事務事業、こちらの学校支援員報酬につきましては、中学校の英語の非常勤講師の person 費を1名計上してございました。ただ、この英語の非常勤講師につきましては、土肥の小中一貫校の非常勤講師ということで、当初、義務教育学校費に計上すべきところを、この中学校一般事務事業で計上し、科目の計上誤りということでございまして、こちらを44万円減額させていただき、次の83ページの義務教育学校費管理費で学校支援員報酬として44万円科目を振りかえさせていただきます。

また、非常勤職員の保険料、費用弁償、こちらにつきましては、通勤手当相当分が増額になったということで、それぞれそれに見合う社会保険料と費用弁償を増額するもので、お願いするものでございます。

続いて、84、85ページ、10款6項の図書館費ですが、こちらも臨時職員の賃金、これは通勤手当相当分が距離が延びたということで増額をお願いするものです。

下の10款7項1目の保健体育総務費の社会体育振興事業、こちらはスポーツ振興のために寄附を受けております。その寄附を受けて、新たにスポーツ振興用に用具を買うというもので、32万円お願いするものでございます。

以上が支出でございますので、これらの財源として、今度は歳入のほうの説明をさせていただきます。

戻りまして、48、49ページをお願いいたします。

歳入、14款の国庫支出金の民生費の国庫補助金につきましては、生活保護のシステム改修に対する補助、2分の1で118万8,000円、土木費の国庫補助金につきましては、社総金のうちの社総金と防災安全交付金、これらは55%の補助率から50%になったもの等がございましたので、有利な防災安全交付金のほうへ振りかえてございます。合計としましては、補助率が5%下がった分の1,775万円を減額するものでございます。

住宅費補助金につきましては、社総金の内示が低かったということで、1,836万円減額するものでございます。

15款県支出金のまず民生費県費補助金、こちらにつきましては、市民後見人の育成事業ということで、県から81万円、衛生費補助金としましては、こども医療費の年齢の拡大に伴いまして、県からの補助金167万1,000円。

17款の寄附金は、先ほど申したスポーツ振興のための修善寺カントリークラブからの寄附金30万6,000円。

18款の繰り入れにつきましては、社会基盤整備基金の繰り入れ、こちらは市営住宅の外壁塗装に充てる予定の基金取り崩しを合併特例債へ財源振りかえをするために2,900万円の減額。

次の50ページ、51ページにつきましては、19款の繰越金につきましては、財源調整のために1,127万円、雑入としまして、こども医療費の18歳拡大することに伴う高額療養費を103万5,000円見込んでおります。

そのほか、市債につきましては、3表のところで御説明したとおりでなっております。

以上で一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第49号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、私のほうから議案第49号 伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、89ページでございます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う職員給与費所要額の調整の補正でございます。

歳入歳出それぞれ1,053万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を43億5,946万3,000円とするものでございます。

議案書96、97ページをごらんください。歳入の部分でございます。

歳入につきましては、7款1項1目一般会計繰入金の部分でございますが、その3節職員給与費等繰入金を1,053万7,000円減額し、一般会計の繰入金を3億774万6,000円とするものでございます。

議案書98、99ページでございます。歳出の部分でございます。

歳出につきましては、総務費、1款1項1目の一般管理費、職員給与費等の2節給料667万4,000円、職員手当等229万円、共済費157万3,000円をそれぞれ減額いたしまして、合わせて1,053万7,000円を減額をいたすものでございます。

今回の補正で対象となる職員数につきましては、次のページ、100ページでございますが、給与費明細書をごらんになっていただければ、一般職、補正前が7名でしたのが、3人減の4名となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第50号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明をさせていただきます。

101ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ558万6,000円を追加し、総額を15億5,158万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、この4月の人事異動に伴う人件費の調整を行った結果、増額をお願いするものでございます。

110ページをごらんください。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業費の人件費の調整を行ったことと、112ページの業務費における職員の数の増になったための補正をお願いするものでございます。

この補正、増額の補正につきましては、108ページの繰越金を充当する予定でございます。よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で議案第48号から議案第50号までの3議案について、補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、6月15日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第51号～議案第57号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第16、議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定についてから日程第22、議案第57号伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの7議案を一括して議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第51号から57号までの7議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第51号は、伊豆市月ヶ瀬地域振興施設を設置するために必要な条例の制定を行うものです。

議案第52号は、伊豆市防災会議の実情を踏まえ、会議を組織する委員を変更するために所要の改正を行うものです。

議案第53号は、伊豆市において再生可能エネルギー発電事業の適切な運営管理と同発電設備の適正配置を誘導するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第54号は、旅館業法の改正に伴い、当該条例において引用している用語を法の定義と合わせるための改正を行うものです。

議案第55号は、地方税法施行令の改正に伴い、低所得者の軽減判定所得基準額を引き上げるために改正を行うものです。

議案第56号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、関係条項について改正を

行うものです。

議案第57号は、介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第51号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 田村英樹君登壇〕

○総合政策部長（田村英樹君） 議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書は115ページから120ページ、あわせて説明資料のほうも御参照ください。

現在、伊豆市月ヶ瀬地区におきましては、国土交通省が天城北道路のインターチェンジの整備を進めておりますが、これにあわせまして伊豆市でも整備を進めております月ヶ瀬地域振興施設について、その位置や施設の内容、事業、使用の手続等を定めるとともに、指定管理者による管理を進める施設として、その業務の範囲等を定めるため、本条例を提案するものでございます。

また、今申し上げましたとおり、この施設につきましては指定管理者による管理を予定しておりますため、指定区分ごとの利用料金の範囲につきまして、別表に定めているところでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第52号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 議案第52号について、補足説明させていただきます。

議案書の123ページの新旧対照表をお願いいたします。

伊豆市防災会議条例の一部改正についてでございますが、この条例は、災害対策基本法の法律に基づきまして、伊豆市の防災会議の組織と所掌事務を定めているものでございます。

今回改正するのは、第3条の委員の内容についてでございます。

まず、新しく第2号に自衛隊の自衛官を追加してございます。こちらにつきましては、今までは自衛隊の自衛官につきましても、防災会議の委員としてお願いしてございましたが、改正前の第3条の第5項の第9号で、「前各号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者」ということで、自衛官の方をお願いしておりました。ただ、災害対応には自衛隊の協力が不可欠でございます。しっかり条例上も自衛隊の自衛官を委員にすることを今回追加するものでございます。

また、改正前の6号、消防長及び消防団長につきましては、平成28年度から駿東伊豆消防組合に広域化をされました。そのとき、条例上は「消防長」となっておりましたが、やはり伊豆市を所管する近くの消防署職員等、委員になったほうが適切ではないかということで、

今回、「消防長」を「駿東伊豆消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者」に改めさせていただきます。

施行期日につきましては、公布の日から施行をさせていただきます。
以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第53号について、市長政策監。

〔市長政策監 田村英樹君登壇〕

○市長政策監（田村英樹君） それでは、議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

議案書は125ページから130ページになります。ごらんいただきたいと思います。

環境意識の高まりや国の再生エネルギー推進施策により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設は全国的に設置件数が増加しており、本市におきましても、特に太陽光発電の設備の設置が進んでいる状況でございます。平成30年5月末までで伊豆市内における事業面積1,000平方メートル以上の太陽光発電設備は11カ所設置されており、加えて現在、5カ所が工事中という状況でございます。

その一方で、発電設備の設置に伴う大規模な森林伐採による景観の阻害、土砂災害の発生、動植物の生息環境への影響等が懸念されるとともに、他の自治体では、周辺住民との事業に関する説明不足等により、地域住民や関係者とのトラブルが発生している状況もございます。

このような問題に対応し、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るため、今回条例を上程させていただいたものでございます。

条例の概要につきましては、景観や自然環境の保全、土砂災害等の防止のための事業を抑制する区域を指定すること、この抑制区域内において、一定規模を超える事業については同意をしないものとする、事業計画に関する土地所有者、地元自治会及び近隣関係者への説明の徹底を図ること、設備の定期的な保守点検・維持管理を実施すること、事業終了後の発電設備の適正な処分及び事業区域における跡地利用の推進を図ること、虚偽の届け出や同意を得ずに事業に着手したときなどについて、指導、助言、勧告することができること、勧告に従わないときは、その内容等を公表できることなどがございます。

なお、本条例は、平成30年10月1日から施行したいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第54号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第54号について補足説明をさせていただきます。

131ページをごらんください。

今回の改正は、旅館業法の改正に伴い、法が規定する事業者の定義に変更があったため、

土肥町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例で引用している用語を法の定義に合わせるための改正を行うものでございます。

133ページをごらんください。

改正前、改正後ありますけれども、改正前におきましては、ホテル業及び旅館業を別々に規定していましたが、改正後につきましては、法の改正により、これらの定義が旅館・ホテル営業と一体的になったため、条例の該当箇所を適当な規定を示すよう改めるものでございます。

なお、この条例は、施行期日は公布の日からお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第55号及び議案第56号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第55号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、まず最初に補足説明をさせていただきます。

今回の改正点につきましては2つございますが、まず1点目の内容といたしまして、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の減額措置に関して規定しております伊豆市の保険税条例を改正するものでございます。

議案書につきましては、137ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

国民健康保険税の軽減判定所得基準の引き上げを行うために、第21条のまず2号でございますが、規定しております5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につきましては、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の「27万円」から「27万5,000円」に引き上げるものでございます。

議案書138ページの同条第3号でございますが、2割軽減となる対象となる部分の算定方法でございますが、これにつきましては、現行の「49万円」から「50万円」とするものでございます。

今回の軽減判定基準の引き上げによります影響といたしましては、およそ25世帯50人が新たな軽減対象になるという見込みでございます。

続いて、2点目でございますが、この議案書139ページでございます。

高額療養費制度等におきまして、自己負担限度額は低く設定されている低所得者世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等に係る申告において、その事実を証明する書類の提示義務の規定の緩和を規定しております。

以上が議案55号の補足説明でございます。

続きまして、議案第56号 伊豆市税条例等の一部改正につきまして、引き続き補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、159ページの新旧対照表によりまして説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表につきましては、上位法の条項等の改正に伴いまして、伊豆市の税条例の条項、字句等の整備を含めまして、全部で37ページほどございますので、税率や新たな制度の創設に伴います改正について説明をさせていただきたいと思っております。

また、あわせまして議案説明資料の改正概要を掲げてございますので、あわせてごらんいただければと思っております。

それでは、議案書159ページの下段の第15条、個人の市民税の非課税の範囲という部分でございますが、働き方の多様化を含めまして、さまざまな形で働く人を応援するという観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げ、どのような所得にも適用されます基礎控除額を10万円引き上げ、負担の調整の比重を移していく改正でございます。

それに伴いまして、所得基準としている非課税限度額を10万円引き上げる改正となっております。

次に、160ページ、第20条、所得控除と第23条、調整控除でございますが、高所得者の軽減効果を廃止するため、基礎控除につきましては、逡減・消失型の所得控除方針を採用することとなっております。所得金額が2,400万円以下の者は43万円、2,400万円を超え2,450万円以下の者は29万円、2,450万円を超え2,500万円以下の者は15万円、2,500万円を超える者は適用なしということに改めてございます。それに伴いまして、2,500万円を超える者は、調整控除の適用がなくなることとなります。

続いて、164ページ、第45条、法人の市民税の申告納付でございますが、法人市民税の算出の際、外国子会社合算税制等の見直しに伴いまして、親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人市民税のうち、法人税等から控除し切れなかった金額を法人住民税割から控除する制度が創設されたことに伴います改正でございます。

また、資本金または出資金の額が1億円を超える特定法人の申告方法が電子申告とすることが義務化されたことに伴う改正でございます。

次に、167ページ、第48条、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金でございますが、納期限が延長された場合の延滞金については、申告した後に減額更正され、その後、さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付され部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することを規定しております。

続きまして、170ページ、第99条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免についてでございますが、身体障害者福祉法等によりまして障害者手帳等の交付を受けた者で、障害の程度により軽自動車税が減免される制度がございます。この減免申請書の提出は、「納期限7日前」であったものを「納期限まで」と期限を延長するものでございます。

続きまして、172ページの部分で、市たばこ税の部分でございますが、第101条から104条でございますが、この部分につきましては、平成30年10月1日から平成32年10月1日の3カ

年で3回に分けて、たばこ税について、1本当たり0.5円ずつ、計1.5円税率を改定いたしまして、国、県、市合わせて1本当たり1円ずつ、計3円を引き上げるものでございます。

また、最近喫煙者が増加傾向にございます加熱式たばこにつきまして、税法上の区分を創設してございます。課税標準を重量といたしまして、0.4グラムで紙巻きたばこの0.5本に換算することといたしまして、紙巻きたばこ1本当たりの平均小売価格を紙巻きたばこの0.5本に換算する改正については、激変緩和等の観点から、平成30年10月1日から平成34年の10月1日まで、5段階で実施することとしております。

続きまして、附則でございます。177ページの第20条の2でございますが、津波防災地域づくりに関する法律の改正に伴いまして、管理協定避難施設に指定避難施設が追加されたことによりまして、協定避難用償却資産に追加されたものでございます。特定割合につきましては2分の1、また電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法におきます太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの発電設備の規模につきまして整備されたための改正でございます。特例割合は6分の5となっております。

同じく20条の2でございますが、第24号でございます。生産性向上特別措置法の施行に伴いまして、中小企業を支援するための期限措置で、年平均労働生産性を3%以上向上させるために設備投資した償却資産についての税率を3年間ゼロとする特例措置を規定してございます。

次に、183ページでございます。

第22条から26条でございますが、現在、大都市を中心に地価の上昇の結果、負担水準が下落して、据え置きゾーンを下回る土地が生ずる一方、地方におきましては、地価下落の結果、負担水準が70%を超えて上昇する土地が多く生ずることが見込まれるところでございます。まずは、そういった土地の負担水準を据え置きゾーンに収れんさせることを優先的に取り組むため、平成30年度から平成32年度まで減額制度の期間を3カ年延長し、継続するものでございます。この特例制度には、住宅用地の特例や商業地等の宅地の特例措置がございます。

議案書88ページ以降につきましては、たばこ税が毎年段階的に改定されるための改正になっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第57号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、議案第57号の補足説明をさせていただきます。

議案書199ページの新旧対照表をごらんください。

この改正は、介護保険法の改正によるものでございます。

昨年9月議会で条例改正いたしました主任介護支援専門員、通称主任ケアマネと呼んでいるものですが、その資格要件からちょっと説明をさせていただきます。

介護支援専門員の資格を持ち、5年以上の実務経験を経て、平成18年度よりできた主任介護支援専門員研修を受けます。平成28年度より更新研修制度が導入され、主任介護支援専門員研修修了後5年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修を受講することが義務づけられております。

更新制度の導入により、主任介護支援専門員研修が平成18年4月から実施されていることを踏まえた経過措置を設けており、平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者が、5年経過後であっても、平成31年3月31日までに更新研修を修了した場合には、規定する日までの間に修了したものとみなすこととされております。

今回の改正は、平成31年3月31日までに更新研修を改正しているかどうかにかかわらず、その日まで主任介護支援専門員に該当する者とみなすための資格要件を保証するものでございます。

また、更新研修の有効期間5年の考え方については、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日を基準として起算するというを明記したものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で議案第51号から議案第57号までの7議案について、補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、6月15日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第23、議案第58号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第58号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合構成団体の川根地区広域施設組合が平成30年3月31日をもって解散したことに伴い、静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 議案第58号について補足させていただきます。

203ページ、204ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

この静岡州市町総合事務組合の構成団体は、こちらの別表第1、第2に掲げているものでございます。その中で、今回、川根地区広域処理施設組合が脱退するというので、規約の変更をお願いするものでございます。

この組合につきましては、平成29年度まで、島田市と川根本町の1市1町でし尿処理施設を運営しておりました。この平成29年度末をもって組合を解散したということで、今回、この静岡州市町総合事務組合から脱退するための規約の変更となります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号に対する質疑は、6月15日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第59号～議案第61号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第24、議案第59号 市道路線の認定についてから日程第26、議案第61号 市道路線の変更についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第59号から61号までの3議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第59号は、小下田の土肥高齢者能力開発センターへの進入路を新たに認定するものです。旧土肥ふじみ幼稚園の民間への払い下げ後の道路部分の分筆登記が終了したことから、新たに市道丸岡3号線として認定いたします。

議案第60号は、3本の市道路線を廃止するものです。いずれも市道として機能を消失したものを廃止いたします。

議案第61号は、2本の市道の路線を変更するものです。温泉場の、修善寺温泉ですね。温泉場の路線は起点の変更となっております。佐野路線は終点の変更となります。

それぞれ詳細について、建設部長から説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第59号から61号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第59号ですが、205ページをお願いします。

路線名は、市道丸岡3号線であります。

207ページに位置図がありまして、208ページをお願いします。

ここは小下田地区の土肥高齢者能力開発センターや西伊豆眼科及び小下田ふるさとセンターへの進入路を認定するものでございます。幅員は4メートル、延長は76メートルとなります。この路線の起終点は、小下田字丸岡1341-6となります。

この道路は、土肥地区が都市計画区域になった場合と、また払い下げした旅館用地や市管理の施設が建築基準法の接道要件を満たす道路になります。

以上でございます。

続きまして、議案第60号になります。市道路線の廃止についてでございます。

211ページに路線名、3路線あります。

まず、213ページをごらんください。

市道野白2号線になります。

214ページに詳細な図面があります。

市道野白2号線は、旧修善寺町がいわゆる市街化区域の線引きをしたときに、民地を認定してあったことが、この熊坂地区の地籍調査の中で判明をいたしました。所有者の申し出より廃止をするものでございます。

なお、この市道廃止に伴う接道要件についての問題はございません。

次に、215ページになります。215ページ、位置図になります。

市道平山2号線、これは湯ヶ島の持越、湯ヶ島ゴルフ倶楽部のちょっと下になりますけれども、216ページに詳細があります。

市道平山2号線は、持越の大型太陽光発電施設の建設に伴い、道路がつけかえとなったため、廃止するものでございます。

なお、つけかえられた道路は、分筆登記後、市に寄附され、法定外道路として管理をいたします。

次に、217ページ、市道猪之田1号線、これは湯ヶ島の大平柿木の上流になります。

218ページに詳細があります。

この市道猪之田1号線は、大平柿木の農地が国土交通省の砂防堰堤施設建設に伴う残土処分場として利用された後、土地を提供していただいた地主さんとの協議の中で、農地への進入路を確保し、農地の間にあった市道を廃止することとしました。

なお、進入路は法定外道路として管理をいたします。

続きまして、議案第61号になります。市道の路線変更になります。

まず1件目がです。221ページをお願いします。

路線番号は310481号線は、修善寺の温泉場の瀧下橋付近の市道神免王子ヶ原線の起点を変更するものでございます。起点の字が変わったことから、市道廣瀬王子ヶ原線に路線名を変更するものでございます。

222ページをごらんください。

この路線は、用途廃止に伴う道路のつけかえによるもので、現況歩き道の図の黄色い部分と赤い色のつけかえ道路との交換をするものでございます。図の回転広場は、残存する市道の敷地として寄附を受けるものでございます。幅員は2メートルから3メートルになりますが、もともとが急な階段である道路であったため、つけかえ後も階段箇所があります。自動車の交通は不可となります。

次に、224ページ、路線名が330010号線は、225ページにあります佐野地区の市道尾崎山面線を市道尾崎海棠線に終点の変更を行うものでございます。これは国土交通省が施工した、この地区に用ケ洞の砂防堰堤工事に伴う工事用道路を地元要望で残すものでございます。市道尾崎山面線の終点を市道佐野道線に接道させるため、終点を佐野字海棠258-2に変更するものでございます。路線の終点の字が変わることから、路線名を変更することとなります。

以上、3議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、6月15日開催予定の本会議にて行います。

ここで暫時休憩とします。

これで当局からの議案審議は終了いたしました。

執行部の方々は御苦労さまでございました。ありがとうございました。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時49分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙について

○議長（三田忠男君） 日程第27、静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

本件は、欠員となっております2人について、静岡地方税滞納整理機構規約第8条の規定により、静岡県下の市議会議員の中から選挙するものです。

お諮りいたします。

この選挙は、同広域連合規約第8条の規定により、静岡県下の全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。このため、選挙結果の報告につきましても、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田忠男君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に15番、森良雄議員及び16番、木村建一議員を指名いたします。

次に、候補者名簿につきましては、既にお配りしてありますので、御確認してください。ありますでしょうか。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付をしてください。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田忠男君） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 配付漏れなしと認め、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（三田忠男君） 異状なしと認め、ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、座席順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（三田忠男君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。

森良雄議員、木村建一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（三田忠男君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 15票

無効投票 1票

有効投票のうち、田形清信君 13票

鈴木正治君 1票

川口三男君 1票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、6月12日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

なお、当日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序5番の杉山誠議員まで行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午前11時56分

平成30年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年6月12日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	市長政策監兼 総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は、12名の議員により通告されております。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

本日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序5番の杉山誠議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） 最初に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

きょうは、たくさんの傍聴者がいらして、トップバッターで寂しいなと思っていましたけれども、お忙しいところありがとうございます。

質問に入ります。

新ごみ焼却場について。

佐野へ建設しようとしているごみ焼却場の予算が否決されました。否決されたことを市長としてどのように考えていますか。基本的には、コンサルタントの指導があいまいだったのではないのでしょうか。DBO方式が時代に合わないのではありませんか。時代は大きく変化しています。ITやAIの進歩は日進月歩です。ITやAI技術の進歩は、維持管理の無人化を推し進めます。

次、支度料。

市長や職員が海外へ出張すると支度料が出るようですが、支度料とはどのようなものですか。条例か何かで決められていますか。規則があるようでしたら、どんな規則があるのでし

ようか、伺います。

ここまでは3月議会でも質問したとおりです。多くの自治体では、支度料は廃止していることは御存じだと思います。それは、時代がその必要性をなくしたと見るからです。伊豆市も支度料を廃止してはいかがでしょうか。

次、カーフェリー。

エスパルスドリームフェリーが運営する駿河湾フェリーの撤退のニュースが飛び込んできました。ただただ驚くばかりです。菊地市長の新聞でのコメントは「貴重な観光資源であると同時に、公共交通・生活航路であり、これまで維持存続に向け県や周辺自治体と連携して支援してきた。発表は残念であり、驚いている」とありました。

川勝知事は、「静岡を訪れる観光客がふえ、航路のポテンシャルは大きい」とした上で、今後、関係者と存続に向けた協議を開始する考えを示したと新聞が報じています。

さて、伊豆市は、駿河湾カーフェリーに対し、どのような支援をしてきましたか、伺います。静岡市や県当局とは、カーフェリー対策について、どのような支援策を講じるか話し合いは始まりましたか。フェリー会社の赤字はどのくらいあるのでしょうか。調べていますか、伺いたい。

駿河湾フェリーの利用状況は、減少しているのですか。どのくらい減少していますか。調査しているなら、教えていただきたい。減少しているなら、何か対策を立てていますか。対策を伺いたい。

伊豆市の観光客はふえているのでしょうか。このような結果は、伊豆市への来客が減少しているとも考えられます。全体としてふえているのでしょうか。カーフェリーの客だけが減少しているのでしょうか。実態を教えてください。実態を把握しているのでしょうか。

フェリー客だけが減少しているのなら、今すぐにでも対策は考えられると思いますが、いかがでしょうか。このようなことになった理由は何なのでしょう。市長の分析はいかがでしょうか、伺います。

今すぐできる対策はありますか、伺います。

観光についての質問ですので、一言言い添えたいんですけども、土肥地区への中国人観光客がふえているのかどうなのか、非常に疑問なんです。私は、ことしの4月、上海で中国の方に大変お世話になっている。飛行機が先に行かなくなっちゃったんですね。そうしたら、懇切丁寧に、つきっきりで荷物の手配、切符の手配をしてくれた。とても親切なんです。そういう感激をして、中国客にもぜひ親切に我がまちもやっていただけたらと思います。

次に、トレイルランニングレース。

12月10日に、トレイルランニングレースが行われました。前日と書きましたけれども、前々日ですね。前々日には降雪がありました。当日の朝の西伊豆スカイラインは、凍結しているところもありました。書いてありませんけれども、達磨山へ登ろうとした人もいましたけれども、登らないとやめた人もいるぐらいの降雪だったんです。危険だからやめると、そ

ういった方もおりました。車両の通行どめはありませんでしたが、通行車両は徐行していました。通行を断念する車両もありました。山稜線歩道には積雪も見られました。当然中止だと思っておりましたが、レースは実行されました。山稜線歩道に1,500人も走れば、当然道は荒らされます。自然は痛めつけられるでしょう。オーバーユースとは思いませんか。これは12月議会でも質問しています。

実行委員会からの報告書を見ましたが、全く自分勝手な自己本位の報告書でした。市長は報告書を見ましたか、読みましたか、伺います。できたら感想も伺いたい。

道路を破壊したところはなかったのでしょうか。これから山稜線協議会が補修しようとしているところはありますか。県当局が補修しようとしているところはありますか、伺います。

協議会と県当局が、それぞれ別々のところを補修しようとしているんですね。レースで荒れたということも十分考えられます。

防犯カメラ。

最近、悲惨な事故が多いですね。そこで活躍しているといったらちょっと語弊があるかもしれないけれども、防犯カメラが登場してきます、必ずというほど。先日の新幹線の中でも、防犯カメラがあったかないかというような議論もあります。

悲惨な事件や事故が報じられるたびに、伊豆市の安心安全は大丈夫なのかと思うのは、私だけでしょうか。悲惨な事故や事件が報じられるたびに、新聞やテレビは、防犯カメラの映像を報じます。伊豆市では、何台かの防犯カメラを設置していますか。何台の防犯カメラを設置しているか。十分な防犯カメラが設置されていると考えますか。

市長は、伊豆市の地域力で伊豆市の安全安心を確保していると考えているようですが、今でもそうですか。地域力がほころびています。伊豆市の誇る消防団でも、ポンプ小屋の盗難事件が発生しています。市長は承知していますか。

地域力だけでなく、科学の力もありませんか。伊豆市の安心安全をより高めませんか。

きょうの新聞では、伊豆市の中学校の統廃合が論じられておりますけれども、教育長、子供たちの安心安全を考えてくださいよ。それからじゃないですか、統廃合は。私は佐野で、何回もこの席で言いましたよね。真っ暗なところを子供たちが、冬場ですけれどもおりにくるんですよ。目の前でぶつかりそうになるぐらいのところまで行ったって、わからないような暗さです。街灯もなければ、最近街灯つけたかな、防犯カメラなどはありようがない。

次、こども園の入園状況。

今年度のこども園の入園状況について伺います。希望者は全員入園できましたか。希望する園に入園できない子はいませんでしたか。希望する園に入園できない子は、どうしましたか。希望するこども園に入園できなかった子は、何人いましたか。

現在、発達障害児は、希望する園に入っているのでしょうか。発達障害児への対応はどのようになっていますか、ケアはされていますか。こども園では、発達障害児に対し、どのような子育て支援をしていますか、支援の内容を伺います。

入園希望者は把握していますか。希望者全員が入園できるよう、対策を考えていますか。時間がかかりますが、いつからできますか。希望者全員が希望する園に入園できるようになりますか、伺いたい。

東原住宅。

東原住宅について伺います。

この問題は、議会報告会で伺ったものです。あの廃屋が伊豆市の所有物だとは思いませんでした。市長は承知していましたか。なぜ、この住宅が廃屋のような状態で放置されていたのでしょうか。合併前からあったと思いますが、放置された経緯も伺います。

放置空き家対策が論じられているとき、市の建物がこれでは示しが見つからないと思いますが、いかがでしょうか。速やかな対策が講じられると思いますが、検討されていますか。対策について伺います。市営住宅がこれでは、民間の廃屋対策は推して知るべしですが、廃屋調査はしていますか、伺います。

ソーラー発電所。

ソーラー発電所、今話題ですよ。特に、我がまちでは。きょう、会計管理者の紹介がありましたけれども、私は、ソーラー発電所は伊豆市の財政の救世主になるんじゃないかと思っているんですよ。いわゆるメガソーラー、いわゆる巨大ソーラー発電所ですね。一体、税収がどのぐらいになるか。近隣の自治会なんていうのは、恐らく毎年何十万、下手すると100万円ぐらい経費が入ってくるかもしれませんよ。いろいろな対策は、法令にのっとって行われるはずですよ。一番問題になっているのは、そこですよ、見えないんですよ。きょう、地図を配付してくれた方がいらっしゃったけれども、等高線の出た地図をよくごらんになってください。見えるか、見えないか。

本題に入ります。

これもソーラー発電所、これも議会報告会で話題になりました。ソーラー発電所が建設されることについて、ニュータウンの方を中心に心配されています。議会報告会には多くの方が心配して来ていました。

さて、大規模ソーラー発電所は、伊豆市にとっても魅力的な建設計画ではないでしょうか。業者の力で山林整備ができないでしょうか。今、あそこを見たら、緑できれいですね。しかし、一步、中へ入ってみてください。歩けたものじゃないですよ。業者の力で山林整備ができるのではないのでしょうか。

業者の力で土砂災害などのために、防止策が講じられます。周囲をフェンスで囲むと思いますが、しかし、シカやイノシシなどの有害鳥獣対策としては、これ以上のものはないでしょう。私は、有害鳥獣対策は、要は地域をフェンスで囲ってしまえと、または山林をフェンスで囲ってしまえと、そうしない限り、有害鳥獣対策、究極の有害鳥獣対策にはなりません。ソーラー発電所、いわゆる不審者侵入防止のためもあるでしょうけれども、これ以上の有害鳥獣対策はないと思います。

観光地としては、どこでもソーラー発電所はいただけませんが、大規模発電所は住民の雇用対策にもなります。恐らく維持管理のために何人かの方を雇用するとか、当然、伊豆市は旧修善寺工業高校があった関係で、電気関係の技術者がたくさんいますよね。そういう方も雇用されるんじゃないでしょうか。

大規模ソーラー発電所はメリットが大きいと思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まずは、新ごみ焼却施設について答弁申し上げます。

組合の議会の臨時会において、平成30年度補正予算、これは債務負担でございますけれども、これが否決されました。平成34年4月施設稼働を目指していたスケジュールにおくれを来すことを大変危惧しております。新焼却施設の稼働が、仮におくれますと、当市の老朽化した清掃センターの維持管理計画にも厳しい影響が及ぶことも危惧されます。市民の皆さんの生活に支障が生じないように、維持管理にさらなる注意が必要になると考えております。

長年、これ13年でしょうか、2市の懸案事項であった新ごみ焼却施設整備であり、ようやく佐野区の皆さんに御理解と御協力をいただき、建設候補地が決定するに至りました。その方々の思いもしっかり私どもで抱きながら、今後も2年かけて作成された新ごみ処理施設基本計画書に基づき、両市民の皆さんの公益にかなう施設が着実に整備されることを期待しております。

基本計画の作成から予算化まで1年を要しております。その間にも、しっかりと議論がなされた結果の計画であり、基本計画に大きな変更がないことを期待しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市長さん、何で否決されたかということを考えてみましたか。高いからじゃないんですか。まず、それを伺いたいですよ。そこから出発しないと、何か今、市長がおくれる、おくれるというようなことばかり考えているようだけれども、なぜ否決されたのかということが全く反省がないんですけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御指摘のとおり、高くなりました。10年前には、1トン約5,000万円ぐらいで見積もっていました。この間に、今、1トン8,000万円から1億2,000万円ぐらいまで、倍ぐらいに建設費が一般的に高騰しております。これも著しく。これは皆さん御承知の

とおり、去年の5月に、私はもう一旦大きくあきらめたんですが、その後大きな状況の変化があり、伊豆の国市、伊豆市ともに適用される合併特例債が再度5年間、期限が延期されました。この背景には、東日本大震災、九州の大震災、それからオリンピックに伴う首都圏を中心とする開発の案件の増加で、著しく公共事業の建設費が高騰しています。そして、不落、不落、不落が続いた結果、平成32年までには、とても合併特例債を充てる、充当することができないという全国の状況に鑑みて、5年間合併特例債が再延長されたわけです。

つまり、全国で著しく公共事業の建設費が高騰し、しかも不落が続いている状況なんです。その中で、伊豆市、伊豆の国市のごみ焼却場だけが、10年前と同じ建設費というのは、一般的にはあり得ないことであって、私が一番、今危惧しているのは、よもや不落にならないだろうかと、どこが応札していただけるだろうかと、計画どおりつくっていただけるだろうかと、そして、市民の皆さんにとって安全安心な実績のある施設がちゃんと稼働していただけるだろうかと、ここが最も気にしているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 何か現状の計画のままで、220億円以下でもってできるのかどうかということと、全く反省していないんじゃないですか。ただ、何で高くなったんだったら、日量85トンだったかな、いわゆるごみの量が多過ぎたから減らそうとか、そういう考えはないんですか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ごみ排出量の削減というのは、今でも地道に進めておりますし、その方向はしっかり努力すべきと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 地道にやるのは、それは当然だと思いますけれども、しかし、建設を急いでいるんだと、だとしたら、しっかりと時間を無駄にしないようにやらないと。

ただ、私以外の方の例えばごみを減量しようという意見は、当然、今回の一般質問に出てくるはずですが、そういうことは全く考えていないんですか。

この間、議員は見に行っただけでも、ごみを減らそうというような視察へ行ってきましたよ。市長、当局側が考えてくれなきゃ、何のために視察へ行っただか、さっぱりわからない。ぜひ、ごみの減量化、考えていただきたい。そうすれば、8,000万円かかるんだったら、1トン減らせば8,000万円、これは何だか知らないけれども、建設費が浮くんだったら、10トンも減らせば8億円も減るんじゃないですか。当然維持管理も減っていきますよ。

それから、いわゆる燃やす量を減らそうというような考えはないのかどうか、もう一回聞きます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり、既に説明しているとおり、住民から排出されるごみの量というのは、人口減少に伴って減量される、あるいはごみの分別の努力も含めて、そこは減少するように見込んでいるわけです。そして、事業系のごみも、計画の中ではある程度減るだろうと見込んでいるんですが、しかし、ここ数年間、事業系のごみはふえているんです。今、観光を中心とする経済は決して悪くありませんので、著しく減らすということは、なかなか想定しにくい。むしろ、我々は伊豆市も伊豆の国市も、全体の総合計画の中で、経済はより維持し発展させる計画をつくっているわけですから、その中で全体のごみの排出量を著しく削減するという事は、むしろ総合計画の中の産業と矛盾してしまうわけですね。そこはそんなに大きく建設規模に影響はしないと思います。

一部、議会の皆さんから御指摘があった、あるいはほかの議員の皆さんから御指摘があるのは、災害時を考慮しなくてもいいという、これが大変気になるんです。先般も全国市長会で、もう今、災害対策というのは、どの首長も絶対に無視してはいけない、もう不測事態が許されない、災害を想定しない政策というのはあり得ない中で、災害を想定しなければ70トンになるというのは、これはもう余りにも無謀な考え方であって、全国のトレンドに全く反していて、やはり災害を我々は予期し、その中で自力で災害廃棄物を処理する、その機能だけは、これは絶対に担保しておかないと、市民の皆さんに対して私は無責任になるだろうと、ここは強く考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 災害も確かに大切です。災害で出てくるごみというのは、伊豆市の場合にはほとんど木質系のごみだと思います。対処しようはあるんじゃないですか。ただ、燃やせばいいという考えだけでは、ごみは減りませんよ。紙が一番いいですね。この間、我々が視察へ行ったところでは、まだまだ紙を相当燃やしているはずだと。紙は全部引き受けますよ、そういう業者もいるんですね。減らすことを全く考えていないんですか、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ごみ排出量の減少については、これからも着実に努力をしてまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ごみを減少させる考えがあるんだったら、ぜひ減少させる計画を立てないと。この前の建設計画は、今のお話を聞いていると全く今までと同じような日程計画

でやるんですか、それとも、新しく立て直すつもりはないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは当然、これからのスケジュールというのは、管理者会議の中で、伊豆の国市の管理者とともに協議すべきことですが、伊豆市長としては、現状に鑑みて可能な限りスケジュールを変えることなく、安全で安心な施設を建設していただきたいと、このように強く考えているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 次に移りますけれども、今の現状のやり方でもって竣工できるわけがないでしょう。ちゃんと基本的に、ごみの量とかなんかも考えて計画を立てるべきですよ。では、支度料について伺います。

○議長（三田忠男君） それでは、2番目の支度料、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 支度料は、伊豆市職員等の旅費に関する条例に規定されているもので、職員以外に議員の皆様にも同様に適用されておりますので、ほかの団体等の状況も踏まえ、今年度中に議会の皆さんとも相談をさせていただきたいと考えております。

制度については、総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 支度料の内容につきましては、先般の議会でも御説明させていただきました。海外旅行において、国内旅行とは異なる準備、携行品等に係る費用に充てるために支給されるものです。

また、市長が先ほど議員の皆様にも適用と答弁しましたが、議会の皆さんの費用弁償等に関する条例の中で、市長に支給される費用弁償に準じて支給するとなっておりますので、制度につきましては議会とも相談させていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） まだ何かもらう気でいらっしゃるんですか。議会が費用弁償なんてあるの。僕の日当なんていうのは、もう何十円しか出てないよ。早い話が、僕から言わせれば、日当なんて要らないよと、そういう時代なんじゃないですか。市長、まだまだ支度料欲しいですか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 県内、よその団体もこれからしっかり調査していきます。

例規だけ見ますと、国に準じている団体、これを含めると24団体が同じ内容の規定を持

っております。規定なしというのは11団体になっておりますので、県内のよその団体の状況を踏まえて、今言ったように、市長独自で支度料を外しますと、それは議会の皆さんも適用されているのを一方的に外すこととなりますので、そこはしっかり相談させていただきたいと申しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 議員の皆さん、皆さんは支度料欲しいんですか。議員の皆さんは支度料なんか要らないと思いますよ、僕は。早急に支度料を廃止するように、議会のあれと話し合ってくださいよ、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 何度も同じ答弁になりますけれども、しっかり相談させていただきたいと申しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 次の市長の海外旅行はいつ計画しているんですか。当然支度料が出るとしますので、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答えられますか、未定ですか。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ことしは、インドネシアを予算の中では御承認いただいておりますけれども、伊豆市長としての海外出張はまだ計画化されておられません。

○15番（森 良雄君） 次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 3番目ですね。カーフェリーです。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 駿河湾フェリーは、海上から世界遺産である雄大な富士山や海に沈む夕日を望むこともできる貴重な観光資源だと考えております。今回の撤退の公表というものは、伊豆半島にとってまさに痛恨の極みであり、この航路が存続されますよう、まずは地元西海岸の皆さんと、そして対岸の静岡市と、そしてさらには県などの関係する皆さんと、しっかり連携、協力をさせていただき、何とか支援していただくように模索、検討をさせていただきたいと考えております。

その他詳細については、産業部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから詳細について説明をさせていただきます。

駿河湾フェリーへの支援につきましては、県あるいは関係市町、観光協会、交通事業者等で構成する環駿河湾観光交流活性化協議会によるフェリーを活用した環駿河湾地域への誘客を促進する事業の展開のほか、フェリー航路の県道223号認定など、関係団体と連携して誘客やPRの支援をしてきたところでございます。

撤退の理由につきましては、燃料費の高騰や老朽化によります維持管理費の増加等のコストを補うだけの売り上げを確保することが困難であり、赤字からの脱却が見込めないからと聞いております。

次に、カーフェリーの乗客の推移でございますが、平成20年12月に現行の1隻運航の体制になって以降、東日本大震災の影響もあり落ち込んだ年もありましたが、富士山の世界遺産認定など追い風もありまして、年によって増減はあるものの、年間約14万から15万人を維持しており、大きく減少しているという状況ではございません。

一方、伊豆市への観光交流客数は、リーマンショック以降、年間約300万人を推移してきたところでございましたが、ここ数年、約360万人とリーマンショック以前の水準まで復調してきました。これは、新東名高速自動車道の開通、伊豆縦貫自動車道の開通などの効果が考えられ、こうした状況を踏まえますと、道路状況の改善によりまして陸路にて伊豆市にお越しいただいている方がふえていると考えられます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 観光客は減少しないというお話なので、結構なことではないかと思うんですけども、報道では赤字続きだというふうになっていましたよね、たしか。赤字はどのくらいあったのか。船の燃料費が重荷だというんだったら、燃料費はどのくらいかかっているのか、その辺調べておりますか。調べていたら教えていただきたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 赤字につきましては、詳細は聞いておりませんが、新聞にも出ておりましたと思います。2017年の8月期でおよそ約1億円の赤字があったということで聞いております。

燃料費につきましては、重油単価が今59円ぐらいですかね。一時期低いときで1リッター当たり41円というふうに、平成28年8月期が1リッター当たり41円だったということを知っておりまして、今現在が59円という形で18円程度上がっているということは聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 来年3月でしたか、来年3月ということになると、もう1年ないん

ですよ。具体的に何か、もう話し合いは始めているんですか、その辺を伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 県のほうでは、検討チームを既に編成していると聞いておりますけれども、我々関係する自治体のほうでは、今静岡市も含めて、県としっかり連絡、検討するチームをつくるというところまでできております。まだ具体的な話し合いには入っておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 新聞報道なんか、その後何もないところを見ると、具体的に何も入っていないという非常に僕は危惧しているんですけれども。伊豆市だけでもできるようなことはあるんじゃないかと思うんですけれども。例えば、やっぱりここは土肥地区ですよ、土肥地区にぜひ中国の皆さん、来てくださいとか、そういうことはやりませんか。僕はもう最近、中国人大好きなもので。僕は以前、もう10年以上前になりますかね、フェリーに補助金が出たことがあるんですよ、結構。だから、佐渡へ行くときなんかは1,000円で佐渡へ行って帰って来られたなんてあったんですけれども、土肥へ泊まってくれたらフェリー代半額にしてやるとか、伊豆市でできることだけでもやる気はないかどうか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市単独でというよりも、やはりまずは最も影響を受ける西海岸の皆さん、伊豆市、西伊豆町、松崎町、南伊豆町、そして下田市まで、ここは大きく現在影響を受けることが危惧されているところです。まずは、その第一当事者である私たちが、どれだけ熱意を持ってフェリーを維持しようかという志があるかということだと思います。

そこで、この駿河湾フェリーを交通手段と考えると、なかなか道路との競争が難しくなっています。御承知のとおり、道路を走る場合には、1台走れば1台の料金なんですよ。東駿河湾環状道路からは、伊豆中央道で2カ所有料道路、料金所はありますけれども、フェリーのように1台に4人乗れば、車1台と4人分の料金というのと比較をしますと、交通手段として考えると非常に厳しい。したがって、現状もそうですけれども、将来これを存続させるためには、あえて楽しいからお金を払って乗っていただくという付加価値のところが必要だと考えております。

その駿河湾フェリーを観光資源としての付加価値を高めるという意味において、我々伊豆市サイドにも、まだ努力すべき余地があると考えております。

また、東京方向からのお客様は微増ですがふえておりますので、道路がよくなることによって、首都圏から土肥まで行きやすくなる、そのお客さん方を何とか清水のほうに、さらに誘導してあげるという努力も、我々の中にまだ余地が残っているのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 次、お願いします。

○議長（三田忠男君） トレイルランニングレースですね。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） トレイルランニングレースについては、産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

議員御指摘のオーバーユースについてでございますが、12月の議会でも回答しましたとおり、特に法的な根拠があるわけではございません。以前より1,500名の参加ということもありますので、オーバーユースであったとは考えておりません。

山稜線歩道の破壊ということでございますが、トレイルランニング事務局が大会終了後に点検を実施しており、報告によりますと、多少の凹凸なり補修箇所はあるものの、歩道が崩壊したという箇所はなかったと聞いております。

報告書につきましても、現場を調査した上でまとめたものであり、複数の目で確認していることから、自己本位の報告書だったとは考えておりません。

また、伊豆山稜線歩道運営協議会の市町の担当者も、レース終了後に歩道のパトロールを実施しております。今回はレースによる歩道の損傷はなかったと聞いております。協議会によります今後の歩道の定期補修につきましては、例年6月下旬から7月中旬に協議会加入市町等の関連団体で実施しております合同パトロールがありますので、そこで点検をしまして、問題箇所を洗い出していくという形で聞いております。

また、県当局につきましては、経年劣化による修繕等は計画しているようでございますが、トレイルランニングによる補修はないと聞いております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） トレイルランニングレースでも、補修箇所はないというようなお話だけれども、具体的に一体、誰がどのように見たのか、私は非常に疑問なんです。私も入っていないからわからないけれども、できれば、今月、皆さん点検に行くんだったら、一緒に同行させてもらいたい。

あの前々日の雪が降った後に、あのやわらかい土質のところを1,500人が走れば、道が壊れるのは当然だと思いませんか。壊れないと思いますか、その辺を伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 雪が降った後の軟弱ということがありますので、多少その影響が

あったのかと思いますけれども、麻袋であるとか、すのこ等を施工しているという形で、そういう形の軟弱な地盤に対しては補強したということで聞いておりますので、余り影響はなかったと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 麻袋だ、すのこだ、補修したということで、いわゆる補強してレースを実施したと、では、それ何メートル分用意したんですか、それが1つだね。

それから、当日、一般のハイカーがどのように入山したか把握していますか、これを伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） モニタリング調査をしておりますので、当日は18名の方、戸田峠から達磨山高原レストハウスですね。そこには一応18名の方でモニタリング調査をしたという形で聞いております。

施工した延長でございますが、ちょっと今資料がございませんので。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 18名、いわゆる南北の道路に入っただけなんだな、これ。南北の道路は一般のハイカーは見えるから、計数できるだろうけれども、問題はこの仁科峠から二本杉峠の間、ここへ一般のハイカーが入ったら、ここは1,500人のレースに巻き込まれたら悲惨な状態になるということをまず僕は言っておきたいですよ。大体、この道の一番狭いところは何センチだと思いますか、40センチですよ。40センチだもん、2人は交差できない。そこへ1,500人が入ったら一体何時間かかると思いますか、1,500人がこの40センチの道を通過するのに。一般のハイカーはもう動きとれないんですよ。考えていますか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 二本杉峠からつげ峠の間は、経年劣化という形で、降雨等、あるいは自然崩壊等で私も一度歩いたことがございますけれども、本当に狭い道だと思います。そこにつきましては、最初の説明会で、そこでの追い抜きはなしだという形でのるる徹底をしているということで聞いておりますので、そこら辺では追い越しとかそういうのはなかったと思っています。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） オーバーユースという考えが、環境省にも県にも、当然伊豆市にも

ないと、今までの話からいくとないんですよ。僕は二、三百人だと思います。二、三百人、マチュピチュへ行ったとき、マチュピチュの先へ行くのには、一日300人しか入れてくれないんですね。そういうところから二、三百人と言いますけれども。

ここは特に40センチメートルの道路が続くんですから、そこを1,500人走ったら、1,500人が通過するには、通過終わるには3時間から4時間かかるんです、と思います。計算してくださいよ、10秒間に何人走るか。そうしたら、3時間か4時間ですよ、1,500人だと。そんなレースをやろうとするのは、僕はやはり、伊豆市がやると言うから、これやっているんだからね、はっきり言わせてもらうけれども。伊豆市がやらないと言えば、やらないですよ、これ。ぜひオーバーユースという考えを、オーバーユースって何だかわかんないんだったら考えてほしい。まず、ここは道は壊れる、他人に迷惑かけるからなんです。今年度もやるんですか。やるんだったら、僕もぜひ参加するとは言わないけれども、今度視察行くから。議員の皆さん、一緒に視察行きませんか。私の言っていることが、おかしなことばかりあいつ言っていると思うんじゃないかと。そんなこと言わないね、皆さんね。ぜひ私の言っていることがおかしいというんじゃないかと、ぜひ検証してみてくださいよ。

それで、ことしもやるんですか、12月ごろ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） やる方向で検討しているということで聞いております。

○議長（三田忠男君） それでは、次に入ります。防犯カメラですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防犯カメラについては全く必要ないとは思っておりません。これまで何回か御答弁申し上げたとおりです。警察のほうからは、やはり自転車の盗難予防に非常に役に立つということで、駅につけてほしいという要望がありますし、また、オリンピック・パラリンピックを見据えて、駅周辺にもう少し設置すべきであるのではないかと考えております。

その一方で、やはり私どもは地域の皆さんの目と、それから声かけで、子供さん、あるいはお年寄りの皆さんの安全を守っていくというのは、伊豆のあり方としてはあり得る、そういった地域力は十分に有しているのだと考えております。

消防団、ポンプ小屋の件については、3月議会で報告申し上げたとおりです。

詳細について、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市では何台の防犯カメラを設置しているかということなんです。市で設置している防犯カメラにつきましては、修善寺駅に4台、あと不法投棄対策で、移動用で1台、あと施設管理として図書館に5台となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） それだけしか答えてくれないの。もうちょっと真剣に考えてくれよと僕は言いたいですよ、言葉悪いけれども。

ポンプ小屋だけじゃないでしょう。過去には、ほかにも3件ほど盗難の事件があったはずですよ。そうですね。警察は何ですか、自転車盗難が多いから、あそこに、たしか大仁駅にはついていますね。そんなこと言っているんですか。僕は警察に文句言いますよ。何でそんなこと言うんだったら、道路につけると。

例えば、大仁橋からこっちに来る県道、ヤマダ電機のところ、あれしょっちゅう事故が起きて、しょっちゅう立て看板が立っている、目撃者おりませんか。何で防犯カメラが必要だと僕が訴えているのか。目撃者がいない事故が起こるからなんですよ。市長、どう思いますか、そう思いませんか。

例えば、今言ったところのヤマダ電機のところあたりなんか置いておけば、防犯カメラがちゃんと事故を把握してくれるじゃないですか。そういうことを必要だと思いませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 県道、国道の安全管理については、県及び国と協議をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ちょっとちょっとあなたね、市民の安心安全は市長の責任じゃないのかね、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市内には、国管理、県管理の施設もございますので、国、県としてしっかり協議をしながら、市民の皆さんの安全と安心を守っていきたくて考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 何で防犯カメラをつけようとしませんか、僕は不思議でしょうがないんだよね。例えば、道路、事故が起きるのは道路でしょう。市道でもいいですよ。年に10台でも設置するようなつもりはありませんか、10年たてば100台になりますよ。市民の安心安全のために、伊豆市も防犯監視能力の向上を図る気はないですか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民の皆さんの安全で安心な生活をしっかり守っていくためには、しっかり政策をこれからも進めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） こども園の入園状況について、答弁願います。
市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今年度の入園状況でございますが、申請者には第3希望まで聞いており、その中で全員が希望する園に入園しております。

また、発達障害のお子様も希望する園に入っております。こども園への入園を希望されていないお子様もいらっしゃいます。

発達障害のお子様の支援内容ということですが、こども園では発達障害のお子様に限らず、園生活に配慮が必要なお子様に対して、担任以外の職員を配置し、そのお子様の個別の支援計画を保護者とともに立て、全職員で支援しております。

それ以外にも、臨床心理士による巡回相談等がございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市当局と市民の考え方の相違は、ここにあるんだよね。市民は、第1希望で通してくれと。第2だ、第3だと言ったならば、あゆのさとに入りたいんだけど、東へ行けとか、修善寺保育園へ行けとか、そういうことになっちゃうでしょう。それでは、子育て世代にとっては非常に不都合が大きいんだと思いますよ。第1希望で全員入れるようにするような考えはないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今年度におきましては、約660人の希望園児に対しまして、7名の方が第1希望を通過しておりませんが、いずれも零歳児に対象する方となっております。その方たちも、第2、第3の希望の中で、保護者との話し合いの中で入っている状況でありますので、もちろん第1希望が全員通ればいいんですけども、やはり今後のところでは、前にも申し上げたとおりに、3歳未満児の定員をふやすというところで対応ができていくかと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 担当部長が努力しているのは重々承知しております。いわゆる待機児童が問題になっている、それから、いわゆる3歳児未満の子が入りにくい、これはどこでも同じなんですね。私が言いたいのは、伊豆市は子供が少ないんだから、伊豆市はみんな希

望すれば入れるよと、そういう町にしてもらいたいですね。

そういう希望だけ言って、次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 東原住宅、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） この東原団地は、昭和53年に建設された簡易耐火構造の2階建てで、5戸の住宅となっております。この団地につきましては、老朽化が激しく、合併前から入居募集はしておりません。

公営住宅につきましては、国土交通省の補助金を活用して建築されていることから、耐用年数が経過するまで管理することとなります。なお、この団地の耐用年数は45年で、あと5年間の残存年数があります。このことから市としては、合併当初から耐用年数が終了するまでとし、年2回ではありますが草刈り等の清掃を実施しております。

市営住宅につきましては、平成26年3月に長寿命化計画を策定しており、その中で東原住宅につきましては、耐用年数経過後に用途廃止の予定となっております。今後は、県の公営住宅課の指導を受け、用途廃止後、解体に向けて検討をしていきたいと思っております。

また、民間の廃屋対策につきましては、現在、空き家のうち管理が不適切な空き家について進めております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 東原住宅、ということは、あと5年間はそのままにしておくということなんですか。それとも、何か話し合っって、早く対応したいというふうに考えているのかどうか、伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 基本的には、耐用年数5年間ということがありますけれども、これを県のほうと調整しまして、補助金返還とかそういうものがあるかないかというのを確認しながら、例えばなければ、先に用途廃止して解体に向けていきたいんですけども、ある場合につきましては、財政当局と協議しながら、その辺を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私以外にも、空き家対策、この後質問する方もいらっしゃるんだから、市の建物のほうがこれじゃ示しつかないと思えますよ。市長さん、あなた先頭に立って、

一回見たことあるんですか。ぜひ見ていただきたい。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、最後になります。ソーラー発電所。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） エネルギー事業は国の重要な政策であって、国が進めようとしている再生エネルギーの推進というものに反対するものではありません。

他方、伊豆半島の中心部にある伊豆市においては、美しい景観の維持、それから、市として防災機能を有する森林整備という極めて大きな公益の課題もございますので、そのバランスをしっかりとってまいりたいと考えております。

詳細について、市長政策監に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

まず、山林整備につきましては、管理の行き届かない山林、これは施設整備により減少するかもしれませんが、一方で、太陽光を設置することで水源の涵養など本来の森林の持つ役割を考えると、影響は少なくないのではないかと考えております。

次に、土砂災害の点でございますが、これは森林が伐採されることで、今度は森林の持つ豊かな保水機能、この減少ということでの影響は考えられるのではないかと考えております。

それから、フェンスでございますが、フェンス、これは施設の周りに囲い込むこととなりますので、ソーラーの設置に対する有害鳥獣対策にはなると思いますが、それ以外にはなかなか効果的ではないのかと考えております。

森林の伐採によります自然環境や景観等の悪化、それから保水機能の低下による自然災害の誘発などの課題に加えまして、例えば耐用年数終了後の施設の処理方法等にも懸念があるなど、まだまだ課題が多いのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 反対するものではないということなので、反対なのか賛成なのかもよくわかりませんが、エネルギー問題というふうに分かるとしたら、再生エネルギー問題は避けて通れないと思いますよね。そういう考えを市長は何も表明していない。それでいて、反対するものではないと言っているんですね。美しい森、美しい森大好きだけれども、森林整備だって言うけれども、現実に森林整備、一歩入ってみてくださいよ、整備なんか何もされてないで、放置されているようです。私が言っているのは、瓜生野からニュータウンへ抜ける道路があるんですけれども、もう通行不能ですよ、今。10年前は通ってみたことあるん

ですけれども、だから整備もしないで森林整備なんて言っておられると、僕はちゃんと来るんですね。

たしか総合政策部長と建設部長かな、僕は言っておいたと思うんだよね。伊豆市に計画されているのは、どういうのがあるのか。私、こんな質問しているけれども、何も知らないんですよ、はっきり言って。どこで何を計画されているのか。まとめて教えてもらえるかどうか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） では、お答えさせていただきます。

前回、私のほうからも議案等の説明の中で、箇所数について報告をさせていただきました。こちらにつきましては、現在、どういったところで設置がされているかといった資料については、また後ほど議会のほうに御提示させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 11カ所という話は聞いているんですけれども、では、具体的にはそれはどこで、どんな規模の、誰がやろうとしているのか。私は、いつも何でも反対の森だなんて言われるけれども、これは賛成したいなと思っております。ちょっと難しいかな、僕が賛成すると。

要は、さっきちょっと言ったけれども、物すごく莫大な設備投資が行われる、それによって伊豆市へのいわゆる税収もふえると、だから、その辺もぜひ考慮してもらいたいんですよ。近隣住民も非常に潤うはずですよ。就労機会もふえます。整備もされます。あそこ開発すると真っ茶色になっちゃうなんておっしゃっている方もいるけれども、真っ茶色になるのは、それは除草剤をまくから真っ茶色になっちゃうんです。ぜひ検討して、正しい情報をいただきたいと思っております。

終わります。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

ただいまから45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 山 口 繁 君

○議長（三田忠男君） 次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 皆さん、おはようございます。2番、山口繁です。

議長から発言の許可をいただきましたので、発言通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

労働政策を問う。今回は7文字でいきます。

働く場所、雇用のないところに人は集まりません。日本全体の人口減少の度合いよりも、数段スピードを速めて減少を続ける伊豆市にあって、喫緊の対策課題は、人口を増加に転じさせる、あるいは人口減少を食いとめて維持をするなどということは、夢のまた夢、減少スピードを少しでも緩やかにするにはどうしたらよいか、減少を最小限に抑えるにはどのようにしたらよいのかという点につきます。

冒頭触れたように、働く場所のないところには人は集まらないし、つなぎとめることはできません。人口減少対策の中でも即効性があると思われる移住・定住策の合わせ技として、雇用の創出、維持、拡大は、大きな課題です。

雇用する側、される側、それぞれの視点に立って、総合的な労働政策を推進していくことが人口減少対策の一助になるのではないかと思います、以下に質問をいたします。

1、伊豆市における雇用の場としては、第3次産業の宿泊業、飲食サービス業、小売業、第2次産業の製造業と建設業、そして第1次産業の農林水産業が主なものとして上げられます。それぞれの産業における事業体は、いずれも1つ1つは決して大きなものではなく、いわゆる中小企業、小規模企業に分類されます。

3月定例会において、伊豆市中小企業及び小規模企業振興基本条例が制定されました。制定されたばかりではありますが、まさに伊豆市の全ての事業体が適用になるといっても過言ではない状況にあって、早期にこの条例の趣旨に沿った活動展開が期待されます。

①条例の目的である中小企業と事業者の成長と持続的発展により、地域経済の活性を図ることで、市民の福祉向上に寄与するということを達成するために、どのような政策を組み立て、どのように進めているのか、その具体策について伺いたい。

②本年度当初予算に計上された若者、女性、シングルペアレント移住施策については、特にシングルペアレントに関して、観光産業の労働環境改善に期待をするなど、雇用とのかかわりが市長施政方針で示されました。移住施策そのものは、検討のための業務委託がされるようですが、その中の雇用に関する部分について委託先に市の考えはどのように伝えるのか、伺いたい。

2、市民の生活の質の向上といった観点から、特に医療、介護、福祉や教育（幼児教育、保育を含む）の分野においては、雇用に対する十分な配慮が必要と思います。人員人材不足や労働条件の改善などの課題があるように思いますが、その点をどのように考えているのか、伺いたい。

3、市内における雇用創出については、第2次総合計画において、重点目標3の産業力の

強化の中で重要な位置を占めます。施策1の企業誘致・留置、施策2の農業分野における第6次産業化、施策3の就業支援の充実等々、これら3つの施策それぞれに雇用創出課題はついて回ります。総合計画で示したそれら施策において、雇用創出という点で成果の得られているもの、これから成果を期待するものに分かれると思いますが、そのあたりの進捗状況と今後の取り組み方針についてお聞かせ願いたい。

4、厚労省や県労働局との関係で、雇用対策協定を締結するなど雇用創出に向けて連携する取り組みがあります。伊豆市にふさわしい実効性のある協定内容が確保できるなら検討に値すると思いますが、その点はどのように考えますか。

5、働く人たちのための福祉政策について。

①住宅取得を補助するための制度として、勤労者住宅建設資金利子補給制度があります。3年間月額3,200円の利子補給は、実際に住宅取得をされた方たちから、どういう評価を受けているのか、魅力ある制度となっているのかという点が気になりますし、利用者が少ないのではないかと思います。今後の制度のありようについての見解を伺いたい。

②教育に係る費用も家計を圧迫する要因となっています。伊豆市では、教育基金による奨学金制度を実施しているとのことですが、その制度内容や利用の状況、効果性等について解説願いたい。また、新たな仕組みとして、住宅取得同様、金融機関からの借り入れがあった場合、利子補給をするような制度を創設する考えはあるのか、伺いたい。

③田方地区（2市1町）、伊豆市、伊豆の国市、函南町であります。そこに働く労働者の福祉向上を目的とした組織に、田方地区労働者福祉協議会（田方地区労福協）があります。伊豆市では、この労福協を唯一の労働者団体として認め、長きにわたり毎年助成金交付をしてきております。この労福協との連携を密にして、労働政策を推進することが必要と思います。

特に、1で取り上げた中小企業及び小規模企業振興基本条例による具体的な施策の実施に当たっては、関係者から意見を聴取するという事になっています。ぜひ労働者の視点で、企業振興のための意見や提案をする場をつくっていただきたいと思ひますし、その際には労福協の人材を有効活用していただきたいと思ひます。

また、昨年より予算措置をしている三島田方勤労者福祉サービスセンターの制度を利用することで、会員事業者に働く人たちの福祉向上を図ることができます。その会員拡大についても労福協と連携し、その組織力を生かさない手はありません。

これらについてどのように考えるか、見解を伺いたい。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

議員の御質問の件名は労働政策となっておりますけれども、その本質は人口減少対策であると理解をさせていただきました。

そこで冒頭、市長として考えを申し述べますが、人口減少問題、極めて深刻でございます。先般、全国市長会でもこの案件が議論されていたときに、私も何気なくネットで出生数、出生率と調べていたところ、合計特殊出生率ですと1.25ぐらいだと思っておりますが、人口1,000人当たりの出生率というのがあるんですね。それがたまたまネットに出ていたので、伊豆市は3.75ぐらいだったと思っておりますが、全国に814ある市区のうち、何と810位という数字が出ているんです。これは極めて深刻であって、人口の絶対数を維持するだけであれば、首都圏から引退をされるシニアの皆さんにおいでいただくことも選択肢としてはあるのかもしれませんが、それは余り根本的な解決策にはならないだろうと考えております。と申しますのは、生産年齢人口が、これから、今も厳しいんですが、加速度的に減少してまいります。今でも、医療、介護、観光の旅館・ホテルの皆さんから、それから建設もそうなんですが、とにかく従業員が不足していて、それで従業員の数で仕事を押さえているので、何としても従業員を確保したいという声非常に強くなっている中で、日本全体の生産年齢人口が減りますから、三島、沼津あたりの雇用の場はもっと有効求人倍率が高くなっていきます。

その中で、伊豆市の子育て世代は引き続き伊豆の国市に流出していますので、伊豆市の中でも働けるのに、その方々がわざわざ伊豆の国市、三島に出て行って、そこで三島、沼津の雇用先と伊豆市の中の雇用先と戦って勝ち取らなければ、従業員を維持できないという状況になって、この状況はもっともっと厳しくなるということが眼前にあるわけです。

したがって、ぜひとも議会の皆さんにおかれましても、伊豆市内にいる子育て世代の皆さんが、一体政策に何を求めているのか、ぜひそれをしっかり議会において御議論を賜りたいと思います。

詳細について、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから順番ではありませんが、5番の②を先に。

まず、伊豆市の奨学金制度ですが、高等学校が月額1万6,000円、大学・専門学校・短大等で月額2万円が貸与できる制度となっております。学校の推薦調書、保護者が市内在住3年以上、所得制限など条件をクリアした方が奨学金の申請をすることができます。

奨学金の原資は、基金を活用して、無利子で貸し付けを行っています。償還は1年据え置き、8年間で返済していただきます。平成29年度の奨学金の利用者は9名です。内訳は、高校生が1名、大学生が8名となっており、一定の効果は上がっていると考えております。就学期間が終了し、返済をしている人は14名です。

利子補給を行う制度の創設ですが、無利子の市の奨学金を有効利用促進が、教育委員会としては取り組むべき施策と考えています。また、新たな制度の創設につきましても、議員の

御提案を踏まえ、金融機関の融資制度について研究する必要があるものと考えております。
以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、市長部局の補足説明を総合政策部長からお願いします。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうからはシングルペアレントの移住施策と雇用とのかかわりについてお答えいたします。

まず、このシングルペアレントと移住対策と雇用のかかわりでございますが、人手不足が課題となっております業界や職種が、シングルペアレントが働く場として魅力的に感じられる環境であるか、また、就業サポート体制になっているかなどを精査する必要があると考えてございます。

このため、委託事業におきましては、これらシングルペアレントに対しまして、まずニーズ調査を実施いたします。そこで雇用に関する課題を整理、分析した上で、事業者との連携による労働環境の改善ですとか、移住や生活面での支援などの具体的な施策に反映させることを求めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは2番の医療、介護、福祉や教育の分野の雇用についてお答えいたします。

市内には、病院は5施設、特別養護老人ホームは4施設、認定こども園等は7施設と、多くの住民の雇用場所となっております。

医療・介護の分野におきましては、医師はもちろんのこと、看護師、薬剤師、介護助手等の専門職の人材不足、職員の高齢化が課題となっております。また、高齢者や障害者等の福祉施設においては、女性職員が多く、業務が大変なことから離職者が多いということです。法人は人材確保のため、定年後の再雇用、外国人人材の受け入れ、関係大学での就職勧誘、職員紹介制度の導入、研修費等の補助等の努力を行っていただいております。

こども園等児童福祉分野におきましては、募集しても応募が少なく、人を選べない、確保できないという状況でございます。3歳未満児の希望がふえる折、今後の人材確保が心配されております。

伊豆市では、高齢化が進み、労働年齢人口の減少が進む中、このような人材不足は深刻な問題であると考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から1の①について説明させていただきます。

中小企業の支援につきましては、今までさまざまな取り組みを行ってきました。その中で、3月に伊豆市中小企業及び小規模企業振興基本条例を定め、さらに支援強化を図りたいと考えております。

議員の御質問の目的を達成するためにはどう進めていくかということですが、これにつきまして必要なことは、やはり企業の現状を理解し、企業の意見に耳を傾けることが重要であると考えております。12月、3月の議会でも答弁しておりますが、市内の中小企業者、商工関係者、金融機関等からなる協議会を7月末をめどに立ち上げまして、その中から地域経済の活性化には何が必要か、市民の福祉向上には何が大切かを聞きとりまして、市としてできることについて、具体的な政策を練っていければと考えているところでございます。

続きまして、3番でございます。

産業力強化による雇用創出における成果でございますが、既に報告等させていただいておりますが、伊豆市有地を利用するということで、旧大東小学校跡地にナチュラルキッチン、旧天城湯ヶ島町役場跡地に東京ラスクなどが誘致され、また、大平地区の私有地ではございますが、オートキャンプ場の跡地にベアードビールの誘致が成功しまして、それぞれ多くの雇用者が創出されております。

また、6次産業化の取り組みとしまして、従来からのワサビ生産者によるワサビ漬けの加工販売のほか、近年の取り組みとしまして、アマゴの加工販売や梅を活用した加工品の製造・販売、地元農産物を加工したワインやビールの製造販売などといった取り組みが行われています。

昨年度、市内商品のブランド化を行い、アマギフトの認定を行いました。この中には、伊豆鹿肉や白ピワ茶、天城の水など多数の品目がありますが、まさに伊豆市を代表する6次産業のたまものであると考えております。

これらについては、伊豆市としてのPR、販売方法等の支援などを行い、ブランド化の強化に努めていきたいと考えております。

そのほか、就業支援の充実としまして、従来からのハローワークの情報の活用以外にも、昨年からは、伊豆の国市と合同で新規就職者のための企業の就職相談会を実施しております。今年度は、お仕事さがしフェアとしまして、地元の高校生まで対象を広げまして、約60人の来場者が各企業担当者と面談を行いました。

就業支援制度としましては、伊豆市創業者支援事業補助金を平成25年度に創設され、創業者に対する支援を実施しているところでございます。

次に、これからの成果に期待するものでございますが、事業を行うために必要な土地の情報として、空き店舗情報や非農地情報の提供を行っていき、企業誘致、留置対策を行っていきます。その中で、2年前からIT企業誘致のための施策を行っており、今年度事業としまして、青羽根にあります旧狩野幼稚園施設を活用し、4区画程度ながら中小企業の皆さんが事務所スペースとして利用できるよう改修を行いまして、積極的に誘致を努めていきたいと考えているところでございます。

また、6次産業化につきましても、今まで以上に商工会や伊豆市産業振興協議会などの関係機関と協力しまして、産業化を検討している事業者へ国や県と連携して補助事業の検討を

行いまして、販路拡大に結びつく情報の提供、アマギフトの充実などを図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、4番でございます。

雇用協定の検討についてでございますが、静岡労働局と静岡県で締結し、産業人材の確保及び育成並びに就業環境の整備の実現に向けまして、相互に連携するとされております。

また、東部地区の市町では、熱海市と富士市がそれぞれ静岡労働局と締結し、お互いが連携して働きやすいまちを実現を目指しているということでございます。

伊豆市におきましては、駅前に職業相談室が設置されておまして、雇用に対する情報の連携が行われ、また、就業に関しては、伊豆の国市と、先ほども言いましたように共同で就職説明会を実施しております。今後は、実施している市町の状況を確認し、有効に機能しているようであれば、協定について検討していきたいと考えております。

続きまして、5番の①になります。

勤労者住宅建設資金利子補給制度につきましては、年々利用者が減少している状況でございます。その理由の一つとして考えられるのは、新規取得住宅件数の減少でございます。市内の建築確認申請の提出件数は、平成28年度が101件、平成29年度は78件と減少しております。

また、2つ目として考えられるのは、伊豆市若者定住促進補助金の制度があります。この制度は、利子補給制度とは重複利用ができないために、制度として有効な若者定住補助金を利用することになると思われまます。

3つ目として考えられるのが、制度の内容になるかと思ひます。申請者及び同居する家族の総所得額や取得する建物の延べ床面積の制限があります。これらの条件が時代の変化とともに受け入れられなくなってきたことも考えられます。このことにつきましては、制度のありようを含め、今後検討していかなければならないと考えております。

5番の③でございます。

田方地区労働者福祉協議会は、田方地区に働く労働者の福祉向上、また、労働者家族の生活向上と安定を目的に組織されております。伊豆市では、その目的から協議会に毎年15万円の補助を行っております。この3月に中小企業及び小規模企業振興基本条例の中小企業等事業者の成長や市民の福祉向上に寄与する目的で設置されました。両方は、労働者の福祉を向上させる観点から、関連性があると考えられます。先ほども答弁しましたが、条例の目的を遂行するために、関係者の意見を聞く協議会を設ける方向で考えております。

福祉協議会の皆様につきましては、この協議会のメンバーになっていただくかは現在未定でございますが、議員おっしゃるとおり、意見や提案を聞く場についてはつくっていきたいと考えているところでございます。

また、三島田方勤労者福祉サービスセンター制度の加入状況につきましては、昨年度、1社2名でしたが、現在は、商工会の事務局職員が4名加入したと聞いております。加入者拡

大に向けましては、商工会と緊密な連絡をとりながら、制度のPRを行っているところでございますが、今後は、労働者福祉協議会との意見交換を行いまして、連携について協議できればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 5の②は、先ほど教育長が答弁しておりますが、教育部長、補足等ありますか。特にないですか。

それでは、山口議員、再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 再質問に入るのですが、1問にしてしまったために、ちょっと收拾がつかなくなってしまうような感じがするんですが、ちょっと順序立ててやっていきたいというふうに思います。

それで、具体的な再質問に入る前に、市長に見解を伺いたいと思うんですが、先ほど市長のほうからもお話をさせていただいて、労働政策を問うということになっているけれども、これは人口減少対策だというようなことも前触れでお話をされていますが、改めて確認をさせていただき意味で見解を求めたいと思います。

今回、労働政策を問うというそういうタイトルでの質問を組み立てました。その背景には、伊豆市の抱えている、市長も言われるように人口減少問題があるということで、まず働く場所の確保をすること、それが雇用の創出、維持、拡大ということを求めること。そしてそれには、企業誘致であり、留置であり、新事業体の創造だということがつながっていくんだらうなというふうに思うわけですね。市内の働き手、特に若い世代のつなぎとめ、それから市外から同様の世代を呼び込む重要なポイントになるということで、それが即効性のあるものだったということが、今回の質問の組み立ての中身であります。

聞きたいのは、伊豆市の人口減少対策に関して、こうした雇用面でのアプローチが移住定住を促すために重要なものであるという認識そのものに誤りがないかどうかという、ここをきちっと確認しておきたいんですが、先ほど市長はそういうふうに述べたように僕は思っているんですが、それをまず確認したいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおりです。

雇用の確保ということで企業誘致なり、産業振興なりをやっているということが1つ。それから、労働政策も別に私は軽視しているわけではございませんで、いわゆる現に働いている方々の働き方のあり方、それは例えば生産性の向上、生産性は経営者から見ると売り上げですけれども、市長から見ると生産性って市民の給料なんですよ。ですから、そこを上げていただく。

それから、やはり休んでいただく、旅館の皆さんにお話を伺うと、水曜日、木曜日はあえ

てお客様を抑えて、そこで休んでいただく。月に2回以上必ず休みを入れることによって、従業員を確保する、そういった実態の声も伺っておりますので、労働政策、働き方のあり方についても大事な観点だと認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） よくわかりました。ありがとうございます。

ということで、雇用対策、それを含めた労働政策が移住定住を促して、伊豆市の人口減少対策に寄与するであろうということは確認ができたんですけれども、ただ、移住定住策というのは、言いかえると、ただ単にそれをやると、自治体間の人口移動みたいな、伊豆の国からこっちへ来てください、三島から来る、東京のほうから来ると、ただ単に人口移動に終わってしまったのでは、日本全体の人口減少ということの問題の解決には何もなっていないというところがあるわけですね。

地方の自治体として、その日本全体の人口減少対策に対して何か打てといっても限界はあるんですけれども、やはりただの人口移動に終わらせないための仕掛けを少しでもやっていくということが必要じゃないかなと。これは先ほど市長が冒頭のとくに言われたように、やはり子育て世代というところに焦点を当てて、そこに彼らが何を求めているかということがありますけれども、その求めているものをどうやって市としてやっていけるかどうかということをしちっと打つべきだというふうに思うわけでありまして。

特に、その子育ての関係、子供を産むときから始まるんですが、それから教育もそうですね。少なくとも義務教育ぐらいまで、幼児教育から義務教育ぐらいまで、伊豆市にあつたらとても魅力的でほかの市町にはないというような教育のありようみたいなものですね。そういうものをしちっと提案する、提起していく。

それから、若者世代がやっぱり住んでもらわなきゃいけないわけで、やっぱり税収を確保しなければいけないから、居住地を伊豆市にしてもらわなきゃいけないということでは、やっぱり子育てをするにふさわしい西洋間取りの住宅があつたっていいと思うんですね。そういうものを整備する。それも伊豆箱根鉄道が修善寺まで来ている、それと、どういうところに、どういうロケーションに求めるかということもありますけれども、そういうものの合わせ技をやっぱり若者世代のために特化したものをしていくということはやるべきだろうなというふうに思います。

どういう個人としての提案ができるかどうかわかりませんが、いずれ機会があつたらそれは申し上げたいというふうに思います。

今回は、その労働政策の一番の入り口のやっぱり雇用というところの玄関口の議論ということにしたいなというふうに思って、幾つかの質問を組み立てたところでありまして。それがだらだらと長くなってしまって、ちょっと収拾がつかなくなっていますけれども、まず1番目に、雇用の場として伊豆市にある産業というのを説明しながら、全てがというかその多く

が中小企業あるいは小規模企業であるよということで、3月に決まりました中小企業者の条例ですね、あれをきちっと進めてもらいたいということの答弁もいただきました。

その中で、やはり具体的に7月末までに協議会という形で、条例には協議会をつくるなんて書いてなかったですね。意見を聞く場を設けるというふうに書いてあったんですけども、産業部長は、協議会をつくるということで、さらに実効あるものにしたいという市の思いを伝えてくれたんだろうと思います。ぜひそこには働かせる側じゃなくて、働く側の意見がきちっと入る、後に出てきます労福協というようなことも含めて、そういう人がいいかどうかわかりませんが、唯一の労働団体として認めているのはその組織でありますから、その代表者をぜひその中に入れていただいて、いわゆる経営に対する働く側としての意見を申し上げる場をつくっていただきたいということを再度お願いしたいと思います。そのことに関する確認したいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 働く側の意見を聞くことは本当に大切だと思います。まだメンバーについては、まだ詳細に決めておりません。その辺を含めまして、再度検討をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 検討するという事ですから、ぜひ前向きに進もうという前提で検討していただきたいです。労働組合という何か、経営者に対して敵対してというそういう感じにありますけれども、今や労働組合の使命というのは、経営と一体になって、その経営をいかによくしたならば、自分たちの取り分がどれだけふえるかと、こういうことも考える世界になっておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

県条例が実はこの条例の上位にあるわけですが、県条例は振興施策の総合的な策定及びそれを実施するという事、県は雇用振興政策、総合的な策定をしますよと言っています。市町との関係では、市町に協力を求めて、市町に協力をすることになっているんですけども、具体的に、これは平成28年の暮れにできた県条例なんですけれども、うちは3月ですけども、この辺の県との関係はどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 県につきましては、今議員がお話ししたとおり、平成28年の10月に制定しているものでございます。平成29年度に行った事業につきましては、2点あるということで伺っております。

1つ目につきましては、小規模企業経営力向上事業費補助金というものを設置したという

ことで聞いております。これにつきましては、小規模企業者を対象に、新サービスの開始、新販売方法、新分野参入などの事業を対象に50万円を限度に補助を行うということで、申請先は商工会という形になっております。

もう一つにつきましては、中小企業、小規模企業の意見聴取という形と商工会であるとか、中央会、商工会が推薦する経営者、県の関係課長さんという形で、その意見聴取を行ったということで聞いております。

市に対しては、直接何かあったという形では聞いておりませんので、その辺では県のほうが施策という形で行っているのかなと思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 条例の中に、中小企業者と支援機関というのがあります。これは、今ちょっとお話が出ました商工会のことだろうと思うんですね。その商工会に対して責務といいますか、これ具体的に3つの点をやれと言っているのが、市が行う中小企業者等の振興のための施策に協力をするという、それから2番目が、中小企業者等の振興のための施策の実施に関して中心的な役割を果たすべき存在であるという認識のもとに創意工夫による有益な支援を積極的に実施すると、それから3番目は、中小企業等の経営課題の解決に必要な支援を行うために、みずからの支援機能及び支援能力の向上につとめると、こういうことになっているわけです。これらは中小企業を束ねる商工会として、もう長い歴史の中でやってきていることなんだろうと思うんですけども、あえて条例の中にこれを入れたということは、さらに強化をしてやってくれと、こういうことなんだろうと思うんですね。

市は、商工会に対して、毎年1,000万円ぐらいの補助金を税金投入しているわけでありまして。平成30年度の当初予算も、29年度もほぼというか全く同額で税金投入をしているんですけども、条例をつくって、もっと中小企業のために頑張ってくれという割には、予算が同額というのはどういうことかということも含めて、ちょっとお聞きをしたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 増額というか同じ額ですよ。

○2番（山口 繁君） 同額です。

○産業部長（堀江啓一君） ごめんなさい、同額です。

やはり中小企業という中で、伊豆市の中小企業さんは減少傾向にあるということで、やはりさらに強化する必要があると考えております。補助金自体は、本当は減らしていく方向が一番いい方法なのかなと思いますけれども、やはりそこところは伊豆市としても、企業に対して積極的に支援したいという形で、今回は同額の補助金を出資させていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

いずれにしても、商工会には中心的な役割になって頑張っていたとということで、やはり企業体力、その傘下の事業体が体力がついていけば、雇用の維持拡大にはつながるということで、雇用創出の、あるいは維持拡大につながるということだと思いますので、ぜひ指導をお願いしたいと思います。

次に、②のシングルペアレントであります。ニーズ調査、いわゆる業務委託をしてニーズ調査をして雇用課題の整理をしていくというようなことがそういうテーマでやっていくということなんですけれども、いずれにしても、これが出てきたということ自体、何らかのニーズがあるというふうに踏んでいたということなんだろうと思います。

特に、前回は、市長が観光業のところできているということがあるよというようなことを言われたと思うんですが、ニーズ調査をするというのは、本当に詳細な調査をするということではそれで結構なんですけれども、今、市が執行部として確認されているのは、大体どんな分野で、観光業だけではなくて、まだほかにも何かあるのかもわかりませんが、こういう部分でのニーズというのはこれぐらいあるよというようなことが示されれば、示していただきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が市長になったころから旅館の皆さんを中心に、何とかもう少し母子家庭の皆さんを従業員として誘致してもらえないだろうか、それから夜間保育もやっていただけないだろうかということはずっとございました。ただ、政策として担当部のほうで検討させたところ、母子だけではなくて、シングルペアレントも含めて、特にサービス業の皆さんをもう少しやはり従業員を充実させなければいけない。サービス業は、基本的に土日と夜なんですよね。そうすると、選べる方にとっては、大変厳しい言い方になるかもしれませんが、働かざるを得ない方が何とか働いていただく、ちょっときつい言い方かもしれませんが、しかし、選べる方々は、どうしても平日の日中というところに集中するものですから、現状、サービス業の雇用を確保するためには、いろいろな方々に頑張ってもらわなければならないということから、このような政策を全体として組んでいるところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

12月に市長おっしゃられたと思うんですけれども、やはり住むところと仕事をするところ、職住の近接度合いというのがありますし、それから、小さな子供さんを連れてくるということがあれば、保育の問題であるとか、教育の問題であるとかというようなことも、きちっと配慮をしないとなかなかうまくいかないよというようなことを言われたんですけれども、そ

うというようなことも今回の中にはきちっと政策面として織り込むような形で入れていくんだらうと思うんですけども、その辺の見解をお聞きします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

まさしく、今山口議員御指摘のとおり、これはシングルに限らず、雇用の場として考えたときに、住む場所、それから教育の環境、子育ての環境、これら全て一体のもので進めていかなければならないと考えているところでございます。

今回、シングルペアレントという形で、ある程度特定のターゲットにしたのは、今市長が申しあげましたところもでございますので、そういった中でこれらの施策を総合的に組み合わせるため、そのためにはまず、もう一回実態としてそういったシングルペアレントに対して、そういう人たちの思いを我々が確認して、それが反映できるかどうかといったところが今回の委託のテーマにならうかと思っております。そういう感じで進められればと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

そうしたら、次にいかないと時間がどんどんなくなってしまいます。

2番目、これ健康福祉部長に答弁をいただいた、いわゆる医療とか介護とか福祉、教育の分野のいわゆる雇用の配慮が必要で、人員人材不足が結構あるよというようなことも言われておったんですが、それはよくわかりました。

よく今言われている、女性が活躍する場が多いんですけども、女性の若い人、所帯を持っていて若くて、それで自分自身が子供をあと2人目が欲しい、3人目が欲しいというところで、ちょっと産むの待ってよとか、こういう事案が全国各地でいろいろあるというふうに聞いているんですが、今そこであなたに子供生まれて産休取られてしまったら仕事は回らなくなってしまうのでというぐらいの結構雇用の逼迫があるというふうに聞いているんですけども、そんな事例というのは、今幾つか伊豆市の中にあるさまざまな分野の女性の活躍の場の中で、そんな議論がされているというのは聞いたことありますか。先生なんかもそうだろうと思うし、保育士なんかもそうだろうと思うし、その辺のあたりをちょっと教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 先ほど申し上げたとおりに、医療、介護、福祉の分野では、かなり若い女性の方とかの雇用の場になっていると思います。そして、聞くところでは本当に人材不足ということですけども、育児休暇であったりとかそういう制度は大きい病院で

あったり、福祉の施設、それから児童施設にあつては、そういう制度が確立されておりますので、育児休暇等も取りながら働いているという状況になりますが、3歳未満児の希望が多いというところでは、やはり親御さんも早くから職場に復帰するケースがとても多いという状況にあります。

そして、先ほどの雇用の状況という中で、もう少しお話しさせていただきたいと思いますが、病院のところでも、5施設の中でも大体50%の615の方が伊豆市の在住の方、それで老人ホーム等の特別養護老人ホームの中で4施設ある中でも、大体67%の方が市内在住ということで328人いらっしゃいました。そして、こども園等は7施設あるわけですが、その中でも78%ぐらいの方が市内在住ということで137人。この病院、医療、介護、福祉の関係だけでも、全体で1,080の方が市内で働いていらっしゃるということで、やはりそういう中で雇用の場があったり、そして託児ということでこども園等の施設が充実しているというところは、伊豆市にとって必要であると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 今の分野の人員人材不足、かなり顕著だということで深刻な状況だなというふうに思うんですけども、それぞれ事業者が大きい小さいは別にしてあるわけですが、その事業者のいわゆる提供している労働条件といいますか、まずは、人が集まらないという給料が安いからというようなこともあったりするんだと思うんですけども、そういう賃金面であるとか、それから先ほど育児の休暇制度みたいなものとか、いろんなそういうことを含めた間接、直接の制度がありますよね、事業者が持っている制度。そういうようなものの大きい小さいは別にしても、大きいところはかなり頑張ってくつてくれているのかなというふうに思うんですけども、そういうものの市内の事業者の調査といいますか、どんな状況になっているのか。賃金面がどんなで、休暇面がどんなで、いわゆるそういうことを含めた労働条件全般がどんなことになっているのかというようなことの把握みたいなものはされているんでしょうか。

○議長（三田忠男君） どなたに答弁を求めましょうか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今回のところで、各施設には課題というところではお伺いしておりますけれども、賃金等のそういう詳細のところまでの調査は行っておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりましたけれども、やはり人が集まらないというのは、まずは賃金というところもあるんじゃないかなという思いもありますので、やっぱりその辺の把握をきちっとしていただくということと、それから事業者に対しては、ある人が休んでもぎりぎりの人員で、定員というのをどういうふうに考えるかということなんですけれども、そうい

うようなことをきちっと促すような形をぜひやってもらわないと、いつまでたってもこの人員不足は解消されないし、そんな状況では、最後の究極的な人口増加というようなところに期待はできないものがあるものですから、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それから、企業の誘致、第2次総合計画で産業力の強化です。その中に、施策の1が企業の誘致・留置、それから施策の2が農業分野における第6次産業化、それから施策3が就業支援の充実というようなことになっているんですが、まず企業の誘致・留置に関してであります。

先ほども森議員からも話がありましたけれども、最近話題になっている事例として、企業誘致という意味では、再生可能エネルギーの事業に関する、今回条例が上程されていますけれども、それがありません。メガソーラーに関しては、社会的な風潮みたいな感じがあって、この言葉だけ聞いただけで即座に拒否感を示すような、あるいは悪者であるかのようなそういう風潮ができ上がっているというふうに思うんですけれども、やはり国の政策である原子力発電にかわるエネルギーの供給事業として、これは正しく成長させていくということが必要だろうと思うんです。そういう意味で、伊豆市の地形的な特徴といいますか、山林が圧倒的に多いという伊豆市にあって、やはりこれも森議員言っていたんですけれども、森林の荒廃対策であるとか、鳥獣対策であるとか、治山治水、あるいは周辺住民の防災対策といういろんな打つ手があって、そこをうまく組み合わせてやっていくということが必要じゃないかなというふうに思います。

メガソーラーということに関しましては、その開発行為には、やはり森林を伐採するというものですから、これはもう伐採そのものがもう既に自然環境を守るという点では逆行しているということになるんですけれども、そうであっても、そういうものをつくって景観を損ねることのないようにしなきゃいけないし、市民の安心安全を担保するというところで、その大前提で稼働を認めれば、いわゆる税収の問題であるとか、それから事業者との良好な関係で一緒になってその周辺住民、ふもと住民といいますか、上の住民もいるんでしょうけれども、安心安全の防災対策を同時に実行するというのも可能だというふうに思うわけです。

ただ、雇用面、今回のテーマは雇用面でありますけれども、雇用面では臨時的な作業の雇用はあるかもしれませんが、常用雇用の創出というのは、ばっと確保するということはどうも期待できそうにはないというのがあります。そういう意味では、今回の質問の趣旨とは少し外れてしまうんですけれども、やはり伊豆市の置かれているその自主財源の減少化というか少なくなっている状況の中で、やはり防災面を、これも自力でやるよりも一緒になってやるということのほうがメリットは出ると思いますので、折り合いがつけば企業誘致の一つになるんじゃないかなと思うのが1点であります。

それから、企業留置という点では、中伊豆温泉病院の議論がありました。とどまってもらおうという議論がありました。この中で、ある議員からも出たんですけれども、これは企業留

置だからという発言がありまして、まさにそのとおりで、地域医療の重要性ということは言うまでもないんですが、企業留置という観点からいけば、雇用が失われる、雇用の創出じゃなくて喪失、失われていくほうの事になっちゃうわけですね。留置をしないで出ていくということになりますと。ですから、そういうことも留置されたことによって、雇用がそのまま確保できるという状況ができてるというわけですけれども、その経済的価値、失われない価値はどれぐらいあるのかというようなことをきちっと定例的に検証して、その財政支援策とのバランスを見るべきじゃないかなというふうに思います。

以上2点が、直近の企業誘致と留置の事例なんですけれども、こうしたことに関して、今後どういうところに、誘致、留置に関して重点を置いて仕掛けていくのかということについての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 新エネルギーの中でも幾つかあるんですが、太陽光発電、雇用の観点から考えるというのは、なかなかそこまでの雇用という意味でのインパクトはないのではないかと現時点では考えております。

他方、中伊豆温泉病院は、私企業の内部情報ですから細かいことは申し上げる立場でもありませんし、細かいことは承知しておりませんが、事業規模で見ると、伊豆赤十字病院と伊豆保健医療センターを合わせたぐらいの規模があるんですね。それから、医師10人にスタッフで400人ぐらい、今の伊豆市で日赤と伊豆保健医療センターを同時に失うようなインパクトというものを想像すると、極めて深刻なんだろうと思います。当然、地域医療としての観点でいろいろこれまでも交渉はさせていただいてきたんですが、雇用先の確保という観点から見ると、失うことは極めて影響が大きいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 病院の話はしていただいたんであれなんですけれども、大体ざっくり、雇用のその経済的価値、失われないで済む価値はどれぐらいかというのは、目の子でこうぼっと頭に出てきますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今、中伊豆温泉病院の関係だけについてですけれども、先ほど市長が申し上げたとおりに、職員が約400人いて、そして大体55%の方の218人が市内在住者です。そのうちでも、96の方は病院の寮とかアパートで単身で暮らしている方になるわけです。それで、その中でも20代、30代の方がほとんどだと聞いております。

そうしますと、病院が市外に移転した場合には、その96名の単身の在住の方は市外に出ていってしまうというところが大変心配されるわけなんですけれども、そこではやはり市県民

税のところの数千万円の減ということと、それから温泉病院のほうでは、市内の業者のほう40業者ほどといろいろとそういう関係があるということですが、そういうところでもやっぱり数千万円というところで、かなりな影響があるというふうに考えております。

具体的な数字については、今現在での数字というのはほぼ伺っておりますが、今後そこについては精査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

次に、施策2のところの第6次産業化についてのところでありますけれども、伊豆市において農業というのは、観光業に次いで基幹となる産業だというふうに思います。ただ、農業の担い手の高齢化によって、耕作放棄地がふえていくことは間違いないということなのですが、それを踏まえて、やはりある程度まとまった耕作地があったとしたならば、従来どおりの稲作の継承、それからその他の農作物の開発、展開でつくる、それから加工する、販売するといういわゆる第6次産業化をした事業体を市が積極的に関与して、どういう方策があるのかを含めて、その事業の立ち上げを具体的に研究すべきだろうなという時期に来ているんだろうと思いますので、ぜひそれをお願いしたいことと、それから、農業と観光の連携コラボでの事業展開というのものもあるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう意味で、優良農地をわざわざ潰すことはなくて、やっぱり耕作地としての継承が困難だから、ほかの用途の開発に踏み切るということではなくて、やはりそれを最優先にするのではなくて、優良農地には優良農地にふさわしい事業というのがあると思うので、そういうものを展開していくべきだなというふうに思います。この点について、もし見解がありましたら伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも先日、市長会議で上京しましたときに麴町を歩いていたら、スーパーマーケットがあって干しシイタケスライスがあったんですね。やっぱりうちはシイタケ産地ですから、こう見たら、25グラムで350円なんですね。そうすると100グラム換算にすると1,400円、金賞なんですよ、これ。いや、ここまで、要するに加工するとそこまで高くなるかということなんですね。

伊豆市の極めてレベルの高い原木の干しシイタケをそのままの卸し値と加工して袋詰めした後の価格がこんだけ差がある。そうすると、やはり全部とは言いませんけれども、6次産業の中で、できればもう消費まで、レストランとか食堂の中で消費までいけば、さらにその経済効果は大きくなるわけです。

そういったことがもう現実としてある中で、伊豆市の公民連携のあり方、行政と地域の皆さん、いろんな業態の皆さんが一緒になって新しい産業をつくっていくというあり方につい

ては、ぜひ議会の皆さんとそのあり方について御相談をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） そういう意味では、6次産業化という意味では、素材はごろごろ、たくさんあるわけですね。その辺をちょっとアイデアを出して工夫をして、ぜひやっていただきたいですね。やっぱり1次、2次のところにいたのでは、僕はやっぱり1次、2次に、3次をかけ合わせて6次になるというそういうことですから、足し算もあるんですけども、掛け算だということで、やっぱり下に行けば行くほど価値がつくわけですから、儲けるためには6次産業だというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

それから、施策3の就業支援の充実というところですが、ひきこもりとかニートとかフリーターとか高齢者とか障害者とか、いわゆる就労困難者の実態というのは、どういうふうにおつかみになっていて、それに対してどういう対策を打っているかというようなことが即答できるようなことがありましたら、教えていただきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） ひきこもりとかニート、そういう関係の支援の関係ですけども、ここにつきましては、健康福祉部のほうでは住民の方の福祉政策というような意味合いから行っておりますけれども、生活困窮者の自立支援相談窓口を設けておまして、その中で社会福祉協議会、NPO法人等に委託して、ハローワーク等の関係機関と連携しながら労働困難者の支援を行っております。

また、ひきこもりがちな方の支援については、長期的なかかわりが必要となってきますけれども、そこにつきましても、伊豆市の中に2カ所相談事業所がございます。

そして、障害者の就労支援につきましては、伊豆市の地域自立支援協議会の中に就労支援部会というのが設けられておまして、障害者の方のそういう就労というところを皆さんのネットワークのもとに支援がされている状況です。

相談を受けた場合には、対象者の方の希望をよく聞いて、ハローワークのところに一緒に出かけたりとか、面接にも同行したりというような細かい支援をしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

ひきこもり、ニートなんかの実態把握なんていうのは、NPO法人とかそういうところがやってくれているということでもいいんでしょうか。ほかに何か窓口をつくって、ただ待っているだけでは全然わからないわけですね。それこそ、ひきこもっているわけだから、どこ

にひきこもっているのかわからないわけですから、というような実態の把握をする手法というのはどういうことか、もう一回教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） この把握については、かなり難しいと考えます。やはりこちらのほうでは、相談に来た件数というようなところである程度の数字がわかるという状況でございますので、具体的には、もっとひきこもりであったり、ニートということでお困りの方がこちらの把握以上にいらっしゃるかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

次に行きます。

県の労働局との関係で、雇用対策協定を結ぶというのは、この近辺ですと熱海と富士と言いましたかね、あるというようなことだったんですが、特に熱海市は、伊豆市に似通っていて、いわゆる観光というものをなりわいにしているというところがあるものですから、その熱海の協定というのは多分御存じだと思うんですけども、これで何か特徴的なものがあったのか、そこに学ぶものがあるのかないのか、というようなことがわかったら教えていただきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 熱海市の取り組みをちょっとホームページで見させていただきました。そうしたところ、平成27年度の取り組みという形で、労務管理講習会の実施と、熱海でお仕事就職面接会の実施という形で載っていました。それ以外はちょっとやっていないようなところもありまして、それ以降はホームページも更新されていないような状況だったみたいなんです。ですから、就職説明会とかその辺につきましては、伊豆市のほうでもやっておりますし、特段、ちょっと今のところ、まだ詳細について規定をしているわけではありませんけれども、今のところ就職説明会とかやっておりますので、今後は詳細を勉強させていただきながら、検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 協定を結んでも余り意味はないという言い方はおかしいんですけども、そういうレベルということであるなら、それがなくてもできることをやっているわけで、ただ観光をなりわいにしているということで、特徴的なものがあるかなと思ったまでです。それで聞いただけです。

いずれにしても、就職相談とかいろいろ、伊豆の国とも連携しながらやっているというこ

となので、その点は満足しているのかなというふうに思いますけれども、研究は進めていただきたいなと思います。

それから、最後のところの5番目にいきますけれども、働く人たちの福祉政策についてということで、1点目の住宅融資の利子補給の問題があります。これは5月だったかな、広報伊豆にも紹介されているんですけども、平成29年度の1年間に返済が開始した金融機関の住宅ローンが対象になっていて、5月7日から6月8日までの1カ月間に所定の手続をなさいと、いろんな条件があるんですけども、ということなんですよね、広報によると。

ほかにどんなPRの仕方をしているのかということがあるんですけども、どうもこれは、何かやっぱり条件が整ってれば補助してやるよという、いかにもお役所的な仕事じゃないかなと思うわけです。やっぱり家を建てるというときは、家を建てる時から市は面倒を見てくれるよというようなことがあって、それについては新たに利子補給をこういうふうに払いますという、そんな仕組みじゃないと、過去のやつを出してくれば金を補助してやるというのは、どうもいただけないなというものがあるということと、3年間というのは極めて短いというふうに思うので、その辺はいかがかなと思います。この辺について見解がありましたら、いただきたいです。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 伊豆市におきましては、先ほどのこの制度につきましては、伊豆市のホームページ、あと広報5月号、それとあとFM I Sの市役所からのお知らせというところで周知をしている状況でございます。

お役所的と言われるとあれなんですけれども、既にもう市内の建設業者さんであるとか金融機関さんでは、伊豆市がそういった取り組みをやっているという状況は知っておりますので、例えば家を建てたいという方がそういうところに相談をした場合には、多分伊豆市のそういう情報は伝わっているのかなという形では考えております。

3年、ちょっと今何とも言えませんが、これからはやっぱりそういうことにつきまして、先ほども言いましたとおり、制度云々のあり方も考えていかなければいけないと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

それから、教育のところは教育長から御答弁いただきまして詳しい内容がよくわかりましたけれども、1点だけ、基金とはどういうものか教えてください。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、基金について御説明を申し上げます。

こちらは、伊豆市教育資金貸付基金条例という条例に基づきまして、基金として整備して

ございます。これにつきましては、教育貸し付け、いわゆる教育に係る費用の補填というような形の目的で積み重ねたものでございまして、平成28年度末で2,544万円の基金がございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

その基金の原資は一体何ですか、税金ですか、ちょっと教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） こちらについては、旧町から引き継いだものでございまして、基本的には寄附をいただいたりというようなものでございます。平成28年度にも50万円の寄附をいただいて原資としております。いろいろ財源等はございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

それから、これは基金の奨学金制度を続けていくということを強く思うんですけれども、ほかにも何か制度でいいのがあれば研究したいということですから、ぜひまた、これはもしあれば持っていただきたいなというふうに思います。

最後に、労福協の関係でございます。

これはちょっとダブりますけれども、中小企業の基本条例の関係では、ぜひ組合の中にごか入れてほしいなというのは重ねてお願いしておきたいと思っておりますし、サービスセンターの関係もやはり制度が充実していったほうがいい制度がまたできてきますので、ぜひお願いしたいなと思っております。

最後に1点申し上げますけれども、田方地区労福協というのは、やっぱり伊豆市の唯一の労働団体として認められた存在でありまして、管轄する伊豆市、伊豆の国市、函南町に対して、行政に対する要望を出しています。それで毎回答えをもらったりしてやっているんですけれども、その中で労福協と深いかかわり合いがあるのは、静岡県労働金庫という金融機関があるんですけれども、労働者の金融機関ということなんですけれども、ここが自治体提携融資というのをやっています。自治体提携融資、実は伊豆市だけこの近くでないんです、提携されていないんです。どういうことが起きているかということ、伊豆市に住んでいて、伊豆の国市、函南町、三島、沼津、あっちのほうへ仕事をしている人がいますよね。そういう人たちが労福協を通じて、住宅資金や教育資金を借りたいといったときに、労働金庫を使うんですね、労働者の方はかなり多く使うんですよ。借りたいといったときに、伊豆市だけは自治体提携がないので、利子補給を受けられませんかというような現象が起きています。いわゆる伊豆市在住だからという理由のみで、その制度の恩恵を受けられないということがあるも

のですから、これはぜひ検討をしていただいて、伊豆市に住むの嫌という話に、こんなこと
でなるかどうかわかりませんが、というような状況があるものですから、ぜひ検討を
していただきたいなと思います。

ただ、利子補給についても教育融資にしても、それをはるかに超える、労働金庫との提携
よりもはるかに超える制度をつくっているということがあるならば、それはそれでいいと思
います。ただ、PRは広報伊豆だけではなくて、いろんな形で本当に必要な人に、必要な形
でお金が回る、市として補助ができるという形をぜひ整えていただきたいなと思います。

この点について見解があったらいただきたい。それで終わります。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 伊豆市だけがその形で結んでいないということですが、
先ほど言いました別の補助金としまして勤労者住宅建設資金利子補給制度というのがありま
すので、その辺と労働金庫さんを利用した補給制度、ちょっとまた比べさせていただきまし
て、いろんな形で検討するという形で御了解いただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により、昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（三田忠男君） 次に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。

それでは、まず、件名1、大規模太陽光発電メガソーラーについて。

現在、日本の主要なエネルギーは石油や石炭であります。これらのエネルギーは地球上
で限度があり、それらを燃やしたときに出るCO₂が環境に与える影響が大きいと考えられ
ております。対照的に、太陽光発電、水力発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電等の
再生可能エネルギーの多くは、枯渇する心配がなく環境に優しいエネルギーとして注目され
ております。

しかし、最近は大規模太陽光発電建設に対しての伊東市の事例が大きくメディアに取り上
げられていたり、伊豆日日新聞ではメガソーラー建設の特集記事がございました。太陽光発

電はエネルギー政策としては必要ではありますが、大規模となると、設置場所によっては自然環境や景観への悪影響の懸念もあることから、市民の関心も大きくなっております。

そこで、大規模太陽光発電建設に関しての市の姿勢を市長にお聞きいたします。

2番目、伊豆市の自転車への取り組みについて。

東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車競技開催地の伊豆市において、先月末、ツアー・オブ・ジャパンが盛大に開催されました。後日、新聞等でも大きく取り上げられ、市民の関心が以前よりも高いことが感じられたかと思えます。

そこで、私が以前、12月一般質問で、静岡県を進めている青い矢羽根表示に追加して自転車のマークも表示してみたいかかと提案させていただきましたが、その後の動きについて確認させていただきたい。

また、今後、自転車のまちとしての取り組みについて、自転車特区等に向けての検討はしているのか、市長にお聞きいたします。

3番目、第2次学校再編計画、白紙撤回後の中学校の今後について。

第2次学校再編計画が白紙撤回された後、子育て世代にかかわらず、いまだに多くの方から中学校の今後を心配する声が上がっており続いております。既に何度か伊豆市教育振興審議会が開催されております。

①今現在の伊豆市における小中学校の再編計画の見直しは、どのようにどこまで進んでいるのでしょうか。

そして、②意見を聞く会が各地区で開催されましたが、市民から出た意見、要望はどのようなものであったのでしょうか。

4番目、学校における危機管理について。

今後、学校内での危機管理のあり方、突発的な出来事について、校内防犯ブザー設置について考え方を聞きいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 太陽光発電について申し上げます。

まず、一般論としてCO₂対策、そして地球温暖化対策というのは、極めて重大な影響を及ぼすものと考えております。御承知のとおりと存じますが、海水温が27度にどんどん北緯に伸びていくと、台風が頻発する、巨大化する、そして緯度が高くなる。そうすると、よその国には失礼ですけれども、今まで南洋で発生して台湾方向から中国方向に行っていた台風が数多く、日本列島をまず直撃するようになるということが言われておまして、これはただでさえ災害が極めて大きな日本にとって、大きな影響であるというふうに認識しております。したがって、新エネルギーを推進するということは、公益にかなう、このようなことは言えると思えます。

他方、この観光立国であり、かつ国立公園であり、ユネスコ世界ジオパークでありという伊豆半島において、自然景観、それから防災を主として森林保全、これも十分に公益性があることでございますので、その多方面にわたる公益性の観点からバランスをとってまいりたい。市としては、先行市町の例を参考に条例を上程しておりますので、その条例については議会の御判断を仰ぎたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 昨今、本当に新聞等でも大きく問題が指摘をされております。メリットもあります。しかし、デメリットも多くあると。その背景では、国、県、市町の役割、また責任についていろいろと問題があるのではないかと思います。市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 国、県、市町村にそれぞれの役割があるということは、そのとおりだと思っております。

土地利用の森林開発での権限等々は、必ずしも市町村にない場合がございますし、それから、エネルギー政策はどこの国においても重要な国策の中で、FITの採用基準はどのようにするかということ、それから、全体のエネルギーバランスをどのようにとっていくかということは重要な国策ですので、市町村は、市町村長としての市民の公益、安全な生活をしっかり守っていくという責務がある中で、エネルギー政策については、やはり国、県にしかるべき役割もあるのだろうと考えております。そこのバランスを図ることはなかなか難しいですけれども、そこのバランスを考えざるを得ないというように認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） やはり太陽光発電についてもそうなんですけれども、ソーラーパネルがかなり市内には既に設置されているところが多いと認識をしております。

そこで、ソーラーパネルが、例えば20年なり、30年なり、事業が終了した後に、ソーラーパネルをしっかりと撤去してもらえるのか、または、その事業終了後のパネル撤去した後の土地の利用だとか保全についても指導してもらいたいという市民の声があるのですが、その辺についてお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そこはもう数年前から、市長会の中でも最終処分の課題については指摘をされているところでした。私は技術に詳しくありませんので、どういう問題なのか当初

わからなかったんですが、パネルを最終的にはがしたり、処分したりというところがまだ確立されていないと聞いております。

一般的に20年と言われておりますけれども、20年、30年後に、利益を上げた後、そして事業を廃止した後、どのようになるのか。森林開発の事業というのは、ほかにもスキー場とかゴルフ場とかあったんですが、どれがいい、どれが悪いというわけではありませんけれども、事実の問題としてゴルフ場が廃止されてもキャディーハウスなんか残るんでしょうけれども、ほとんどの土地は原生林に戻っていくわけですね。ところが、太陽光発電の場合には、数十ヘクタールにわたって、そこにソーラーパネルが残ったままというのは、やっぱり著しく問題なんだろうと思います。

他方、その事業計画の中では、当然最後の撤去というのは義務づけられているにせよ、ちゃんと撤去してくれることの担保というのはやはり気になるところです。規模も業態も全く違う案件ですが、伊豆市の中では、土肥のある地区である事業が倒産されたケースがあって、そうするとわかっているんだけど、何もできないということ、全然違う事業なんです、私が市長になってから経験しているものですから、事業が頓挫、あるいは終了した後もしっかり最後まで撤去していただけるというその担保をどのように、国策としてとっていただくかというところは極めて関心の高いところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今回、伊豆市のホームページでパブリックコメントを実施しまして、広く意見を募集してきたと思われま。その中で市民が心配されていると思われる意見が幾つかあったと考えられるのですが、その市民の意見の中、市長が心配されることと同じ心配ごとがあったと思われる意見があれば教えていただきたいのですが、よろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） 市長政策監で回答させていただきます。

パブリックコメントにつきましては、平成30年4月2日から5月1日、約1カ月でございます。この間、募集をさせていただきました。その中で、意見の提出というのは全部で9人の方で、内容としては23件の意見が出てございます。

この意見の中を見ますと、こういったものはやはり抑制すべきであると、そういうことで条例の制定に賛同の御意見がございました。また一方で、これらの条例につきましては、例えば土地利用、そういったものにかかわる財産権等の侵害に当たるのではないかというような意見もございました。全体で言いますと、やはり防災の観点、景観の観点といった御意見もありました。

そういう中では、今市長が言われた例えば事業終了後のところというようなところは、その点につきましては今回の条例の中でその旨の考え方は載っていたんですが、それらを含め

まして、まず基本的に安全安心の部分に対しての懸念というような意見が市民の意見として多かったように思います。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、こういったことをやるにしても既存の法律、そういったもので十分適切に対応できるのではないかという御意見もございました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） そうですね、今議会で条例のほうも出されておりますので、再生可能エネルギーについてはこのあたりに、また太陽光発電についてもその条例を決めるところでしっかりと審議をしていきたいなと思っておりますが、実は先日、修善寺のニュータウン自治会のほうから議長宛てにメガソーラー等大規模森林破壊に関する規制の要望書のほうが出されております。同時に、メガソーラーの条例に関するいろいろな要望書とか意見書も出されているようですので、しっかりと議会のほうでも審議を進めていきたいと思っておりますが、伊豆市としてもしっかりと姿勢を明確にさせていただき、こういうエネルギー政策に関することですので、今後、市のエネルギー政策にもかかわる、また所得だとかいろんなところにもかかわると思っておりますので、しっかりと検討していただきたいと思いますと思っております。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 自転車ですね。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 次は、自転車への取り組みについて。

このたび、愛媛県の今治市長ほか8市の市長が呼びかけ、世話人となり、自転車を活用したまちづくりを推進する全国市長村長の会、これ仮称なんですけれども、というものが設立の準備が進められております。サイクリングによる活性化では、しまなみが先行している例なんです、そこの今治市長さん、尾道市長さんが、ぜひ自分たちの成功例を全国に広めたいというような御趣旨と伺っております。伊豆市もこの会に賛同し、自転車を活用したまちづくりに向けて、全国の事例を参考に、特に伊豆半島内の市町との連携を図りながら進めていきたいと考えております。

詳細について、産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから詳細について説明をさせていただきます。

矢羽根表示への自転車マークの追加についてお答えします。

昨年、静岡県が実施しました沼津市内の矢羽根につきましては、矢印のみで自転車のマークはありませんでしたが、当初は試験的に実施したということで矢印のみだったということで聞いております。

現在、静岡県が実施しております矢羽根につきましては、土肥地内では既に自転車マークが表示されていると聞いております。引き続き、県では伊豆半島を周遊、縦断するような国

道、県道については、矢羽根の準備を進めていくということで聞いておりますので、それに合わせて自転車のマークも設置していくものと考えております。

このことによりまして、ドライバーもサイクリストも、矢羽根や自転車マークの意味を理解し、安全なサイクリングが楽しめる地域になるよう進めていきたいと考えているところでございます。

次に、自転車のまちとしての取り組みでございますが、議員がおっしゃられました先月末に開催しました第21回ツアー・オブ・ジャパン伊豆ステージでは、自転車レースをより身近に感じていただくために、8年ぶりに修善寺駅前からパレード走行を実施しまして、駅前の皆さんを初め、多くの市民の方に自転車レースを楽しんでもらいました。

また、大会1週間前につきましては、レースに参加しますプロチーム「ブリヂストンサイクル」の監督や選手が小学校に訪問していただきまして、交流することで、子供たちに自転車への興味を深めてもらったところでございます。

東京オリンピック・パラリンピック推進課においては、現在、昨年に引き続きまして、市内こども園でランニングバイク等で出前教室を開催しまして、子供たちへの自転車の魅力を発信しているところでございます。

次に、自転車のまちの取り組みとして、自転車特区という御提案でございますが、特区制度につきましては、各規制について特例措置を設けるものでありまして、どのような特例措置をとるかにもよりますけれども、例えば自転車専用レーンとかありますけれども、これにつきましては、伊豆半島は狭隘道路ということもありますし、自転車のみならず、自動車、歩行者にも配慮した交通政策が必要ということがありますので、慎重に検討していくべきものだと考えているところでございます。

いずれにしても、伊豆市単独でということとはなかなか難しいのかなと思います。美しい伊豆創造センターであるとか、狩野川周辺サイクル事業推進協議会等がありますので、まずはいろんなところから意見を聞くことから始めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 自転車特区というと、なかなか考えるのは難しいかなと思っております。海外では、やはり自転車を中心としたまちづくりということで、車よりも自転車をメインの移動方法として取り入れるような政策なんかもあるようなんですけれども、伊豆市としても、やはり市民に自転車にしっかりと乗ってもらうということがまず大事だと思うんです。そのためにはやはり、これは市民からのある人の意見なんですけれども、市役所のほうで自転車に皆さん乗っていただいて、車ではなく、なるべく自転車で公務を動いてもらったらいんじゃないかという意見があるんですけれども、市長としてそういう意見にどう思い

ますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 自転車によるまちづくりというのは、私はとてもいい事業だと思っています。今朝も私、40分ほど乗ってきたんですが、やっぱり危ないですね。この時期、夏草が路側から大分伸びていて、たった50センチ車道に入るだけでも正直言ってかなり危ないです。路側が狭いところ、それから石が溜まっているところ、これは市民でできる程度の整備なんですけど、伊豆市というのは人口の割に交通量が多くて、必ずしも市民の道路愛護の中でやっていただくには安全でない場所があるので、これも事業としてどうやって、まずは安全な走路を確保するかというのも一つの課題です。当然、自転車に優しい道路づくりは、かなり時間とお金がかかります。

そして、2つ目の課題として、特区にする場合には、どういった事業を特区にすべきかという課題が残ります。そこでそういった前提を踏まえて、去ら去りながら、まずは市の職員及び市の議員さんからできることがあるのではないかというのは、一考に値するかなと思います。ただ、その際には当然、市役所側、今、下にシャワーはあるんですけども、シャワーを浴びて着替えてということをして市民の皆さんから、市の職員は何だか知らないけれども、いつも汗かいて着替えてというようなことは、実はこれは政策として自転車を使っているんですということを御理解いただければいけませんし、職員に移動の手段とか、あるいは通勤手当の兼ね合いで、これは政策として正しいから私も職員として頑張るという意識を仮に持ってもらわないと進まない事業ですので、そののまず意識の啓発から始めてまいりたいと思います。

市の公務として、どこまで自転車を使えるかは、少し検討の時間をちょうだいしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） そうですね。なかなかこれを聞くと、自分も頑張らなければいけないし、周りからの熱い視線とか冷たい視線を感じるわけでございます。

ただ、やっぱりここについて、やはりふだんから自転車に乗っている特にサイクリストに意見を、私、求めました。そうしたところ、実際、では、無理にでも市の職員に乗ってもらえばいいかということ、そうでもない。実際は、言葉は悪いですけども、嫌々自転車に乗られては困るんだと。そういう環境とかそういう光景を目にすると、自転車が楽しくないとそう思ってしまう。だったら、市民に乗ってもらうために、例えば今子供が生まれましたら、車にチャイルドシートをつけます。そのときにも補助金が市のほうから出ていると思われま。それと同じように自転車にも、やはり自転車を購入したときに上限を決めて、何割になるかわかりませんが、自転車に対するこういう補助金なんかを整備していた

できれば、例えば子供が通学するのに自転車で通うこともできます。駅まで行くために通勤で保護者の方なんかも利用できます。例えば年配の方なんかは、こういう声が多いんですけども、電動自転車を買いたいんですけども、ちょっと年金生活では厳しい。そうしたら、市のほうで幾らか補助してくれたら、私たちも自転車に乗れるんじゃないか、この起伏の激しい伊豆市の中でも自転車に乗っているやっぱり同世代の年配の方たちを見ると、きつい坂道でも自転車で立ちこぎをせずに座ったまま楽々と上っている姿をよく見るんだよと。

以前、虹の郷のほうで、電動アシスト自転車の走行会というんですか試乗会をやっていたきました。私もそのとき参加させてもらったんです。そこでもやはり年配の方が実は多かったんですね、参加する方が。そういう方からもそういう意見をかなり聞いていますので、市民の皆さんに楽しく自転車に乗ってもらうために、市の政策として自転車を購入するための補助金を整備してもらったらどうかという意見があるんですけども、そういう御意見としてどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 電動自転車は劇的に社会生活を変えとも言われておりまして、ドイツのある市では、既にEバイク、電動自転車がどのように変えていくかということに相当真剣に考えているところがあります。実は、その市は1970年代から環境先進市として、もう世界で名の知れたまちなんですけれども、人口はそんなに多くないところなんですけども、もともと自転車を使っているドイツにあっても、さらに電動自転車の出現で劇的に社会を変えていくというようなことに今トライしているところだそうです。

そういった中で、健康管理の問題、それから環境の問題として自転車をいかに活用するかというのは、大きな課題になり得るんだろうと思います。これは日本全国、どこの市町でも共通だと思いますけれども、やっぱりそういった望ましい事業を東京2020大会の自転車競技の開催地である伊豆市がやるということは、やっぱり特別な意義があると思っておりますので、ぜひそこは検討させていただきたいと思います。

ただ他方、自転車の購入費にどこまで公金を充てられるかというのは、なかなか公金の支出の扱い方の問題もありますので、少しそれも、まずは庁内で検討させていただき、しかるべきタイミングで議会の皆さんとも御相談をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 市長、ありがとうございます。

今、ドイツのあるまちではということころは、多分コペンハーゲンのことなのかなと……コペンハーゲンじゃないですね。ドイツのほうでやはりそういうまちづくりとして、かなり先進的な、世界的にも先進的なすばらしいまちがございます。そのドイツには、「トラック1台分の薬より1台の自転車」という言葉がございます。やはり日本にも「健康は足から」

「老いは足から」という言葉がございます。そのように、皆さんが自転車に乗っていただくことによって、市民の皆様の健康増進に役立てていけると私は思っております。

そして、さらには、自転車に乗ってもらうことが第一なんですけれども、その後、自転車の駐輪場の整備というところもかなりかかわってくるのかなと思います。修善寺駅の例えば駐輪場におきましても、なかなか駐輪場の整備というところが行き届いているとは考えにくいかなと思います。

そして、やはり観光で、例えば修善寺の温泉場ですとか、修善寺の温泉場だけではございません。やはり中伊豆地区でも天城地区でも土肥地区でも、素晴らしい観光地がございます。そういう観光地に自転車で訪れる方が最近では徐々にふえているということも聞いておりますので、そういうところにやはり自転車をとめるための駐輪場の整備が必要かと思っております。

また、ロードバイクで来られる方がかなり多いです。そういうロードバイクというのは、市長もお持ちでいらっしゃると思いますので御存じかと思いますが、かなり高額なものが多いと、10万円、20万円、中には100万円近くするようなロードバイクもございます。そういうものを例えばちょっとコンビニに寄りまして、コンビニの壁とかそういう塀に立てかけて置いたりとかするんです。最近では伊豆市のほうでも頑張っていたので、自転車ラックなんかもよく置いてありますが、なかなかそこに手軽にかけて、中で買い物をしているというのなかなか難しいんですね。やっぱり100万円が外に置いてあって、中で買い物を悠々とできるかなという、ちょっと難しいと。そうしたときに、やはりパーツを盗まれてしまったり自転車にいたずらをされてしまう、そういう心配があるので、なかなか自転車をお持ちの皆さんも気が気ではないらしいんです。そうしたときに、やはり駐輪場の整備はもとよりも、そういう高価な自転車もしっかりと保管しておけるような例えばボックス型の自転車の駐輪ボックスみたいなものがあったらいいのかなと思います。そういうことをやはりサイクリストに聞きました。そうしましたら、やはり自転車は高価なものなので、少しぐらい別にお金を払ってでも、自転車をその中にとめておきたいと思うよと、そういう回答がありました。市長として、そういう駐輪場の整備というのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 駐輪場を含む自転車の活用環境というのは、日本はまだまだおくられていると思います。修善寺駅も大変気になるんですが、あそこは多くの方が通勤、通学で利用されていると思いますので、まずは伊豆箱根鉄道さんともうちょっと改善策を相談をさせていただきたいと思います。

それから、まちなか利用の場合と、それから観光なんかのサイクリストの場合とは少し違う場合があるんですけれども、まちなか利用のレンタサイクルですと、今であればGPSがつけられます。あるいはほとんどついていきますので、お客様がどう動くかも検証できる。したがって、DMOにも活用できますので、レンタサイクルの使い方というのは観光政策にも

大いに参考になろうと思っています。

私は、ドイツの場合には、フライブルクというまちがすごく先進例ですので、またネットで見ていただければと思うんですが、台湾には私、二度行きまして、プライベートで行ったときにはレンタサイクルで2時間ほど走りました。これはもう道路、サイクリングロードも、それから自転車ステーションも、それから持っている台数、それから貸し出しのところはそこ自体が公園になっていますから、正直言って日本よりはるかに進んでいるんですね。

皆さん御承知ですね、橋が地震で揺れないように橋の端っこは鉄である程度振動が吸収できるようになっているんですが、あそこは台湾では、滑りどめ加工までしてあるんですね。本当に自転車は、台湾の台北のほうが先進都市です。

それから、まちなかのレンタサイクルもやはり数、もちろん台北は300万都市ですから伊豆市とはちょっと比較にはならないんですけども、その充実度というものは、むしろ日本のほうはそういったところを参考にさせていただいて、しかるべくインフラ整備をしていく余地がまだまだあると、このように認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、やはり橋だとかそういうところもかなり整備がされていると。

日本では、例えばマンホールなんか雨の日は滑りやすくなっております。そういうところもやはり整備が必要なのかなというふうに、私も自転車に乗った経験がありますので、そのような感覚は持っています。

また、これも市民からの意見があったんですけども、災害対策として自転車が活用できるのではないかという意見がございましたので、少し紹介させていただきます。

実は、大規模な災害が生じた際には、道路が寸断されたりだとか破壊をされたりすることが想定できます。そうしたときに、やはり自動車で動くことを想定した道路ですので、少しでも破壊だとか寸断がされますと自動車が全く使えない状態が起こります。しかし、自転車であれば走行帯がわずかで済みますので、自転車によって大規模な災害のときにも逃げることも可能ですし、また物資を運ぶということも可能になってくると思うんですが、市長、そういう災害対策について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 災害時における主として、情報収集手段としての自転車は極めて有用であろうと考えています。東日本大震災の被災市町の皆さんのお話を相当程度伺ったんですが、燃料の確保に物すごく苦労した、燃料が確保できなかったというようなことを大変多く聞いております。当然、車が走れないところはバイクが望ましいんですが、バイクの燃料が要りますから、そういった意味では、まずは情報収集手段として、あるいは職員の登庁手段として自転車というものは有用なんだろうと思います。

そうすると、例えば船原峠はきついかいろいろおっしゃるんですが、60歳になる私でも天城峠越えられましたから、若い皆さんであれば、今の普通のロードバイク、あるいは状況によっては電動バイクを使った場合に、復興復旧、人助けまでは難しいと思いますが、まずは移動手段としては十分に活用できるものと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 次に、お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、学校再編計画ですね。答弁願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、まず最初に、伊豆市教育審議会の審議経過につきまして、1月の議会全員協議会でも経過の御報告をさせていただきました。その後、3月には、意見を聞く会の開催や4月から5月にかけては、こども園、保育園に出向き、保護者より、よりよい中学校の教育環境について意見を伺い、教育審議会では5月から6月にかけて集中的に議論を重ねていただきました。

答申内容は、過日議会でも御報告申し上げたとおりでございます。さらに、昨日、答申書として審議会の菊地会長、勝呂副会長より私に御報告をいただいたところでございます。

教育委員会では答申書について、速やかに審議を開始し、よりよい中学校の教育環境の方針を定め、総合教育会議等でも協議し、具体的な計画案づくりに着手してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の意見を聞く会の様子ですが、これまで6小学校区ごとに、保護者、地域住民を対象に意見を聞く会を開催し、加えて6つの保育園、こども園に出向き、子育て世代からのさまざまな御意見を伺ってまいりました。

主な御意見、要望としては、競争をすることで学力の向上をさせたい。友人、ライバルが多くいてこそ学力が向上する。それから、専門の教科の先生が多くいてこそ学力の向上が図れる。それから、少人数で個に応じた指導をしてほしい。

人間関係につきましては、多様性のある友人関係を望む。複数クラスで人間関係を広めたい。多くの人間性と触れ合えることを望む。少人数の中では人間関係が固定化し、逃げ場がない。多くの人間関係の中でもまれないので、社会に出てから不安。少人数のほうが安心できる集団となり、深いかかわりができる。

通学面については、中伊豆、天城は通学時間が長く、トラブルが心配。安全面、防犯面が心配。通学費の補助が必要。

部活動に関しては、整った環境で好きな部活動を選ばせたい。運動部、文化部とも広い選択肢の中から選ばせたい。部員数が多く活発な部活動を希望する。先生の数が多い中で専門の先生から指導を受けられるとよい。

その他としまして、規模が大きいほうがPTAなどの役が分担できる。

以上が比較的多く出された意見、要望でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 事細かく意見のほうを述べていただきまして、よく理解ができました。

本日の朝刊で、教育振興審議会から答申が出されたということが伊豆日日新聞、また静岡新聞のほうでも大々的に掲載されたわけです。その答申書のほう、細かい内容というものは、これから公表していくのでしょうか。また、公表するとすれば、どのような形で、いつごろということが気になるんですが、その辺をお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 答申書の全文につきましては、既にホームページで掲載をしております。また、広報伊豆におきまして、ちょっと最新号にもうページ数がないものですから、まずは一番重立ったところは載せさせていただいて、ホームページに載せてあることの表示もしていきたいと思っています。

さらに、またここで次回からの広報伊豆等にはなるんですが、できれば答申書全文を全戸配付できればいいなということで検討しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今回、3つの中学校を統合すべきであるとした答申書が出されたということなんですけれども、以前、文教ガーデンシティのときに、いろいろな議員、また市民の方から、小中一貫校というものも検討したほうがいいのかという案が出たと思うんですけれども、その辺は検討はされたのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 審議会の話し合いの中に、小中一貫校というようなことについても話題に入ってはきていました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） そうしたら、その答申の方向性、3つの中学校を統合すべきということですので、やはり今度は土地の確保が必要になってくると思うんですね。

そこで以前、文教ガーデンシティ構想では、候補地に加殿日向地区が検討されました。やはり統合となれば、あそこの場所なのかと安易に想像するわけでございますが、中学校を

加殿日向地区に建てるのか、また新しい土地に建てるのか、それとも修善寺中学校を使うのか、そのようないろいろな可能性が土地だけ考えてもあると思います。そういうことは、土地の所有者の方々の意向などもあるとは思いますが、現時点でどのような対応、また活用をお考えになっているのか、お聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今現在におきましては、今のお話にありました件は、前回話に出ていたことですが、今現在、今度の新たな答申に対しては全くの白紙状態です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） それでは、教育長、新聞のほうに、決定時期は未定だが、目標としては年内に何とかしたいと、こちらの答申内容を踏まえた方針や具体的内容を検討するという事なんですけれども、この教育長の年内の決定が目標という記事の言葉ではありましたが、今後、どのような流れで目標に向かって計画を立てていくのか。かなり重要なところだと思います。その工程など流れというのは考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 新聞の記事につきましては、工程表ができた上で年内という発言をしたわけではなくて、スピード感を持ってやって、年内にはできれば何らかの方向性までは少しでも具体性を出したいというような意味合いで申したものですから、今きょう現在、スケジュール感を持っておりません。これから教育委員会に図りながら詰めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 以前は教育振興審議会の中で意見を聞く会というものが開かれました。ただ、そのとき市民の参加がかなり少なかったように思われます。そこで、今後、やはり伊豆市として答申を受けて、内容を検討します。方向性が決まったときに、それを市民に伝えていくためには、どのような手段があるのかがかなり疑問になってきます。また同じような説明会では、なかなか市民の納得というのは得られないのかなと正直私は思っております。

そこで、前、昨年文教ガーデンシティのときには、やはりいろいろなところからいろいろな情報が出ました。どれが本当の情報なのか、市民はかなりそうした情報に振り回されたのではないかと思います。今後、市民に伝えていくための手段というのは、いろいろあると思いますが、一番は内容が正確であることということが第一だと私は思っております。

そこで、今後の市民へ説明をどのように行っていくのか、開催方法、またはほかにお考え

があれば、お聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それにつきましても、今明確にこのようにしていきますというものを持ち合わせてはおりません。答申書の中にも情報公開をして迅速に、しかも保護者を含め市民にわかりやすい説明をしておくようにという課題が示されておりますので、今議員がおっしゃられたことも、これから協議しながらしていくべき課題の一つだと捉えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） しっかりとやはり議会としてもしっかりと考えなくてはいけないと思っておりますし、やはり最終的には、やはり専門の分野で専門の人たちがしっかりとした意思統一、そこをしっかりとして今度は市民にしっかりと説明をしていただきたいと思います。

次に、お願いします。

○議長（三田忠男君） 危機管理の問題ですね。答弁求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、次に、校内防犯ブザー設置等につきましてお答えします。

学校内における突発的な事故や事案につきましては、各校では危機管理マニュアルや防犯対応マニュアル等を策定し、教職員の初動体制や役割分担、関係機関との連携体制などを平時より確認しております。

議員御指摘の校内防犯ブザーにつきましては、現在では、一部の小学校のみ設置してございますが、事故発生時への迅速な事態の把握と的確な初動対応が重要であると認識しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 最近、学校の危機管理ということで、多分の伊豆市のほうもマニュアルとかそういうものがあると思っております。

そこで、やはり不審者対応だとか、例えば子供たちが突発的にけんかをしてしまうことがあると想像します。そうしたときに、すぐに初動対応というのがやはり大事になってくるんですが、そうしたときにすぐにブザーを押すことによって職員室に危険を知らせたりとか、例えば放課後2人でいたときに1人が倒れてしまったと、そのときもう一人は介護をしなければならない、先生にはなかなか伝えられない、そういうような状況が幾つもあると思います。そうしたときに、やはり学校としてそういう防犯ブザーだとかそういう設備というのは必要だと思います。学校を新しくすれば、そういうものは当然つくのだと私は思っております。しかし今、古い校舎ではありますが、そういうところでも進めていくという方向はしっ

かり持ってもらいたいなど私は思っているんですけども、この辺については今後どうなん
でしょうか、スピーディーに進めていただけるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） その件につきましては、全く今、議員御指摘のとおりだというふう
に思っています。やはり先生方が校内にいるからといって、全部のところにおいて、ばらばら
において全ての状況を把握をしているということとは限りませんので、そんなときに生徒がボ
タンを押して教えるというようなことも時には必要でしょうし、また、先生がいても、先生
は応急手当をしていて職員室に呼びに行くなんていうこともできないようなときだったら、
子供に行かせる手もありますが、ブザーによって早く知らせるといったようなことも大切にな
ってくるのかなと思いますので、今、議員指摘された点につきましては、防災安全を所管し
ている課とも相談しながら、ちょっと検討を進めたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） なるべくスピーディーに事を動かしていただければと思います。や
はり各階、各要所要所に、消火栓なんかがあります。そのボタンを押せばいいじゃないかと
いう声もあるんですけども、やはりそういうものと、なかなか子供はちゅうちょして
押せなくなってしまうので、やはり防犯ブザー、そういうものは設置が必要だと思
います。

また、初動対応としまして、例えば不審者が校内に侵入してしまった場合なんかは、よく
20メートル走というのを聞くんです。よく静岡県内でも西部、中部のほうではよく行われて
いるようなんですけども、例えば不審者だとか学校の登下校でもそんなんですけども、
やはり過去、不審な方が後ろから追いかけられたりだとか近寄ってきたときに、逃げる、そ
ういようなことをトレーニングとしてやっているようなことを聞いています。20メートル、
一生懸命頑張って走れば、その後、不審者なんかもその後追いかけてこないとか、誘拐犯な
んかも諦めてしまうというようなそういう研究結果なんかも出ているようなんですけども、
そういうことについてはどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 伊豆市の学校の全部を今把握しているわけではないんですが、田方
地区の小学校等においても、1年生に入学したときに警察等の方に来ていただいて、よく有
名な「いかのおすし」というような標語を子供たちに教えながら、また、時には警察官がそ
の不審者役をやって、実際に子供たちが走って逃げるといったのを具体的にやっていくとい
うようなことは、広くこの地区でも進んでいると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。

やはり子供たちの安全というのは、登下校の間、また学校の中にいるときにいろいろな問題が起きると思います。やはり社会的な問題で、かっとなって人にけがをさせてしまうということが大人でもございます。子供であれば、やはりそのような精神的なストップというのが効かないと思いますので、そういうような例えば設備を使いまして、子供たちを安全に守っていただく、また子供たちにそういうトレーニングをしていただいて、しっかりと学校と家庭の行き来ができるような体制をとっていただきたいなと私は思っております。

また、毎年これは行っていると思うんですけども、着衣泳といいまして、服を着たままプールの上で浮かんだりだとか、例えばこれから暖かくなってきますので、そうしたときに学校の行き帰りに川だとか海の近くに子供たちが近寄ってしまうと、そうしたときに起きてしまう水難の事故とか、そういうのを防ぐための対策というのは捉えているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 小学校において、プール指導を、もうそろそろ始まる時期ですがやっております。その中でプールの最終日に着衣泳ということで、着たまま入りますからプールが汚れてしまいますので、大概の学校が最終日にそのときの泳ぎにくさ、またそんなときにはどうしたらいいのかというようなことを指導しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 先ほど森議員のほうからも防犯カメラというお話もありましたけれども、やはり防犯カメラとかそういう設備だけではなくて、お子さんたちにもこういうトレーニングをしていただいて、例えば20メートル走であり、例えば誘拐犯に車で連れ去られそうになったときには、じたばたして逃げるだとか、そういうことも日ごろから、そればかりやっているわけにはいきませんけれども、たまにそういうトレーニングなんかもしていただいて、しっかりと伊豆市の子供、またその周りの近辺の子供なんかもそういうような周知ができるようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三田忠男君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

ここで2時5分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 次に、16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

第1に、問題の多い旧天城湯ヶ島支所周辺の土地と建物における東京ラスクとの売却覚書、いわゆる随意契約に当たりますが、その見直しを求めます。

6点質問します。

1つ目、市長が東京ラスクと旧天城湯ヶ島支所周辺の土地と建物の売却契約の覚書を交わしても問題ないとしたのは、この間の議論の中で、市民も議会も同じ方向を向いていると判断したからと前議会で答弁しましたが、もう一度お尋ねいたします。同じ方向を向いていると議会側が市長に意思を示した具体的根拠を示してください。

2点目、住民が理解していると判断しているから交わしたという覚書の内容からは、売却ということは伝わってきますが、その金額はわからないし、企業活動の内容もわからない、こういう覚書の内容に住民は理解しているということでしょうか。

3点目、今年度予算に公共施設の再配置計画策定業務委託料があります。その目的の一つに、遊休財産の民間活用を掲げていますが、議会の議決が必要とする施設の貸し付け、売却をする場合、今後もこの方式、いわゆる覚書という選択肢もあるということでしょうか。

4つ目です。約10年間の東京ラスクの営業活動を振り返って、覚書（随意契約）がふさわしいとした内容は何かですか。

5つ目、競争入札を原則とする契約において、例外的方法である随意契約の解釈、指針を示す伊豆市のガイドラインを定めませんか。

最後、6点目です。市長は、企業誘致はプロポーザル型の随意契約が大半と前議会で述べられました。たとえ随意契約を採用したとしても、このような選択肢もあるのにそれを採用する気配もありません。問題山積の覚書は見直すべきではありませんか。

大きな2つ目であります。教育長にお尋ねします。部活動を通じて生徒への影響、部活動顧問の多忙など、保護者などの理解が必要と考えます。教育委員会の見解を求めます。質問する柱というか、念頭に置いているのは静岡県教育委員会がことし4月に静岡県部活動ガイドラインを策定しました。このことを念頭に伊豆市教育委員会の見解を求めます。

3点あります。

1つ目、学校教育における教育課程外として位置づけている部活動が、生徒たちにとってどんな影響があると考えていますか。

2つ目、部活動は学校教育の一環と位置づけていますが、教育課程と同じように教師の仕事として位置づけるのでしょうか。

3点目、これは最後の質問であります。策定の背景に真っ先に挙げられているのは部活動顧問の負担、多忙化など、これらのことを保護者の理解が大切だと思いますがいかがでしょうか、お答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 天城湯ヶ島支所周辺の覚書について答弁申し上げます。ここには6点御質問がありますが、内容的には2つですので、前半と後半について私から答弁申し上げます。

まず、東京ラスクとの関係ですけれども、私が申し上げるまでもなく、一昨年12月にまずは支所移転に関する予算が否決をされ、その後、1月から2月にかけていろいろな説明会が行われました。このそもそもの事業は、まず支所の移転という事業です。それまで支所ではありませんけれども学校の再編成をやってきたときにも、当初、私はまず学校の問題は学校の問題、次は跡地の問題で跡地の問題と当初は分けていたんですが、必ず次はどうするんだという議論があったものですから、天城湯ヶ島支所の場合にも支所を湯ヶ島小学校、幼稚園に移転をしたい、そのときに、次はじゃあどうしますということもセットで議論をさせていただいたわけです。そして1度は否決をされ、その次に去年の平成29年度の3月議会では御承認いただいたわけです。その間に、事業会社である東京ラスクの社長が現地にいらっしゃって、地域の皆さんがそこに出席をされ、議員の皆さん何人出席されたか私は承知しておりませんが、議員の皆さんも出席をされ、そしてその中で私はおりませんでしたので後で報告を聞いたんですが、反対が多いと感じたラスクの社長さんは、わかりました、ではこの事業は白紙にしますと発言されたところ、会場から、いや、とんでもないと。そんなことを言っていないと。ぜひラスクは事業をやってほしいという御発言があり、そしてもう一度白紙にはしないという前提で社長からみずから御説明があつて、それを踏まえて3月議会でその前提となる支所移転の予算が可決されたという状況認識をしているわけです。

もし、違うのであれば、ぜひどこが違うのか、どの点において東京ラスクの土地利用、施設利用に反対なのか、それをぜひ、私は状況判断を間違えると困りますので、私の状況認識と違うのであれば、具体的に今私が申し上げた推移の中でどこが違うのか、どこが反対なのか、具体的に御指摘をぜひ賜りたいと思います。

3番から6番目については、これは何度も申しあげておりますけれども、この⑤に議員がお書きになりました契約は原則として競争入札、それは公共事業、例えば市の道路を100メートルつくりますと。そうすると設計をすれば大体どの会社でも同じ100メートルの道路をつくれるわけです。幅が何メートル、歩道が何メートル、それであれば同じ能力を有する事業会社の間で価格競争ということが当然起こるわけです。それはより安いものであれば、品

質が同じでより安いものは公益にかないますので、そういった競争入札で十分正しい。

ただし、企業誘致の場合には、ビジネスの中に、公共事業ではなくてビジネスの中に行政が入っていくことです。当然そこにはビジネスの論理が出てくるわけです。まして、三島市さんのように一定の土地を確保して民間で開発する場合、あるいは県がやった長泉高校の跡地という場所に、ファルマバレーという事業を誘致する場合においてもやっぱり価格だけの競争入札というのは多分やっていないと思うんです。まして、伊豆市においては、冷川の小学校跡地、市山の支所跡地、それぞれ全部ケースが違うものをいわゆる価格競争の競争入札でというのは、やっぱりそれは公益にかなわないんだらうと思うんです。その地域とその状況に応じた事業、どの事業が産業振興と雇用確保の点から最も望ましいかという判断が公益にかなうと思いますので、やはり公募、プロポーザルとして提案をいただき、そして地域に最も適切な事業を行政が選ばせていただき、そしてもう一段階、今度は議会でなるほど、それが一番適切であろうという御判断をいただくことのほうが私は市民の公益にかなうのではないかと判断をしております。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明で総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、4番と5番について答弁させていただきます。

まず、4点目の約この10年間の営業活動を振り返ってということでございます。

東京ラスクにおきましては、平成22年度に当時の旧支所を貸し付ける際の事業計画としまして、雇用はパートを含めて約30名、ラスクの売り上げが約1億円程度としておりました。その後、平成28年度の実績です。約5年強の実績となりますけれども、雇用につきましてはパート職員を含めて52名、ラスクの売り上げも伊豆ファクトリーで約6億円程度と伺っておりますので、事業成果を確実に上げられていると思っております。今回の覚書は、施設の売却を前提とさせていただいておりますが、旧天城湯ヶ島支所跡地全体を利用しただけの企業としては、これまでの実績としては申し分ないと考えております。

5点目の伊豆市のガイドラインの定めにつきましてでございます。

こちら3月議会で若干の答弁のほうさせていただきました。現在、契約事項を総括した随意契約の指針は伊豆市独自のものは持っておりませんが、建設工事につきましては、伊豆市建設工事等随意契約運用基準を策定しております。

また、全般的な随意契約を実施する際の基本的な考え方につきましては、こちら他市でございます名古屋市の「競争性のある契約の推進のために」という手引書を全職員が日常的に閲覧できるグループウェアに掲載し、参考としております。今後、市の独自のガイドラインといたしますか、基準につきましては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 答えていないところを聞きましょう、なぜ答えていないかと。

住民が理解しているということなんですね、前議会も。住民が理解しているんですと。市長と同じです。だから聞いているのは、覚書の内容を見てもここに質問しているように売却しますよと、行く行くは。そこは伝わってくるんだけど、では市民が金額わかりません、どういう企業活動をやっているのか、この覚書を見る限りではわからない、そういうことを住民は理解しているのかというお尋ねであります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 金額はまだ提示していませんので、それはそのとおりでございます。

企業活動ですが、去年の1月から2月にかけて事業の概要を御説明されていますよね、社長が。私はその後、議会でも御報告していますけれども、当時の東京ラスクさんが提案された事業によると、算定従業員者数が100名になるわけです、おおよそです。今、こういった議論になると必ず正社員は何人だ、パートは何人だとなるんですが、それを合わせるためにパートさんを算定しなおす算定従業員者数というのがあって、今、伊豆市内で算定従業員が100人を超す企業は3つしかないわけです。したがって、東京ラスクさんが計画どおり事業を進めてくれればそれだけの大きな事業会社になるということも、当然、私、去年御説明しているわけです。ですから、個々の本当の事業の詳細というのは、ああいった企業ですとやはり状況によって変えることがありますから、余り私は詳細の事業を今詰めていく必要もないし、それによってやっぱり縛られることもないと思うのですが、そういった事業規模であることは既に去年十分に説明されておりますし、その上で、支所移転の予算は議会のほうで御理解をいただいていますので、天城湯ヶ島支所の跡地を東京ラスクさんが去年説明なさった事業計画に沿って進めるということについては、住民と議会の合意を得られていると判断をさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） すみません、少し順番を変えて、今お話なされた東京ラスクがいわゆる従業員数、パートを正社員に置きかえたらということで、私も計算式があるんだなとわかりました。具体的にお尋ねします。こういうことですね、正社員プラスパートさん全員の労働時間割る1,800時間がいわゆる働いている人の人数だと、こういう形式ですよ。ちょっとわかんないのは、では、東京ラスクで働いているパートさんの全員の労働時間割る1,800は幾らになりましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、去年の私の記憶で申し上げていまして、今計算式が手元にございませので、それは正確な数値は、正確といいますか概算された数値は、後ほど確認をして御提供申し上げます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） すみません、前議会で100人と言われたんですよ。そうすると、パートさん全員の労働時間がわからないとこの計算式が成り立たないんですよ。別に、市長が余計なことを言っているとは思わないんだけど、正確を期するために後ほどでいいですから、パート全員の労働時間割る1,800時間が正規の労働者と正規にした場合というのか、別名継続勤務従業員という言い方を法的には、法的というか企業でやっているみたいですけども、やっていただきたいと思います。

それから、すみません。1つ目から入りましょう。

前議会に続けて、もう一度同じ方向を向いていると議会が何をもって判断したのかといったら、東京ラスクが議員の皆さんが何人来たかわからないけれども、そこで説明したんだから、だから市長が考えていることと市民と議会はおんなじ方向を向いているから覚書を交わしたんだという論理ですよ。そういう今お話をなされたんですけども、東京ラスクが説明したのは、確かに私は行きました。やっぱり大事なことから、知らん顔するわけにいかない。聞いたんですけども、あれは別に議員の皆さんへと呼びかけましたけれども、議会側に説明しているわけじゃないですよ。呼びかけは来たんですけども、多くの人たち、多くといっても、それでも30人かそのぐらいしかなかったんですけども、議会側にちゃんと正式に、正式にというラスク側がですよ、説明して、はい、わかりましたと、いわゆる支所移転と東京ラスクがあそこに来ることはセットですということは、そういう認識をしないで私は参加した。そうじゃないんですか。議会側が承認したというのは意味がわからないんですよ。教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたように、東京ラスクと行政の説明会があったから合意を確認したわけではなくて、それを踏まえて、支所移転の予算が通りましたので、一旦否決されましたよね。そして、その後説明会があって、そして去年の3月に予算が承認されましたよね。そして、今支所移転の事業を遂行しているわけです。その間に状況の変化というのは、東京ラスクの事業説明しかありませんよね。それ以外に環境の変化はございません。伊豆市としては、それより先行的に大体事業構想は承っておりますので、12月議会上げたところ否決をされました。次に3月には予算が可決されました。その間の状況の変化というのは、地元住民と議員さんに対する東京ラスクさんからの説明会ですので、したがって、その結果、議会で予算が承認されていますので、私は議会でもその方向について合意形

成がなされたものと、こう判断をさせていただいているわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 東京ラスクという一企業が市民の皆さんへというのと議員の皆さんへということで、議会事務局から一企業が議員の皆さんも参加してくださいという文書だったんですよ。だから、別にそれを聞いたから、だからおなじ方向を向いているというのはちょっと、私からするならば乱暴なのかなと思っています。

次に行きましょう。

稟議書という決裁文書を私、ちゃんと手続をとって読ませていただいたんですけども、この文書は、いわゆる建物及び土地を東京ラスクとの関係で売却を前提に覚書を締結してよろしいですかという決裁なんです、読むと。では、なぜこれが、どういう経過のもとで1社随契ですよ、今回は。名称は違う、覚書だけれども。1社随契の覚書をしたのかわからないんです、私は。その前の段階、どういう行政側の手続を経て、これは覚書にしましょう、1社随契にしましょうというところを、誰と誰が話し合いをしてこういう覚書を締結しましょうと、覚書は正しいですよという意味がわかんないもんだから、どうしてそういう結論になったのか御説明していただきたい。いつやりましたか、そういうことを。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 何度か議会でも名前を出させていただきましたけれども、公共財産の扱いについては東洋大学の根本先生が第一人者で、もう私が市長になってから何度もアドバイス、御指導いただいている方なんです、うちから職員1人も公民連携のために大学には出させていただいたんですけども、いろんな全国の例を御存じです。そして、天城湯ヶ島地区に特に公共施設が多いものですから、根本先生を初め、専門の方々にごらんをいただきました。その中のコメントで、天城湯ヶ島支所跡地の活用に関する東京ラスクの例は、全国でもまれに見る成功例だというコメントをなされているんです。その中で、先生のちょっと不安は、地元から適正に歓迎されているのかがどうかということなんです。それは、恐らく、これは推測です、ここから先は推測です、社長もそのような不安を何となく感じられて、何らかの約束を行政と結びたいと感じたのではないかと私は推測をして、法的根拠が、強制力がどこまであるかわからないけれども、市としてはしっかり東京ラスクを歓迎し、これからもそこを使っていただきますということが1つの手続として必要になったのではないかと、このように判断を市長としてはいたしました。

覚書の性格については、総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この覚書につきまして、木村議員がおっしゃるとおり、覚書は一種の契約だということは承知しております。

ただ、この覚書につきましては、旧支所の土地、建物を最終的には東京ラスクに売却するという前提としたその契約を締結するまでの間、双方がその使用の主体と期限を確認するという趣旨が含まれております。当然、随意契約ということで正式な売却等になる場合は、面積、金額によって議決案件になります。そのときには、処分の売買契約として随意契約の根拠といたしますか、前、私も申しましたけれども、施行令の167条の2の2号の契約の根拠ということで、当然、契約締結にはやりますけれども、今回の覚書につきましては双方の意思確認ということで、決裁文書にはそこまでの手続は載っておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 結論は、結果的には随意契約ですよね、覚書というのは。それをちょっと確認したい。そこを入れ違ふと次の話がすれ違っちゃうもんですから。覚書というのが正式には議会の議決云々というのであれば、ちゃんと議会にかけて、売買契約ということの決議をやっていききたいということになるのは当然だと思うんですけども、今、現時点で、覚書というのは1社随契という判断じゃない、間違っていないですね、そういうときに判断するというのは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回、広い意味で覚書も一種の契約ということですが、私たちが通常、土地の売却とかの契約をする場合の1社随契には当たらないと。当然、最終的に本契約を結ぶときの契約が1社随契だというふうに判断しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） そうすると、今は1社随契じゃないと。ずっといくと、正式な議会にかけると1社随契だけれども、今の覚書という名称について言うならば1社随契じゃないと、そういうことですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 将来的な意思確認という意味では、売却とかそういう土地の売買契約に当たりませんので、土地の売買契約上はまだ随契には至っていないと。ただ、湯ヶ島保健センターにつきましては4月から賃貸借契約をしておりますので、その意味では1社随契の賃貸借契約ということになります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） すごく曖昧。というのは、覚書を交わして、いずれは議会にかけま

すということの手続ですよ。そのときには1社随契になるじゃないですか。突然、1社随契になっちゃうわけ。ということは、覚書自身が後で聞きますけれども、1対1で将来にわたって、将来というか何年か後には売買契約を結びましょうという契約書じゃないですか。全く違うということには僕はとっていないんですよ。いずれはそうなるんだけれども、言葉の使い方とか法的な手続の問題で言うならば1社随契には当たらないというかもしれないけれども、内容的に見るならば、まさに今は随意契約じゃないですか、違いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 契約といいますと、当然、土地、建物、金額、引き渡し、それぞれしっかり明文化されたものがあって初めて契約と考えております。これは、あくまでも今後協議していくと、売却を前提に協議していくという意味確認でございますので、財産処分の契約、1社随契には当たっていないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） では、確認します。

では、契約じゃないと。前議会では覚書は状況次第によっては世間一般でそうだけれども、覚書というだけだけれども、ただ覚えておきましょうというんじゃないで、これは契約にも値しますよねと言ったら、そのとおりですと言われたんですよ。だから、今、こう引き続いてその点も確認したんですけれども、では今の覚書って、ごめんね、よくわかんない。教えてくださいよ。法的に、地方自治法上の問題としてどこに該当するんですか、これは。何にも制約を受けないということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 覚書に限らず、各協定等、いろんな文書を交わすものもあります。名称はどうあれ、いろんな方法があると思います。この今回の覚書、前回の議会でも、通常、覚書、協定と言われるものは、広い意味では一種の契約に該当するだろうという答えはさせていただきます。ただ、今回の覚書につきましては、あくまでも意思確認と今後協議していきますというものでございます。ですので、どの土地を幾らで、いつまでに売るとか、買うとか、そういう細かいものが規定されておきませんので、通常の行政が行う支出負担を伴ったりとか収入を伴うような契約には該当しない。ですので、最終的な自治法の定める随意契約については、当然1社随契となりますので、手続的にはその随契の法が定める該当事項に合致していないとできないというふうには考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） では、次に進みたいもんで、ちょっと確認しながら。

覚書を交わしましょうということで決裁文書があります。そこには、市長、副市長、部長、いわゆる総務部長、課長、財政関係の主幹、主査、それから教育関係にかかわるから教育長と教育部長の印鑑が押してあります、判こ、決裁オーケーですよという。この決裁文書をつくる、冒頭聞きましたけれども、覚書を交わしていいですかという、覚書案を締結してよろしいかということについて、はいと全部オーケーしたわけですよ。そうすると、この前の段階、覚書を交わしましょうという、どこでどういうふうにして東京ラスクと覚書を交わしましょうという文書はどこかにあるんですか。誰かと誰かと誰かが話したから覚書を交わそう、そういう文書をつくろうと言ってこういう覚書の文書が、結果的には表が出てきました。どこの土地と、いわゆる地番と建物の名称がずっとなっていて、これは覚書を締結してよろしいという印鑑が押されちゃったんですよ。ということは、その前の段階、覚書をいでしょうねといったその文書というものはあるんですか。どこで決めたんですか。当然そうでしょう。公の場所でちゃんと手続的に通ったんだから。今、国のほうで公文書云々と言っているんだけど、私はその手続をちゃんとやっぴりやっていかないと、今現在じゃない、未来に向かって、過去、この時点でどういうふうにして行政がこういう覚書というからそのまま言うけれども、覚書を交わそうという、どうして覚書を交わしたのということが証明がない限り、未来に向かっての文書ですよ、過去じゃなくて。

それともう一つは、市民に対してやっぱり説明責任をやるというのは行政の仕事ですよ。だから、そういう立場でこれがけしからんとは何も言っていない。手続上の問題でちゃんと文書を交わしていますよね。どこかでこれ、決裁書出てきていますよね。この前の段階の文書というものはありませんか。あったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたように、まず支所移転の予算が通りましたよね。そのときに、東京ラスクは天城湯ヶ島支所の跡地をこのように使いたいという事業構想、計画とまで言えるかどうかわからない事業構想を出されて、そして、そこで地元の皆さんも、いや、東京ラスクに下がってもらっちゃ困ると、ぜひ残ってここでしっかり広げてくださいという声があり、議会の皆さんもそれならいいだろうということで、その前提となる支所移転のほうの予算はそれを前提に通ったわけです。そして、最終的には、私たちはもう5年、6年前から市山の皆さんに対して、天城湯ヶ島支所全体というものは民間活力のために所有権を移転をしたいという話はずっとしてきたわけです。それも議会で申し上げました。それを踏まえて、今、天城湯ヶ島支所の移転が事業遂行中のわけです。最終的には、東京ラスクさんと1社契約で売買をしたいのですが、その覚書は、それを前提に支所移転の予算が通ってから、その支所移転が完了して、あの土地、施設全体を売却するまでの間に意思決定を変えませんかという約束ですよ。それはおかしくないですよ。だって、予算は既に通っていて、将来は1社契約で東京ラスクさんに買っていただきますというそんな中で、私たちが約

束しているのは議会の承認が前提ですけれども、伊豆市としては、いや、東京ラスクやめた、ほかを探しますとか、競争入札にしますとか、ほかを探してプロポーザルで企業誘致をしますとか、そういったことはしませんというお約束の覚書ですから、決して社会通念上おかしくはないと思うんですが、むしろ私が心配なのは、木村議員がどこに反対なのか、何が私たちと違うのかがわからないので、大変私は不安に感じているわけです。ぜひ、そこだけ御指摘いただきたいんですけれども。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 前もこういうことがあったんですけども、私反対と言っていないじゃないですか。ちゃんと手続をとりませんかということです。そうすると、いいです、議会との関係でどうのこうのという話になったんですけども、いわゆる行政として、これ、覚書を交わしましょうという意味決定をこの決裁文書、別紙覚書案を締結してよろしいかという、締結よろしいかということはよろしいというその前があるじゃないですか。よろしいから判こを押したんですね、具体的にこの名前を挙げたから。では、どういう論理の中でこれが覚書としてふさわしいというのはどこかでやらないんですか。全然覚書やらないで、誰かがこれをラスクが今までのいいですよ、市民と議会がオーケーしたから、おんなじ方向を向いているから、ではとただそれだけでやるんですか。本来、ちゃんとそれを確認するところがあるでしょう。なぜ、こういう覚書をあますか。こうこう、今、市長が言ったように、2月何日かに東京ラスクが説明した、そこにも議員の皆さんもいらっしやったとか何か言っているんだから。そういう何というか文書というのをつくらないで、この覚書に判こを押しちゃったんですか、皆さん。わかんないんだよ、そのところが。手続をちゃんとやりませんかということです。別に、すぐに僕が何か批判的に言うと、東京ラスクに来るなというのかと、そんなこと一つも言っていないじゃないですか。手続をちゃんとやりましたかということを知っているんですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の覚書の締結の手続、木村議員お持ちの覚書の締結の伺文書、締結してよろしいか、市長まで、教育長までいただいております。当然、その覚書を締結するまでには、今回、東京ラスクさんとの話の中で双方の意思確認のために覚書が必要だろうという話は、協議報告はしています。では、その協議、報告も全て決裁を全部とるかというそういう手法はとっておりません。当然、例えばある事業計画でこの用地を買いたいですと。予算通っていますというときに、まずこの用地を買う計画をしいですかという伺いをしたり、そういう手順は踏まずに、当然協議しながらこの事業計画にはこの用地が必要で、予算をとってありますと。ですので、既に用地交渉に入りますとか、用地交渉が終わった結果、こういう面積で、こういう単価で幾らになります。だから契約していいですかと

いう伺はつくります。今回の覚書のように、ある程度ラスク側と協議をせず覚書を結ぶ、その後に協議をして、大体協議の内容はこう固まりましたと。ですので、こういう覚書を締結してよろしいかという決裁文書ですので、手続的に瑕疵があるとか抜けているというものではございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） もう一度お尋ねします。こうこうこういうことで、この覚書は必要だねということになりましたということは、どこかで話し合ったんですよね、教育長も含めて、教育部長も含めて。だから判こを押せないじゃないですか、違いますか。そうすると、ちょっとわかった。行政というのは、例えば、今回ですよ、一例挙げたのであちこちいくと困るから、覚書をこういうことで東京ラスクと交わしましょう。それは、その根拠というのは、市民にも説明会を開いた。議員も議決まではいかないけれども何人か聞いていたよね、多分そうだろう、そうだろうといったら失礼かな。そういう報告に向いているなという話し合いをしたから、どこかで話し合いをしたから、ではこれで覚書を交わそうということになっちゃったということですね。そのときに教育長も教育部長もいらっしゃったと、その場所に。いつかわかんないんだけど、この文書が決裁文書になる前にということですか。行政というのはそういう手続をやるんならやるでいいです。そういう手法をとっているんだなというんだったら、私は私なりにいろんな見解があるけれども。どうなんですか、それは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 最終的にその覚書の案になるまでに、一々、一々というのはあれなんですけれども、原案とか協議の段階から教育長や市長を交えて事細かにやりません。当然、所管の担当レベルでこの覚書の内容については詰めております。その後、当然、最終的に今議員お持ちの伺文書として決裁をいただいておりますので、一から事細かに全部、市長、教育長まで、副市長まで入って協議というのはしておりません。それはもう担当者レベルで当然協議のほうはしてございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） したがって、誰かがどこかで話し合いをして、市長が入らないかもしれないですよ、副市長も入らないかもしれない場合もあると思うんですよ。全てが全て、判こを押している人が全てその協議に参加したのかということ、そういう言い方をしたのかな、そうじゃなくて、どこかで決めたんですよ、覚書を交わすようにしていきましようというのは。どこかで話し合いをしませんか。それは残さないということですか、伊豆市行政は。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の件、当然、平成29年12月議会で1度否決された案件、その後、市民説明会、また東京ラスクとの合同説明会、3月にも改めて予算と条例案の上程と、当然、もう執行部といいますか我々も情報共有をずっとしておりまして、懸案事項であったのは当然です。そういう流れから予算が通って条例も通って覚書は必要、覚書を意思確認のために締結するんだということも求められているという話し合いは当然していますので、特に覚書をまず必要ですという決裁はとらずに、今回、覚書の締結の内容についての決裁をいただいているということで、そもそも論の入り口の部分の決裁というのはございません。それぞれ、話し合いや説明の中で自分も進めております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 伊豆市の行政は、何か話し合いをして、そして方向性を決めていくという。では具体的にどこですかとなったら、それは話し合いをしてということですから、そういう手順でやっているのか後でちょっと提案をしながら質問をしますけれども、そうなんですか、そういうことですね。そうすると、ちょっと覚書、ある意味では政治的にはちゃんとならないけれども随意契約になる可能性は出てくると、将来的な、必ずこれは行くならば。そういう道を歩んでいますよね、今、率直に言って。私も東京ラスクはけしからんとかと市長ちょくちょく言われるんだけれども、けしからんとは何も言っていないの。手続上の問題で前議会できょうものりましたけれども、プロポーザル、いわゆる提案をして、そしていわゆる競争入札にかけないでやる場合もありますよねと、僕はそれも認めますよ。

ただし、今回は随意契約と言われている中において、プロポーザルですよと僕は受け取ったんだけれども、中身がよくわかんないんですよ。それは、公共性があるとか地域の活力だとかという話をなされたんだけれども、そうしますと前の論議になるんだけれども、覚書を交わすに当たって総務部長も以前言ったように、競争入札が原則ですよ。公共施設、いわゆる今ある支所、それから温泉プール、農村環境改善センターは市民のものだから。市民の建物を、土地をどういうふうに関活用しようかということは、市民にもオープンにしないかなんない。オープンにするためには何が原則かということ、競争入札が原則であって、随意契約は例外規定ですよ、法律上もそうですよね。

そうすると、ではなぜ今回随意契約をやりましょう、そこまで例えば私が歩み寄ります。そのときに、なぜプロポーザルでちゃんと提案をしてもらいながら、東京ラスク、そうすると1社だけじゃわかんないよとなるじゃないですか、それがすばらしいかどうかは。東京ラスクのノウハウをいろいろ持っているよ。でも市民の財産をどういうふうに関分しようかといったときには、競争入札が原則だというのは、もう時間の関係で省くけれども、公平性、民間が入札する場合、民間企業を同じように建てるような状況にしていきたいと思いますという公平性の問題、それから2つ目には民間企業は平等に参加する機会がありますよという機会均

等の原則、それから3つ目には透明性の問題、国民や市民に対して何に公の金を使っているのかをちゃんと公表できますよと。4つ目は低価格入札云々ということが原則になっているから、これとは違う競争に値しないようなことで今覚書を交わしましょう。何年後かにはいわゆる随契で東京ラスクと議会も求めるという、こういう今歩き方をしているわけじゃない、当局は。

そうしたときに、なぜそういう1社だけでいわゆる契約するんだろう、そうじゃない、こうこうこういう理由だから、この関係でやっぱり随意契約だよねとって、前に総務部長からきょうもお話しなされた名古屋市の「競争性のある契約の推進のために」というガイドラインを私、読ませてもらったんだけど、幾つかの視点をちゃんと捉えて、相手方は限定されているんですか、本当に随意契約する相手はそれだけなんですかといろいろな状況を勘案して5つの視点に基づいて名古屋市はやっていると。

それについて伊豆市もやろうとしているというのであるならば、こういう5つの視点、共有しているというんだから、市の職員が。今回のこういう覚書を交わす、いずれは東京ラスクと売買契約を結ぶ。その根拠というのは、ちゃんとやっぱり今時点ではっきりしておかないと何だよと。いいかげんに法律によらないで、一言で言って、ちょっと随意契約というはおかしいんじゃないと言われる場合があるじゃないですか。ちゃんとプロポーザルをやって1社のプロポーザルじゃなくて、2社、3社を市のほうから提案して、選んだ上で、審査した上でやっぱり東京ラスクが一番すぐれているというんだったら私もわかるんですよ。既にずっと出てきているのは、東京ラスクが話をして、市民に話しました。議会もほぼ同じ方向を向いているからということで今流れているわけでしょう。それはちょっとちゃんと随意契約の本来のあるべき姿というのに私は立ち戻るべきだと思うから、これはちょっと待つてよと言っているんですけれども、間違いがありますか、どこかに。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども申しあげましたけれども、いわゆる一般的な公共事業、それは我々が発注する側ですよ。つまり道路をつくる、道路をつくるのにつくりたい人どうぞと言って手を挙げていただくわけです。その中で、価格競争をしてでも入りたい方々が入札に入ってくるわけです。

企業誘致は私たちがお願いしているわけです、来てくださいと。何も東京ラスクはいっぱいいろんなところから誘致されているわけですから、実際、我々がもめている間に既に茨城県にも事業が行ってしまったようなんですけれども、全国で欲しいわけですよ。30億円規模のお菓子屋さんの主たるファクトリーをどこも欲しい中で伊豆市にぜひおいでくださいということから始まったことは議員御承知のとおりです。これ、前の議会でも申しあげましたけれども、一般的に日本国内でファクトリーを残す場合には、雇用確保できる場所か社長の出身地というのが多い。今回のケースはまさに社長が出身地である伊豆市にファクトリーを

つくり広げたいというところで始まった案件ですよ。

これが周辺に迷惑だとか、公益にかなわないとか、やっているけれども全然事業がうまくいっていないのなら話はわかりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、全国の例を知っている先生から見ても、これはまれに見る成功例だというものをご事業会社さんから提案を受けて、そしてさっき議員何度も説明会をやったからこれでいいということを私が答弁した後もおっしゃっていますけれども、説明を受けて、去年それを前提に予算を通して、今小学校の改修に入っているわけです。これは一連の流れの中で行われている事業ですから、ここで、全国で誘致合戦の競争にある企業誘致の中でここまで進んできたものを、いや、社長、ごめんなさい。ここはプロポーザルでいろんなところの提案をいただきますと言った瞬間に伊豆市は信頼を失いますよね、常識的に考えていただければ。そういった市町に企業が来ますか。約束して話をして予算が通って、あとは移転が終わってよいよ売買契約という段階になって、あなたのところはふさわしくないかもしれませんから、もっと多数から応募しますと言った瞬間に、社長は伊豆市に対する信頼を失うと私は本当に思っています。

ですから、さっきから申し上げているように、ラスク以上にいい提案がお持ちなのなら、ぜひ心配なので、私はここまで、今ゼロ段階じゃないですよ、ここまでラスクさんに使っただけ、去年の予算が通り、あとは移転が終わって売買というところで、どうしてここで公募するということがより公益にかなうかについては甚だしく私は見解が違うところです。

○議長（三田忠男君） 補足説明。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃられた随意契約か価格競争かということで、先ほど、議員、当然機会の均等とか透明性というものであるのであれば、一般競争入札、価格の競争もそれはあくまでも一般競争入札で、もう一つ、プロポーザルとかいろんな案をもらいなさいと、それは手法としては随意契約です。ですので、今回随意契約というのは問題ないということですのでよろしいかと思えます。

では、それが一般に公募したプロポーザルでやるのか、平成22年に企業誘致として公募した東京ラスクが、現在事業を展開していると。その五、六年間の事業実績を見て、先ほどの御質問にもありました雇用人数とか売り上げ、一般公募した東京ラスクが事業展開、拡大していこうという提案を受けたときに、先ほどの山口議員の企業留置という問題もございます。今、公募をして誘致した企業がさらに事業展開、拡大していこうという意味でいくと、これは公募よりも今の東京ラスクさんの事業案なり構想を我々としては採択していくと。ですので、それはプロポーザルというよりも平成22年の公募、プロポーザルの結果を引き継いだ事業拡大と判断しておりますので、今回、あえてプロポーザルとしての公募はいたしません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 部活の問題について、ちょっとお尋ね、論議したいもんで、せつか

くやっているから。いつも尻切れとんぼになる。ちょっともう少しで終わりますから。

平成22年、相当前です。11月の伊豆市議会臨時会、何年か前にもこの問題を取り上げたんだけど、この時に市長は何て言ったかと。ある企業さんが来て、ぜひこれを使いたいから貸してくれと、こちらにとっても都合がいいと。でもですよ、一定期間あまねく窓を広げる、いわゆるこの場合は公募をしたんだというふうな話をしたじゃないですか。

今回は違うと。もう東京ラスクはあって、拡張したいからということで、拡張だったらいいです。結果的にはプールとか農村環境改善センターまでを売却しようというわけでしょう。そうすると、東京ラスクのこんな提案も、ではわかりましたということで受けているわけですね。工場を増設したいと。ランチ対応型レストランをつくりたいんだと。ここでは30名雇用したい。(仮称)オカアチャンショクドウを20名雇用するんだと。マルシェショクドウもつくりたいんだということでそうですねと、これこそが伊豆市にとって天城地区にとっては大事だからということで覚書にはこれ何もないんだけど、そういうことがちゃんと公にこういう約束をしておるから、東京ラスクと。だから覚書を交わして契約をし、売買契約をするんですよということですか。

○議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) 平成22年に私が申し上げたところは、公募した案件ですよ。9月だったと思いますけれども、東京ラスクさんの話はありませんが、そこでそれは公募をして採用させて、それは議会の中から、一部議員さんから問題の指摘がありましたけれども、それは裁判所の法廷の中でそこは完全に合法だということも既に明らかになっている案件ですから。一旦、先ほど総務部長が説明しましたように、公募でやらせていただいた案件です、この事業そのものが。そして、それがうまくいって拡張するという案件ですので、そこで改めて今成功している企業を排除してまでも別の事業を公募することの成功例が全国であれば、ひょっとしたらそれも一つの選択肢かもしれませんが、今うまくいって、公募して誘致させていただいた事業会社の拡張について、再度広く公募し直すというのは、私は正直に言って余り聞いたことがありませんし、一般的には企業との信頼関係からいって余りいいことはない、このように考えますがいかがでしょうか。

○議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

木村議員。

○16番(木村建一君) いい案があるならば私に提案しろと、ほかの企業があるならば。そんなこと何も言っていないじゃないですか。原則は、プロポーザルといえどもほかの自治体全てそうですよ。プロポーザルやる、提案型をするのであるならば、現実にああいう東京ラスクが拡張したいという計画を出してもらえばいいの。それ以外に、もっとこれ以外にありますとかといえば、初めて東京ラスクがなるほど、そうかとなるわけじゃないの。ずっと東京ラスク、東京ラスクじゃないですか。だから、これは東京ラスクだって肩身が狭いですよ、

はっきり言って。僕はそう思うの。なぜ、そういう原則に基づいてちゃんとやらないのということですよ。自分だけ主張して終わります。

次、行ってください。

○議長（三田忠男君） 2番の部活の問題ですね。

それでは、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから部活動についてお話をします。

まず、①ですが、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動につきましては、スポーツや文化に親しむことができることや、技能・専門性の向上、心身の健全な発達、責任感・連帯感の涵養、さらには互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資すると思っております。一方、学業と部活動の両立ができず、学業不振につながることもあります。

②です。部活動は、文部科学省の中学校学習指導要領にもその意義や役割が明記されており、生徒を育てるという観点では、教師の仕事の一つだと思います。

3つ目です。顧問の中から、専門外の指導ができないことへの不安や単独顧問であることへの疲労感などの声は聞かれます。また、大会が近づくと、夕方6時近くまでの部活指導に加え、教材研究などもあり、多忙な状況となっています。そのため、議員御指摘のとおり、保護者の理解が大切だと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 木村です、お願いします。

学習指導要領、ちょっとこの辺がすごく曖昧だなと思っているのが、お尋ねします。

学習指導要領には、部活は生徒の自主的、自発的な参加により行われると、こういうふうにかかれてあります。大前提として、部活は自主的活動ですよということですよ。それで、その後に、学習指導要領には部活には学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養といった教育的効果があると、こういうふうにかかれております。そうして、ここからがわかんなくなっちゃう、これは部活は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意することと書いてありますよね。すなわち、一言で言うと、今、学習指導要綱を分けてお話ししたんですけども、自主的に部活をするならば、教育にとってよいことだからきちんと留意しなさいと。この留意しなさいというのがちょっと私わかんないんですけども、留意しなさいと。部活をしなさいとは学習指導要領には書かれていないと、今言った学習指導要領、日本全国、中学校をきょうやっているんだから、中学校における部活のあり方、位置づけというのはこういうことでよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） ほぼそのとおりで、要するに、教育課程で定まっている、例えば教科です、わかりやすく言えば。それらは全員がある意味では必修だけれども、部活動は全員を強制的に部活動に参加させるということはないということです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） そうすると、今回の別に私も部活を否定するわけじゃない、今の学校教育からなくせとかというふうには思っていない。諸外国のようにそう簡単にすっすいきませんから。地域のスポーツ活動にいかない。ただ、すごく大事だなと思うのは、今回も教育振興審議会から資料が出されて、どんな意見だったのと中学校の教育関係の要望、意見をまとめるということでいただきましたが、その中にも、やっぱり部活動についてといるんな意見があります。これに対するコメントはしないんだけど、部活動はやっぱり保護者も生徒も重視しているんだなということがよくわかるから。

そこでです、部活と授業の比較をちょっとやってみたいんですけど、部活と授業の比較。授業は教育長が今言われたように、教育課程の中心にあって、制度として決められております、これは。授業を担っている教師は、そうすると専門の教員免許を取得して、採用試験で審査されて授業を行うことができます、こういうことですよ。

部活はどうかと。制度的に決まっております、これは御存じのように。だから、部活の指導は運営を任された顧問教師の教科書やマニュアルはありません。教師になる前の大学でも教員養成課程で部活について学んだわけではない。現場に出て初めて、部活って手探りでやるとそういう状況なんです。

したがって、こういうこともやっぱり私は保護者の皆さんも部活、部活と言うんだけど、こういう位置づけで、今、学習指導要領があって、先生も専門の人がつかないんですよ。今回の部活もこのアンケートに、一番困るのは部活って技術指導が全くできませんという方が6割、7割いましたよね。本当に先生は、ある意味では部活の時間になるとつらいのかなと僕は思っちゃうんですよ。教えらんないもん、技術指導は。だから、そういう状況があるということは十分に承知していると思うんですが、これらの問題を、課題をやっぱり保護者の人たちにどっかで論議する場所が必要かなと思いますけれども、教育長の見解を伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 部活動における問題、問題というか課題は何ですかというような質問を先生方にすると、専門性でない部活をやっているという先生方が出てきます、それは。ただ、それが物すごい負担かどうかというのはまた別問題です。私自身も、自分の経験を言

例えば、私は中学も高校も大学も運動部なんて入っていませんでした。ですが、教師になってから運動部をずっと持っていました。それは今度は、今、議員がおっしゃるとおりで、なってから本で勉強したりビデオで見たり、先輩の先生、またはそういうのを専門にやっていた先生に教わったりしながら、そうしながら子供とかかわっていくところに意味があると考えています。ですから、そういう意味で、教育的に部活動は教師の仕事の一つだと先ほど述べさせてもらいました。

ただ、今度は保護者に対してはといったときに、全員が専門じゃない、専門じゃない先生はみんなが悩んでいるかどうかは、そこはまた未定なところですが。課題はと言われたらそう答えるとは思いますが。話し合うんじゃないくて、保護者もその理由は別としても、うちの子は専門の先生に教わっていないということは理解している親は多数おります。

改めて、今度の部活でもってガイダンスが出てきておりますので、伊豆市教育委員会としても田方のほかの伊豆の国市、函南町と同じ世界でやっていますから、意見を交わしながら部活動についての方針を出したいと思っています。その中で、保護者に理解を求めるような通知も出したいと考えております。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

ここで3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時18分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） 本日最後になります。

次に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

通告に従い、3項目について一般質問させていただきます。

初めに、伊豆半島の世界ジオパーク認定と、静岡水わさびの伝統栽培の世界農業遺産認定を地域活性にどう生かすかについて伺います。

4月17日、伊豆半島が国内で9カ所目の世界ジオパークとしてユネスコの認定を受けました。2015年に認定が見送られ、2度目の挑戦で世界ジオパーク入りが決まり、関係者の皆さんの喜びもひとしおであったと思います。また、これより前の3月9日には伊豆市も参加している静岡わさび農業遺産推進協議会が申請していた静岡水わさびの伝統栽培が世界農業遺産に認定されました。同時期に世界に向けてアピールできる大きなチャンスを得たわけです。

が、これを生かし地域の発展につなげていく施策について、以下伺います。

1つ目に、ユネスコはジオパークについて、SDGsに記された持続可能な開発目標達成のためのプログラムであると言っていますが、伊豆半島としてできる具体的な貢献をどう考えるか伺います。

2つ目に、3年後に行われる再認定審査に向けて、現状の課題と対策、そして新たな事業計画について伺います。

3つ目に、最近話題となっているメガソーラーについて、ジオパークの視点からどう捉えるかお伺いいたします。

4つ目に、ジオと関連性の深いわさび栽培ですが、伊豆市の特産物として生産者支援や消費拡大への取り組み、観光とのマッチングをどう考えているかお伺いいたします。

5つ目に、中伊豆にある萬城の滝は、落石防止のための人工的な造作で、残念ながらジオサイトとしての価値を失ってしまいましたが、滝の周辺部にはジオとしての見どころも多くあります。また、滝そのものに対しても早くツタやコケなどで覆われて、自然な姿に戻ってほしいと望む声も多く聞かれます。周辺部の魅力を生かす取り組みや、滝の景観復旧対策はどのように考えているかお伺いいたします。

次に、ペアレントメンターによる発達障害児の家族支援について伺います。

ペアレントメンターとは、みずからも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を示します。

メンターは、同じような発達障害のある子供を持つ親に対して、共感的なサポートを行い、育児の先輩として、利用しやすい施設の情報などの地域に密着した情報も提供できます。発達障害の子供はいじめを受けたり、その行動がわがままと勘違いされるなどしてトラブルに陥りやすく、周囲の誤解から親が甘やかしている、しっかり子供をしつけてほしいなどと非難され、孤立感を深める親も多くいます。メンターは、経験者だからこそ悩みを抱える親の心情を深く理解、共感し、寄り添えるのが最大の特徴です。高い共感性に基づくメンターによる支援は、専門家による支援とは違った効果があることが認められ、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。

現在、ペアレントメンター活動は、全国の自治体に広がるとともに、発達障害だけでなく、他障害にも広がりを見せていますが、当市においてはいかがでしょうか。

最後に、祖父母世代の孫育てをサポートする祖父母手帳の作成、配付について伺います。

核家族化が進んだとはいえ、祖父母世代の孫育ては重要な役割を担っています。子育てに関する今と昔や、孫育てQアンドAなど、今どきの子育ての方法についてわかりやすく解説し、祖父母の立場から役立つ情報を掲載した冊子やリーフレットなどを作成、配付して、子育て家族の支援をしてはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） ジオパークについて答弁申し上げます。

まず、ジオパークという事業は、世界の自然遺産と異なって、保全と活用のバランスがとても重視されておりますので、まさにSDGsにおける典型的な事業なんだろうと思います。そういった意味においては、伊豆半島が全体として世界ジオパークとしてこれから貢献し、発展していくことがそのままSDGsに対する貢献とも言えようかと思えます。

ちょっと僭越な言い方かもしれませんが、私はこれまで国内9カ所が世界ジオパークになった中で、伊豆半島はモデルになり得る地域だと思っています。それはもともとが一体であった海底火山であったこと、それから観光資源として、あるいは防災の材料として、あるいは教育の材料として、それからありがたいことに首都圏からの距離の近さといったものを総合的に考えますと、まさに我々が日本国内における成功モデルとして他の地域の皆さんにとってのジオパークのあり方のいい事例になり得ると、このように考えております。

ただ、問題は、問題といいますかこれからの課題としては、すみません、現時点で私が今気にしていることなんです、1つはエネルギー問題です。やはり、持続可能ということは地球温暖化の課題は避けて通れませんので、その中で伊豆半島として新エネに対する、エネルギー対策に対する課題が必ずしも明確になっていない、むしろこれまでは風力と太陽光発電が課題として議論されていて、環境に貢献しているバイオマス発電だとか小水力発電だとか、伊東で松川湖で小水力をやっていると思いますけれども、そういったより伊豆半島に適した新エネのほうが全体としてまだ政策化されている度合いが弱いのではないかと、まずこれを1つ課題として考えております。

それからもう一つ、やはりごみ問題が相当気になります。これは、いわゆる先ほど議論がありました焼却施設ではなくて、環境問題としてマイクロプラスチックが相当深刻になりつつ中で、世界では日米がやや問題国として指摘をされている中で、狩野川の最上流部に位置する伊豆市が率先して河川からプラスチックごみが海に流れるものを抑止するというのは、恐らく私たちの責務なんだろうと思います。したがって、貢献すべき分野はいっぱいあるけれども、この新エネルギーと環境問題については大きな課題が残っていると認識をしております。

そういった文脈の中で、ちょっと③に飛んでしまいますけれども、やはりメガソーラーというのは、ジオパークとの文脈の中では配慮が必要なのではないかと。

先般、農水省本省で、世界農業遺産に今年度登録されましたうちを含む3カ所の記念式典があった中で、私も知事が欠席されましたので、会長の代行という立場で20分ほどプレゼンをさせていただきました。実は、驚いたことに、最後、映像を今から御紹介しますと言って私は段からおりましたんですが、その最後の30秒間のワサビ沢のドローン映像が本当に絶賛でした。もうすばらしいと思う、言葉が要らないと。伊豆のワサビ沢ってこんなにきれいなのか

と。まさにあれこそが宝でありますので、新エネルギーを全て否定するのではありませんけれども、やはり美しい自然景観とのバランスの中で考えざるを得ないと改めて感じた次第です。

それから、②のほうに戻りますけれども、現状の課題と3年後に向けた対策というものは、これは当然大事な視点になってまいります。既に、ユネスコ世界ジオパーク事務局から幾つかの課題は提起をされておりますけれども、観光振興のほうは伊豆半島は他地域と違ってそもそも有数の観光地ですから、そこは我々の工夫次第というところもありますが、今年度から教育部会というものをつくりましたので、1つは底辺を広げていくという課題です。

それから、他の例を見ますと、世界ジオパークに入ってもお客様が劇的にふえずに、むしろ事務局がやや弱体化するところもあるんだそうです、あるいはあったんだそうですという言い方でしょうか。その点、しっかりことしは専門調査員もふやしましたし、ガイドさんも順調に育っておりますので、現時点で心配はないのですが、やはり事業の持続性、ここは大きな課題になろうかと思えます。

3年後にまさに認定されたことしよりも3年後のほうがよりよくなっているという状態にすべく、頑張っていきたいと思えます。

それから、④番目のワサビとジオとの関係も、これも大きな可能性を秘めておりまして、まだ残念なことに具体的なジオツアーまでいっておりませんが、高い確率で私はお客様を呼べるのではないかと思っているのはやはりジオツアーです。まず、一旦ジオリアに入っただけ、2,000万年前、硫黄島の近くで、まさに今の西之島のごとく海底火山として生まれた伊豆半島が、当時伊豆海底火山ですが2,000万年かけて日本列島にぶつかっている姿をまずはこれこそが伊豆が1つであるシンボルであるということ、そこで見ていただいた後、それぞれのジオサイト、旭滝でもいいし、浄蓮の滝でもいいし、堂ヶ島でもいいし、そこを見ていただいた後、最終的に伊豆半島の食材です。本物の食材、もちろんキンメでもいいし、アユでもいいんですが、伊豆市としてはできれば本物のワサビと失礼ながら多少水準の違うワサビとの比較とか、本当の原木シイタケと、申しわけないんですが多少質の違うシイタケとか、そういった最終的に本物の食材を体験していただくツアーまで組み込むと、相当魅力度の高いジオツアーが組めるものと、そういった観点でワサビとの連携も図っていきたいと思えます。ただし、あくまでここは生産地ですので、生産に対する影響は決して出ないように配慮しながらということでございます。

5つ目の萬城の滝は、これは伊豆市長として、あるいは伊豆半島ジオパーク推進協議会長として大変じくじたる思いがしている事業になってしまいました。郡上八幡でも同様のボンド工法で施工した事例を私も見てまいりましたが、あそこは2年ぐらいでほとんどわからなくなっているんですが、残念なことに、萬城の滝では今でも大きく改善されておられません。私はこの教訓をやっぱり真摯に受けとめて、保全と活用、防災と活用のバランスの中で、大きな教訓を残したということで9月の世界ジオパーク会議、これはイタリアですが、

私自身で15分間のプレゼンテーションの材料にしてこようと今、意図しているところです。もし、これから改善する余地があれば、ぜひ新たな改善策というものは検討させていただきたいと思います。

そのほか、詳細については産業部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから詳細につきまして、市長のほうから大体詳細について説明がありましたけれども、もう一度説明させていただきます。

まず、SDGsの関係でございますが、全部で国際目標である17項目あるということで伺っております。そのうちの①の貧困をなくそうであるとか、④の質の高い教育をみんなにという形の中の8項目について、ジオパークでは貢献できるのではないかとという形で言われています。

既に、伊豆半島としましては、協議会と研究員の皆様で小学校、中学校、高校でジオパークの授業を実施しております。そういった意味でガイド養成講座などを通じましてさまざまな知識を大人が習得する機会も設けたりしておりますので、既にそういう形では貢献ができているのかなという形で考えています。

続きまして、4年後の認定の関係でございますが、再認定に向けては、一応9項目改善するような形で通達が来ております。そのうちの4項目が大きなものと考えておりますが、既に地質遺産やその他の自然遺産や文化遺産の関連をはっきりさせて、具体的に活用すること、伝承や神話などの地質以外の地域資源の地域に関連する文学、芸術等の目録作成と将来の活用という形のものが2つ言われておりますが、これにつきましては、既に4月から協議会では新たに人文地理系の女性研究員を雇いまして、文化財や神社、文学等の情報を収集しまして、情報整理を始めているという形で聞いております。

あと、3つ目は、地域のさまざまな事業者とのパートナーシップ戦略の構築と具体的な協約締結が挙げられています。これにつきましては、ヨーロッパ等のほうでかなり進んでおりますので、海外の事例を収集しながら、伊豆半島にとってよりよい方法を考えていきたいということでございます。

4つ目につきましては、国外のユネスコ世界ジオパークとの協力や姉妹提携などによる交流促進、国際貢献というものが言われています。先ほど、市長が言いましたとおり、イタリアで今回出席することになっておりますので、それが一つのあらわれかなと思います。

また、今後につきましては、インドネシアのジオパークのほうから姉妹提携のお話を聞いているということでございます。その辺を審査しながら、交流が進むような形で進めていきたいということで聞いております。

ワサビ田の関係でございますが、先ほども言いましたように本当に生産者の方と観光の方がどう関連していくかということがございます。今年度策定のわさびの郷構想があります。また、昨年度から継続で萬城の滝周辺の整備構想というのがありますので、その辺をリンク

させながら、よりよい地域の発展につなげていきたいという形で考えております。

5番の萬城の滝につきましては、落石防止のためにボンド工法というものでやりました。そのときには、やはりコケが生えていたわけですが、コケをきれいに除去してしまったという形で伺っております。現在、復旧方法につきましては、施工業者のほうの状況を伺いながらどういう形の対応がいいのかという形で、随時協議をしているという状況でございます。

今後につきましては、先ほども言いましたように、萬城の滝周辺の構想をつくっていく中で、あるいは地元の協議会等がありますので、その辺と協議しながら、よりよい方法を探っていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） それでは、再質問させていただきます。

まず、SDGsとの関連でありますけれども、3月の定例会でも一般質問をさせていただきましたけれども、持続可能な開発目標ということで、市長の答弁にもありましたように、伊豆半島がかなりのそういう要素を包含しているということでもありますので、それをさらに生かしていただきたいというところで具体的に幾つかあるんですけども、いろいろな項目があるんですけども、今8項目とおっしゃいましたけれども、一応、参考までに後で、後というかこの後の答弁、まずどの項目かということをお教えいただきたいのと、あとその中で、いろいろな伊豆半島としても今後それをさらに維持、そして発展させていくために必要な項目が出てくると思いますので、まずはその項目を具体的に教えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、8項目について答弁させていただきます。

1つ目が1の貧困の解消、2つ目が4の質の高い教育をみんなに、3つ目が5のジェンダー平等を達成、8の働きがいも経済成長も、11の住み続けられるまちづくり、12のつくる責任つかう責任、13の気候変動に具体的な対策、17のパートナーシップで目標達成を、この8項目になります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 大体わかりました。

それで、この8項目の中に、さらにターゲットとして細分化されているわけなんですけれども、今、このターゲット全てが当てはまるわけではないと思いますので、これをさらにターゲットとしては捉えられていたら、それも教えていただけますか。すみません、SDGsの持続可能な開発目標17の目標と、そして169のターゲットということで、個別にターゲッ

トが設定されているわけなんですけれども、例えば、1の貧困をなくそうといいますが、日本の場合、まして伊豆半島の場合、極端な飢餓というところまではいかないものですから、例えばターゲットとして1の1から1の5まであるんですけれども、そこまで把握しておられますでしょうか。把握しておられなければ、この先、議論は少しほかの方向へ進めますけれども、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 17項目については把握しておりますけれども、詳細については把握しておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） すみません、せっかく用意してきたんですけれども。

それでは、この中で、12月に伊豆半島推進協議会でジオの世界認定を受けて、29日ですか、2018年度の総会が開かれて、そこで事業計画9項目の改善勧告に対する事業を盛り込んだということで、ジオパークの利活用としてサイエンスカフェ運営やエコツーリズム全体構想の策定推進、そして調査研究事業として専門職員による研究関連活動や他地域との交流などを計画したと、これは新聞報道ですけれどもありました。その中で、けさの新聞にもサイエンスカフェということが載ってまして、この内容についてはわかりましたけれども、エコツーリズムです、この全体構想、この策定ということが言われておりますけれども、私もかつてエコツーリズムということで一般質問したことがあるんですけれども、そのときはエコツーリズムに認定を受けると、さまざまな制度的な、何というか補助はあるけれども制約を受ける項目が多くて、なかなか慎重に考えざるを得ないということの答弁でありましたけれども、ジオツアーとエコツーリズム、その関係というか、それをどうジオの案内に生かしていくか、その辺のところの考え方がわかりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） エコツーリズムにつきましては、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指しているという形では考えております。その中で、持続可能なツアーという形でやっぱり保全と活用ということが大切なのかという形で考えておまして、ジオツーリズムの協議会のほうでも昨年度、その辺の素案というんですか、そういうのは作成したということを知っております。今年度、その素案に基づいて中身を協議して、次年度以降、そういうものについての策定をしていきたいという形で考えているようなものですから、伊豆半島のジオパークとしてつくる責任つかう責任というんですか、その12の項目にあると思いますけれども、そういう形でエコツーリズムを推進していくということで聞いてお

ります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） わかりました。

エコツーリズムについては、ジオとの関連も深いということがありますので、しっかりと計画を立てていただきたいと思うんですけども、この中で、伊豆半島の課題として挙げられているのが、やはり多くの自治体がそれにかかわっているということで、ジオを推進するに当たって自治体間の連携、これがすごく必要になってくると思いますけれども、今、そういったものはどのような形で調整がとられているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、本当は伊豆市長としてお答えしなければいけないんですが、立場上、会長を仰せつかっているものですから、あえてそちらの立場も踏まえてということになってしまいますけれども、御承知のとおり、美しい伊豆創造センターのほうはことしは体制の変換の年という厳しい状況の中で、伊豆半島ジオパークについては大変うまくいっている事業だと認識をしております。伊豆半島ランドデザインの中でも、事実上、伊豆半島ジオパークは中心事業として位置づけられておりますので、これがうまく進まない、ぎくしゃくしていると少し心配なところもあるんですが、長泉町から南伊豆町まで全ての加盟市町がしっかり同じ方向を向いて進めているものと認識をしております。

ただ、これは行政、地方自治体だけが当然主役ではありませんし、むしろ脇役ですから、ガイドの皆さん、それから観光事業者の皆さん、それから地域の伝統文化を大切にしている皆さん、そういった意味ではそのネットワーク、情報交換とかお互いに切磋琢磨し合うとか、そこについてはまだまだ少し改善していく、連携を強化していく余地があるかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ジオパークの推進協議会の話になりますとちょっと伊豆市の行政と離れますんで、そこは今確認させていただいたところで終わりにしますが、伊豆市として、これから伊豆市が取り組む課題として、ジオパークの資産というのは地域独自の地層や岩石、それらがつくる地形とか土壌、地下水、もろもろのそういったもののほかに、自然災害に対する対応であるとか、またはこれも大事なことと言われておりますのは、地域の独自の歴史そして文化であるとか、そういったものをうまく融合させて資産として生かしていくということで、そのためには、まずその価値を地域の住民みずからが学んで、楽しんで、教育や防災、観光、まちづくりに生かしていく場所こそがジオパークなのということです、これは伊豆半島ジオパーク基本計画の中にうたわれているんですけども、そのような取り

組みの中で、教育という言葉が出てきます。私、きょうは教育長には通告はしてありませんでしたけれども、教育総合会議の立場として、市長は教育に対してどのような働きかけをしていくおつもりでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申しあげましたように、ことしはジオパーク推進協議会事務局の中に教育部会というものを設置をして、なるべく高校生、中学生、小学校高学年ぐらまでテキストをつくって、うまくふるさと学習のような位置づけでどの子供たちも伊豆半島について学んでいただくとありがたいと思います。これ、大変に自分のふるさとに対する思いを強くするという意味では、全くもともとはジオパーク第一の公園なのですが、歴史、文化、それから修善寺の歴史であり、湯ヶ島の文学であり、土肥の金山であり、中伊豆のワサビであり、全てを包含するという意味では本当にいい材料だと思っています。したがって、これは強制できませんけれども、伊豆半島域内の教育委員会の皆さんともこの価値基準というものを共有させていただければ、一定の方向にしっかり進んでいくものと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） それで、少し基本的なことに戻るんですけども、私たちもなかなか先ほど申しあげたように、ジオについての深い見識があるわけではございませんので、やはり地元というか市民として、ジオに対する関心を深めていく中で、ジオサイト、これが各地にあるわけですけども、どうもジオサイトの存在そのものがまだ市民に認識されていないように思います。その中で、ジオサイトというのがまずは指定がどのような方法で行われているのか、これをお教えいただきたいと思いますけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは、もともとやっぱり地質特性でしたので、これは専門の先生から1人、小山先生から当初のところ推薦をいただいて、その中で百数十カ所だったでしょうか、指定をいたしました。やっぱり本来はジオパークですので、地質特性に基づく場所ということになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） その中で、私もつい先日知ったんですけども、旭滝というのはかなり知名度が上がってきまして、お客様もふえているということを伺っています。その一方で、あそこの山田にあります雄飛滝、これ、漢字は違いますが、読みでいくとアサヒとユウヒで何かおもしろい組み合わせだなと思って、そんなサイトとしての売り込む題材になるんじゃないかと思うんですけども、そういったこの雄飛滝もジオサイトに指定され

ておりました。それらを案内する看板、この案内する看板があるところとないところとあるんですけれども、当然、雄飛滝にもジオサイトとしての看板はありませんでしたし、有名な浄蓮の滝にも道路を走っていてジオサイトとしての看板が目につかないんですけれども、その辺のところはどのような整備状況になっているんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 当然、世界ジオパークに認定されたわけですから、観光客とかがふえていくと思います。その関係で案内看板等につきましては、今後しっかり整備していきたいと思っています。今までも順次整備してきております。浄蓮の滝につきましても、道路からちょっと見にくいという形では聞いておりますので、その辺も確認しながら観光客にわかりやすいような形で案内看板等、またジオサイトの案内等をしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 浄蓮の滝は、もうかなり、かなりというか超有名なサイトですので、そこで案内看板、当然もう皆さん御存じだといってしまうとそれまでなんですけれども、しっかりと看板整備もしていただきたいと思いますのでお願いします。

次に、メガソーラーなんですけれども、原子力発電を最終的にはゼロにして、再生可能エネルギーに転換していくという中で、これはどうしても避けて通れない道なんですけれども、やがて化石燃料も限度がありますので、再生可能エネルギーの必要性というのは十分にわかるんですけれども、ジオサイトとしていかなるものかということで、このことにつきまして、有名な小山真人教授なんですけれども、保全対象となるのはジオパーク内の価値あるサイトとして指定された場所、ジオサイトのみであるので、ジオパーク内の全ての土地が保全義務があるわけではないということをおっしゃる、発電施設を一概に排除することはできない。逆に、節度のある再生可能エネルギーの開発と利用がなされているなら、それは自然と共生する地域社会の一つの姿であり、ジオパークのセールスポイントにもなり得るということをおっしゃっています。

ただ、ジオパークの理念から考えて看過できそうにないケースは次の3つであろうということで、保全対象そのもの、あるいは隣接地が開発され価値が著しく損なわれる、これはすぐに問題にされるといえますけれども、次の開発の結果として得られる利益が地域を潤さない、つまり地域の自然が外部から一方的に搾取された状態になるということと、3つ目、ここが問題なんですけれども、開発に対して、地域社会が真っ二つに割れて争う事態となるということがおっしゃられています。

3年後に次の審査が迫っておりますので、こういったことがないように早急な問題解決と保全、方策の決定がなされることを望むということをおっしゃられているんですけれども、そのた

めには具体的な、例えば太陽光発電に対するアセスメントであるとか、そういった設置基準であるとか、そういうものを明確にしていかなきゃいけないと思うんですけども、その辺のところをどう考えておいででしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 自然景観を観光資源とする場所は世界に幾つもあるんですが、日本の場合、特に伊豆半島の場合には、グランドキャニオンやジンバブエのビクトリアの滝などと違って、人間の息吹を感じない、生活を全く感じない自然のすごさ、大地のすごさというよりも、伊豆半島はやっぱり生活文化と密着した自然景観なんです、いずれも。もちろん、健康な天城の山と清らかな狩野川、これはもう絶対に守らなければいけない。しかし、それぞれの中に全て生活の文化の息吹を感じるわけです。皮小平のもっと上のほうに炭焼き小屋の跡地はあるし、滑沢溪谷の奥にはワサビ沢がある。

その中で、新エネルギーが21世紀の私たちの現代の生活とどのようにバランスが保たれているかというのは一つの視点なんだろうと思います。やっぱり地域の皆さんが、観光客も不快を感じるし、毎日そこで生活されている方が不快、あるいは不安を感じる事業というのはなじまないのではないかと思います。数十ヘクタールのソーラーパネルをある程度の傾斜に並べるときに、では、そこは自然林よりいいからといって、全部ソーラーではなくて一定の木を残して間に太陽光パネルを張るといのはなかなか考えにくいと思うんです。そうすると、規模が大きくなればなるほど全面的にパネルが張られるわけですから、さあ、それは自然景観と防災の観点からどのようなものだろうかという疑問は当然出てくるんだろうと思います。ですから、新エネルギーは当然温暖化対策には必要なのですが、伊豆半島の特性からいって、やっぱり一定の制約、規制はかけざるを得ないのではないかと、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） きょうも議論になっておりますけれども、新エネルギー、再生可能エネルギー、絶対必要なものなんです。これは、人類が今後生活していく上で欠かせないものなんですけれども、その辺のコンセンサス、これをしっかりとっていく必要があると思いますので、今、市長の答弁で伊豆半島としてはありがたい施設だということか心配があるということ答弁されましたけれども、条件によっては太陽光パネルであっても安全性が保たれたり景観上問題がない、例えば平地である場合、この場合には整然と並んだ太陽光パネルが逆に新しいエネルギー源として認知されるよい場所になるかもしれないですし、私も風力発電の誘致があったときに、それが新エネルギーの名所となるんじゃないかという見方もあるということも学ばせていただきましたので、あながち再生可能エネルギーを否定するのではなく、やっぱり条件によってそれをうまく融合させていく、不安を払拭させていく、住

民の合意を得ていくということが必要なんだなということで確認させていただきましたけれども、これは難しい問題ですので、また、一応そういうことだけ確認させていただきました。

では、次に、ワサビの生産者に対する支援、これもしっかりとやっていただきたいのと同時に、やっぱり生産地であるので、観光客が押し寄せるといろいろな問題というか生産に影響を与えますので、その辺のところは以前にしっかりとすみ分けをしていくということでありましたので、観光、見せ場としてのワサビ沢、これは例えば私も思うんですけども、萬城の滝の上流部、下流部に今は使われていないワサビ沢もありますし、またその上にもあるそうです。そういった空きワサビ沢を市で開発をというか整備をして、見せ場としてのワサビ沢をつくる、そういったこともありではないかと思うんですけども、そんな考えはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 有力な御提案だと思いますので、中伊豆、それから天城地区のそれぞれの生産者の皆さんと話をして、観光としてのワサビ沢の整備をぜひ検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そんな中で、具体的に萬城の滝の上流部の小滝から甲ら岩、そしてその下にあるふちとか滝の下流部の右岸、これが見事な柱状節理の岸壁になっているんです。そういった見せ場もたくさんありますので、萬城の滝そのものはジオサイトとしての指定はできないかもしれないんですけども、上流、下流部、これをそういったジオサイトに準ずるような位置づけに持っていくことは可能でしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 今、ジオサイトについては幾つか指定されておりますけれども、新たにジオサイトに指定することも可能であると聞いております。それにつきましては、やっぱり先生の意見であるとか、協議会の意見であるとか、そういうところが最終的にまとまった段階で、そういう形でのジオサイトという形での認定が可能と聞いておりますので、その辺を見きわめながら進めていきたいところです。

また、逆に、本当にこれがジオサイトなのかということもあるということは聞いておりますので、その辺はやっぱり協議会であるとか先生の意見を聞きながら新しく見ていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番(杉山 誠君) 上流部、下流部のことについては、希望が持てるということなんですけれども、さて、その中心となる滝なんですけれども、私も工事がされた直後からずっと見ているんですけれども、なかなか原状回復してこない。これ、かなりネットでも意見が飛び回ってまして、すみません、これ工事前の写真なんですけれども、ツタに覆われているんです。このように自然植生を人工的にやるのは、決してそういった加工ではないと思うんですけれども、ツタを滝の上部から繁茂させるとか、あと問題は滝の右岸部の多分あそこが崩れ落ちた場所だと思うんですけれども、コンクリートの中に石を埋め込んだようなすごく醜い形状のところがああります、はっきり言わせてもらいますけれども。これを早急に何とかしてほしいと思うんですけれども、多くの方からそんな意見を伺います。この部分です。これは、ぜひ、早急に取り組みを検討していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長(三田忠男君) 答弁願います。

産業部長。

○産業部長(堀江啓一君) 右岸部の石を詰め込んだというところは私ももう聞いておりました、落石の関係でそういう作業をしたということだと思います。その辺と先ほど言いましたツタの関係ですよね、その辺につきましては、今までも市のやってきたことは事実なんです、これから、先ほども言いましたように萬城の滝の構想の策定委員会もありますし、わさびの郷構想の委員会もありまして、地元の協議会等と色々な形で話し合いの場を持っていくことになっておりますので、その中で、やはり地元と協議しながらちょっとよりよい方法については考えていきたいと思えます。

○議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番(杉山 誠君) 地元からも強い要望があるんですけれども、もともと裏が通れたという、このことにそれを補強工事をやった1つの目的もあったんですけれども、それはなかなか難しいということも伺っております。今度、滝のところに展望というかそういった奥のぞけるような整備をするということも伺っていますけれども、裏をのぞけるような整備がされるということですか。

○議長(三田忠男君) 答弁願います。

産業部長。

○産業部長(堀江啓一君) 現状、左岸側にちょうど滝の裏というか真横まで行くようなところの展望台があると思えます。あそこまで行く道路というか道がやはり滑りやすくなったりとか、余り整備されていない状況だと思えますので、その辺を整備しながら左岸のほうに渡って、そこから横を見るような形の整備ですか、そういうのは考えております。

○議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番(杉山 誠君) 萬城の滝のキャンプ場が直営になりまして、これから有効活用をし

つかりと考えていかなきゃならない中ですので、ぜひ、滝とワサビ沢、そしてキャンプ場、萬城の滝を一体化して、中伊豆地区の今でも大事な観光スポットなんですけれども、縦横を楽しんでいただけるような整備を一体的に進めていったらどうかなと思うんですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 萬城の滝につきましては、昨年、その前までですか、2年前ですか、指定管理という形でやっています、なかなか思うような形での収益が出なかったということで、今直営という形で直営にしまして、やはりどうそこで観光で稼ぐかという方向を意識しながら、そこの景観を生かしていくという形で考えておりますので、今後、本当に先ほども言いましたワサビ沢、観光ワサビ沢であるとか、景観であるとか、横を見るための施設とかをつくりまして、何とかそういう形で稼げるような形で、中伊豆地区の観光の中心としてなっていくような形で今後整備していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○14番（杉山 誠君） 次、お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、2番の答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） ペアレントメンターという言葉は初めて聞かれた方も多いかと思えますけれども、このペアレントメンターは誰もがなれるものではなくて、ボランティアの上に、静岡県では養成研修を修了した後、県の自閉症協会の推薦が必要となります。養成講座は静岡市が平成22年から実施しているということでございます。静岡県自閉症協会によると、会員から7名を養成したほかは、県下の状況は把握していないということでございました。まだまだ各市町に浸透していない状況ということでございます。

伊豆市では、障害のあるお子様の親御さんが、自主的に手をつなぐ育成会、子育てを考える会、陽だまりの会等の組織の中で、お互いの経験を生かして共感的なサポートを行い、情報交換をいただいている状況でございます。

ペアレントメンターの育成に関しては、今後の課題であると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 確かに、ペアレントメンター、まだ普及は広まってはいないんですけれども、非常に障害を持つ子供を持つ親御さんにとって共感を得ることがすごく大事な支援だということも伺っております。専門家による支援、これは当然必要なんですけれ

ども、やはり気持ちを分かち合うというか、そういった経験をした、あるいは経験中の保護者の方でもメンターになれるそうでもありますので、そういったボランティアを希望する方たちに研修を受けてもらって、メンター的な仕事をしていただくということなんですけれども、そういった静岡県ではまだまだ広まっていないようですけれども、国のほうでもそれが非常に効果があるということで、今までは政令市とかだけだったんですけれども、これを基礎自治体までおろしてくるということも伺っておりますので、今後の研究課題であるということでもありますけれども、実際に、伊豆市で今、親の会が幾つか挙げられましたけれども、その方たちもやはりなかなか高齢化してメンバーも少なくなっているようなことも伺っておりますので、ぜひ、その方たちの活動を活性化させるような意味でメンター制度をしっかりと研究していただきたいと思うんですけれども、そういったメンターとしての資格でなくても、そういった講習とか講義とか、対象になる保護者の方に対するそういったセミナーみたいなものは、今行われているんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） ペアレントメンターに関するそういう研修は行っておりませんが、いろいろと講演会等がございますので、そういう情報提供等はしている状況でございます。

また、育成会やそういう高齢化も問題になっておりますけれども、話し合いの中で聞いておりますと、皆さんがやはりベテランのお母様方たちがいろんな経験談をお話しして、若いお母さんたちがそれについてとても参考になるというような話も聞いておりますので、今後はやはりそういう中でも指導的にやっていただける親御さんに対して、そういう研修を受けていただければよいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、そういった活動に参加される方はいいんですけれども、どうしてもやはり大変なのは活動に参加されない方、やはり支援すべき人はなかなかそういう場所に出てこないということも伺っておりますので、これからは家庭支援も求められてくる今の社会情勢なんですけれども、今、そういった親の会に障害の子を持つ親御さんたちの参加率というのはどのくらいになっているかわかりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 参加率ということになるかはわかりませんが、手をつなぐ育成会のほうは会員が今78人ほどいまして、その中でも50人ぐらいが保護者の方です。そして、子育てを考える会のほうは20人程度で、定期的に会を開いて情報交換等をやっているだけであります。そして、また陽だまりの会のほうは9人の親御さんたちが組織をつくっ

て、皆さんで仲間づくりをしている状況です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 当然、行政としてもそういったグループの方たちに対する支援、サポートは行われているわけですね。今後とも、先ほども申しましたように、やはりそういった積極的に参加できないような方たちに対するきめ細やかな支援体制もしっかり整備していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、次をお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、3番をお願いします。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 祖父母世代の孫育てをサポートする祖父母手帳の作成、配付ということですが、議員のおっしゃるとおりに、若いお父さん、お母さんの子供に対するかかわり方や子育てについての考え方は時代とともにかなり変わってきております。今は、夫婦で働き、家事を分担し、夫婦で子育てをする共働きの世帯がふえております。家事や育児を分担し、働きながら子育てする夫婦にとって、祖父母の孫育てへの協力はとてもありがたいことだと思います。

しかし、その反面、お孫さんに対する祖父母のかかわり方もみずからが子育てをしたころと比べて社会環境の変化等によってかなり大きく変わっているのが、戸惑うことも多いと思います。

伊豆市では、産後1カ月ごろの新生児訪問の際に、昔と今の子育ての常識や祖父母の子育てへのかかわりについて、QアンドA方式で書いてある「おまごさんを迎えるために～子育ての今・むかし～」というリーフレットをお配りしております。祖父母世代の孫育ての支援をしているわけですが、今後のところでも祖父母手帳の作成とか配付は今後の課題だと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 差し当たり、作成の計画はないということだと思いますけれども、私もリーフレットをいただきました。おまごさんを迎えるためにということで、子育ての今・むかしということでしたら、反面、三島市で配付しております祖父

母手帳、これと比較すると、かなり見やすさとか、そもそも見ようとする意欲、基本的に親世代と祖父母世代の意見の違い、トラブルまでいかなくても気まずくなる大きな原因というのは子育てをめぐる方法とかそういうことが言われておりますので、ぜひこの子育て支援の中に祖父母に対する啓発もしっかり取り組んでいただきたいなと思っているわけなんです。今、極端に違うのはうつ伏せ寝、昔は推奨されていたんですけども、今は突然死を招くからとんでもないということになっているんですけども、そのように昔と今と全然違うこともたくさんありますので、それをわかりやすく啓発するための祖父母手帳ということで今各地で発行されているわけなんですけれども、三島市のを参考にするとすごくわかりやすく見やすい、見ようという意欲が湧いてくるんですけども、今のところ、祖父母手帳を計画されていないという中にはありますけれども、子育てガイドブック、平成29年度版をいただいているんですけども、これは平成30年度版はもう発行されているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 子育てガイドブック、昨日できてきまして、また皆さんにはお配りしたいと思っておりますけれども、今回ちょっと出産から子育てまでというような形で少し改正を加えて見やすくしたものですから、ちょっと作成がおくれてしまいました。申しわけございません。また、皆さんにも見ていただきたいと思っております。

そして、また三島のほうは平成29年9月からということで祖父母手帳を発行しているということをお伺いしております。中には、どういうところに連れていったらいいとか、そういうような情報もあるということですが、私たちも、今若いお母さんたちがつくっている「Familyizu」というような冊子もございますので、そういうところでぜひ祖父母手帳の内容をカバーできるような内容も少しずつ入れながらやっていきたいと考えておりますし、また、お孫さん育てというところのリーフレットもおじいさん、おばあさんが目に触れているかどうかということもちょっと心配なところなんですけれども、ぜひ、市内に8カ所あります子育て支援センターにおじいさん、おばあさんがお孫さんを連れて行って、その中でそういうような子育てについての情報であったりとか、そういうようなところも啓発できるような形に皆さんに勧めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 昨日完成したということで、もしできていなかったら、孫育てのほうも組み込んで子育てガイドブックの中で祖父母に対する啓発も行うという方法もあるなと思って用意してきたんですけども、祖父母手帳という単独のものでなくても、本当に見やすい形でそういったリーフレットの普及、これ、祖父母に対するそういった昔と今の違い、あるいは孫の子育てサポートの仕方、そういったものは必要であると思っておりますけれども、そ

の辺の認識で今後、何らかの方法で祖父母に対するそういった啓発をしていっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 議員のおっしゃるとおりに、孫育てというところではかなり情報を共有していくということで、やはり若いお父さん、お母さんとお孫さんのおじいちゃん、おばあちゃん、そういうところの常識というか、そういう今の子育ての情報は共有すべきだと思いますので、今後、考えていきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 本当に少子化が進む中で、祖父母も祖父母となれる人も少なくなってきた、そんな今の状況の中ですので、やはりファミリーが誤解のなく子育てに本当に力を合わせていい家庭をつくっていただけるようなそういう環境づくりをこれからもお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

◎延会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目については、明日、6月13日の午前9時半から行います。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

延会 午後 4時20分

平成30年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年6月13日(水曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	市長政策監兼 総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成30年第2回伊豆市議会定例会3日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、12日の会議に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の西島信也議員から発言順序10番の青木靖議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 最初に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

最初に、人口減対策についてということでございます。

本年3月30日、国立社会保障・人口問題研究所が次のデータを発表しました。

2045年度までに日本の総人口は現在より約2,000万人減の1億642万人になると予想しております。とりわけひどい落ち込み方をするのは都市部より地方とされており、静岡県では20.5%の減であります。さらに伊豆市では、2045年の人口予想は1万5,149人であり、本年4月1日の3万1,089人と比べると、減少率が51.3%となり、県下でも5番目に高い減少率であります。人口減少は高齢化社会が確実に進み、それは労働人口の減少を意味し、その結果消費は縮小し、経済活動は停滞する。そして、そのことは地方自治体に税収減をもたらし、住民に必要な行政サービスが行き渡らなくなるおそれが生じまして、市自体が消滅する可能性すらあります。

このような危機があるわけでありますが、次の点について市長にお尋ねをします。

1番目、伊豆市の人口減の現状について、市長はどのように考えているのでしょうか。

2番、人口減対策について、今までどのような施策をとってきたか、また、その効果はどのようなものであったのでしょうか。

3番目、これからの人口減に対する施策及びその数値目標はいかほどでしょうか。

次に、伊豆平パールタウン内の下水の違法排出についてということでございます。

伊豆平パールタウンから違法に排出され続けているし尿、家庭雑排水等の処理について、

次のとおりお尋ねをいたします。

昭和45年にパールタウン別荘分譲地造成事業について、中伊豆町、これは（甲）とします。それから、箱根観光株式会社（乙）は協定書を締結しましたが、その中に次の条項があります。この協定書の第6条の2排水計画ということで、乙は雨水以外の汚水、下水等の処理については、浄化槽を設けて完全処理しなければならない。こういうふうに協定書に書かれております。この条項について、乙というのは箱根観光株式会社ですけれども、これは今、会社が変わりまして、旭新という会社になっておりますが、乙は今までこのことについて、6条の2について、履行してきたか否か、どのように市長は認識しているのでしょうか。

次、2番目。今現在も、し尿、そして汚水が排水管、排水渠から冷川と、これは山田柳瀬川と書いてありますが、これは柳瀬山田川でございます。柳瀬山田川へ排出されておりますが、このままでよいと思っているのでしょうか。

次、3番目。河川法施行令第16条の4に、「何人もみだりにごみ、糞尿、鳥獣の死体その他の汚物または廃物を捨ててはならない。河川に捨ててはならない」と、こう書いてあります。また、16条の5に「河川に1日につき50立方メートル以上の生活にまたは事業に起因する汚水を排出しようとする者は、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に届け出なければならない。」とありますが、どのように対処しておるのでしょうか。

4番目としまして、下水の排水管、排水渠の設置は、道路管理者等への申請・許可が必要ではないかと思われませんが、どのように対処しているのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

人口減対策について答弁申し上げます。

きのうも申し上げましたけれども、伊豆市の出生率、出生数は非常に深刻な状態にあると思います。ネットで調べただけの数値で大変恐縮ですけれども、合計特殊出生率が、伊豆市が1.25、熱海市が1.22だったのでしょうか。これは全国1,700余りある市区町村の中で1,570番目というランキングになっておりました。他方、いわゆる出生率ですね、人口1,000人当たりの出生率で見ると3.75、これは市区町村のランキング出ていなかったんですが、814の市区町村の中で810番目。このデータを見ると、まず人口3万1,000人の人口に対して適齢女性の数が、絶対数が少ない。そして、いる方々も余り出産をされないという2つの状況がクリアになってまいります。これは非常に深刻な状態で、移住対策もやっておりますけれども、やはり最も大きな課題であるお隣の市に対する流出がとまっていない。まずは子育て世代がなぜお隣に、東京、横浜ではなくて隣に流出しているのか。そして、それを食いとめるためにはどうしたらよいのか。そこが深刻な課題だと思っております。

他方、市内人口の減少がそのまま経済活動の停滞には、正比例する形で下がっているわけではない。経済はそこそこ維持ができておりますし、メイン産業である観光事業においては緩やかに、平成21年が底で、平成23年もいろいろございましたけれども、緩やかに回復基調があって、この人口減少をそのまま経済の衰退に結びつけさせないような努力、これをこれからも強化していくべきであろうと、このように考えております。

詳細について、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 森議員、お静かに願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それではお答えいたします。

ただいま、市長、人口の減少に対する回答をいたしましたので、私のほうから2番以降について回答させていただきます。

まず、2の人口減少に対する施策でございますけれども、平成21年6月に人口減少危機宣言を出しております。そのころ以来、雇用、それから所得、定住、これらを3本柱に具体的な施策に取り組んでまいりました。

まず、雇用や所得でございますが、伊豆市ががんばる企業を応援する条例、それから企業立地事業費補助金、地方創生に係るIT企業誘致など、企業へのサポートを通じて雇用、所得の創出を進めてまいったところでございます。

次に、定住でございますが、転入促進、それから転出抑制を目的といたしました若者定住促進補助金事業や、若者世帯の子育て環境整備としての出産準備手当の支給や保育料の見直し、3人目のお子様の保育料の無料化、こども医療費助成制度などや放課後児童クラブの充実など、出産から子育てまで一体となった子育てサポートもあわせて進めてまいったところでございます。

それで、ここ数年の人口の動態を見ますと、多少の変動はあるんですが、転出超過の数がやや減少傾向にあると見られておりますので、施策の効果というものはある程度認められているのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の人口減少に対する施策及び数値目標についてでございますが、数値目標については御存じの「伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、こちらにおけます将来目標人口でございますが、2040年時点での人口2万3,000人、これを目標として設定してございます。

また、施策ですが、今申し上げましたものがございますが、短期的には「伊豆市まち・ひと・しごと総合戦略」、この中で2019年度、平成31年度になりますが、これまでの5カ年間で取り組むプロジェクトとその成果目標を定めておりまして、毎年度評価を行いながら取り組みを進めているところでございます。その後も伊豆市に住みたいと思っただけのまちづくりと、それから子育て支援施策や雇用対策等のソフト事業、居住環境の充実等のハード事業をうまく組み合わせまして、人口の自然減、社会減への対応というものを総合的に進め

ていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

その前に、私、最初に質問しました③です。人口減に対する施策及びその数値目標はいかほどでしょうかということなんですけれども、数値目標というのは人口を大体どれぐらいに見ているかということを知りたいわけなんですけれども、またいいです。また、これ、後から答えてください。

伊豆市が、4町が合併して伊豆市になりまして、そのときの平成16年の4月1日人口、これが3万8,055人だったわけです。3万8,000人。平成30年4月1日は幾らかと言うと、3万1,089人、約7,000人減っているわけです。これは人口減少のスピードが異常に早いと思うわけです。ほかの市町に比べても非常に早いのではないかなと思うわけですけれども、平成16年から19年までのこの4年間では、年平均315人減っているわけです。それから、平成20年から平成29年、要するに菊地市長が市長になられてからの減りぐあいは幾らかと言いますと、年551人なわけです。非常に多いというわけです。

市長にお伺いしますが、人口減少の要因は何だと思えますか。先ほど市長は、伊豆の国市へ流出しているとか、出生率が悪いとか、こうおっしゃいましたが、いや、それは何回も言っているから。要因です。何で伊豆の国へみんな出ていってしまうのか。何で出生率がこんなに悪いのか。こういうことを市長はどういうふうに認識しておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御承知のとおり日本全国で出生数が減っていて、今100万人を切る状況になっていて、これ、国として大変深刻な状態にあります。県内でも東京、埼玉、神奈川、静岡、愛知の中で、静岡県だけが多分人口が減少していて、長泉町においてもお隣の市町から流れているような状況で、全体として深刻な状況にある。その中でもさらに伊豆市は厳しい状況にあるわけです。今ここ数年、成人式は300人ぐらい出席されていますので、20年前に生まれた子供が300人余り。仮にそこまで戻っても、全員がここに残って、全員が80歳まで生きて2万4,000人になるわけです。それよりはるかに状況は厳しいわけですから、毎年500人ぐらいがお亡くなりになって、百数十人が生まれているわけなので、自然減だけでもそれだけあるというのが現実でございます。

さらに、社会的流出が問題になっておって、これは以前の議会でも申し上げましたけれども、当初は、私は子育て対策が唯一の課題だと思っておりましたけれども、それだけではない。やはり壮年、それからお年寄りになっても安心して住める社会がなければいけないということで、高齢者対策としての医療、介護なども伊豆市はかなり力を入れてまいりました。

今、そこで心配なのは、子育て世帯のところ、子育て政策のところ、子育て世代の方々の要求する政策にまだ十分応えられていない。そこが私は今、最も直面している大きな課題だと認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 私が聞いたのは、何で伊豆市から伊豆の国市へ流出しているんですかと、その理由を、原因を聞いているんです。原因がわからなければ対処のしようがないわけでしょう。原因がわからなければ。それ、どう考えていますか。それは全国的に出生率が悪いとか、そういうことは言えますけれども。伊豆の国市と比べて政策が悪いんですか。どうということなんですか。それを市長にお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆の国市さんが一番多くて、その次が沼津、三島だったと思うんですけども、そうすると、そういった現象を考えますと、やはり利便性の高いところに流出されているのではないかと推測をしております。聞き取り調査等行っておりませんので、推測の域を出ておりませんが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） いいですか。人口減少、先ほど部長のほうからお話ありましたが、人口減少危機宣言を出したということですね。あのときは全ての施策を人口減ストップに当てると、こういうことを市長さん、たしかおっしゃったと思うんですけども、何で伊豆の国市へ流出しているか。先ほど言いましたけれども、政策が悪いからではないですか。いいですか。どういうふうに伊豆の国市と違っているか。まず、ごみ袋が高い。検診が有料だとか、無理な学校統合をしているとか、そういうことで伊豆市の人は、皆さん逃げていくのではないですか。特に若い人は。そりゃ、通勤ということもありますけれども、伊豆市の政策がよかったら、そんな逃げていきはしないですよ。

今言ったようなことを、今言ったことだけに限らず、ごみ袋、検診、無理な学校統合とか、こういうことをなくすような、改善するような考えはないんだ。それによって人口減をストップさせるとか、そういうような、人口定住もいいですよ。定住促進もいいですよ。3歳児の保育料だっていいですよ。いいけれども、もっと、原因がわからなければ、だって何も効果があらわれていないではないですか、効果が。いいですか。去年だって、平成29年4月1日3万1,625人いたのが、1年間で536人減っているんです。何にもそんな効果があらわれていないではないですか。これは根本的に考え方を改めるか、原因を探求、調査するとか、先ほど調べていないと言ったけれども、そんな調べていないなんていうことでは、そんなことは、人口減はとてストップなんてできませんよ。そこら辺どう考えていますか、市長さん。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今のごみ袋が高いという御指摘ありましたがけれども、御存じのとおり、ごみ袋はお互い8円か9円程度、これは全く同じであって、ごみの回収費用を全市民で負担するか、排出される方が負担するかという回収費用の負担のあり方の違いですので、ごみ袋が高いわけではございませんので、そこは訂正をさせていただきます。

学校については御指摘ございましたけれども、ここが非常に心配なところで、昨年も請願が去年の4月に2件出されました。片方はPTAを主体とされる方、そしてそれにあわせる形で、どうしても保護者の直接の意向を確認したいということでアンケートもとらせていただきました。それに反して学校政策を教育委員会が進めているのであれば、それは大きな課題であろうと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、伊豆市においては子育て世帯のニーズに十分応え切れていないのではないかと。そこを私は大変懸念しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、ごみ袋をどこで負担するかが問題だなんて、どちらか現金で負担するのか、それとも税金で負担するのか、そんなお話ししましたがけれども、では一つお伺いしますが、では、ごみ袋の負担分、現金で出している人というのは税金は安くなるんですか。市長にお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当然、回収費用をそれぞれで御負担いただくことによって、全体としての支出バランスは当然そこは軽減されていく。それは引き算ですので、そういうことであろうと思いますけれども、どこか違っているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、回収費用については税金から差っ引いて、その分安くするのかということを知っているんです。何も安くしていないではないですか。要するに、市長の言っていることは、早い話が税金の二重取りということなんです。そういうことなんです。それで、市のほうで発表しましたね、人口予測なんて言って、平成37年に2万8,500人なんて言っていましたけれども、こんなスピードではないんです、もうどんどん減っていくんです。私の計算したのによりますと、社人研の出したあれからすると、毎年590人ずつ減っていくんです、これから590人。それから換算すると、平成37年は2万5,800人になるわけですが、どんどんスピードが早いです。今のままでやったら早いです。

ですから、ぜひお願いしたいのは、先ほどから言っているんですけれども、人口減少の原

因は調べないんですか、やらないんですか。それをお伺いします。やるのかやらないのか、それを伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しになりますけれども、私は直近の課題は子育て世帯の皆さん方のニーズに政策が、私が今編成している政策が十分に応え切れていないだろうと。したがってそこをしっかりと、さらに市民の皆さんのお声を伺い、そして議会の皆さんの御意向を伺い、特に弱いであろうと考えている政策のところを厚くする。そこは恐らく原因と結果はあっているんだろうと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから市長さんのおっしゃっていることは、これは職員レベルのことを言っているんです。市長レベルの話ではないんですね、今の市長さんのおっしゃっていることは。何にも原因がわからないで、ただ、その対処、対処する。そんなことばかりやっていて、今までそれでやってきてどうだったですか。何にも成果が出てないではないですか。何にも成果が。どんどん人口は減っていくと。ねえ、これではあれですよ。ぜひ、あと市長の任期は2年ないんですから、2年ない。二十何箇月しかないんだから、その間にぜひそこら辺の見通しを、めどをつけて、おやめになるならやめていただきたいと思いますが、どうですか、そこら辺は。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまでも議会で何度か御説明してまいりましたけれども、基本的に幼児教育施設は、私は毎年1回ずつ御意見を伺って——それが私の反省で、やはり議員さんと一緒に行くべきだと思っているんですけれども、ことしはなるべくそういった保護者の皆さんの会合の場には、議員の皆さんにも御同席をいただきたいと思っております。その中でやはり教育環境とか、幼児教育を含む教育環境、それから、毎回申し上げておりますけれども、我々のころとは違って、公園に対するニーズが非常に高い。そういったことに対して、子育て世帯の要求する政策に対して、まだ十分に我々は応え切れていないのではないかと。そこは引き続き、議会の御理解をいただきながら厚くしていきたいと、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、公園のニーズが高いとか何とか、そんなことを言っているのではないんです。もっと根本的なことを見てほしいと思うんです。こんなことではとても市長さんとして任していただけないような気がしますけれども。

では、次へ行ってください。次のパールタウン。

○議長（三田忠男君） 2番のパールタウン、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本件については、平成28年6月に定例会のほうでお答えを申したとおりでございます。

改めて市民部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、西島議員の①から③の部分に当たりますか、市民部局からとしての回答をさせていただきたいと思っております。

まず、協定書の第6条の2排水計画でございますが、この部分につきましては、分譲地全戸とも単独、または合併浄化槽が設置されているというふうに認識しております。よって、履行されているというふうに思っております。

また、②につきましては、各区画等に浄化槽が設置されているということで、問題はないと考えております。

また、③河川法の部分でございますが、河川管理者等に確認したところ、河川法の施行令の16条の5、1日50立方メートルを排出する届け出をしている者はないというふうに認識しております。

私のほうからは以上です。

○議長（三田忠男君） 4番目のところは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから4番目の御質問にお答えをいたします。

申請の許可の関係であります。準用河川柳瀬山田川に排出する排水施設として昭和47年4月1日に河川占用の許可をしております。また、一級河川冷川へ排出する排水施設につきましては、県の許可になるところですが、その途中に法定外道路を通過する部分があります。こちらと同じ時期に法定外道路占用の許可をしております。県の河川占用についても許可をしていると伺っております。いずれも更新は3年に1回手続されております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に、1番目の、要するに排水計画ですね。雨水以外の汚水・下水等の処理については浄化槽を設けて完全処理にしなければならないということなんですけれども、私は、これは個人がそういうことをやるのではなくて、別荘分譲会社がそういうことをやる協定書だと思ってるんですけれども、それはそれとして、先ほどの御説明で、全戸に合併浄化槽、それからみなし浄化槽があるというふうなお話だったんですけれども、何軒あるんですか。合併浄化槽、何軒、みなし浄化槽、何軒あるんですか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 単独浄化槽、また小型の合併浄化槽、確認をさせていただいている部分については、単独浄化槽として166戸、小型合併浄化槽については、建設中のものも含めて47戸、合計213戸というふうに、うちのほうの調べではそうなっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） ただいま合併浄化槽が47、これどうやって調べたのか、私もちょっとよくわからないけれども、47。それから、単独浄化槽が166というお話。合わせて213というお話ですけれども、それはそうかもしれませんけれども、このパールタウンの中に何戸住宅があるか御存じですか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 戸数的には把握してございませんが、世帯数といたしますと131世帯の209人の方が住民登録されているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） パールタウンに何軒あるかと言いますと、別荘が326、永住者が103、合わせて430軒あるんです。430軒、住宅が。今、213と言いましたね。そうしたら残りの200、約半分ですね。200軒以上は浄化槽がないということではないですか。そういうことになりませんか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 私どもが認識している213戸のほかにも、マンションとかそういった部分もございまして。そういった部分についても集中曝気式とか、浄化槽が設置されているという認識でおります。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） 今、マンションというお話もありましたけれども、マンションにそんな浄化槽ないんですよ。それ、ちゃんと調べてきましたか。これ、非常に問題があるわけです。要するに、パールタウンに住んでいらっしゃる方、それから別荘の方、これの半分は浄化槽がないんです。合併浄化槽もそうだし、みなし浄化槽もそうだ。ないんですよ。ないからどういうことになっているかという、みんなそれは垂れ流しなんです。わかりますか。要するに、何でないかと言いますかと、要するに最初の協定書、先ほど言いました、協定書と言いましたけれども、協定書で雨水以外の汚水、下水等の処理、それからし尿処理もそうですけれども、浄化槽を設けて完全に処理しなければならない。

ここはコミュニティプラントをつくるという計画だったんですよ。御存じだと思いますけ

れども、コミュニティプラントをつくるという計画だったんです。それがこの協定書ではないですか。これはそういうふうに県にも届けてありますよ。それがあつるんですか、ないんですか、そこはどうですか。コミュニティプラント、あつるのか、ないのか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） その計画については聞いておりません。私どもは確認はとれておりません。ただ、協定書の中における浄化槽をとつる部分については、開発事業者、その部分が各分譲した方々に対して、浄化槽を設置していただくということを指導しているというふうな認識でおります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） そこがまず間違っているわけですがけれども、コミュニティプラントがあつるかないかということ、どうですか、お伺いします。あつるの、ないの、どちら。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 現在のところ確認はとれておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） ないということは、し尿ですよ。下水の汚水もそうだけれども、し尿そのもの自体が全部大見川へ流れているんですよ。先ほど言った400軒のうちの200軒は。し尿ですよ。それでこの協定書自体が、このパルタウンの住民や別荘所有者に汚水、下水の処理をやらせると言った。そういうものではないんですよ。これ、うんと昔ですけれども、昭和45年当時からの県の指導のもとにこうやっているわけですよ。それで最初、県もパルタウンの開発については、最初やっただけだけれども、途中から放棄してしまったんですね、県は。どういふわけか知らないけれども、昭和48年ころから。これは昭和45年締結ですけれども、昭和48年ごろ放棄してしまった。それで最初のうちは、県は検査なんていうのをやっただけです。だけれども、昭和四十七、八年ごろからやらなくなつてしまった。だから、中間検査も竣工検査も県はやっていないわけです。

ちょっと副市長さんにお伺いしたいと思うんですけれども、いいですか。副市長さんもずっとそこに一日中座つていて、暇そうだから、何かしゃべつたほうが眠気覚ましになるのではないかと思うんですけれども、そこら辺、県の指導、コミュニティプラントをつくっていると、つくらなければならないという、そういうことになつていたのにつくらないで、このまま至つているという、県の責任は非常に大きいと思うんですけれども、そこら辺は県のほうに確かめていただけますか、どうですか、副市長さん。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 今、議員がおっしゃっていることは、議員のどういう証拠を持って、そうやって御発言されているかわからないんですけども、県のほうがそういった確認をしていないということは、私、県のほうは遵法精神、しっかりと全て法令に基づいて処理をしておると思っておりますので、適正に県のほうとしては処理をしているものと思っておりますので、確認する必要はないと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） いいですか。私が入手した資料によると、これは昭和45年ですよ。土地利用対策委員会審議案件台帳というのがここにあるんですよ。これ、県から取り寄せましたけれども、受付が昭和45年9月14日。工期が昭和46年2月1日から昭和48年3月31日になっていまして、その間、中間検査をするとか、工事完了登記を受け付けるとか、こう書いてあるんですけども、そういう項目は書いてあるけれども、あと、何にも書いていないんですよ、県が。これはおかしいのではないですか。ぜひ、それは調べてもらいたいと思う。もちろん副市長さんが県へ入る前の話でしょうけれども、これは問題だと思います。何が問題かと言うと、し尿をですよ、雑排水もそうですけれども、し尿をそのまま大見川へ排出しているということなんです。それが問題だと言っているわけです。

排水管、排水渠と言いますけれども、これが公道であるとか、あるいは、公道というのは市道です、市の道路ですね。市道であるとか、あるいは赤道、法定外道路であるとか、その下に通っているということは御存じですか。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 道路、そのほか法定外道路については市民部局の管轄外でございますのでわかりませんが、パールタウンの排出については柳瀬山田川と冷川、2カ所に排出して、その部分には占用はとられているというふうな認識でおります。そのルートもある程度図面上は、私どもは確認はとれております。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） それは、河川占用のあれは通っていますよ、それは私だってわかっていますよ。冷川のほうは県、柳瀬山田川は市ね、これ、河川管理者は違いますから、両方通っているわけですけども、何で通っているかと言うと、それはプラントがあって、浄化プラントが、コミュニティプラントがあって、それを通った水が排出されるための河川占用なんですよ。し尿そのものが、あなた、入ってきて、それをそのまま排出していいんですか。そういうことなんですよ。これは非常に問題だと思うんですよ。私が確認したところによると、先ほど公道と言いましたけれども、大幡2号線という、下に通っているんですよ。道路の下に、市道の下に。1,000ミリのパイプが、管が。だからそれが、では、そのし尿が、雑排水はちょっとランクがあれになりますけれども、し尿が大見川へ通っているということは

お認めになりますか、どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど申したとおり、協定書のとおり、全戸に単独浄化槽、合併浄化槽が設置されているという認識であります。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） 認識かどうか知らないけれども、そういうことを調べてきましたか。

こういう問題は、私は今、きょう初めて言ったわけではないですよ。何年も前から言っているわけですが、何も調べないではないですか。調べてくださいよ。そういう事実があるのかどうなのか。本当に全部、では、合併浄化槽とあれを確認して、全戸確認してやってくれますか。市長、どうですか。そこら辺、指示してくれますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 西島議員がおっしゃる四百何がしの戸数と、私どもが把握している213戸、その部分の差異については、いま一度開発業者、今管理している旭新等に確認はさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） 旭新に聞くではなくて、あなたたちが、市が調査しなければだめではないですか、そんなことは。そんな管理会社に聞いたってわかるわけがない。わかるわけがないというか、隠すに決まっているから。どうですか、市でやるつもりはないんですか。

それから、先ほど特定施設がないというお話がありましたが、ないわけではないです。特定事業所ありますよ。旅館の富士見山荘というの、あれ特定事業所になっていますよ。いいですか。平成26年4月の県の広報というのか、何ていうのかに載っていますから、確認してください。紀州ビラの富士見山荘です。特定施設になっています。特定事業所になっていますからね。それが、本来だったら旭新の管理会社だって、特定事業所の、大体何トン大見川に排出しているかという、恐らく大体1日300トンから400トンぐらい排出しているんです。50トンではないんですよ。だから当然そこだって、管理会社だって特定事業所になると思うんですけれども、その前に富士見山荘、平成26年4月になっているわけですから、これは県のインターネットに載っていますから、それは確認してくださいね。

先ほどから何遍も言いますけれども、市道赤道の下に下水管暗渠があるかどうか、承知していますか。承知しているというか、市道ですよ、市の道路ですよ。その下に何が埋まっているかわかりませんか。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） その件につきましては、当時つくってから、昭和57年4月1日に

現在の会社である旭新と管理協定を結んでおります。その中で、当分の間維持管理をするということで、道路とかその他の管は、当分の間管理するという協定を結んでいましたけれども、実際、その中からまた要望がありまして、平成28年に旭新から要望があつて、パールタウン内の道路を4期に分けて工事を、補修をしますから、管理をしてくれないですかという話が来ました。

その中で1期工事と言いまして、メインの道路ですけれども、メインの道路が平成32年、5年間でメインの道路の管、中の温泉管と水道管とか舗装部分を直したときに、全ての市道を市が管理するという協定を結びました。その平成33年から管理するというものですから、その間に、今出ていない占有物件につきましては全て出していただくようなことで、調整を図っていきたいと思っています。なので、今、実際、どこに何が入っているかというのは、はっきりしたことはわかっておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） いやしくも市道ですから、市が管理している道路ですから、その下に何が埋まっているかということは、ぜひ調査していただいて、適切に対処してもらいたいと思うんです。その下水管が違法ではないかということもあるわけですが、とにかくそれは、ぜひ、あそこのパールタウンのところは治外法権ではないんですから、ぜひ、やらせてもらいたいですね。管理していただきたいと思います。

それから、いいですか。その浄化槽法というのがあるのを御存じと思うんですけれども、浄化槽法の3条に、「浄化槽によるし尿処理等、何人も終末処理下水道、またはし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿及び雑排水を公共揚水機等に放流してはならない」とあるんです。これは、旭新という会社は完全な大見川へし尿、雑排水を放流しているわけですね。これ、どう思いますか。浄化槽法3条、御存じと思うんですけれども、これは完全な法律違反になりますよ。どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 前回の答弁でも前部長が申し上げたとおり、浄化槽法につきましては昭和58年に制定されて、平成13年より合併浄化槽にしなければならないということになっております。このパールタウンにつきましては昭和45年以降でございまして、浄化槽法が制定される以前のもの、また平成12年のものについては、みなし浄化槽としてこの限りではないというふうに法律でうたわれておりますので、側溝等に放出して何ら規定がないというふうにお答えはさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） 側溝等には排出していいんです、だけれども、公共流域、水域に排出してはだめなんです。側溝へはいいんですよ。公共水域、大見川は公共水域ですから、排

出してはだめとここに書いてあるではないですか。だめなんですよ。それから、3条の2に「何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のものを設置してはならない」と、こうなっているわけです。私が先ほどから何遍も言っている下水管ですね。会社が設置した下水渠については、完全にこれに違反しているわけです。浄化槽がないんだから、プラントが。

それで、大見川のアユは今、全滅状態ということは皆さん御存じだと思うんです。大見川のアユは全滅していると。理由は何かということ草が繁茂するとかあるんでしょうけれども、これは、狩野川はアユ友釣り発祥の地なわけですね。伊豆の清流狩野川ということで。きのう、市長はワサビ田がきれいだとか、清らかな狩野川は絶対に守らなければならないと言うんですけれども、どうですか、市長、このパールタウンのし尿、違法ですよ。違法排水について何か指示してやるおつもりはないんですか。職員に指示して対処するおつもり、市長の考え。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 大見川のアユの部分、水質の悪化という部分については、森議員からもご質問の際に回答させていただいたとおり、伊豆市におきましては直下の馬場沢橋の部分で水質調査をさせていただいておる。そうした中で、生活環境の保全に関する基準については水素用濃度、浮遊物質、BODという基準がございますが、その部分についてはクリアをされていると。水質に問題はないというふうになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） 私は市長に聞いているんです。パールタウンからのし尿垂れ流し、大見川へ排水、下水していると、排水しているということは、これは事実なんですからね。これに対してどういう対応をとるかということを経理に聞いているんです。市長、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 今現在のところ、市当局といたしまして、大見川、また水質の悪化という部分については問題ないという部分、また、そういった施設の届け出等についても市の部分以外で、県が権限を持っております。そういった部分で、県と調整をさせていただいた上で、県からの指示、指導がございましたら、それにのっとって市当局で判断させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） し尿の違法排水なんですよ。し尿のパールタウンからの大見川への、これについてどう考えているのと聞いているんです。市長に聞いているんですよ、市長に。職員には聞いていないから。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、市民部長から答弁があったとおり、県と連携をとりながら対応してまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

ここで35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鈴木正人君

○議長（三田忠男君） 次に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

大きく2つについて、市長と教育長にお伺いいたします。

まず、大きな1番目、「3R」に基づくごみの減量化・再資源化を進めるためについてお伺いいたします。

伊豆市は平成29年4月に策定されました「第2次伊豆市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」の第3章3-3「ごみ処理の基本方針」において、その基本原則として、循環型社会の形成のために、「3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））」の取り組みを総合的に推進していくことを定めております。また、市民・事業者・行政の協働による「3Rの推進」により、平成33年度までの「1. 減量化目標」、「2. リサイクル率の目標」、「3. 最終処分量の削減目標」を同じく第3章3-3-6「達成目標の設定」において示しております。

ごみの減量化や再資源化の取り組みは、昨今、国連が「SDGs（持続可能な開発目標）」として国際目標を定めたことや、2年後に控えた国際的なイベントである「東京2020オリンピック・パラリンピック」に向けても加速をしていく必要があると認識をしております。その上で、以下についてお伺いいたします。

①現状、行政における「3R」の推進状況はどのようになっていますか。

②公文書管理規程に基づいた廃棄処分の対象となる文書の廃棄方法はどのようになっていますか。また、その排出量は年間どれくらいになりますか。庁舎内、市内の学校教育現場それぞれお伺いいたします。

③行政（一般事務・教育事務を含む）事務の過程で発生する「紙ごみ」これは再資源化可能なものでありますが、その処分方法はどのようになっていますか。また、その排出量はどのようになっていますか、伺います。

④事業系ごみにおける「紙ごみ」同じく再資源化可能なものですが、排出量、または総排出量に占める割合はどのくらいなのでしょう。

⑤事業者に向けて「ごみの資源化を推進していくため」の具体的な方策は、現在ありますか。

⑥家庭から排出される「紙製容器包装を含む紙ごみ」の分別・排出方法（家庭から収集場所への出し方）について改善する考えはありますか。

⑦学校教育現場において、市内の小中学校においても「資源ごみの回収」などの取り組みはされておりますが、環境教育の視点でさらに必要なことは何かありますか。

⑧東京2020大会の地方開催都市の一つとして、「3R」を機軸とした具体的な施策は現在あるのでしょうか。

⑨さまざまな課題を整理していく中で、前述しました「3つの達成目標」は、さらに上方修正できるものと考えますでしょうか。

以上、市長、教育長にお伺いします。

大きな2番目です。

家計における教育関連支出の負担軽減について、教育長にお伺いいたします。

ちょうど1年前の「平成29年度第2回（6月）定例会」の一般質問におきまして、「学校給食費の無償化」、「給付型奨学金の創設」と、家計における教育関連支出の負担軽減について提案させていただき、議論をさせていただきました。

今回は、前回の議論にて持ち越されました検討課題について、再度お伺いいたします。

①前回、学校給食費の無償化の議論の中で、教育長からその可否について「保護者に対して何かの機会を通じて意見を聞く場があれば聞いてみたい」との答弁をいただきましたが、その後そういった機会はあったのでしょうか、お伺いいたします。

②学校給食費の負担軽減の方法について、「行政からの食材提供による負担軽減」という議論もありましたが、以後、教育委員会にて検討はされているのでしょうか。

③前回、伊豆市の奨学金の基金について、利用率が低いことから監査委員からの指摘があったとの答弁がありましたが、以後、利用の周知広報も含めて変化はあったのでしょうか。また、実際のニーズは以後、把握はされているのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） ごみの減量化、それから再資源化についてお答え申し上げます。

以前は森議員から相当頻繁に分別については議会でも御指摘をいただきました。非常に伊豆市は煩雑であるとか、厳し過ぎるとかいったことが再三あったんですが、それでも何とか市民の皆さんに御理解をいただいて、当時、私の記憶では沼津市がかなり分別が早く進んでいて、それに準じた形で進めてきたと思います。確かに手間がかかるんですが、市民の皆さんに相当分別は努力をしていただいております。

それから、先ほどもちょっと議論になりかけましたけれども、回収費用を、それまではごみ袋製造費が8円か9円だったと思いますけれども、のみだったんですが、やはり、これは政策の公平性の問題ですね。ごみの排出に応じて負担いただく方が公平ではないかと。つまり、それまではごみ袋10個出しても、100個出しても、市民全員で交付金として負担していた。20円なら1個出すという人は20円、10個出す人は200円ということで負担の公平性という観点で回収費用の料金化をしたのですが、そのときに、その結果効果としてごみの排出量は抑制されるだろうということは当時の議会で御説明を申し上げました。そのように、ごみの総排出量の削減については、伊豆市としてはかなり努力してきたと、このように認識しております。

再資源化のところですけども、今リサイクルセンター、大分そこの処理対応容量は改善されたと認識しておりますが、やはり、まだ市長として不安なのは、全部しっかり受け取ってもらえる、その大きさとか、昔はよくプラスチックに泥が残っていても持って帰らされたということで、大変不評が私の耳に入ってきたんですが、当然これは礼儀として洗って提出するのはわかるんですが、やはり大きいものであっても、あるいはどう処分したらいいかわからないものであっても、とにかく受け取ってもらえる。それは有料であっても、ということが必要なんだろうと、今は考えているところで、リサイクルセンター、将来ごみ焼却場、今ちょっと頓挫しているんですが、これの後、リサイクルセンターを再整備するときに、なるべく市民の皆様利便性の高い施設にすべきだろうと思っております。

ある産業廃棄物施設の処理会社を視察させていただいたところ、産業廃棄物ですからいろいろなものがあるんですけども、そのうちの何と96%が再利用されているというのを伺って、やはりこういった事業はプロにやっていただくことが最も適切ではないかと思ひ、リサイクルセンターについてはそのような段階において、より市民の皆さんの公益にかなう事業にしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長に関係部門の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうからは最初に②学校教育現場での文書の廃棄方法でございますが、保存年限を経過した公文書は、伊豆市の公文書の廃棄にあわせて年2回、9月と3月に学校より最寄りの庁舎に運搬し、溶解処理をして行っております。

次に、⑦環境教育の視点ですが、環境教育は学習指導要領においても位置づけられており

ます。小学校の社会科ではごみの分別やごみ処理問題、リサイクルについて学び、また、中学校の公民では公害防止と循環型社会の実現について、家庭科ではよりよい家庭生活を学習する中で、ごみの分別や不要な衣類のリユース、調理における食品ロスの減量化やエコクッキングなど、さまざまな場面で環境を意識した内容が組み込まれております。

そのほか、市内8校のPTAでは、資源ごみ回収を実施しておりますほか、児童会や生徒会のボランティア活動としてアルミ缶回収やエコキャップ回収活動も幾つかの学校で実践され、環境資源のリサイクル等を通じ、環境の大切さや奉仕する心の醸成に取り組んでおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 関係部署に補足等お願いします。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、私のほうから鈴木議員の①、④、⑤、⑥、⑧、⑨についてお答えをさせていただきます。

まず、①行政における3Rの推進状況についてでございますが、昨年伊豆市の一般廃棄物処理基本計画を見直してございますが、その基本理念といたしまして、環境負荷低減を目指した安心・安全な循環型社会の形成を掲げておりまして、議員おっしゃるとおり3Rの基本原則に基づきまして、市民の皆様、また事業者の方々、そして行政が意識を高めて連携してごみの減量化、資源化等の活動を行うこととしております。行政の取り組みという部分については、基本計画書の中で10項目ほど取り組みの方策を上げてございます。

まず、重点的にはまずその一つでございます、燃やすごみの減量等について、市民の皆さん等に「ごみの出し方便利帳」等を通じてお知らせをさせていただいていると。ごみの減量化、リサイクルについてお知らせをさせていただいていると。また、広報誌、FM I S等でも御協力をお願いしているところでございます。去年ちょっとやったところについては、台所ごみの水切りによる減量化ということで、水切りプレス等を購入させていただきまして、それを活用した家庭内での減量化のほか、出前講座を開催させていただいております。いずれにいたしましても、市民の皆さん、家庭、事業所の方々とともにごみの減量化、リサイクルの協働活動を推進してまいります。

④でございますが、事業系ごみの部分でございます。事業系の収集業者にアンケートを実施いたしましたところ、燃やせるごみの約50%が紙ごみという結果が出ております。

続いて⑤でございますが、具体的な方策という部分で、実際に事業所に伺いまして、ごみの減量化、リサイクルの推進等を直接お願いさせていただく計画を立てております。具体的には、お伺いした際に「ごみの出し方便利帳」に基づく分別がなされているのかどうか。資源ごみが含まれていないかと、そういった部分を確認をさせていただく中で、事業者にごみの減量化、リサイクルの推進をお願いするものでございます。

⑥番の部分で、現在の紙類の分別排出につきましては、新聞紙、段ボール、雑誌、紙パッ

ク、紙製容器包装の5種類で分別させていただいております。このうち、新たに紙製容器包装につきましては、紙袋、封筒、ティッシュの箱等を含めました、新たに雑紙という形で収集をさせていただきたいなというふうに考えております。収集方法については、特段変えるつもりはございませんが、収集所に雑紙として出していただくよう、市民の皆様に周知徹底をさせていただいて、その方策をとってまいりたいなというふうに考えております。

⑧東京2020大会の部分で3Rという部分、この部分につきましては、伊豆市の分別排出について大会の組織委員会等との調整させていただき中で、当然のことながら3Rを機軸とした取り組みをしなければならないというふうに考えております。また、環境問題は過去のオリンピック・パラリンピックの大会から引き継いでいるというふうに思いますので、具体的な方策については大会の組織委員会等との打ち合わせ後に伊豆市としての取り組みを決めたいというふうに考えております。

最後に上方修正の部分でございますが、基本計画につきましては、平成33年度までの伊豆市の一般廃棄物のもととなる計画でございます。昨年等で中間見直しを実施した時点でございます。今現在で上方修正という部分については名言はできませんが、今後の実績、また活動内容等、また新たな課題等が出てきた段階で、達成を上回るができるよう、市として努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、②と③についてお答えさせていただきます。

まず、2点目の公文書の廃棄方法と排出量でございます。

保存年限の経過した公文書は、毎年9月と3月の年2回、庁舎内と学校現場もあわせて、業者の買い取りによる溶解処理にてリサイクルしております。排出量ですが、平成27年度が約18トン、平成28年度が約20トン、平成29年度が約24トンとなっております。

3点目の事務の過程で発生する紙ごみについてですが、リサイクル可能な紙ごみについては、各課でストックしておき、先ほど申しました公文書の溶解処理の際に、一緒に業者の買い取りによりリサイクルしております。また、役所内でシュレッダー処理した紙ごみ、これ昨年度までは焼却処理しておりましたが、今年度から試験的に清掃センターでストックし、リサイクルしていただくようにしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 冒頭、市長のほうもおっしゃっていましたがけれども、今の分別回収も、当初はいろいろと市民のほうからも違和感があって、なかなか定着しないのではないかとということもあったんですけども、私も家内に頼まれてよく収集場所にごみを持ってくるんですけども、かなり整然と、皆さん協力して分別ができている印象はやはり持っています。

その上でなんですけれども、まず初めに、再度市長にちょっとお伺いしたいんですけれども、昨日の一般質問の議論の中でも、SDGsに絡む話であるとか、あと伊豆半島がユネスコのジオパークに認定されたということもありまして、そこで、今後の課題ということで、市長が2つ、エネルギー問題であるとか、あとごみ問題ということに触れられました。ごみ問題については、市長はマイクロプラスチックの問題について言及されたわけなんですけれども、もちろんプラスチックにしろ、やはりリサイクルが可能なもの、資源化可能なものについては3Rを進めていく必要があると思います。

いま一度市長のほうから、そういった今、国際的にも注目をされている中で、やはり伊豆半島を構成する伊豆市として、その3Rの活動というものの意味といいますか、意義づけと申しますか、その辺の市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） SDGsと絡めてということなんです、当然今、日本の中では若い世代を中心に所得格差の問題、それから教育格差の問題等ありますので、日本でも問題なのですが、ユネスコのレベルで見ると、やはり開発途上国の貧困とか教育がメインの課題で、先進国においてはエネルギーと環境問題で、特に環境の問題は相当今、深刻になっていますので、そのレベルで見ると、そこは注目をされています。

そこで、そういったSDGs全体の中で伊豆市の役割として、やはり私は、環境政策というのは大変大切な問題なんだろうと思います。したがって、しっかり、どうしても生活レベルが上がるといろいろな種類のごみが出てきますので、そこをしっかりと分別をして、再利用できるものは可能な限り再利用して、そしてやむを得ず埋設する、焼却するものについては最小限、そういった処分をしていくというのは、伊豆市にとっても公益でしょうし、国や世界に対しても貢献できる事業なのであろうと、このように認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 市長のお考えがそういうことで、これからも推進していかれるという、そういうお立場の発言だったと思いますので、私も非常に心強く思うところであります。ちょっと質問事項で飛んでしまいますけれども、関連でオリンピックの東京2020大会に向けての施策云々という、そういうことで、市民部長が組織委員会とも連携しながら、伊豆市がどういうことができるのかということを探索していきたいというお話もございました。

その上で、ちょっと聞いた話なんですけれども、やはり過去のオリンピックの中でもその環境をテーマにして、いろいろと大会が運営されている中で、今大会については何か組織委員会の中でも議論があって、例えば伊豆市の場合にも選手村ができたりとか、プレスセンターとか、あとは当然お客さんもたくさん来られる中で、想定されるのが食事をケータリングという、そういうシステムを使った食事の調達というのが想定される中で、そういったもの

については、ちょっと今回、雑紙、紙ごみのことに限定しての質問なんですけれども、そういったものについても積極的にリサイクルを進めるような施策を、組織委員会のほうがちょっと考えているというようなお話もあったんですが、今の段階でちょっとそういうような話というのはお聞きしているのかどうかというのを、ちょっと確認したいと思います。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど申したとおり、大会の組織委員会等々の打ち合わせ等がまだ実施されていないという中で、資料的にも運営の概要資料等はいただいております。そういった中で、SDGsに関する部分で、資源管理とかそういった部分で、伊豆市として環境問題、そういった部分を含めてどういう対策がとれるのかという部分は、資料的には持っておりますけれども、具体的にどこまでどのようにするのかという部分については、大会組織委員会のほうの部分のある程度の計画、また来場者の方々とかそういった部分、量とかそういった部分もある程度の数字を集めてから伊豆市として対策を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） ぜひ、それは組織委員会ともしっかりと連携をして、まさに開催地方都市の一つとしての伊豆市として、やはり世界へ発信する機会になると思います。そういった取り組みもやはりしているんだというところをしっかりとアピールし、その後も定着できるように調整を図っていただきたいと思います。

その上で再質問させていただきますけれども、行政としての3Rの取り組みの進捗状況のお話もございました。先ほど部長のほうから、行政としては10項目のテーマでもって計画を進めているということで、これは処理計画の、ページからすると85ページのところに計画実施のスケジュールというのがあって、行政による方策というのが、おっしゃったように1から10、教育啓発活動の充実から10の各種助成というところまでがあるわけです。これ、平成29年から始まって平成33年までということで、それぞれの活動が全てずっと平成29年から33年まで矢印でずっとつながっている状態で、個々が同時進行でもって行くような、そういうスケジュール管理のようになっておるわけなんですけれども、今のお話で実際こんな計画どおり進んでいるかどうか。今、1年たっている段階なんですけれども、新たに見えている課題とかありましたら伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 基本計画の中では10項目ほど行政における方策というのを掲げてございます。そういった中で、今スケジュールの中、平成33年まで一定的に進めていくというふうな計画にはなっております。そういった中で、今現在課題となっている部分についてはリユースの部分でございますけれども、リユース食器の利用普及とか再生利用品の需要拡

大、こういった部分については若干おくれを来していると、計画をどのように進めていくのか、その部分は検討をしておりますけれども、その他の部分については当初の計画からも引き継いでいる部分がございます、実行はされていると、ある程度進められているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問あります。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） ちょっともう一度部長に確認したいんですけれども、今のそのリユース食器とか、あるいは再生利用品、あるものをそのまま再利用するという、そういう取り組みだと思えますけれども、どの辺が難しいんですかね。ちょっと今の御答弁だと何でかというのはちょっとわからなかったんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） リユースの部分で限って申し上げますと、行政が進めるという部分もございますけれども、この事業、普及させる、市民の皆様の意識とか事業者への意識改善、そういった部分をどのように訴えていくのかという部分で、具体的な取り組み、事例を出しながら説明せねばいかんのかなというふうに考えております。その具体的な取り組みをいま一度行政として考えていくべきというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） そこは先行事例も含めて調査研究していただいて、計画に乗せているものでありますから、やはりこれがないと3Rの目標達成というのもやはり達成できなくなると思いますので、ぜひ、その辺も進めてもらいたいと思います。

その上で、この処理計画の中で行政における方策というものが、先ほどからもいろいろあるわけなんですけれども、結局教育啓発活動の充実というのはやはり一つあると思います。それは学校現場であるとか、市民に向けてであるとか、はたまた事業者であるとかというところがあると思うんですけれども、その中に、これ主に学校教育、学校の関係だと思うんですけれども、修善寺の清掃センターであるとか、土肥のリサイクルセンターであるとか、その辺のところの実際の見学であるとか、そういったものというのはいま少しというふうに書いてあるんですけれども、この実績というのはいま実際どのようになっているかというのはいまそれぞれ教えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） すみません。この実績については調べておりませんでしたので、ちょっと今わかりません。申しわけありません。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 教育部関係で実際、小学校4年生ぐらいですか、そういった方々が清掃センター等へ見学、また地域学習というような形でお越しにいただいているということで、清掃センターのほうにそのデータがございます。まず、平成27年からでございますが、5回という部分、5回。これには修善寺小学校、修善寺東小学校等の5校等が見学にいらっしやっております。また、平成28年度については6回。これも修善寺、中伊豆、天城、土肥と。平成29年については5回。これ、天城、修善寺、中伊豆という地域の小学生がお越しになりまして、学習していただいているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 実は私の娘も一番下が小学校5年生で、けさ聞いてきたんです。行ったことがあるかと言ったら、4年生の去年のときに行ってきたということで、どうだったと言ったら、まあ、いろいろ勉強になったよという話だったので、よかったなと思っているんですけども、今お聞きしていると、清掃センターの見学というのは主に学校の環境教育の場として設置しているような印象だったんですけども、市民に向けて、例えばそういった見学をしていただいて、実際のごみの処理がどうなっているかとか、分別の後がどうなっているのかという、そういったものというのはこの計画の中には入っていなかったんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） まず取り組み1といたして教育という部分、学校関係にお願いをさせていただいていると。議員おっしゃるとおり、市民の皆様とかいう部分のそういった訪れていただく機会、そういった部分については、現場等とちょっと調整をした上でどのような取り組みができるのか、また、周知の方法とかもございますので、そこら辺は担当と調整をさせていただきたい。議員の皆様には見ていただいているというふうな認識でありますので、また、今の現状と、また、ごみの問題等を確認していただく機会があれば、お越しただければと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 啓発活動というところが、まずはやはり大事なところだと思いますので、ぜひそういった方向も含めて検討していただきたいと思います。

それで、ではまず、先ほどの公文書の処理のことについてなんですけれども、庁舎、学校教育現場、それぞれ年2回、一旦回収して、それから業者に依頼をして、溶解処理という言葉があったんですけども、具体的に溶解処理ってどういうような処理の方法なんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 溶解処理ですが、製紙会社、工場、現場に持ち込みまして、要は溶かしてしまっ、それをトイレトペーパー等にまた製品化するという、溶かすという意味です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） わかりました。

何でお聞きしたかという、実はきのう、森良雄議員が新ごみ処理施設のことに関連して、先だって富士市の古紙の再生処理工場の視察に行ったというお話をしたんですけれども、私も実は同行したんですけれども、同じような形で、古紙を回収したものを溶解処理して、それでトイレトペーパーとかティッシュペーパーにリサイクルしているという、そういう施設だったんです。その中で、公文書ですから、やはり機密性とか個人情報なんかの情報漏えいとかというのは、かなりやはりリスクとしてあるわけで、自分たちがそのまま処理施設のところへ、直接機械の横へ持ってくわけにいかないもんですから、やはり何らかの業者の手を介して入っていくもんですから、その間の情報漏えいというのは、やはりその辺が心配ではないかというところがあったんですけれども、今現状そういう処理をしている中で、文書の情報漏えいとか、その辺に対しての対策とか、そういったものは何かされているでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） これは業者が各支所、本所を巡回して集荷します。その後、現在お願いしているのは富士市の業者なんですけれども、うちの職員も溶解処理の工場に、現場に行きまして、実際にトラックから段ボール詰めになった箱を釜の中に投入して、処理が終わるまで立ち会いをしていますので、そういう情報漏えい等はないと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） それであれば、もう一旦封をしたものが途中であけられることはないわけですから、漏えいしないという、そういう仕組みですね。そのところがやはりどうなのかなと思ってお聞きしたわけなんですけれども、視察した先の工場も、やはりそういうシステムをとってまして、ただそのところが、今、依頼している民間業者さんとやり方が違うのかわからないんですが、公文書ですから、文書自体が、例えばファイリングされたもの、こういうプラスチックとか金具とか当然あるわけなんですけれども、こういう状態のまま箱詰めしていいのか、これは外して入れてくださいなのか、それはどうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 若干のプラスチック類は溶解のときに、要は不用物というか、何

か処理されるようなんですけれども、やはりホチキスとかその程度の金具も大丈夫です。それよりも大きいキングファイルのようなものは、職員がもう一回ばらして、廃棄用の箱にもう一回ぎゅうぎゅうに詰め直しております。ですので、若干大丈夫なもの完全にもうだめなもの、それはもう買い取り業者のほうから言われていますので、そのあたりは混合しないようにはしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 今のお話を伺って、やはりそういうことなのかなと思いました。視察したところも、国内ではシェアを結構持っているところのようで、工場自体も3年ぐらいのまだ新しい工場で、設備もかなり新しいところなんですけれども、やはりそういったお客さんのニーズがあって、そのままの状態、キングファイルであっても金属が入っていてもそのままの状態、梱包した状態でできますよというような、そういったところを言っていましたので、目的としては情報の漏えいを防ぐということで、そういうやり方もあるということだったのですから、伊豆市もそれにならった形で今、処分されているんだということがわかったので結構でございます。

あと、かなりの文書の量になるのかということなんですけれども、年間18トン、20トン、24トンとかというような話もありました。その辺が実際に焼却に回るのではなくて、先ほどの総務部長の御答弁だと、その他についても再生するような方向でやっているというお話ですから、ぜひそれも進めていただきたいなというふうな印象を持ちました。

あとは、前回も、実は12月議会でもその廃棄物の処理基本計画のことについてお聞きしたんですが、そこでさまざまな課題が今もあるよという中で、個人の排出する、市民の排出するごみというのはある程度低減はしていくんですけども、事業系ごみというのは、やはりどうしてもそこら辺が減らないというところがあって、そのところをどういうふうに削減するかというのが課題の一つだったということがありました。

その中で、その事業系ごみにおける紙ごみの排出量はどうかとか、総排出量に占める割合はどうかということでお聞きしたわけなんですけれども、実際、事業系ごみの場合には事業者が直接持ち込んだりとか、あとは業者さんを頼んで業者さんが持ってきたりとかということなんだろうが、アンケート結果がその可燃ごみのうち50%が再生できるものというお話でした。これは、実際その50%はより分けて再資源化しているんでしょうか、それとも焼却しているんでしょうか。そこをもう一度説明してください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 業者、事業系のごみについて収集業者が集めてきて、それを焼却処分しております。燃やせるごみということで焼却処分でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君）　　という、もう一度確認しますけれども、先ほどのアンケートで、可燃ごみのうちの50%は再資源化できるものですよというふうなことで答えられているものなんだけれども、50%も再資源化されずに全部、全て焼却しているという、そういう意味なんでしょうか。

○議長（三田忠男君）　　答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君）　先ほど私がお答えした部分で燃やせるごみの部分について、事業系のごみの内容をアンケートをとったところ、紙類が約50%だよと。ただ、その紙類がリサイクルできる紙なのかどうかについてはちょっと把握ができておりませんが、こういった事業系のごみの減量化について、先ほど一つの方策として事業者のところへ出向いて、リサイクルできる部分はリサイクルに回していただきたいということをお願いする計画を持っております。

○議長（三田忠男君）　　再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君）　　ということは、そのアンケート結果のその50%の紙に相当するようなごみも、分別さえしっかりできれば、可燃ごみを減らすこともできるし、再資源化するほうに回すこともできるという、そういうことでよろしいですかね。わかりました。

その後の事業者に向けてのごみの再資源化を推進していくための具体的な方策はとかというふうな、そういったところにもつながるわけなんですけれども、視察した先で話を聞いた中で2つ例がありまして、先ほどお話したとおり、視察したところは古紙回収した中で、それを再資源化してトイレトペーパー、ティッシュペーパーをつくっているんですけれども、富士に日産自動車って、今、ジヤトコとかになるわけなんですけれども、そのところがクローズリサイクルと言いまして、要は、社内で出たごみはもう一回社内のほうで使いましようと言うことで、日産のほうが独自にその工場と提携をしていく中で、再生したトイレトペーパーは日産のほうで再度使うという、そういう循環をつくっているというふうな取り組みは、民間ではどうも最近されているようです。

それと、あともう一つはお隣なんですけれども、伊豆長岡の温泉旅館組合が、これも民間の取り組みなんですけれども、やはりそのついででもってその富士の工場と縁があって、旅館組合の取り組みとして古紙回収をして、工場に入れて、再資源化したトイレトペーパーを旅館のほうであれしてお客さんに渡すと。その包装紙が葦山の反射炉の絵であったりとか、伊豆長岡温泉の風情の絵であったりとか、そういった包装紙を巻いて一個一個やっているんですけれども、その包装紙を巻く作業も大仁の田京にありますけれども、田方・ゆめワークという、就業支援事業所の方がそういった仕事を請け負ってやっているということで、そういう取り組みも民間としてはあるわけです。これを行政主導でそういったこともぜひ進めて

いただきたいと思うんですが、そういったことはいかがお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ただいまの鈴木議員の他市の取り組みという部分で、ちょっと参考にはさせていただきたいと。ただ、今現在、伊豆市として5種類の紙類を収集してリサイクルしているわけでございます。そういった部分で収集の部分、また、その業者さんがどのような回収方法をしていただけるのか、うちが持っていくのか。また、どの程度必要なのか。また、その種類等を確認した上で、伊豆市としてできる部分については担当として進める部分を考えていると思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） ぜひ、調査研究含めて検討はぜひしていただきたいと思えます。

今の例で、教育長にも伺いますけれども、学校での環境教育という視点からしますと、例えば子供たちが集めた古紙をトイレットペーパーにしたものを学校でまた、先ほどの日産ではないですけれども、そんなことであると、より身近に子供たちが、自分たちが出したごみが、またこうやって使えるんだという、そういうような教育の材料にも使えるのではないかと思います。その辺の可能性について、何かコメントがあったらお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 各学校がやっている分量がそのままトイレットペーパーのどのくらいになるのか、その辺はちょっと把握できないからですが、考え方としてはありかなとは思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） ぜひ、検討していただきたいと思えます。

それで、最後の3つの達成目標はさらに上方修正できるかどうかというところは、先ほど部長の御答弁で、いろいろな施策を合わせた中で、結果的に改善ができるかどうかというところが見えてくる。その改善する手は緩めないというふうなお話がありましたので、非常にいいなというふうに思っております。例えば、平成33年度までの長期の計画なんですけれども、実際その進捗状況というのを、都度、例えばわからないですけれども、市の広報に、今、目標に対してこれだけの削減結果が出ていますよとか、そういったものを定時的に市民に向けて、事業者に向けて周知するというのも、やはり市民、事業者の協力が必要なものでありますから、実際どうだったのというところは知りたいところではないかなと思えます。そのあたりというのは啓発活動になると思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 伊豆市の施策として3R、ごみの減量化を進める上で、そういった国の施策にのっとって伊豆市もやっています。ただ、伊豆市だけで、行政だけで進めることではないと思っております。議員おっしゃるとおり、市民の皆様、事業者の皆様の理解を得た上で協働で進めるというのがごみの減量化だというふうな認識でおります。この中間、基本計画の進捗状況、そういった部分について公表できる部分は進捗状況、そこら辺はちょっと担当部局と調整をさせていただきながら、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） ぜひ、お願いいたしたいと思います。

いずれにしても、今回これを取り上げましたのは、新ごみ処理施設の規模のことであるとか、いろいろな議論があるわけなんですけれども、それとは別として、やはり私ども世代というのが次世代に、やはりこの環境を守っていくとかということであれば必要な取り組みではないかということで提言をさせていただきました。これからも、ぜひ推進していつてもらいたいと思います。

次の質問、お願いします。

○議長（三田忠男君） 2番目の家計における教育関連ですね。

それでは、答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは私のほうから、保護者に対して何かの機会を通じて意見を聞く場ということですが、伊豆市では給食費や給食の運営に関する事項を審議する、伊豆市学校給食運営委員会がございますが、昨年度は、緊急かつ重要な審議案件がなく、開催されませんでした。保護者等からは、教育委員会に対し御意見や要望は伺ってはおりませんが、今後、この伊豆市学校給食運営委員会が開催される場合には議題として検討したいと考えております。

また、伊豆市教育振興審議会で実施していただいた、中学生の教育環境改善に向けた意見を聞く会では、給食費の無償化をお願いしたいという意見が数件ありました。

それから2つ目の給食費ですが、中学生が1カ月5,100円、小学生が1カ月4,300円で、11カ月徴収し、年間180回の給食を提供しております。これは、1食あたりにしますと中学生で311円、小学生で262円となります。

行政からの食材提供による負担軽減ですが、平成29年度に市の賄い材料費は約1億1,650万円、給食費として保護者からの収入は約1億1,060万円で、材料費の大部分は給食費で賄っている現状です。その差は、590万円は市のほうの負担となっております。現状ではこの給食費の金額設定が最良だと考えておりますので、食材費負担による給食費の軽減は、今

現在検討しておりません。

なお、要保護等の児童生徒の給食費につきましては、教育委員会の就学支援制度により給食費の全額を支援しております。

3番目ですが、伊豆市の奨学金の利用率が低いことについてですが、周知については伊豆市のホームページでは常に掲載しております。また、広報紙については、進路が決まり始める1月号を目途に掲載しています。その他、民間の情報誌にも情報提供し、学生向けに情報発信に努めています。また、中学校でも卒業に当たっての情報提供で、各種奨学金制度とともにお知らせしていただいています。市の奨学金に関する問い合わせは年に3件程度はあります。実際には育英会など各種さまざまな奨学金制度がありますので、市民の方々がどの奨学金制度を利用しているのかといったニーズの把握はできておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） これも1年前に質問させてもらったものの続きなんですけれども、無償化に対しても今のところは検討はされる予定はないし、奨学金についても余り進展はないような御答弁だったものですから、ちょっと残念に思うんですけれども、実際のところ家計における教育関連支出の負担というのは、いや、そんなに重くないよと言う人は余り多くないと思うんですね。やはり子育てにかかる費用というのは、本当に子供が1人ふえるごとに、やはりその負担は増していくというのが現状ではないかと思います。今回は通告が教育委員会のみなんであれなんですけれども、前回、市長のほうもお話していましたが、子供のいわゆる教育費の無償化というのは国が率先して進めるべき議論であろうというようなこともありました。

そんな中で奨学金についてはことしでしたか、給付型の奨学金も一部始めるというような話も前回させてもらったわけなんですけれども、やはり国が果たすべき役割というところが大きいのではないかと、私も実際のところ、こうやって質問をされていて思います。ただ、それを待っていてはではないんですけれども、いろいろと今回も人口減少対策というところで、子育て支援をもう少し厚くしなければ、やはり将来世代への投資をしなければ、人口減少というのはやはり緩和することはできないだろうという議論がある中で、いろいろと他の自治体というのはやはり事例として取り組みは実際しているわけです。

ちょっとこれ、私もネットで調べてなので、結果がどうなのかわからないんですけれども、去年の9月20日に、これ、ごめんなさい、公明党さんなんですけれども、公明党さんが文科省に対して給食無償化の初の全国調査ということで、その実態とか効果を見える化してくれと。そういうような要望を文科省のほうに出しまして、文科省のほうも結局調査をするというような報道がありました。これは公明党さんの公明新聞なんですけれども、実際のところそのメリットもあるだろうし、デメリットもあるだろうしという、その辺の検証というのを文科省のほうで公明党の提案を受けてやられているということなんです、そのあたりの情

報というのは、私もちょっと知らないものですから、何かお話はありましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 御指摘の公明党さんの調査の関係については、実は以前、私どものほうでもその資料については拝見したものではございます。ちょっと今、手元にはございませんけれども、全国の自治体の中でも、たしか700だったと——ちょっとその数字も明らかではございませんが、既に無償化を実施しているという自治体があるということは承知をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） 私もちょっと拝見していないものですから、もし教育委員会のほうで情報を持っていらっしゃるのであれば、また情報提供していただきたいと思います。実態の把握だけではなく、デメリットについても調査するよという、そういう内容ですから、これから検討していく中で一つの検討材料にもなるのではないかなと思いますから、お願いしたいと思います。

その子育て支援の公費負担というものがいいかどうかというのは別としましても、やはりその子育て世代へ、特に子供たちへの支援というのを厚くするというのが、やはり直接出生率に結びつくかどうかというのはいろいろ議論があるわけなんですけど、必要なものかと思えます。その中で、大分県の豊後高田市というところがあるんですけど、ここは昨今移住・定住とか、その辺の政策で人口減少に対して効果が出ているというような自治体なんですけど、ことしの1月16日に西日本新聞なんですけど、豊後高田市のほうは自治体の子育ての公費負担をしますよと。内容としては高校生までの医療費の無料化、今回補正予算でも県が補助金を出して、当市でも始まるわけなんですけど、それとあわせて給食費の無償化も同時にやるというようなことで、今、取り組んでいるというようなことがあります。

今回、ちょっと市長部局に通告はしていないわけなんですけど、なかなか教育部局で答えにくいことかと思えますけれども、そんな事例がある中で、やはりそういったものの負担というのを、ある程度やはり住民の全体のコンセンサスが必要になると思うんですけど、そのあたりの必要性というのは教育部局としてどのようにお考えかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 前回と数字的には同じですが、一つは無償化すると約1億円ぐらいの金額がかかること。それから、先ほど賄い材料費の分だけの話として言いましたけれども、給食には施設の面や人件費だとかいろいろあるわけですが、それは既に市のほうで全て出して、保護者からいただいている給食費は本に食材の分だけですので、なかなかそのと

ころはとは思ってはいるところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） やる、やらないは別として、まず土台に上げていただくことというのは、先ほどの教育振興審議会がやった意見を聞く会の中でも、具体的にそういうような御意見があったということもありますし、そういった検討を始めるきっかけをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それと、最後の奨学金なんですけれども、前回も監査委員のほうからも指摘があったと。利用率が非常に低いと。その中で周知のほうについては、教育長のほうが先ほどいろいろ広報紙であったりとか、FMであったりとか、そういったところで周知はしているというお話だったんですが、いろいろとほかの民間の奨学金とか、あと育英会も含めてあるんですけれども、その辺で伊豆市の奨学金と比べた場合にどこか劣るところがあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 無利息というところの点は市の奨学金の一番いいところだと思います。それから金額の上限も、所得が800万円以下ですので、これもほとんど該当で、無理な制限ではないと思います。ただ、山口議員の質問のときにお答えしたように、高校生が月1万6,000円で、大学生が2万円だったかな。そこは、額的にはほかの奨学金と比べると低いと思います。だけれども、これはうちの奨学金をもらったらほかの奨学金はもらってはだめですよとは言っていないから、うまく併用していただければいいのではないのかなというふうには考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

○5番（鈴木正人君） きこの山口議員のあれは住宅取得にかかわるときの労金さんの話があったんですけれども、あわせもってできれば有利ですよというのは、そういうことも学校現場のほうでも教育委員会のほうでも、もう少し周知すればもっと利用率が上がると思います。必要としている方というのはやはり多いのではないかなというふうに思いますので、お願いします。

あと、本当に最近なんですけれども、新聞報道で、隣町の伊豆の国市でUターンの若者に対して奨学金返済の一部を補助しようというような、そういうようなやり方も始まりました。全額その給付型というのではなくて、考え方としてはこういうような補助の仕方というのもあるかと思っておりますので、その辺の検討ができるかどうかというのもまた、最後、答弁を伺って終わります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

訂正ですか、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 訂正をすみません。

手元に2016年12月、朝日新聞が全国の給食の無償化の自治体の調査をしております。まだ最新ではございませんが、この時点では市町、全国で4市28町23村ということで、この市町が無償化をしているというデータがございましたので、また最新のデータは改めて御報告申し上げます。

○議長（三田忠男君） 最後の質問に対して答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今の話の部分につきましては、教育の部分も含めながらも、市全体の子育て、先ほどから話されていた部分との話の関係が出てくると思いますので、また、それは市の中で考えていきたいというふうには思っております。

○議長（三田忠男君） 通告がないんですが、もし市長部局で答弁があれば。

よろしいですか。

これで鈴木正人議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（三田忠男君） 次に、12番、小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

通告書に従いまして、大きく2点の質問をさせていただきます。

その前にお断りしますが、私が述べますことは、これをつくった時点で教育委員会関係の振興審議会の答申がまだ出されていませんでしたので、原文のとおり読みますので、あしからずお願いします。

1つ目でございます。

将来を見据えた「部活動のあり方」。

最初に質問の論点をはっきりさせます。今、教育振興審議会では「今後の中学校のあり方」について審議されています。近いうちに「答申」という形でまとめられると思います。その中に、部活動の考え方が示されているのかどうかはわかりませんが、伊豆市にかかわらず、全国的に教員の長時間勤務と生徒、保護者の願いや欲求、満足感の狭間にあり、大変難しい

立ち位置にあると考えます。そこで10年、20年先の将来までの「部活動のあり方」を考える必要があると思います。どのような運営が持続できるのか考えてみたいと思います。そこで質問の基礎となる課題をはっきりさせるために、教育長に伺います。

①番として、最初に伊豆市の教職員の勤務実態について伺います。

②その実態にもし問題があるのならば、どんな改善策を講じておりますか。

③勤務と教職員の健康関係で問題はありませんか。例えば、精神的疾患等。

次に、一般論として長年、教員の多忙化の大きな要因とされてきた部活動について伺います。

④市内4中学校の部活動の活動実態について伺います。

⑤部活動を専門外（高校生までやっていた場合は除いてください）で指導している数は、また一人態勢の部活指導数はどのくらいありますか。

⑥部活動指導で悩まれている教員の実態はありますか。

⑦過日発表されたスポーツ庁の指針、それを受けて県教委の指針を教育委員会としてはどのように受けとめましたか。

⑧静岡市教育委員会が過日示した「ノー部活デー」の設定、「外部顧問」任用等を組み入れた指針をどう評価しますか。

大きな2番にいきます。

青少年健全育成を（例えば子ども会等）「地域づくり協議会事業」に組み込めないか。

かつて地域は元気に存在した社会教育関係団体などの後押しもあって、生き生きとその力を発揮していました。しかし現状は、地域差こそありますが、ここ数年その力は衰退してきています。例を挙げますと、その一つに老人会は対象人口は増になっているのにもかかわらず、組織の弱体化が見られます。

一方、子ども会は少子化の波を一気に受け、市子連の加入団体数も年々減少しています。そこで今回は、青少年健全育成を焦点化して伺います。

①伊豆市の子ども会の実態について教えてください。あわせて、その実態の改善策を講じていますか。

話を変えますが、伊豆市教育大綱について伺います。

大綱の2愛郷心を育む教育・学校環境整備の個別事項に「青少年健全育成をとおしふるさとへの誇りと愛着の高揚を図る」とあります。また、地域づくり協議会の具体的な取り組み例④として「通学路の見守りなど、子どもの健全育成に関する取り組み」とあります。

そこで、②としまして、教育大綱でうたっている青少年健全育成とは何を（どのような実践）指して健全育成としているのか、お伺いします。

③としまして、ここからは市長にお伺いいたします。地域づくり協議会の④でうたっている健全育成とはどのような取り組みを想定していますか。

④地域づくり協議会の事業計画に青少年健全育成を上げている地域はありますか。

⑤最後になります。毎年各地域づくり協議会が実践事業の企画立案をするときに、地域みずからが事業計画に入れていただくことが一番ベストなんです、そうでなければ市として指導できないものか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。
教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 勤務実態ですが、昨年10月に市内小中学校の教諭を対象に、勤務時間調査を行いました。対象人数は小学校71名、中学校45名、実施期間は10月3日から11月2日までの30日間です。方法は、エクセルの自動計算を用い、教員自身が日々の出勤時刻と退勤時刻を入力し、勤務時間を集計しました。集計の結果、1カ月の超過勤務時間が過労死ラインとされる80時間を超えた人数は、小学校では26.8%、中学校では51.1%でした。また、1週間の総勤務時間の平均は、小学校で52時間、中学校では56時間でした。

2つ目ですが、超過勤務時間が先ほどの過労死ラインを超えた教職員に対して、面談をするよう校長先生に指示をしました。また、3中学校と義務教育学校にタイムカードを設置し、管理職に教職員の勤務時間管理に努めていただく予定です。

3つ目ですが、昨年度1カ月以上の特休取得者は4人います。ですが、長時間労働との関係ではありません。

4つ目に、市内の中学校の部活動の活動実態ですが、修善寺中学校では野球部を初め15の部活動があります。天城中学校では8つの部活動があります。中伊豆中学校では9つの部活動があります。土肥小中一貫校では5つの部活動が活動をしております。

5つ目ですが、部活動を専門外で指導している教員は、平成29年、30年ともに34人中16人、一人顧問をしている教員は、市内34部活中、平成29年は26人、本年度、平成30年度は25人です。

⑥ですが、部活動指導で悩まれている教員の実態としては、専門外で技術指導がうまくできないことや、複数の顧問体制で指導に当たりたい等が主な内容でございます。

次に7番ですが、国や県から出された部活動のガイドラインについてであります、指導現場の実情や成果・課題を的確に捉えた上で、部活動に対して望ましいあり方が丁寧に記載されていると思います。特に、運動部活動については、「週当たり2日の休養日（平日1日、週休日、土曜、日曜のどちらか1日）」の設定や、「1日の活動時間が、平日では長くても2時間程度、週休日では3時間程度」を活動の基準としていることなどは、過剰な活動を抑止する意味でも適切な基準であると考えております。

最後に8番ですが、静岡市教育委員会のガイドラインですが、市内全中学校で一斉に「部活動なしの日」として、5月の第3土曜日、11月の第2土曜日、12月第1日曜日を指定しています。これに加えて、中学校ごとに年間で3日程度、学校裁量で「部活動なしの日」を設

定することが規定されています。「ノ一部活デー」の設定については、市内全部の部活が休みということで、顧問にとっては休みやすくなるという面があると思います。

外部顧問の任用については、望ましい指針であると思いますが、当市では継続的に安定して指導可能な人材を確保できるかどうか心配しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 最初にちょっと申し上げますが、きょうの私の大きな1番も2番も、これといった決定的な解決策というのは見つからないと思います。ただし、何もしなければそれで終わる。何かして一歩でも半歩でも前進したらいかがですかという観点でお尋ねします。

今、私の手元に某新聞社のある記事を持っております。これは先月の5月25日に出た新聞記事ですが、熱海市の中学校の部活と少子化という題で大きく取り上げられております。なぜこれを今、紹介しているかと言うと、熱海市と伊豆市はそっくりなんです。要するに、どうということかと言うと、新聞記事によりますと熱海市内には4つの中学校があるんです。1つ突出して大きいのが熱中、熱海中学校ですね。小嵐と統合されました。その次に多賀中、それで網代中、それから湯河原との境に泉地区というのがあるわけですが、その泉小中、併設校なんです。伊豆市とくっつと変えてみるとそっくりではありませんか。一つ、修中が人数的には元気で突出している。中伊豆中と天城中がある。それから小中、要するに義務教育学校がある。全く熱海と同じなんです。

それで、熱海の場合はことしの中学生の人数が547名です。伊豆市の場合は、本年度の教育委員会の推計でいけば618人プラス義務教育学校の中学生がそれに足されると思います。ですから伊豆市のほうがちょっと多いんですね。そして何が問題かと言うと、例えば熱海中学校にある部活の数も、修中にある数も余り変わらないんですが、要するにこの中体連が終わると部活、3年生が抜けますので、例えば13人しか野球部いないよというときに、10人が中学3年生で残りが3人になってしまうわけです。いろいろな地区でいろいろな課題はあるにしても、熱海市においては何に求めているかと、部の絞り込みなんです。熱海市は今後こういうふうにいきますよという、今のところはそういう考えなんです。要するに、逆に部活を少なくする。伊豆市の場合は風潮としてはそうではなくて、たくさんふやしてくれという保護者の願いがあるわけですが、熱海市の場合は逆であるということ。

それからもう一つ、前に紹介した秋田県の東成瀬村、ここの村立東成瀬中学校は全国の学力テストで常にベスト5に入る、学力的には大変すぐれた学校です。ここ、全校生徒70人なんです。ここは部活が1つなんです。要するにどうということかと言うと、これは環境的なことから来ているんですが、スキーなんです。これは仕方ないわけです。だけれども、そういう中学校もある。それから、熱海のような考え方の地区もある。

では、私たち伊豆市はどうしたらいいかということでいくわけですが、きょう午前中、西島議員の質問にもあって、私も全く同じことをちょっと計算してみました。そうしますと、要するにどういうことかと言いますと、教育委員会の推計でいくと、10年後の伊豆市3中学校です、土肥は抜かします。合計は441名なんです。ところが11年後、平成41年になりますと391名に減るわけです。ところが、昨年度生まれた子供、それから今年度、この4月、5月で生まれた子供を考えますと、15年後、昨年生まれた子が中学3年、ちょうど15年後です。ことし生まれた子が中学2年生、来年生まれる子が中学1年生になるわけですが、300を割ってくるんです。多分そういう推測が予想できるのではないかなと思います。この推測が私だけの推測だと困りますので、教育長に一つ目にお伺いします。この推測はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 細かい数字までは別として、ほぼその推測でいいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） それと、もう一つ細かい点でお尋ねしますが、教育長は中学校畑でずっと来ておりますので、経験上の話の中で結構ですが、要するに子供たちが部活動を選ぶとき窮屈感を感じる、要するに好きなものが普通にできないという、その窮屈感を感じるというのは、一つの中学校で何人ぐらいの人数以下になってしまったら、やはりちょっと窮屈だろうかと、ちょっとその辺、もしお考えがあったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） そこは余り考えたことはないんですが、基本的に今、修善寺中学校の部活動の数だとほぼ何とかかなるかなという感じはしていますけれども、僕の、自分の経験から言うと、今度はある程度、例えば私は初任が土肥中学校でしたが、土肥中学校ではやはり部活の統廃合をやった結果、男子が3つ、女子が3つの、当時6つでした。でも、それでもそんなに子供たちや保護者は、少なくなる、減らした部分はありますが、すごく不満足という声が大きくなったということも当時は聞きませんでしたので、そこら辺の数と今言った、僕、修善寺中学って大きな差があるものですから、非常に難しい問題だと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） これは個人の、そこに携わった人の考え方というのが多分にありますので、何が正解かというのはないと思いますが、私はやはり300人というラインが、要するにレッドラインだろうかと、そこから下がれば、やはり皆さんが望む部活が自由に選べたり、意気揚々、子供たちが本当に部活に打ち込めるというラインがそのラインだよという

ことで、私は感じております。

そういう中で、いよいよだんだん核心にいくわけですが、先ほど教育長に、教職員の勤務状態をお尋ねしました。これって今、国の中でも働き方改革で与野党綱引きをしている段階ですが、国民の皆さんが興味、関心を持ってくれたということについては、私はうれしい話だなと思います。教育長も20代、30代のときには、学校の先生だから、子供のためだからそれはしようがないではないかというのが、一般的な社会の学校の先生の働き方についての見方ですよ。もっと極端な話をすれば、先生というのは夏休みがあつていいなど、とんでもない話をする地域の方もいらっしゃるわけですね。だけれども、これはちゃんとした法令に基づいて休んでいるわけですから、そう言われたくないというのが僕なんかもあつたんですが、しかしながら世間の方はそういうふうに見ていました。

今、ここで一番問題なのは、中学校に特化して言えば、教諭職の伊豆市全体の45名の中の51.6%が80時間超過の勤務をしているという実態なんです。ここが一番のポイントだと思います。要するにどういうことかと言うと、これ、80時間というのは最低ですね。だから、85時間の方だっているし、下手をすれば90時間の方もいる。こういうことは世間の方は知らないんですね。だからここで明らかにして、例えばきょうは動画の配信もしていると思います。広く市民の方が、学校の先生ってそうなのかというところを、やはり実態をきちっと、後ろにいらっしゃる傍聴者も含めて理解してほしいなと思います。

そして、そのことについて教育長は先ほど述べてくれました。タイムカードだとか、そういう導入をしている改善策もあると。ただし、全国的にはタイムカードの導入だとか、授業の準備を手伝うサポーターだとか、校内清掃の民間委託だとか、それから部活動指導員だとか、校長や教頭が健康や勤務時間を意識した管理できる研修会の開催だとか、いろいろな工夫をして、今やっているわけですが、きょうはそのことを問う場ではありませんので、それはまた別の機会にしますが、要するに、そういう中で精神的な疾患の方が部活動とは関係はないんだけど、4名もいるというのは、これはやはり全部で小学校が何人でしたか、七十何人ですか。だから足し算すると全部で110余人、たしか教諭職はいるわけですね。で、4名いるということは、多いのか少ないかは別にして、やはりこの勤務は考えなければいけない。

それで、教育長が木村議員の12月議会の質問のときに、県下4校の指定校を教育委員会がして、この長時間勤務に当たっては調査していますと。この調査の結果は出てきたんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） その前に一つ、言い方が悪かったなと思っておりますが、1カ月以上の特休をとった職員は4名ですと。精神疾患を含めてで、全員が精神疾患ではありません。内訳を言いますと、精神疾患の関係で特休をとった教員は4人のうち2人。あとはいわゆる傷病特休です。

それから、まだ、今県で調査、それからモデル校として研究している学校の発表等はまだまだございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） では、例えば12月議会のときの指摘から4月、新年度を迎えたわけですね。教育委員会で新たに長時間勤務に関することで手だてを講じましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） まず先ほど、校長先生に必ずこういった先生とは面談するよというの、この結果がわかってすぐですから、12月以前です。それから、タイムカードの設置については本年度の予算で入れたので、本年度の当初予算に組み入れました。それから、その後につきましては、ちょっと時期的には覚えていないんですが、1回全部の先生方が研修でセンター研修があったときに、これについて私のほうから先生方に話をしました。それは、先生方の意識も変えてくださいというような意味合いで話をしたところです。

今後につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、モデルのところを見ながら、また今、私自身でももう少しこうしようかなということも含めて、検討して出したいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） ぜひ、過労死ラインという大変強烈な言葉ですね。だから、それを常に危機管理を持ちながら、例えば各校の校長先生も教育活動運営、学校運営をやっていると。だから決して対岸の火事ではないわけですね。だから、いつ自校にそのことがあるかないのかというのはわからない。わからないんだけど、危機管理を、危機的に意識を常に持たなければ、例えば、つい最近あった伊豆の国市の菰山中学校の事件。まさか自分の学校でそういうことが起きるとは思わなかったと思います。だけれども、やはりそれを未然に防いでいく日ごろの危機管理というのを、やはり大事にしたいなというふうに私なんかは思います。

そこで静岡市の実践についてお伺いしましたが、これって伊豆市の中で、こういうことって実践できないですかね。どうでしょう。今後考えられるかということなんだけど。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） ノー一部活デーを指しているのでしょうか。

○12番（小長谷朗夫君） すみません。では、言い方が悪かったから、ちょっとすみません。

○議長（三田忠男君） はい、小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） 先ほど教育長の話にもあったように、静岡市の場合は活動日が、

ウィークデーは3日間ですね。火、水、金ですね。そして土日のどちらかを休む。だから1週間7日のうち部活が4回しかできないわけですね。しかもウィークデーは2時間。休日は3時間。そしてノー部活デーがある。そして外部講師のことも考えている。これ全部ひっくるめてです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 休養日等につきまして、裏返せば活動日については現在検討し、やはり活動している全体と教員の移動を考えると、田方地区全体でまだすり合わせが出ていませんので、伊豆の国市及び函南町、それから田方の中体連、それらとすり合わせをした上で、活動日等につきましては出したいと思っています。

それから、ノー部活デーですが、ノー部活デーを田方全体でやれば、よそもやっていないんだからという精神的な休みはできるんですが、静岡市さんへ聞いたら、その指定した土曜日は休むけれども、次の日曜日はやっている。それは2日間のうちどちらか安めと同じなもので、そうであるなら意味はないな。ただし12月の第1日曜日というのは、これは地域防災の日なもので、そちらに出やすいようにということで、そこは指定はしてあるそうです。それを考えたときに私は、伊豆市は8月の末か9月の頭にやっている総合防災の、そのときは中学生が出やすいように一斉に部活を休むという形を周知してもいいのかなと。実は現実的にはその日は伊豆市の4つの学校は部活はやっておりません。ですけれども、それを公にする意味でも、また地域で受け入れてもらうためにも、指定という形はありなのかなというふうに考えています。

それから、外部顧問という言い方を静岡市はしていますが、これは大変難しくて、今でも土日だけボランティアで指導してくれている人はおります。ただ、外部顧問となれば内部顧問と同じ活動をするので、平日も4時ごろから部活動の指導をするということをお願いするとなると、これは人を探すのが大変かなとは思っています。要するに、働いている方ならばちょっと4時からの活動は無理ではないかなと思うものですから、ですので、お願いするなら土日だけという形になるのかな。

それからもう一つは、この外部顧問には大会の引率からベンチに入ること、1人で入っていることまで認めていますが、そこにはちょっと教育的に抵抗感はある部分なんですけれども、と思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今、静岡市のような実践の伊豆市版ができないかというふうにお尋ねしました。これはきょうの教職員の長時間勤務と部活動の関係の中で、これが私は提案1なんです。ぜひ、どこまでできるか、それはわかりません。だけれども、検討していただきたいなと思います。

つい最近、教育長も御存じのベネッセ教育総合研究所、要するにベネッセですね。ここと朝日新聞の連携の中で、公教育、親の思いというアンケートがありました。その中を見ますと部活動のところでは、部活動が先生の忙しさの原因になっているかどうかと聞いたところ、「まあ、そう思う」と「とてもそう思う」というのは72.8%の親御さんが、先生の部活動についての長時間という、要するに忙しさの原因になっているよと指摘しているんです。一方、部活動の活動を減らしたほうがいいかどうかを尋ねましたら、「そう思う」と「とてもそう思う」というのは27.9%なんです。だから、圧倒的に部活動の日は減らさないでくれというのが親の願いですね。そして、あえて外部講師のことについてお尋ねしましたら、導入を賛成する人が69.9%、約70%の保護者の方は「いいのではないの」と言っています。

要するに、これどういうことかと言うと、保護者は部活動が教員の多忙化の原因と認める一方、活動日を減らすことには慎重ですね。そして、保護者としての負担についてもふえることに反対の人が多。これが一般的な保護者の部活に対する考え方なんです。伊豆市がどうですかということは今から言うんですが、要はどういうことかと言ったら、生徒の意識調査も含めてもちろんそうなんです、保護者が部活動について学校の実態を示した上で、どうお考えになっているかと正式に調査したことはないのではないですか。ぜひ、これ提案2として、今後の部活動を考えるときにここで思い切って、義務教育学校もできて、そしてこちらの学校はどうなるか、それはわかりません。最後は保護者が選ぶことですから、仮に3校統合になったときにしても、とにかく1回保護者の意識調査をぜひやってほしいなと思います。やってほしいんですが、これについて教育長、もしコメントがありましたら。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 検討してみます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 国のいろいろな予算委員会も含めて、直ちにとというのはすぐやるそうですね。その次の言葉は速やかにという言葉だそうです。それで、一番だめなのが検討してみますというのが一番だめだそうです。国ではですね。伊豆市の議会ではどうか、それはわかりませんが、そういう話を今もめている最中の中で、ある学者さんが言っておりました。

それはいずれにしても、では3つ目の提案として、やはりそうではないかなというのが一番よくないことで、やはり社会教育、社会体育で、どの程度中学生が参加できるものが伊豆市、または伊豆市近辺にあるのかどうかということは、やはりこれも正式には調査していませんね。例えば、いろいろな新聞記事を見ると卓球教室だとか、柔道ももちろん、剣道ももちろん、ありとあらゆるものが今あるではないですか。1回それを、やはり調査なさったほうがいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 先ほどのも含めてなんですが、まず一つ、一番最初に提案されたガイドラインという形にするかどうかは別ですが、方針は出します。先ほど言ったように田方等あわせながら。

それから今言われた3つ目ですが、社会体育への移行というのは、実は30年前からずっと言われていてできていないんです。ある一部だけを社会体育のほうへ移管するという手もあるのかもしれないけれども、昨日ですか、木村議員とも議論の中でありましたが、部活動もある意味では技術だけを上げるという目的だけではなくて、教育の一つという部分もあるものですから、今の段階では僕は、やはり教員が少しはかかわっていったほうが、全く外へ行ってしまわないで、しかもそれは一部がそうするのではない、全部が行くというなら僕も賛成です。要するに学校から部活動がなくなるなら。だけれども、一部の部活動だけが外部へ行ってほかが残るといって、その部活は先生がかかわっていない。そうしたときに教育的にうまくいくのかどうかは、若干不安はあります。

要は、長時間とかそういう視点からいくならばいいのかなという部分はあるんですが、教育という面では若干不安があります。そして、その受け入れ態勢がどのくらいあるのかということについては検討します。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 最後、お願いをして、この件については終わりにしたいんですが、冒頭申し上げましたように、こういうふうにやったから部活動がこういうふうに変更されたというのはなかなか難しいと思います。だけれども、何もアクションを起こさなければ解決の糸口は何もないということなんです。だから、やはりきちっとやってみて、データを集めた上での判断ならわかります。よくこの会議の中でも、ある会合に出たら保護者がこういうふうに言っていたと。その場に出た保護者、何人いらっしゃいますかと、僕は逆に聞きたいんですが、一部の人が言ったかもわからない。大勢の人がいったかも、それはわからないですね。ですから、きちっと提案1、2、3と言わせていただきましたけれども、やってほしいと思います。

そして最後に、私が個人的に考えている部活動というのはこんな部活動を考えているんですけども、それを言って終わりにしたいと思いますが、目指す部活動というのは、中学生の成長期における子供、生徒の勉強や家族との団らん、そして、また好ましい友人関係、忘れてはならない睡眠、こういう中学生生活を過ごすための、またこれらの生活上の大切な時間とのバランスだと私は思っているんです。部活動のやる。だから、そのバランスが崩れている部活動は、私は部活動の効果なしと見るんですが、今申し上げましたような部活動になればいいなという願いがあって質問させていただきました。

では、次にいきます。

○議長（三田忠男君） それでは、青少年健全育成ですね。

答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それではお答えします。

議員からの御指摘にもあるとおり、伊豆市子ども会連合会の加入団体数は年々減少傾向です。構成する地区単位の子ども会加入児童数も減少しております。平成24年度には1,338人の小学生が加入しておりましたが、昨年度には960人まで減少しており、この5年間でほぼ3分の2程度になりました。減少の原因は、少子化による児童数の減少が大きな要因であると考えており、人口減少や少子化が続く現状では、会員数の維持に向けた効果的対策が講じられない現状となっております。

改善策ですが、伊豆市の子ども会のまとめ役である、伊豆市子ども会連合会では、児童数の減少を理由として抜ける単位子ども会に対して、児童数の状況にもよりますが、改善した際には再加入をお願いしたい旨の要請を行っていただいております。また、市子連に加入していない子供へも、市子連の事業への参加も呼びかけ、子ども会活動の意義を知っていただくよう、市全体の青少年健全育成の推進を視野に入れた取り組みを行っていただいております。今後も、市と市子連が課題等を共有しつつ、地域の実情に即した青少年健全育成について連携した取り組みを行ってまいります。

次に2つ目ですが、教育大綱についてです。

議員御指摘の項目は、伊豆っ子宣言を使って青少年健全育成を推進することをうたった項目でございます。伊豆っ子宣言は、現在2020年を目途に発表を目指しており、将来的にはこの宣言を青少年健全育成の指針として、子供たちのふるさとへの誇りや愛着心の醸成を図ることを目標にしております。

○議長（三田忠男君） 続いて、市長答弁願います。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 地域づくり協議会との関係ですが、総合政策部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうからは2の③と④と⑤についてお答えいたします。

まず、③の地域づくり協議会における健全育成とはどのような取り組みを想定しているかについてでございますが、それぞれの協議会の活動の中には多世代交流の活動や、小学生を持つ家族が参加する地域の歴史や文化に触れる活動などがございまして、これらの取り組みは健全育成の一端ではないかと想定しております。

次に、④の地域づくり協議会の事業計画に青少年健全育成を上げている地域についてでございますが、現在7つの協議会が活動しておりますが、この協議会が実施している事業の中

の、多世代が参加する軽スポーツや地域の文化展、里山の生態系観察や史跡旧跡の研究会などを実施している地域がございまして、これらが当たるのではないかと考えてございます。

⑤の地域づくり協議会への市の指導についてでございますが、地域づくり協議会は住民が主体となり、地域の課題やまちづくりを考え、行政がこれをサポートする形が理想の関係だと考えております。市ではこれまでも広報誌等で協議会の活動を紹介してまいりましたが、他の協議会で実施している事業の情報などを共有したいという御要望もあることから、協議会の情報交換の場を設けたいと考えております。この中で、青少年育成に関する事業の情報を入手していただき、まずは協議会として御検討いただくことが重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 最初に教育長が答弁していただいた内容については、私と同じ資料をお持ちなもので、私もここで今その人数を確認しながら見ておりました。これもすさまじい勢いで減っているんですね。例えば子ども会だけ例をとると。だから、その子ども会から脱退したお子さん、または単子はいるんだけど、それは、要するに子ども会での行事は希望があれば参加できるんだけど、地域にいるわけですね。そうすると、私たちこの町の一番大きいのは地域づくり協議会も、要するに教育大綱でうたっている青少年に関することも、全てふるさとへの誇りと愛着とうたっているんです。

そうすると、ふるさとへの誇りと愛着はどこで醸成するのといったら、やはりこれ地域ですよ。学校教育の中でもそれはできないということはないわけですが、大部分は地域なんです。地域のおじさん、おばさん、お兄さん、お姉さんが、寄ってたかって子供たちと何かがやがややる中で、こういうものというのは小さいときから大きくなるまでの間に醸成されるんですね。それで一番大事なのが、青少年教育の中で一番のあれは15歳までが勝負ですと、よく言葉があるんです。青少年育成の中では。だから中学3年生までですよ。こういう中でふるさとへの愛着だとか誇りを持てるんです。それを持ちながら子供は大人になっていくんですね。だから、いずれにしてもすさまじい勢いで子ども会から脱退している地域があるということで、何とかこの子たちを救えないかというのが私の願いなんです。

だから、新しく組織をつくると大変難しいです。だから、それならば地域づくり協議会はまさしく地域づくりですから、ここにうってつけだなというふうに思っております。そして、伊豆市の青少年健全育成の中で一番の問題点は、平成15年までは旧4町にはどこにもありません。何があったかと言ったら、健全育成会というのは任意なんです。行政が指導するのではないんです。行政が指導してやるのは市長が座長の青少年問題協議会ですね。条例で設置している。だけれども、健全育成会というのはお隣の伊豆の国市を見ても、63の地区にそれぞれ健全育成会があるんです。だから地域なんです。だから、それを改めて今つくるとい

のは難しいではないですか。だから、それならば既成の地域づくり協議会にお願いをしてということなんです。それで、しかも年間マックスで500万円も出すわけではないですか。そういう中で、ぜひ、やってほしいなということで、つい最近ありました。

これ6月9日、過日行われました旧八岳小学校区の、要するにおかっこ大集合と書いてある。それでこれ、中身を見てみますと、まさしくこれが地域で、地域の大人が子供たちのために何かができるなという、これ、イベントだと思うんです。だから、ちょうど私が市子連に入ったときの前の年に八岳小学校区は全部市子連から脱退しました。その年であります。そのときに、お約束として、脱退するけれども、地域で面倒を見ますという力強い保護者の話があったんです。ではお願いしますねと言って脱退しました。だから、人数的に減ったとか何とかではないんです。だけれども、こういうイベントを今後、大東はこの前できましたね。そうすると7カ所ですよ。そういうものがないかということなんです。

そして、しかもよりどころできそうだなと思うのは、大東に地域づくり協議会をという中に、4専門部会の最後に、文化教育と上げてあるんですね。だから、多分こういうところに子供にまつわるイベントだとかそういう、要するに育成ということを出てくるのではないかなと思うんですが、部長さん、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） では、お答えいたします。

今、議員のほうからご案内になりました八岳のおかっこ祭り、これがまさしく特産品の食事体験とか工作、それからホテルの鑑賞といったものを、そういった子供たちを交えての取り組みだというふうに伺ってございます。地域づくりですので、当然この地域づくり協議会を構成するさまざまな団体という中にも、子ども会というのは一つございました。今、お話しいただきましたところは、子ども会というものは既にもうないということですが、そういった地域を構成中のお子様、子供たちの育成をするというような活動については、当然地域づくり協議会の中でもしかるべき事業であると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 私が一番言いたいのは、青少年健全育成の目標を、ふるさとの誇りと愛着を持たせるんだよというふうにならないうたっているんですから、ぜひお題目にならないように、それを裏づける、やはりいろいろな手だてを講じてほしいというのが、もうただただそれだけでございます。ですから、ただ子ども会に救済の手をとっているのではなくて、大きな枠、青少年健全育成ということで考えていただきたいなと思います。

それからもう一つ、今、教育委員会では社会教育の関係で青少年健全育成大会だとか、それから、子供にはふるさと学級ですか、そういうものを年間何回かこうやって実践しているわけですね。これは行政としてある目的を持ってやっていることであって、それと全く同じ

ように地域でやはり子供を育てていかないと、将来地域が元気にならないという、そういうところがあるのではないかなと思います。ですから、ぜひ、今後そんなことで考えていただければ幸いに考えます。

最初の質問にあと2分かけられたけれども、はしょって2分余りましたけれども、これで私の質問を終わりにします。

- 議長（三田忠男君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了いたします。
2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時48分
再開 午後 2時00分

- 議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 間 野 みどり 君

- 議長（三田忠男君） 次に、4番、間野みどり議員。
〔4番 間野みどり君登壇〕

- 4番（間野みどり君） 4番、間野みどりです。

通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

1、住みやすいまちづくりのため、若者への定住促進補助の見直しについて。

2年ほど前から私の地区に若者3組が定住目的に住んでくれ、町内、班内は新たに活気を帯び喜んでいきます。子供の笑い声は何よりみんなの力になっています。その中で、実は今はそれぞれ飲食業、木工技術者、保育士として働いておりますが、市の補助金が出なかった若者です。伊豆市若者定住促進補助金交付要綱・伊豆市例規集によりますと、第5条土地及び住宅を購入した場合100万円、住宅のみを購入した場合50万円ということになっています。また、第4条住宅補助、居住目的延べ床面積が80平方メートル以上のもの、換算して24坪か25坪だと思いますが、補助となっています。私たちの住んでいる温泉場等の住宅密集地域の居住地では、なかなかその広さの家は少なく、土地が広くある地域の一軒家ならまだしも、初めてこの地へやってきた者にはなかなかハードルの高いものと思われま

す。そして、その若者夫婦世帯の子供に対し、1人につき10万円交付とありますが、上記のことをクリアできない世帯は子供の補助もないようです。家の補助は仕方がないが、定住する子供には平等に補助が欲しいと望みます。その点についてどのように考えておりますか。

2番、今後考える大人の発達障害への対応について。

3月25日、静岡県グランシップの世界自閉症啓発デー（厚生労働省日本自閉症協会主催）に行ってきました。新こども園に併設する発達障害支援センターに向けて参考になるかと受講いたしましたが、子供たちのケアは構築されつつありますが、大人の発達障害が気になり

ました。厚労省の日詰正文先生によると、今まで余り知られていなかった発達障害者に関する調査の判断では、21歳から25歳の大学を出て社会に出るころ、また、31歳から子育てに悩むころ、出産とかですね、大人の発達障害がわかるというケースがわかってきました。その症状が何だかわからず、今まで登校拒否や、仕事が長続きせずすぐにやめてしまう、社会生活になじめないなどの悩みを持っていた方もいるかもしれません。

今後このような悩みは多くなると思います。このような相談について、どの窓口相談をしたらよいでしょうか。また、今後そのような方に対しての補助の体制、補助等をお考えでしょうか。

3番、地域からの声、若者、老人、ママたちの声を反映させる手段を考えていますか。

市議になり、「こんなことどうだろうね」と気軽に多くの方に声をかけていただくようになりました。行政への問題は担当部署に声をかけ、区の要請にしたほうがよいことは区への依頼を勧めたりしてきました。しかし、その中にはそのままにしてはもったいないようなこともあり、もっと気軽に提案でき、反映できる方法はないかと思うようになりました。

例の1ですが、駅にありますレンタサイクルの自転車があいているときは、介護している足に使ったらどうだということもありました。例の2では、公園は孫と遊べる高齢化の祖父母のために座る椅子やバリアフリー化が必要だよ。本当に日々の生活の中でちょっとしたささやき等ですが、これらの市民の生活の中では大きな声のように思えます。このような点について、市としてはどのような考えですか。窓口や今後の市民の声を反映させる手段を何か考えていますか。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 定住促進補助について、まずお答え申し上げます。

これに限らず新しい制度をつくるときは、どうしても制度の内容及びその実行の時期によって、子供の医療費とか通学費とか、不公平が出てしまうんですね。そういったこと、事業化するたびに大変じくじたる思いをいたします。当初この住宅補助も、議会で幾度も申し上げておりますとおり、伊豆市の中に親御さんがいて働いていて、かつ近くに出ていってしまう人を何とかとめたいという、表現は余り適切ではないかもしれませんが、もう出血しているときのばんそうこうのような制度だということで始めました。したがって、何とか住宅をつくってもらおうということで始まったものですから、当初は100平米だったんですが、本当にあった話なんですけれども、99平米の方がいたんです。何とかならないのかと、私もさすがに思いましたけれども、そういった制度のいろいろな実行上の教訓を経て、これについては80平米までに下げたような経緯がございます。

そういったことの中で、少しでも改善をしようとは考えておりますけれども、まずはこれ

までの現状と経緯については、総合政策部長からより詳細に説明をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから答えさせていただきます。

まず、御質問にございました若者への定住促進補助の制度でございますが、ただいま市長が申しあげましたとおりでございます。こちらにつきましては平成22年からスタートしたものでございます。これまで多くの方に御利用いただいております。その中で、やはり制度に対するさまざまな御意見、また市内にあります宅建業の協会の皆様のいろいろな御意見もございましたことから、補助の拡大ということを行った経緯がございます。それが今、市長も申しあげましたとおり、これまで100平米であったものが、平成28年度、このときに建物の対象床面積を80平米以上ということに引き下げることで、補助の対象を拡大する見直しというも行われました。また、あわせて同居されるお子様分の加算につきましても、従前は小学校の就学前までであったものを中学校の就学前までに改正するなどの拡充も一緒に行ったわけでございます。

定住促進補助制度というものは、住宅を取得し、その定住しようとしております世帯に対して市が少しでも助成しようとする制度、そういったものでございまして、その中でお子様の数というのは補助金算定の上乗せ規定という形で定めてございます。したがって、加算分のみでの運用というのは困難ではないかと考えております。しかし、移住定住の形というのは、実家に戻るパターンですとか民間の賃貸住宅を借りるパターン等もございます。そういったさまざまなケースを踏まえた比較検討を含めた制度、そういったものを検討してまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 前向きに考えてくださるということがわかってよかったんですが、実は先月、新人議員研修会に行かせていただき、条例ということについて勉強させていただきました。条例の制定にはいろいろなシステムがあることも少しわかってきて、そんなに簡単なことではないということもわかってきました。国や県の条例を超える制定が難しいとも聞き、その中でいわゆる上乗せ条例に関しては全国一律の均一的な最大限の規定を求める法律、最大限規則法律の規制を超える条例は法律違反であるとも学びました。そんな我が市で、初め延べ床面積が100平方メートルが80平米になったということは少なくなったということによろしいのでしょうか。どういうことでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 従来よりも小さな住宅であっても対象になるということで、そういう意味では拡充がされたというふうにお答えさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） すみません。何しろ極小住宅に住んでいるものですから、よくわからなくて……。やはり温泉場なんかはアパート二間くらいのおうちが多いんですね。そして、市営住宅もやはり20坪くらいが多いのではないかと思います。特に温泉場なんかは昔、旅館関係がありまして、お風呂のない住宅なんかも多いので、また、とても小さな住宅もありますので、そういうところ、もうちょっと考えてくださることはありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 今回のこの御質問にある補助制度というのは、いわゆる住宅の取得というところでございます。一方で賃貸に対する補助、これは若干条件が違いますけれども、そういった2年間に限る賃貸の補助に対するものもございまして、それぞれの状況によると思いますが、活用可能なものはまだほかにも、この補助制度の中にあるということをもう一回申し上げたいのと、やはりいわゆる建物の規模というのは、やはりこれはいわゆる生活する中で、特に子育て世代というものを考えた場合に、確かになかなか広い敷地がないところにお住まいの方、大変だと思いますが、さまざまな情報を見ますと、やはり少なくとも、ここに書いてある80平米以上の建物は、ある意味その一つの目安になるのではないかと考えております。ちょっとそういった小さなものに対するものについてはまだ検討の余地がございますので、もう少し検討の機会を与えていただければと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ありがとうございます。前向きによろしく願いいたします。しかし、それ以外、それを全てクリアしないと子供への補助金が出ないという事実、その点はどうか考えているのでしょうか。子供たちは関係ないように思うんですが。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） こちらの定住促進の補助は、これは先ほど申し上げたとおり、基本の建物の補助というところに家族構成で、そういったお子様がいる場合、やはり当然お子様がいればそれなりに将来的にお金もかかったりすることがありますので、その部分の上乗せという形でございます。それで、どうしてもやはり制度として上乗せだけを制度化するのはなかなか困難かなど。やはりこれ、補助の内容としては建物に対する補助というのがこの前提でございますので、その辺、制度上の制約があるということを御理解いただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 建物に対するということがよくわかりました。本当に自分の仕事柄

ですけれども、牧之郷の地区、それから柏久保地区に新しいおうちを建て、夫婦で一生懸命働いている御夫婦を見てきました。その方たちにとってみると、とても補助はありがたいものですし、すごく感謝していることも確かです。しかし、中にはやはりちょっとそんな補助が受けられなかったという子供たちもいるので、何かほかに手だてがありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本件の御質問は、要するにいらっしゃる子供、外から移住された子供、中に住んでいる子供、等しくずっと子ども手当のようなものではなくて、移住に伴う負担の軽減ということですよ。したがって、そこは少し、先ほど部長からも説明あったように、検討させていただきたいと思います。実は、私自身も18歳で出てから48歳で帰るまで、30年間で30回引っ越ししたんですが、むちゃくちゃ金がかかるんですね。ですから引っ越しにどれほどお金がかかるかというのは私も痛いほど経験していますので、おいでいただいて、そして伊豆市の中に一定期間住んでいただく、その負担の軽減ということの視点からの御質問ですので、少し制度設計について検討させてください。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ちょっとこれはきついお話になってしまうかもしれませんが、ある青年が「柏久保や牧之郷に住宅を建てるというのは、伊豆市に親がいる長男、次男、娘たちのための制度だよ。僕たちが遠くから見ず知らずの人が来たら、ちょっとそれにはハードルが高いし、ステップしなくてはならないし、もしも一生懸命家を建てていることはわかっていても、いざとなったら、何か子供が病気になったりすると、お母さんを見てもらえるという、でも自分たち、移住してきた人たちはそれもないから、なかなか僕たちには優しくないんだよ」と言うのをちょっと聞きまして、やはり一生懸命、みんな一生懸命生きているんですけれども、やはりそういう声があるということも事実だと思いますので、そんなことを考えながら、また前向きに進んでもらいたいと思います。

では、次のものをお願いします。

○議長（三田忠男君） 2番、発達障害等ですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大人の方の障害のある方に対する政策ということですが、しばしば障害のある方の表現で、むしろ個性なんだという表現をされることはあるんですけれども、ときどきそういったことをなるほどと思うことがあります。県内のある市では、ひきこもりの青年を労働力としてしっかり活用しようという具体的な政策をとっているところがあるんですが、その市長に伺うと、「いや、もうあるところにはまるとすごい働くんですよ」と、こうおっしゃって、なるほどと思って、今、個人的にはどういうことができるだろうか

と考えているんですが、あるいはそのほか、既に御承知のとおり自閉症の方は、ある自分の世界に入るとものすごい集中して仕事ができる。そういった環境が整うと、やはりしっかり自立できる、社会生活を送れるような状況になるんだそうです。

先般もある報道で、例えば休憩時間を通常の方よりもちょっと多目にあえて整備するだけで、全く環境も違ったようですし、そういった意味では療育支援で、子供さんだけではなくて、社会人もある程度障害がある方、そういった個性を持った方に対する施策というのは、かなりまだ新しく対応していく余地があるんだろうと考えております。

御質問のより詳細については健康福祉部長から答弁をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 大人の発達障害への対応ということでございますが、身近な相談窓口としては社会福祉課になります。ここには保健師、看護師、1名ずつおまして、相談等に対応しております。専門的な内容であれば沼津の東部総合庁舎内にごございます静岡県発達障害者支援センター「あいら」、あるいは県が発達障害者支援コーディネーターというものを県の中でも6名設置しております、そのうち駿東・田方圏域では2名配置されております。そちらを紹介しております。また、福祉的支援としましては、必要であれば障害者手帳の取得から就労支援や障害福祉サービスの利用によって、日中活動の場だったり、居場所を提供しております。

議員のおっしゃるとおりに、周囲の方々が障害の特性を理解せずに、適切に対応しなかった場合、二次的な障害を併発しやすく、ストレスがかさんで精神状態が不安定になることもございます。対応の困難さから児童虐待につながるケースもございます。個々のケースによって求められる支援は異なると考えますけれども、自立に向けてその方に寄り添うことが大事だと考えております。市の役割としましては、相談しやすい体制づくり、それから発達障害の早期発見、早期の支援につなげることが必要だと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 昨日の一般質問で、杉山誠さんよりペアレントメンターとの言葉を聞き、これからのサポートも広がっているんだなと思いました。また、山口繁議員の一般質問でもひきこもり、ニートの来てくれる人は把握しているけれども、なかなか難しいという御発言もありました。実は、ことしのお正月なんですけれども、近所の方から、ある方が家に訪れまして相談を受け、話を聞いて、2日ほど話を聞いたんですけれども、やはり統合失調症があるのではないかと、ちょっと何か話のバランスが悪かったものですから、すぐに保健課、福祉のほうにご相談しました。そうしたら適切な、近所の方から、もう市役所のほうには対応があり、かなり保健師さんが動いてくださったということがわかったんです。

それで安心したんですけれども、実は私も行ったけれども、人のことですし、余り傷つけ
てはいけないからといって、小さな声で相談するような感じだったんですけれども、やはり
人の目を気にせず、やはりそういうしっかりと相談できる体制を整えてもらいたいと思っ
たんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 確かに議員のおっしゃるとおりで、やはりそこで相談しやす
い体制というところ、また相談する場所も皆さんの目に触れないような相談の部屋もござい
ます。そういう中で対応をできるだけしていきたいと考えております。

また、そういう大人の発達障害の中で、県の発達障害の支援センターのほうでは、成人の
方の相談も半分以上ということで、55.8%ということで伺っておりますので、やはり今まで
皆さん、発達障害という言葉も途中からできておりますので、今になってやっとそういうよ
うなものがわかるというような相談ケースもあって、相談される場所はいろいろなところか
らそういう情報が入ってくると思いますが、その相談に丁寧に対応していきたいと考えてお
ります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 発達障害ではないですが、やはりいろいろな心の問題を抱えている
人がこれから多くなります。実は先日の新幹線の事件で、テレビ、新聞報道で親のコメント
をちょっと聞きました。犯人に対しまして親は「愛情を持ち育てたつもりだ。この子にとっ
て居場所をつくってやりたいと思った。自殺はあるかもしれないと思ったが、まさか人を傷
つけるとは思っていなかった。早く家にちゃんと連れてくればよかった」というようなコメ
ントがありました。こういうことということは、要するに、やはり本当にもっとほかのとこ
ろに相談すれば違う方向があったのではないかとつくづく思います。

今、本当にそのような心の病を心に秘めながら生活している方も多いと思います。ことし
の予算にも計上されました地域自殺対策計画策定の委託料などを本当にこれから生かしてい
ただく、そして相談しやすいまちづくりをつくってもらいたいと思って、これはお願いして、
2番目は終わりたいと思います。

3番目をお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） いろいろな方々からの声を反映させる手段ということですが、
現在市では市長によるタウンミーティングや、あるいは市のホームページからのメール受付
などで市民の皆さんの声を広く伺うようなことをしております。しかし、議会でも何度か申
し上げたとおり、タウンミーティングではなかなか若い方、それから女性は参加していただ

けていないのが状況です。これは伊豆市に限らず、大体どこの市町村、あるいはどこの国でも今、問題視されていて、もう法制化されたんでしょうか、フランスではたしか男女同数で立候補しなければいけない。これ、多分国会議員のレベルでなんですが。それは、やはり男女の比率がアンバランスだったということの反映のようです。

それから市までは、いわゆる主権者は全員ですけれども、有権者というのは20歳以上、これから18歳以上になっていくんですが、市から下、市町村から下の自治会になると世帯民主主義なんですね。全員が集まって区総会を開くわけではなくて、各世帯から1人ずつですから、一般的にはおじいちゃんかお父さんが参加されている。これもどこの市か私、忘れたんですが、あるところでは自治会においても年齢と男女のバランスをとって区の総会をするとか、そんなところもあるんだそうです。したがって、どうやって多様な民意を反映させるかというのは、いろいろな工夫が今なされつつあるようです。直接当事者がいて恐縮ですが、伊豆市議会も以前は女性議員が2人いらっしやったところが1人。こちら側も去年までは部長2人女性がいたんですが、今は1人という状況で、どうやって女性の声を反映させるかということも課題になっております。

したがって、一つ一つどのように多様な意見を反映させるかということは地道に改善策をとってまいりたいと思います。

なお、一つだけ具体的なことを申し上げますと、まず少なくとも女性による政策モニターというものをつくれないうもの、今、秘書室に検討を命じております。というのは、子育てハンドブックとか、伊豆市広報とか、正直言って私自身もわからないところが、過去いっぱいあったので、子育てハンドブックは大分読みやすくなったんですが、広報誌のほうを見ますと、これわかりにくいからもう一回各課に戻してと言うと、必ず固い文章で戻ってくる。担当はどうしても正確に表現したいようなんです。年配の方と若いお母さんと、少なくとも2人には見ていただいて、その人たちがわからないものは載せるなどまで、今、指示はしたんですけれども、なかなかそこがうまくいかない。

そこで何とか、まずは広報誌の女性モニターをつくって、あるいは政策モニターをつくって、その方々が理解できない表現はもうそこに書かないとか、何かできることから始めたいと考えております。議員の皆さんからも多様な市民の皆さんの声の反映の仕方について、また具体的な御提言があればぜひ承りたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 女性モニターの件もすごく前向きでいいと思います。この原稿をつくりました後、市のほうではインターネットを通じて投書もできるんだよというようなことも聞きまして、それから各支所にも何かあるんでしょうか。声を届けられるものとかありませんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） お答えさせていただきます。

本庁ですとか支所のロビーに御意見箱というようなものを置いてございまして、そこに記入用紙がございますので、そこに、例えば市民からのさまざまな御意見ですとか御要望いただけるものがございます。それから、インターネットということでSNS、そういったソーシャル・ネットワーク・サービスの関係からも意見や御提案をいただけるものがございまして、特に昨今ではこういったネットからの御意見というのもございまして、この場合ですと、実は必ずしも市民だけではなくて、広く日本中からさまざまな意見が来たりして、そういう意味ではそういった活用はされているところはございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） そういうものがあつたと後で気がつきまして、勉強不足だと思いましたが、その利用件数なんかわかりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず御意見箱でございますが、こちらは平成28年から設置しているんですが、なかなかこちらについてはちょっと利用の状況は余り思わしくなく、平成28年、29年、いずれも1件でございました。ただ、メールにつきましては電子申請サービスというシステムを利用したものでの問い合わせ、意見、提案というのがございまして、これは平成29年度のを数えると、こちらは184件でございました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 御意見番、苦情箱みたいなものでしょうけれども、1件くらいしかない、びっくりしました。あることを知らない方も多いですし、別に文句ばかり言うようではなくて、いいことも書きたいと思う方もいるかと思っておりますので、こういうものがあるよという周知も大切ではないかなとも思います。やはり、この間議会報告会、教育審議会など、私たちも傍聴、参加してきましたが、本当に集まれる人数は少ないなと思っております。特に子育て世代の方たちは、夜は無理、そしてまた、昼間は自分たちの仕事で忙しい。本当に声を大きくしてくださる方が少ないんですけれども、やはり、だからって聞かなくていいわけではないので、やはりそういう意見をたくさん聞いてもらいたいと思います。そして、たくさん意見を集めることによって、人々の流れとか時代の流れとかを感じることもできるような気がこのごろします。

ちょっとこれ、自分のことになります。昨日の波多野議員の自転車のことなんですけれども、自分はただ修善寺駅に行ったときに、後藤さんという方が「この自転車もったいないよね。そうそう、介護なんかに使ってくれるといいけどね」と。「本当、いいことですよね」

で終わってしまったんですけれども、自転車にはもっといろいろな使い方があるということもよくわかりましたので、やはり皆さんに、その女性モニターもそうですけれども、もうちょっといろいろな意見を聞くように、もう一回ちょっとこれからの方向を聞かせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 去年の今ごろだったでしょうか、今まで以上に多様な御意見を伺うように努めますということを申し上げてから、それまでは、例えば商工会なら商工会、あるいは商工会の青年部というところだったんですが、今、商工会には女性部もありますので、そこにはなるべく皆さんが集まる時に、冒頭行って御意見を伺うようにもしておりますし、それからいろいろな会議、声はかけていただいて呼んでいただくんですが、大体私の挨拶で終わってしまうんです。そういった場にもうちょっと皆さんの発言を、3分でも5分でもいただけるような機会ができないかと。あえて市長のタウンミーティングのような形をしても、多分余り効果が期待できないような感じをこの10年間で持っておりますので、何かの折に伺って、少し短い時間をいただいて、御意見を伺うというところが、まずは一番やりやすいのかなと。

ことしの市長のタウンミーティングはまだ組んでいないんですが、回数というか、区分けをちょっと小さくしようと思っています。今までの10年間で市長のタウンミーティングを一番細かくしたのは、実は24回なんですけど、それでもなかなか市民の皆さんからは、あえて市長が来たと思っていただけない。何とか、市長が行くのでここに集まってくださいなんですけれども、何とかぎりぎり市長が地元に出向いたと感じていただける区割りというのはどの程度なんだろうかということを考えて、やはり多様な御意見を伺えるようなこともセットしたいと思っております。できそうなことから実行してまいりますので、また公聴のあり方について、市民の皆さんの意見を聞くあり方について、さらに議員の皆さんの御提言があれば伺いたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 計画ではもうこれで終わりですので、一応聞きたいことは聞きましたので、本当に私は3点なんですけれども、発達障害を、それから今後の移住者のためにも、そして優しいまちづくりのためにいろいろな意見を、私たちもこういう方法があるよとかという方法をいろいろ発信していきたいと思えます。どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（三田忠男君） これで間野みどり議員の質問を終了いたします。

それでは50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 青 木 靖 君

○議長（三田忠男君） 本日最後の登壇です。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

ワサビ農業遺産と八岳小、萬城の滝整備活用。

ことし3月、国連食糧農業機関（FAO）によって、「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に認定されました。これは、昨年3月の日本農業遺産認定に続き、伊豆市内でのワサビ栽培の現場調査が高く評価された結果であると思います。今後、日本一の質と量を誇るワサビの生産地としての地位を守り、ワサビ栽培の伝統を継承するためには、高品質なワサビ苗の安定的な確保など、現状の課題を克服しなければなりません。

一方、伊豆半島ジオパークの世界ジオパーク認定と相まって、自然愛好者の方々を中心に、ワサビの生産地が観光の目的地として注目されることとなり、自動車はもちろん、バイクや自転車で訪れる方もふえているのが現状です。ワサビに関しては、道路からワサビ沢を見渡すことができるいいスポットがあるために、特に中伊豆の筏場地区を中心に観光客が集まる傾向となっているように思います。

こうしたワサビをめぐる追い風を生かすためにも、生産の現場を守り発展させることと、今まで取り組みが限定的だった観光への対応、これを急ぐ必要があると考えます。そこで以下の点について市長に答弁を求めます。

1、ワサビ生産地としてのワサビ沢を守ることと、既に増加し始めている観光客の方々への対応、これをいかに進めていきますか。現在進められている「わさびの郷構想」を踏まえて説明を求めます。

2、ワサビの観光スポットとなっていくであろう中伊豆の八岳地区、ここを全体として見直して整備していく絶好の機会だと思います。他に比べていまだに活用が進んでいない感が強い旧八岳小学校の活用や、萬城の滝周辺、これをどのように今後整備して、観光の中に位置づけていくことが可能であるのか、そのお考えを伺います。

3、静岡県内の状況を見ると、静岡県富士山世界遺産センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、ふじのくに地球環境史ミュージアムなど、静岡県が関与した施設があります。今回のワサビの世界農業遺産を受けて、「ふじのくにわさびミュージアム」を実現させませんか。

4、伊豆縦貫道が今年度中に月ヶ瀬インターまで完成する見通しとなっていますが、中伊

豆地区には縦貫道どころか国道も走っておらず、交通の面で大きくおくれています。ワサビを観光の面で活用するためにも、中伊豆地区の交通環境の改善が必要と考えます。月ヶ瀬インターから至近の矢熊地区から筏場地区に抜ける指導矢熊筏場線については、市が整備を進めているところですが、今後、県による整備を要望していくことが欠かせないと考えています。県の整備についての現状の見通しを伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

世界農業遺産、そしてユネスコ世界ジオパークと、いずれもとても大きな追い風ですので、最大限活用してまいりたいと思います。その中で、わさびの郷構想についての御喚問ですけれども、御指摘ありましたとおりに、基本的に生産地ですので、まず生産を阻害しない範囲内という条件がつけられます。そこで、既に農林課と観光サイドで協議の上で、現状は伊豆市のDMOの事業主体である産業振興協議会のほうで、ワサビ生産地に対する観光のあり方については、一元窓口として案内等を考えております。ただ、まだ駐車場整備とか、それからモデル散策路等が整備されておられませんので、なるべく早くそちらにも着手をしたいと思っております。

それから2番目については、八岳小学校及び萬城の滝、これは後ほど産業部長から詳細について説明をさせます。

それから、ふじのくにわさびミュージアム、名称はともあれ、今回は伊豆市、中伊豆地区、天城地区のワサビの振興ではなくて、県のワサビとして世界農業遺産に認定されましたし、したがって会長は知事が就任されているということで、やはり県ともしっかり連携をして、県の立場でいくと、当然静岡も一緒ですので、どのようなお考えがあるかということは当然一つの判断材料ではございますけれども、やはり日本最大の生産地としての伊豆のしかるべきところに何らかの展示施設、博物館的機能を持った展示施設というのはあって当然だろうと考えております。

それから最後に、矢熊筏場線につきましては、これは合併前から天城湯ヶ島町と中伊豆町を結ぶ道路として、相互の町民交流や林道として活用されてきたものと認識をしております。いわゆる国土交通省による（仮称）天城湯ヶ島インターですが、我々の言うところの月ヶ瀬インターができると、伊豆市内までの道路アクセスは格段に改善されます。国道136号線のほうはひょっとしたら年内にもう走れるかぐらいの速度で、県が改良工事をしていただいておりますけれども、市道のほうはまだようやく道路沿いの木を少し切って事業に着手できる環境が整った、筏場方向から少しずつ改良工事に入っているという状況でございます。

合併特例債等を活用してできるところまで行き、あるタイミングで何とか県に代行していただけないかということは、まだ水面下で交渉しているところでございますけれども、伊豆

半島道路ネットワーク構想というものの中には、唯一市道ですが、そこは入れていただきました。したがって、これは国・県もオーソライズした事業の中に入れてありますので、なるべく早く筏場地区の皆さんがこの道路を活用できるように対応してまいりたいと思います。

ほか、詳細については産業部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから詳細について説明させていただきます。

まず1点目のわさびの郷構想についてですが、早急に発注する予定でございますが、その策定をする前に、現段階で観光客がふえているという状況がございます。短期的な対応としまして、既に伊豆市の観光協会、あるいはJ A伊豆の国農協、産業振興協議会、あるいは東部農林事務所等々集まりまして、関係機関で協議を始めました。ワサビ沢等の観光・視察のためのルールを既に策定しました。市内外への関係者に通知しまして、対応をお願いしているところでございます。また、生産現場への悪影響を防止する目的で、観光客向けの啓発看板、例えばここからは進入禁止だよといった、そのような看板につきまして設置箇所を計画しております。現場の生産者と設置場所等について既に協議を始めているところでございます。

わさびの郷構想についてでございますが、育苗施設の問題であるとか、ワサビ沢周辺の駐車場やトイレ等の観光客受け入れの対策、生産中心のワサビ田、観光のためのワサビ田等のすみ分けの検討、ワサビ田資料館の設置等について、生産者や観光事業者、地元地域づくり協議会などの意見を聞きながら、短期的な取り組み、中期的な取り組み、長期的な取り組み等にわけまして、中伊豆地区、天城湯ヶ島地区、土肥地区が一体となった構想を策定したいと考えているところでございます。

2点目の八岳地区や萬城の滝周辺についての整備でございますが、萬城の滝周辺や旧八岳につきましては、豊かな自然に囲まれ、ワサビ田に限らずさまざまな観光要素を持っています。このことから、地域の地域づくり協議会では、持続可能で豊かな地域づくりのための計画が策定されており、構想の中では、萬城の滝周辺は地域活性化の拠点として、また、旧八岳小学校につきましては、施設の老朽化等の課題はございますが、来訪者と地域住民が交流し、楽しむ施設として計画されていますので、萬城の滝キャンプ場基本計画策定業務とあわせて、地域の皆様とその可能性について探求していきたいと考えてございます。

3点目の、ふじのくにわさびミュージアムについての実現でございますが、現在、静岡わさび農業遺産推進協議会において、ビジターセンター等の設置についての具体的な議論はされておられません。しかし、伊豆市が策定するわさびの郷構想策定の中で協議を始めたいと考えているところでございます。今後、ワサビ振興に関する協議を関係機関と進めていく中で、どのような施設が必要なのか、どのような施設が求められているのか検討しながら、ふじのくにわさびミュージアムの必要性が高まれば、県のほうへと働きかけていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） それでは上から行きます。

今、部長からもお話をいただいて、少しずつ進んでいるということはわかりましたけれども、とりあえず生産の現場から聞いていらっしゃるとおりで、農業遺産の認定のほうは先行してしまって、地元の受け入れ態勢というか、地元の準備のほうは後手に回っている現状でして、いろいろなミュージアムとかそういう大きい問題とは別に、困っている問題がすぐ出ているものですから、それにまず対応しなければいけないという話が、御存じのとおりもう1年ぐらい前からしています。看板については設置場所の検討をさせていただいているということですが、もう1年以上前から、文面をどういう文面にすれば観光客の皆さんに失礼がなくて、かつ生産の現場に入らないような文章になるのかとか、その辺も非常に苦慮していました。

なおかつその文言が決まったら、恐らく日本人以外の観光客の方もおいでになるだろうということで、多言語対応の看板が必要ではないかというふうなことも言われていまして、ではそれをいったい誰がつくるんだという話で、恐らく自分たちでできないよねという話だったわけなんです。それを何カ国語にするのか、どういう文章にするのか。その制作費はどこが出すのか。設置場所については地主さんがいて提供していただくことしかないと思いますけれども、その辺までのことをある程度話にはされていると思うんですけども、どの辺まで話がいつているのか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 看板につきましては地元のワサビの組合の方とかと話をしました。現在、看板につきましては約27カ所ぐらい設置してほしいという形で要望が出ております。車の駐車禁止であるとか、立入禁止であるとか、長時間の駐車は御遠慮願いますとか、それぞれの場所に適応した形で対応してくれという形で出ております。ここの地区はやはり国立公園内とか、いろいろな形の制限が多いものですから、なかなか大きな看板というのは難しいのかなと思いますけれども、それにつきましては環境省であるとか、その担当部局と話をしながら進めていければなと思います。文言等につきましては現在、今4カ国語、日本語、英語、中国語、韓国語、これらで対応させていただきたいなという形で考えています。なかなか文言につきましては、この先立入禁止であるとか、先ほど言いましたとおりごみは捨てないとか、トイレは決まった場所でやるようにとか、植物や生き物はとるなというような形の文言等の設置を考えているところでございます。

費用につきましては、県のほうでもいろいろな形でワサビ応援隊とか、そういう組織もつくっておりますので、市のほうの予算も当然考えなければいけない話なんですけど、県として

世界遺産ということがありますので、その辺に今後このような形で地元から出ているという形で要望のほうを進めていきたいなという形で考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 看板については恐らくもう現場から、なるべく早くという要望が出ていると思いますので、なるべく早い対応をお願いします。それと同時に、現場に来ていただく観光客の方を、ある程度意図的に誘導する必要がある将来的には出てくるだろうということが当初から出ています。そのためにはどこかに1回泊まっていたら、そこから車ではなくて、例えばシャトル的なもので移動してもらおうのか、いろいろな案もあるでしょうけれども、自転車で行ってもらったらどうだとか、いろいろな話が当初からありました。そういう計画はもちろんこれからなんですけれども、あらあら今どの辺までそういう話ができているのか。要するに、看板さえ立てればみんな現場に行ってもらっていいということではないよねというふうにみんなは考えているはずなんです。

方向性としてでいいんですけれども、どんな選択肢というか、メニューというか、今考えられるのか、どの辺まで検討の俎上に上がっているのかというあたり、要するに、一つは恐らくミュージアム的なものをもうつくって、そこでワサビ沢の構造の模型とかをつくって見せるとか、この間もあったドローンの4Kの画像を見せるような部屋をつくるとか、いろいろなものがあるんですけれども、幾つか、今現在どんなものが検討の俎上にあるのかということをお教えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） やはり最終的には観光客等も自分勝手に行くということよりも、やはりいろいろな形で現場に行つて説明等をしていただけて、本当にワサビのよさというのを知ってもらうということがやはり大切かと思っています。中伊豆地区の地域づくり協議会でも、やはりガイドツアーの養成であるとか、そういう形で協議会の中に入っておりますので、その点を含めまして、やはり中伊豆地区につきましては八岳地区の協議会等と話をしていく、湯ヶ島地区につきましても、地元の協議会がありますので、その辺と話をしていく必要があるのかなと考えています。

現状はやはり、例えば八岳地区で言いますと、旧八岳小学校の跡地があります。それとともにバスがもともと筏場に行っていましたね。あそこのバスの周りが多分あいていると思うんですね。その辺は伊豆市の所有ではないとは思いますが、その辺のあいている土地なんかをやはり駐車場と考えまして、なるべく生産の現場にはなかなか難しいと思いますので、少し離れたところからアクセスするような形、その場合にはやはり歩く道であるとか、そういうものをやはり整備とか考えなければいけませんので、その辺を含めまして、地元との協議というものはやはり大切になってくるかなと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 部長の言葉の中にも地元と協議してということを書いていて、ぜひそれで進めていただきたいと思いますけれども、これも御承知のとおりで、まずワサビの今回の農業遺産については県のものですね。伊豆市だけ考えても中伊豆があり、天城があり、もちろん土肥もあるんですけれども、そういう中で、今自分も中伊豆の話だけをしようとしているわけではないんですけれども、恐らく中伊豆が一番見やすいだろうということを前提にしてお話をしているんですけれども、そうはいつでも中伊豆の山葵組合と天城の山葵組合があって、ワサビの生産者の皆さんというのはそれぞれにいらっしゃる。

ワサビそのもの、水ワサビの伝統栽培というのが評価されたということですが、それが遺産になったということは、それをこれから守って将来に伝えていかなければならないということは天城も同じことでして、今、ちょっと観光から一旦外れますけれども、ワサビの苗の安定確保というのが一つの課題であって、それは今、天城の茅野ですか、わさび分場からわさび科になった東部農林の事務所があって、そこが主体になって、これからも多分ワサビ苗のこととかをやっていると思うんですけれども、ワサビ苗を安定供給するための施設、苗の育苗施設、静岡市の安倍の有東木地区に県のものがありましたね。あれと同じようなものを伊豆市にもつくってほしいという要望が前々からあって、では、それは中伊豆につくるのか、天城につくるのかみたいな話が、これもずっとあったんです。

だけれども、やはりわさび科が茅野にあるんだから、そこを拡充しようという方向に進んでいるやに聞いたんですけれども、そちらを中心に苗をやり、中伊豆側でも一部サテライト的なものをつくって、工場見学的にその現場を見せながらやろうなんていうふうな案もあったんですけれども、そんな計画があるというようなことで思っているんでしょうかということ、あえてここで聞きます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 議員がおっしゃいましたとおり、天城にはワサビの研究所がありまして、育苗施設ということもありました。ただ、今、全体でやはり中伊豆と天城、それぞれやはり同じような施設をつくってもしようがないですし、両方に観光に行ってもらってもなかなか、やはり1カ所見ればいいという話なもので、それぞれのやはり役割分担というものもあるのかなと思いますので、天城の地を利用したわさびの郷づくり、中伊豆の地を利用したわさびの郷づくりという形で、お互いが総合的に補完し合うような形で考えていきたいなと思っています。

ワサビの苗の育苗施設につきましては、以前から当然話がありまして、平成28年8月にワサビ苗安定生産協議会というのがつくられました。これは今、JAの伊豆の国さんが事務局をやっております。現在、伊豆市の苗につきましては、一時期やはり苗の取り寄せというの

ですね、それがやはり難しくなってきた時期もあったと聞いていますが、今現在、北海道の農協さんであるとか、河津町の園芸農家とか、それぞれいろいろなところからとっているんですけれども、ある程度、ここ四、五年は苗が安定的に供給できるようになってきているのではないかという形では話は聞いています。ただ、その育苗施設をつくったときに、その育苗施設をやってくれる人ですね。その技術者というんですか、それが今いないということを知っています。

だから、生産者はいるんですけれども、育苗施設のそれをやってくれる人、それをこれからどうやって探していくか。その後はお金の問題ですね。それも当然出てきますし、それについてはやはり県のほうと相談していく必要があるのかなという形で考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ワサビ、最初にも日本一の質と量と言ったんですけれども、現実には今まで中核になって担ってきた生産者の方が高齢化してしまっていて、ワサビ沢といってもずっと使い続けられるわけではなくて、ときどき作り直したりしなければいけないとかいろいろなことあって、結構重労働ということもあって、生産者の方が高齢化しているために、沢の維持が難しくなっているというのももう一つの側面です。若手ももちろん残ってくれていて、若手のほうがむしろ中伊豆と天城が仲よくやってくれていて、将来のことを考えて動いてくれているというふうに承知しています。

そういう中で苗も何種類もあって、御存じのとおり分根してつくる苗とか、種からつくる実生の苗とか、生長点培養のメリクロン苗とかいろいろあるんですけれども、若い人たちもそういうものに非常に興味を持っていて、自分たちで苗をつくりたいという意欲のある人も結構いるそうです。ぜひ、そういう人が苗づくりの技術者というか、それになれるような場所も今回の施設の中に入れられると一番いいなと思っているんですけれども、そういうことも東部農林と協力しながらやらないとできない話なので、その辺のつなぎを市のほうでやっていただきたいと思っているんですが、そういうことも可能ですよねということを確認させてください。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほど、本当に苗のほうは今、供給されているという話がありましたが、やはり四、五年先には不足する可能性が高いと思います。やはり育苗施設につきましては、このわさびの郷構想の中で計画的に、例えばどの場所というところまで確定できるかわかりませんが、わさびの郷構想策定の中で決めていきたいという形では考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） シイタケもそうですけれども、ワサビの部分というのは県の東部農林

事務所も非常に重きを置いてくれているはずですので、今後ともぜひ市のほうと連携をして、進めていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、観光のほうにちょっとまた戻します。

やはり中伊豆だけではないですけども、ワサビというのは生産者の方と、あと加工品の販売の方、これでまたちょっと立ち位置が微妙に違うんですけども、生産者の方はあくまでも生産であって、今まで生産者の方が観光のことまで考えるなんていうことはほとんどなかったんですね。一部の方がワサビ漬けの加工体験とか、沢へお客さんを連れて行って、そこからワサビを取ってきたので自分でワサビ漬けを漬けて、それを持って帰ってもらうとか、一部の方がやっただけで、なかなかまだ取り組みとしては広がっていなかった。でも、これからそういうのを多分やっていかなければいけないのかなというのが一つ。やっていなかったものをやらなければいけないので、ちょっとそこはパワーがいるだろうということが一つ。

それと、それにはやはり場所が必要だよねということになってくると思います。そこで、先ほども出ました、ではどこでやるのという話になった場合に、先ほどの話ですと萬城の滝周辺を活性化の拠点にして、八岳小学校などは地域の方が楽しめる場所に考えるというふうなこともありました。あと、駐車場とか車の移動とかも考えなければいけませんから、八岳小学校から萬城の滝へ行く途中に八岳グラウンドというのがあるんですけども、地藏堂の入り口あたりですけども、ああいうのも活用しようと思えばできますね。萬城の滝については、滝の下に第二駐車場みたいなものがあって、この間も話に出ていました観光ワサビ沢みたいな、そこは観光客に来ていただくためのワサビ沢みたいなものも必要だろうみたいなこともあります。

それにはやはり地主さんの協力も必要なんだけれども、万が一協力していただけない地主さんがいたら、そこを迂回すればいいではないかみたいないろいろな意見も出ているということも承知しています。そういうさまざまな状況がある中で、観光向けの、観光に来ていただけるお客さん向けの施設の整備の方向、わさびの郷構想の中でこれからだと思います。これも同じですけども、今現在どんな観光客向けの施設、ミュージアムとは言いませぬけれども、どういうふうに考えているのか、ちょっと教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） きのうもお話をさせていただきましたが、今、現状、萬城の滝がやはり裏に回れないということは御存じだと思いますけれども、左岸側に行って、なるべく裏に近づけるような形で観光できるようなルートというのは、やはりつくらなければいけないかなという形では考えています。

それとともに、やはり萬城の滝周辺のワサビ沢、休耕しているところがあるという形で聞いておりますので、そこにつきましては観光ワサビ田という形で、例えば収穫体験をその場

でももらって、ハウスがありますので、そこでワサビ丼等で試食していただくとか、そういう形で取れたものをすぐに食べていただくような、そういった取り組みなんかもしていきたいなという形で思っています。

八岳小学校につきましては、先ほど言いましたとおりワサビ資料館であるとか、そういう形のものにして、なるべく多くの方が来ていただくという形。現在、民間の方ですけれども、萬城の滝のほうでキャニオニングですか、ああいう形でもやっていますので、そういう方たちともいろいろな形で話し合いをして、やはりいろいろな形であそこが魅力ある、人を引きつけるような施設になっていけばいいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 萬城の滝周辺、それから八岳小学校については地域づくり協議会もできましたけれども、萬城の滝周辺といえば萬城の滝周辺整備「協働の会」というのがあって、協働の会の皆さんがずっと整備をしてくれてきました。それ以外にも大ボラ会とって、大見川をきれいにするボランティアの会というのをやっている方がそれにもかかわってくれていたりとか、天城の自然を守り育てる会の方とか、森づくり伊豆の会の方とか、いろいろな方があの周辺をボランティアでやってくれていて、今、あの状況があるというふうに思っています。そこに新たにワサビが世界農業遺産に認定されたり、ジオパークが世界認定されたりということで、新たな要素が入ってくるということですので、ぜひ、今までそこで活動されているそのボランティア団体の皆さんとかと上手にうまくやっていってほしいんです。その中であの滝周辺をうまく活用していくということ、ぜひ、上手に市が間に入っていて、つくり上げていっていただきたいなと思っています。

その過程でいろいろなことができてくるのではないかなと思っています。八岳小学校のほうも地域づくり協議会で活用方法は検討されていると思うんですけれども、地域づくり協議会でアンケートをとったやにも聞いていますけれども、まだ結果は聞いていませんので、結果はいいんですけれども、それらも検討の材料に入れながら、今後八岳小学校については活用を進めていくということでいいですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 八岳小学校につきましては、先ほど言いましたとおり老朽化の問題が一つあるのかなという形で考えておりますので、その辺の、特に問題ないということであれば、やはり地元の協議会の方の意見を尊重しながら、市としていろいろな形で地元と協議して考えていきたいということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） では、ちょっと八岳小学校の話をさせてください。

他との比較をするつもりはないんですけども、原保のほうへ行くとよく言われるのは、自分たちの出た学校を草が生えた状態にいつまでしておくのか、見るに忍びないという話もあります。いろいろ経緯があってそうなっているのも事実なんですけれども、今後すぐに多分、ワサビの話もすぐにはいかないと思うので、何とかもう少しうまく維持管理というのができないのかなと。どうすればいいのかなというのを逆に教えていただきたいという意味で、八岳小学校の施設管理ですね。どこが一番ネックなのかというか、地元の意見をまとめてもらわないと市は動けませんよということなのかなと思いますけれども、何とか日常的にもうもう少しうまく管理する方法はないのかなと思います。

この間のおかつこ祭りも、多分その前に有志の人が草刈りしてくれて、会場づくりしてくれたと思うんですけども、それでも使わなくなったプールのほうから草が生えていたりとか、やはりそういうのを見ると何とかならないのかなというふうに、正直思うわけです。その使わなくなった小学校の日ごろの普通財産としての管理の方法をもう少しうまくできないのかなというふうに、素朴な疑問なんですけれども、何とかならないのでしょうかというのを、ちょっと答えを求めたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 確かに議員おっしゃるとおり、廃校、廃園になった施設の日常管理、使う目的がはっきりしない中で、お金をかけてどう管理していいのかどうか。やはり施設については地元の人の思いとかあって、有志の方々が積極的にやっただいているところもあります。八岳小学校につきましては、ここは校舎自体、今、漏水がありまして、体育館へは日常的に使っているグループがいますので、別配管で体育館の水は出るんですけども、校舎のほうの水はとめています。漏水箇所がわかりません。でするので、水道、トイレが使えない状態ですので、人が出入りするような使い方は現在はできておりませんので、実際には締め切った状態です。

グラウンド等の草刈りににつきましては、議員おっしゃるとおり本当に何かのイベントとか使うときに、地元の方にやっただいているのが現状です。市としましても、やはりまだ利用方法、活用方法が決まっていない中で、一度閉校してすぐ、何か募集をかけたんですね。それで1件、何か太陽光とかという、そんなのが出て、それは採用されなくてそのままになっているのが状況です。こちらとしましても、一度地元の地域づくり協議会中心に活用の提案などいただいて、まだそれがとまったままになっておりますので、現状としましては今の廃校の施設のままを維持しているというのが現状です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 現状は十分自分も承知してしまして、じくじたるものがあるんですけども、せっかくここでいろいろ、今あるようないい状況があるもんですから、地元もここ

でまとまってもらって、使い方を決めて、ぜひこれをお願いしますというようにいけるといいんですけども、実際はなかなか難しいんですね。もう一回ワサビのほうに戻ってまた一緒に話をすると、やはり世界農業遺産ということになると、茶草場農法が先に世界農業遺産になって、島田市が持っていた施設がふじのくに茶の都ミュージアムにことし改装されたわけですね。富士山世界遺産センターだって、富士山が世界遺産になったからあそこに新たな施設ができたという事実があるわけで、今回、先ほども市長がおっしゃっていたとおり、知事がリーダーになってワサビの世界農業遺産のほうのこともやってくれているわけですから、ふじのくにわさびミュージアムというのが、可能性はゼロではないと思っているんです。

だって、向こうだって世界農業遺産になったからこういうことが動いたということがあるわけですから、今現在、まだないとおっしゃいましたけれども、今後検討はされてしかるべきだし、可能性はゼロではないと正直思っています。これから、ぜひそういう話をさせていただきたい。なおかつ、今中伊豆とか上大見とか八岳とか筏場とか、あちらのほうの今の自然環境であるとか、ワサビの生産地としての筏場みたいな、そういうものを壊さないようなものを多分皆さん望んでいます。「わさびの郷ってどこ」ってよく聞かれるんです。地蔵堂とか原保とかにいても、車で来たお客さんが看板を見てきて、「わさびの郷という看板を見て来たんですけども、わさびの郷ってどこですか」と聞かれるんですけども、「いや、この奥に行くとワサビ沢が見えるところがありますよ」とかという説明をするんですけども、きょとんとした顔をされる。

要するに何か施設があると思っているんですね。目的地になるような、車をとめてトイレに行って、何かするような施設があると思っているんですけども、実際は今ないですね。やはりそういうものは何かしら必要だと思うんです。それをやはり県力を借りてやらないと、恐らく伊豆市単独ではできないということが一つと、もう一つ、先ほど言ったように、余り派手なものは多分似合わないし、地元の人には求めていないような気がするんです。その辺の調整をうまくしながら、だけれども、ふじのくにわさびミュージアムは、僕はぜひつくってほしいと思うんですけども、その辺の調整を、ぜひ市のほうでやっていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この静岡水わさびの世界農業遺産はよかった点と、ちょっとばたばたしたところをございまして、ジオパークなんかは数年間準備があったんですが、事実上この静岡わさびは1年ぐらいの準備で、県が一気に申請書を書いていただいて、あれよあれよと言う間に世界農業遺産へいったものですから、確かに御指摘のとおりこちらの体制がとれていなかった。特に生産者の皆さんは、一生懸命生産しているところに、何かいきなり急に車がふえたというところで、まずはそちらが先であって、わさびの郷の博物館だ、ミュージアムだなんて今言うなみたいな雰囲気でした。したがって、そこが出遅れているということが

ありますし、茶草場の場合には先に島田市のほうがつくってあったものですから、後で県が入りやすかったというところもあって、そういった事情がちょっとばたばた感がございます。

他方、八岳小学校についてはほかの小学校と違って、土肥南、月ヶ瀬、湯ヶ島、大東は全て新しい使い方に入っていますので、八岳小学校のみについて、大変市長としても大変気にしているところということも事実でございます。そこで、そういった環境の前提に立って、今度は伊豆市のワサビではなくて、世界農業遺産としての静岡わさびとしてのあり方ですから、改めて県のほうとしっかり話をさせていただきたいと思っています。

仮に県としてわさびミュージアムをつくることになっても、ではどこだという話が出てくるんですが、そこはやはり我々の側で調整をさせていただいて、その上で県としっかり話をさせていただきたいと思っております。もう少しだけ構想策定の時間を頂戴したいと思えます。余り長くはかけるべきではないと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ぜひ、県のほうとせつかく県知事もやる気になってくれているような気がしますので、ともにやっていただきたいと思います。そうなれば、また新たな次の展開もまたそこから見えてくるということだと思います。この県議会だよりなんていうのが新聞に入ってくるものでも、ふじのくに茶の都ミュージアムができてから、では、これからこれを使って茶の振興をどうするんですかみたいな、できてからでも、まだその後のことをいろいろ考えている状態だと思いますから、走りながら考えるでもいいので、ぜひ進めいただきたいなと思っています。県のほうとの連携をぜひよろしく願いいたします。

それで、道の話も無理無理ここでさせてもらうんですけれども、すみません、きょうは八岳地区の話もさせてもらっています。やはり中伊豆の道路、おわれています。これは縦貫道の話をするときに、僕も再三言わせてもらっているように、縦の線と横の線を考えた場合に、伊豆半島の横の横断道路というのも必要ですよということを考えた場合に、西側のほうは136号線のバイパスの工事等々が進んでいるにもかかわらず、伊東から修善寺までの間は弱いなということは、皆さん認めてくれると思っています。大きな伊豆横断道路の期成同盟会みたいなものがあって、それも東伊豆からこちらの道路をどうしようかみたいな、それぞれの狭いところを直しましょうということをやっている中で、今どの辺までたどり着いているかということも自分も認識しています。

東伊豆を通過して伊東の中大見口というところから中大見八幡野線に入って、本当は鹿路庭まで真っすぐ池地区を上に行きたかったんだけど、行けなくて、ぐっさり曲がって大室山のほうから来る登はん線の太線にタッチして、また鹿路庭峠から中大見八幡野線というのが始まっているんですけれども、そこはほとんど林道ですね。あそこが伊豆グリーンゴルフのところを通過して、中伊豆バイパスのトンネルを出たところのT字路のところまでつながるのが中大見八幡野線の伊豆市内の区間なんですけれども、本当はあそこがちゃんとバスが通

れるような道になれば、恐らく下田のほうから縦貫道に來たい、東名に行きたい人は、将来的にはそこを通るんだと思うんです。わかりませんが。

そこから先どこを通るかといったら、今は修善寺に行くルートが主なんですけれども、もう1本、2本、医療とか防災とかを考えた場合でも、大きい意味で考えた場合でも、やはり縦貫道に伊東側からアクセスする道路は必要だということを、県とか国とかにもお願いしながら、やはり中伊豆の部分もやってもらいたいというのが僕の正直な気持ち。

そこで先ほども、最初からここに書いてあります、県での工事というのをやっていただくということで、これも何年も前から市道と県道を交換して県にやってもらおうとか、いろいろな案があったんですけれども、ここに来て、ある程度市でやったら、その後県代行という工事でやってもらえないだろうかという話をして、建設部長にもお願いしていろいろ手順を確認しているんですけれども、もう一回、すみません。可能性があるんだよということをあえてここで確認するために、県代行で工事をやるための手順を確認させてください。

まず、先ほど話が出た半島振興法の半島構想の中の計画の中に矢熊筏場線が入っているということ。それから、地域の基幹道路に指定されているということ。これがまず必要ですよということだと思いますけれども、その2つは入っていますよね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今、御質問の矢熊筏場線につきましては、半島振興法は市内全域と、山村振興法も中伊豆地区と天城湯ヶ島地区は入っております。基幹道路につきましても、県道と県道をつなぐ市道等要件に当てはまる農道、林道ということで、要件には当てはまっております。

あと、いろいろ代行の流れというか、ありますけれども、まず1点目は、市町につきましては農林道が1カ所、市道が1カ所という基準がありますので、まずそれをクリアしなければいけないということで、今現在は市道では1カ所県代行事業をやっていただいていますので、その状況を見ながら動きたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 今、伊豆市の市の市道を県がかわりにやってくれる県代行の手続は確認しているんですけれども、市道については市内で1カ所しか県代行はできないよというお話ですね。それと、プラス県のほうというのは、県の道路網の見直しを5年に1回程度やると。そのタイミングでその工事が切りかわるといふふうに自分は認識しています。それがあと3年後ぐらいに切りかえの時期が来るので、そのタイミングで今おっしゃっていた、今、市内で1カ所やっているものが、1回区切りがつけば次のところに移れる可能性があるよということでもいいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） まず、そうです。今やっているものは、平成32年までの計画がありますので、それまではその事業を遂行すると。その後の計画がありますので、それに乗られるように、今から準備を県と協議していきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 平成32年が切りかえのタイミングだということで確認しました。県代行といっても、市のほうで測量、設計まではやって、県がやってくれるのは工事だけというふうに聞いていますので、平成32年からもし県のほうにやってもらうように渡すのであれば、その前までに市のほうで測量、設計しなければいけないということですね。それもいいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 平成32年までが今やっている県代行なもので、平成33年からという理解でお願いします。今言われたように、県代行は工事費は県がやりますけれども、それまでに絡む測量、設計につきましては、市が行うということで、それまでに作業を進めて県代行に入っていきたいということで、それにはやはりこの路線が計画、要するに事業効果とか路線の重要性とか、そういうところも県と協議をして、それである程度ゴーが出たら測量、設計に入っていきたいと思っております。

今現在、ことしの予算もいただいていますけれども、そこにつきましては測量費もいただいていますので、それが手戻りにならないようには作業を進めているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 手戻りにならないように進めたいということで、よろしくをお願いします。加えて、あと用地については市のほうで交渉していかなければいけないということだと思っておりますので、あわせてよろしくをお願いします。

それで、やはり横断道路と言いましたけれども、ジオツアー等考えても、回遊性とかいうことも考えても、新しい道路、有用だと思います。ぜひ、市のほうで県のほうと交渉していただいて、これ、進めていただきたいと思いますが、伊豆半島全体の道路網の中の位置づけということも含めて、県等との今後の道路のあり方の中の一部としてこれを位置づけて進めていただけるかどうかということをもう一回確認したいと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆半島ランドデザインの中で、命の道の優先的な整備として、いわゆる背骨に対しては肋骨道路の中で位置づけておりますし、先ほど申し上げましたとおり、

伊豆半島道路ネットワーク会議の中でも、プロジェクトマップに唯一の市道として入れてあって、おおむね10年程度で整備する中に入っております。これ、道路の影響はやはり大きくて、参考になるかと思って、私、休日に三ヶ日のみかんの里資料館というところへ行ってきましたんですが、これ、昔の分校をいわゆるみかんの里資料館として使っていて、校庭部分は子供さんの自転車の練習場、踏み切りなんかも本当につくってあるんです。なるほど、こういうのもあるかと思ったけれども、中はさすがにちょっと世界農業遺産とは違うなと思った。

もう一つがやはり道路が全然違うんです。やはり行きにくいところはなかなか観光のお客様の流れにはならない。それを考えると、やはり月ヶ瀬インターからのアクセシビリティというのは大きいんだろうと思います。そういったのも踏まえて、道路ネットワーク会議の中でプロジェクトマップに入れていただきましたので、まだ県との調整は相当幾つかの課題は残っておりますけれども、用地の確保にせよ、それから測量設計にせよ、伊豆市としてやるべきことをしっかり踏まえた上で、もう一度しっかり県の担当部局と調整をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 今、手順を確認させていただきましたので、ぜひ進めていただけるようにお願いをしたいと思います。

もう一回ちょっと八岳地区の話に戻るんですけども、実はいろいろな八岳小学校の使い方具体的な提案がここ何年かあって、多分市のほうにも来ていると思うんです。結局、今に至るまで、地域づくり協議会が同時進行でできていたりとか、そのほかの萬城の滝の整備の構想があって、今、市が直営でやっているとか、いろいろな要素がある中で、今現在があるというのも承知しているんですけども、具体的ないろいろな提案が出ていますので、ぜひそういうのを参考にさせていただいて、今後進めていただきたいと思います。

具体的に言うと、せっかく八岳小学校のすぐそばに原保温泉というのがあって、あれを使って温泉施設があったらいいねなんていう話もありますし、やはりワサビのツアーみたいなものをやりたいねというものもありますし、ワンコイン食堂みたいなものをやりたいなんていうこともあります。ただし、やはり今のままのほうがいいという方もいるわけで、先ほどもちょっと言いましたけれども、余り派手なものはやはり多分求めていないと思うんです。それで、今のあそこの地域に合ったもの、それで質の高いものですね。それをやはり求めていると思います。

それにはやはりトイレがきれいであればいけないとか、今、定番のニーズになっていきますから、その辺を踏まえたものをこれからつくり込んでいただきたいと思いますと思うんですが、もう一度それらのいろいろな調整をする役割が非常に重要になってきて、中伊豆でも、八岳でも西ボラ、東ボラがあったり、ワサビの生産者の人とそうではない人があったり、ワサビをとっても、先ほど言ったように伊豆市だけではないところがあったり、そういう調整をす

るところが最終的にはやはり一番重要になってくると思っていて、そこはやはり市がやらなければいけないだろうと思うんです。JAさんをお願いするわけにもいかないし、東部農林が全部やってくれるわけでもないし、やはりそこは市の役割なのかなと思うんですけれども、そこができるかどうかは、やはり市にかかっていると思うんです。

そこで、これからなんですけれども、ぜひ意気込みを聞いて、質問を終わりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 意気込みになるかどうかわかりませんが、市長として申し上げますが、議員御指摘のとおり華美なものはないと思うんです。お茶の都が、相当島田市は大きなものをつくったのは、やはり空港からの観光施設として、そういった背景があったようです。ですから、なかなかこの大見の郷とも地域特性の違いがあるんだろうし、我々はその地域特性に合った、身の丈に応じたものでいいと思っています。ただ、余り市長サイドが出過ぎないほうがいいと思うのは、私は八岳小学校を使うときに、八岳集会所とうまく使えないかなと思っていたんです。

皆さん御承知のとおり、今、郷土資料館はジオリアにしてちょっと変えてしまいましたけれども、あの郷土資料館には、土器から、この間まで我々が知っているような農業機器から、それからとんでもないすばらしい絵画まで、もう全部あったわけです。これ、余りにもカテゴリーが違い過ぎて、今、白岩のほうに行っているものも、ちょっとジオサイトのものがあったり、違い過ぎて、むしろ八岳のほうに農業系は集約できないかなと思った時期がありました。そうするとワサビそのものも農業ですので、いわゆる農業博物館とワサビであれば、非常にいいのではないかと内々思ってお諮りしたりしたんですが、余り原保の集会所、いわゆる八岳集会所に出過ぎるとうまくいかないものですから、その調整をやはり、できることであれば地域づくり協議会のほうで、ほかの団体も入っていただいて、ちょっとミーティングの場をつくっていただき、そこに市長部局からも入らせていただくような形が、一番話が進むのではないかと考えております。

もちろん、市として調整はしっかりさせていただきますけれども、その出方については慎重に配慮させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質問を終了いたします。

◎延会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

残りの一般質問につきましては6月14日の明日午前9時半から行います。

本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時34分

平成30年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年6月14日(木曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	市長政策監兼 総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成30年第2回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程第1、13日の会議に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序11番の星谷和馬議員から発言順序12番の小長谷順二議員の2名です。

これより順次質問を許します。

◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（三田忠男君） 最初に、3番、星谷和馬議員。

〔3番 星谷和馬君登壇〕

○3番（星谷和馬君） 皆さん、おはようございます。

3番、星谷和馬でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点、人口減少についてでございます。

去る3月30日、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、地域別の将来人口推計をまとめました。2015年に370万人だった静岡県の人口は、2045年には294万人になる見通しです。伊豆市の人口は何とこれは1万6,000人と書きましたけれども、正確には1万5,149人です。訂正をお願いします。との推定です。実に半数近くになります。地方交付金、本当は地方交付税ですが、皆さんにわかりやすく地方交付金という形で文章を入れました。人口減少と経済の鈍化により減額が予想されます。伊豆市の財政は毎年少しずつ減少しております。本年度の自主財源は38.4%です。大切な税金の使い道は、人口対策を第一と考え、事業を行う必要があると思います。

そこでお伺いいたします。

人口減少2045年、我が町では1万5,149人に推定の根拠が何だと思われませんか。また、この推定人口に対し、反論はございますか。

2番です。人口減少をとめるべき施策は何だと思われませんか。

3番、新たな宅地造成は検討されていますか。

4番、新たに中伊豆温泉病院が建設されますが、跡地の有効活用の計画はありますか。

5番、限られた予算の中で事業は人口対策が第一、優先順位の低いのは見直すべきではな

いではありませんか。

狩野川台風についてです。

狩野川台風は、昭和33年9月26日に伊豆半島に接近し、未曾有の大災害をもたらしました。特に熊坂地区においては、平地の大部分が洪水により大変悲惨な状態になりました。そして、長年悲しみにくれた日々を過ごしてまいりました。また、日本全国から多くの方々から支援、応援をたくさんいただきました。本当にありがとうございます。あれから60年、悲しみを乗り越え、復興してまいりました。もう二度とあのような災害をもたらしてはなりません。

そこでお伺いいたします。

1、現在の防災対策はどのようになっておりますか。ご説明をお願いします。

2番、何らかのシンポジウム、イベント等は用意してございますか。

次、地酒の地域振興についてです。

伊豆市の小さなまちで地酒の蔵元が3社もあります。しかも日本酒、地ビール、ワイン醸造と酒蔵です。全国的に見ても大変珍しいです。地元産業を活用して地域振興を図るべきです。各社が企業努力をされておりますが、これからは3社が協力し、地域振興、伊豆地域振興の輪を広げるべきかと思えます。

例えば1、鉄道、バス等での地酒めぐりツアーの開催、2番、旅館、ホテル等の食前酒、3番、観光地、小売店での販路の拡大、地酒コーナーを設ける、4番です。これが自分では一番強く言いたいです。企業規模が拡大すれば従業員の雇用、定住にもつながります。またこれ以外幾らでも考えられます。

そこでお伺いいたします。

地酒の地域振興をどのように捉えておりますか。

2番、市として何かサポートを考えておられますか。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

人口減少対策について答弁申し上げます。

まず将来の推定人口予測ですが、これはこの根拠は総合政策部長に後ほど説明させますが、きのう申し上げましたとおり、一般論として毎年300人ずつ生まれて誰も出ずに80歳まで生きても2万4,000人、そういった数字を考えれば、去年生まれた子は116人ですから、人口がこのまま維持されるというのはもう現実的には考えられないような状況でございます。

そして、その人口減少、これは日本全国でということなんですが、その中で以前消滅可能性都市として言われたのが市町村伊豆半島たくさん入っていますけれども、その人口がゼロになるわけではなくて、行政サービスが維持できないほど人口が減るという意味です。つ

まり今伊豆市が約3万人余りの人口があって、仮にこれが2万人まで減るとして、問題はその2万人の人たちが幸福であればそれはいいわけですがけれども、その時代に生きている市民の皆さんが幸福であればいいわけですがけれども、あるところからその将来ここに住んでいる方々の行政サービスを維持できなくなるほど活力が小さくなってしまふ、そこが問題であつて、したがつて、人口減少に歯どめがかけられないのであればどこまで維持しなければ行政サービスが維持できないのか、自治体として機能しないのか、そこのところがこの課題の本質なんだろうと思つております。

再三申し上げておりますように、伊豆市の場合には今の人口3万人の規模に比して減り方が早過ぎる、特に子供たちの減り方が早過ぎる、そこが大きな課題だと思つております。500人亡くなつてゐる方々の500人をそのまま出生で埋めるということは難しいと思つておりますので、どうやって子育て世代の流出を防ぐかということが市長としては当面する課題だと考えております。

3番目、4番目については総合政策部長から後ほど説明をさせます。

5番目の御指摘はそのとおりで、あらゆる政策は人口減少対策に結びつくようにということで指示しているところがございますけれども、若い人たちだけを対象にした政策では足りないと思ふんです。今の中学生、高校生が我々を見ているわけではありませんので、彼らは20代、30代前半ぐらいの自分たちのちょっと先のお兄ちゃん世代を見ていて、30代、40代ぐらいの人たちは、自分が10年後、20年後どうなるのかなと我々を見ていて、私は現に今の80代の方々を見ながら、俺は最後医療どうなるのかな、介護どうなるのかなと見ているわけです。そうするとそれぞれの世代に対する政策がないとやはり人口問題というのは対応できないんだらうと思つています。

その中で幼児教育から、あるいは不妊治療対策から、お年寄りの医療・介護対策をやっているんですが、その中でやはり気になるのは、焦点となっている子育て世代に対する政策がまだ十分に編みきれていないのではないかと、このような問題認識を持っているところでございます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから御質問の1番と2番と3番、それから先ほど4番は総合政策部長ということでございましたが、こちらにつきましては健康福祉部長のほうからの答弁とさせていただきます。

それでは、まず1番の人口減少、この推計の根拠についてでございますが、こちらにつきましては議員からの御質問の中にもございますが、国立社会保障・人口問題研究所というところが推定したものでございまして、平成27年の国勢調査の人口を基準の人口としております。それで、この時点での将来の生存率、それから将来移動率、それから将来子供・女性比、こういった数値をもとにして推定されたものでございます。

それで、これに対します反論ということですが、反論というわけではございませんが、今申し上げましたとおりこれらの推定というのは、統計的数値に基づいて将来を予測したというようなものでございまして、今後進める人口減少対策といったそういったものが考慮されているものではないのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、2番の人口減少をとめるべき施策についてでございますが、こちらにつきましては伊豆市から転出する際にアンケートというものを実施しておりまして、その中では就職や転職、それから結婚といったことを機に転出する若者世代、これが多いという特徴がございまして。また、高齢化が進む中で、出生率も減少傾向にあるということから、社会減の対策、自然減の対策、これらをやはり総合的に進めていく必要がございまして。これまでの若者定住促進補助事業、それから企業への操業支援、教育を含めた子育て環境の充実に加えまして、積極的な情報提供、シティプロモーションなどにより伊豆市が住む場所として選ばれるように仕向けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、3番目の新たな宅地造成の検討ということですが、こちらは今後も住宅施策としての可能性の検討については深めてまいりたいと考えておりますが、あわせて既存の民間賃貸住宅の活用ですとか、民間開発の誘導などもこれらも移住定住に効果的な施策として検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、4番目の中伊豆温泉病院を健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 中伊豆温泉病院跡地の活用の計画につきましては、運営主体でありますJ A静岡厚生連からの具体的な計画は聞いておりません。まだ先の話になるかと思えますけれども、相談があった場合には、随時相談に応じていく予定でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○3番（星谷和馬君） いろいろ説明ありがとうございます。この人口問題に関しては、日本全体の問題であります。当然我々我が伊豆市だけの問題ではありません。

先般、先月ですけれども、この人口問題に対して伊豆の国市のある議員と話し合いをしました。ちょっと座談会のような感じにもなりましたが、その中で彼は言ってくれました。伊豆市からの定住が余りにも多いと、それものにこしながらか言われたんですよね。さすがに私のような温厚な人間でもちょっとかちんときたんですけれども、市長、どのように思っておりますか。感じましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会でも再三申し上げておりますとおり、伊豆市からの流出先一番多いのは、お隣の伊豆の国市なんです。この流出を可能な限りやはり抑止していく、そこが今当面の一番大きな課題だろうと認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） どうして我が伊豆市から伊豆の国市に移転するのか、移住するのか、原因ははっきりわかっているんです。当然小学校が廃校になった中伊豆、天城、山間地域の方々、この方は当然減るのはわかっている、それで一番よくないのがその長男の方が出て行っている、これ現状です。それで、その方は実家になってしまうんですね。実家が近いから大仁から伊豆の国市が近いから土日、祭日、農業もできるだろうな、そして伊豆の国市に行ってしまう、それでもしも伊豆市にそういうような形の宅地とか開発とか分譲地とかそういうものがあれば彼らは隣に行かなくて済むんです。決定打はこれが不足しているんです。そのことを言うておきます。

それで、この伊豆市は平成16年4月に4町が合併をしました。それで今30年、それから14年たっているわけです。14年たっている中で、これまた皆さん誰でもわかっているんですけども、人口が7,000人から8,000人も減っている、これはどうしてなのか、いろいろ自分なりに考えて質問したり、答えを聞いている中で、全くまさしくそうだな、このことは原因はわかっているわけです。原因はわかっているんだけど、その対応ができてない、おろそかになっている、弱いということで、人口が減ってしまったということ、それで2045年にはこれ載っていました。1万5,149人、驚異的な数字ですよ。先ほど市長が述べていただきましたけれども、これ行政サービスなんてとてもできるわけございません。揺りかごから墓場まで、確かに揺りかご、出生率が全然ないんですから、できませんよね。そして、今の日本の人口も1億3,000万人ちょっと割りましたけれども、それで国土が37万キロ平方メートル、学者さんとか知識人に言わせると、この狭い国土でこんなに人が住んでいること自体が異常だ、住みよい幸福感のある豊かな生活できるということに考えると、この人口は半分になってもおかしくないではないかという学者さんもいます。大学教授もいます。それはそれですよ。大体評論家とかなんか余り当たらないというのが一般論として僕は思っているんですけども、だけれども、これによって日本の国家全体の国力が下がるということが大変心配なんです。国力に関しては我々議員としてもこの伊豆市のことを一番考えるわけですけども、市を考えながら国家全体のことも考えていきたい、そのようにいつも思っているわけです。

それで、この第2次総合計画で平成27年西暦2015年ですけども、2万8,500人、そして2045年には1万5,149人、これ引きますと1万6,012人、それでそれを割りますと2015年から年間667人も減少するんです。これについて大変危惧しているわけですけども、この驚異的な数字はどのように思っているか、感じておりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 学校12小学校残していたら人口がふえていたかということ、私は必ずし

もそうは考えていなくて、大変つらい現実が過去にあって、特に複式学級になっていた小学校が既にあったんですが、やはり親御さんは隣の小学校に行かせたい、そういったことができないことによって随分外に出られた方がありました。そして、今現実にきのう教育委員会との議論だったでしょうか。私が承知している中では、3つの中学校から修善寺中学校に10人多分越境通学しているんだと思います。通学はまだ市内でとどまっているからいいんですが、今御指摘のありましたように例えば湯ヶ島とか奥の人たちがどうしても利便性の高いところ、学校がたくさんあるところに出るとすれば、それをなぜ修善寺でとめられないのか、どうして一気に伊豆の国市まで行ってしまうのか、市長としてはそれに大きな問題があるだろうと考えているわけです。

したがって、社会的流出を少しでも抑止するためには、市内の移動は当然それだってつらいことなんですけど、市長として考えるとそれを都市交通の修善寺駅のある修善寺でさえとめられていないということをややはりここが大きな課題なんだろうと、そこを克服しなければその600人という数字はなかなか小さくすることはできないのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 先ほど市長の答弁でなかなか難しいということがありましたけれども、とめられないということもありました。述べておりました。しかし、何らかの施策をしないとこれ市が存続しないですよ。このままでいきますと、伊豆市でなくて伊豆村になってしまいます。当然全ての共有財産が減少して経済力も全てのものが半分以下になるということです。自然環境の中で住みやすいのは理想図だと思うけれども、ところがどっこい、田畑は乱れ、山林は荒れ放題、地域間の人たちも北海道みたいにおーいと言ったら隣が離れているような状況になると思うんです。これでは大変よくないこと、やはり今やらなければ2045年に1万5,149人です。今やらなければという気持ちが物すごく強いんです。お願いします。

それで、昨今6月7日ですけども、隣の伊豆の国市さんでやはり知っていると思うんですけども、地元就学者の奨学金支援、県外大卒者らUターン促進ということで、この新聞に載ったんですけども、このことについて市長知っていると思うんですけども、これについて何か意見ありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 現在伊豆市が全ての政策、他市町でやっている政策全て同じように、あるいはそれ以上に採用しているわけではありませんので、そういったもの、特に近隣の伊豆の国市さん、あるいは函南町さん等がやっているものはしっかり参考にさせていただいて、伊豆市でもできるのであれば変な話まねをさせていただいてでも導入すべきかなと感じた次第です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） これは私は6月11日の月曜日に伊豆の国市の窓口、同市政策推進課というところに電話してこの内容を僕聞いてきました。電話ですけれども、それで伊豆の国市がこの政策をすることによって何人の方が伊豆の国市に定住、移動するののかということを知りました。そしたら30人から40人を数字的には出ているというんです。その数字的に出ている根拠は何かと聞いたら、これ静岡県の中のデータにあるそうです。照らし合わせて数字を合わせると、この予算で30人から40人伊豆の国市に移住するというように担当者はおっしゃっておいりました。それで予算額も計算しますと、ちょっと僕聞かなかったんですけども、上限は3万6,000円です。35人、30人になると予算100万円で済むんです。当然ものまねはいいところはものまねしてもいいだろうし、改善するところは改善してもいいと思うんですけども、それを我がまちに照らし合わせると、彼らは30人、40人ということ、人口が6掛けに計算すると約35人で21人が伊豆市に照らし合わせると伊豆市に来てくださるということ、そうするとそれで奨学金も補助金も伊豆の国市さんのように3万6,000円にすると予算額はわずか60万ちょっとで済むんです。この60万ちょっとで20名の方がこの移住をしてくださるということ、これは少し改良するところがあれば改良してもいいですけども、この安い予算で来ていただけるというのはとてもプラスではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 移住実績のほうはおととしは県外から伊豆市に移住された方はかなりの数おりましたし、去年はそこは県外からは減ったんですが、静岡県内で他市から伊豆市への移住実績もございました。したがって、伊豆市への移住希望者というのは相当数としてあるんだろうとそこは認識しております。そのためにいろいろな政策は打っているんですが、今御指摘の新しい施策が伊豆市にとってさらに有効であればぜひ検討させていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） これ静岡県のこれはデータ、静岡県の県のデータに基づいた数字ですから割りかし伊豆の国市の担当者は正確だろうと言っておいりました。そんなに30人も40人も伊豆の国市に定住するのか、それで何を根拠にそう思う、何のデータに基づいたと言ったら、磐田市さんを参考にしたそうです。それでほかのまちでも富士市とかなんかもちょっと感覚的には違うんですけども、それなりのことをやっている、全市町が決めてしまうとこれは効力がないだろうと思うんですけども、隣の伊豆の国市さんがやっている、そして60万の予算でできることはぜひ検討ではなくて、次年度から補正予算でも結構ですから、ぜひ最高だと思えます。よろしく願います。

そして、また次に立地条件です。我々の伊豆市でも立地条件のよい場所ならば需要があると思うんです。既に牧之郷です。あの駅前、牧之郷は地の利、病院も買い物も学校もある、そういうところを自然に黙っていても人口がふえるだろう、そのために乱開発を募集するために都市計画法で景観とかなんかでああいう4メートル道路だとかああいう形をとりました。でもそれでまた牧之郷でも駅前の整備が始まるそうです。そうすればまた世帯数がふえて人口もふえると思うんです。それはそれでとてもいいことだと思うんです。ですけれども、やはり牧之郷だけではやはり限度があるわけです。限界があるわけです。

それで、もう一つは市長も十分、皆さんも十分御存じですけれども、牧之郷にある大きな工場がございます。その工場の周りに家が建った、それでそのために騒音の問題もあり、残業もできない、拡張ができない、そういうことでちょっと移転を考えているということも僕は聞きました。もちろん市長もその辺は御存じだと思うんですけれども、もしもそういうお話があれば市としても全力でサポートしていただきたいと思っておりますけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 牧之郷は御存じのとおり都市計画を見直し、そして今うちの都市計画課のほうで地域の皆さんと将来について議論を始めているところです。ただその市が誘導して宅地開発、あるいは市営住宅がいいのかどうかわかりませんが、そういった政策だけをやると当然立地のいいところ、利便性のいいところに成功の確率が高いわけですから集中するわけです。ところが中には子育て世代で子供たちをいい環境で育てたいという方々もいらっしゃいますので、定住促進の自分で場所を選べる、建てる場所を選べるほうの政策も一緒にやっているわけです。そこはぜひ御理解を賜りたいと思います。

その上で既に牧之郷の駅近傍の製造業の方からは御相談をさせていただき、うちの産業部のほうで将来すぐにといいことではないようですが、社長さんの御意向を確認すると、将来移転するとしたらどのような場所があるかというのは既に相談をさせていただいていますので、そこはこれからもしっかり連携を密にしていきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） その話は僕も十分聞いておりますし、必ずサポートして、間違っても市外に移動しないようにこの辺はしっかりサポートをお願いします。

そして、次に建設に関しては牧之郷だけではなくて、僕前にも一般質問でも、熊坂区のタウンミーティングでも必ず話があります。市長御存じのとおり熊坂のヒラ平の開発ですけれども、あそこは御存じのとおり6,900平米は伊豆市の土地です。行政財産持っていたって仕方ありません。やはりお金は生みません。ですから、あそこをぜひ開拓、開発、造成どうだろうか僕いつも言うんです。そして、あそこは熊坂小学校から直線で椿団地に歩道を設け

ると600メートルから700メートルなんです。そうするとすごく近距離で便利なんです。私が一般質問とかタウンミーティングでも市長がゴーサインをオーケーのサインをなかなかしていただけないんですけれども、この今時点では市長どのように考えておられますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 場所として私も承知しておりますし、以前そういった計画があったことも承知しております。ただやはりああいった事業が事業化されて補助金が確定していたものが頓挫するとそのリカバリーは物すごく大変なんです。やはり県の中でも当然経緯は承知をされておりますし、そう簡単にいくような事業ではなさそうだというのが私が市長になったころすぐにヒラ平を見たり、検討したりした結果でございます。ただ熊坂は住んでいらっしゃるから当然御承知のとおり、大仁駅にも近くて非常にいいのですが、やはり都市計画の問題というよりも浸水地域という別の問題でこれまで開発が非常に厳しかった中で、高台のところというのは魅力として十分理解はできる場所ですが、なかなか一旦大きく頓挫した事業をもう1回県と一緒に戻すというのはなかなかそこはとまった荷車を押し直すというのは難しいということもございました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） これも十分知っております。難しいということも、でも文教だって否決されたのをまたもう1回中学校の建設計画があるはずなんです。そうしますと、ヒラ平が難しくて文教が中学校ができる、これまた変な話だと思うんです。ですから、人口対策の上でもやはり立地条件のいい場所、環境のいい場所は絶対に市としてはつくってしかるべきだと思うんですけれども、どうでしょうか、市長、もう1回お尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ヒラ平を市の財政支出でやろうとすると、正直言って今度は制度的に別に国・県の補助金なしでやるという前提で申し上げますと、相当経費がかかるのではないかと、具体的には見積もっていません。ただそうするといかがでしょうか。それは再検討はさせていただきますけれども、都市計画を見直したニュータウンのしかるべきところをもう少し行政的に支援するほうが少ない予算で割と早い効果が見込めるのではないかと気がいたします。

実はあそこも当然当時はそういったことに詳しい議員さんがいらっしやいまして、数10戸の区画をしてその絵も見ました。その段階ではやはり開発費と合わないというようなことを私も伺いました。そうすると、あそこを市の財政支出でもう1回山を宅地開発するということとまだ使えるところを市が財政支出して何らかの政策誘導することを考えると、後者のほうが成功する確率が高いのではないかと気がいたします。

ヒラ平の場所は私は承知をしておりますので、こういった使い方があるのかについては、もう一度検討する時間を頂戴したいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 過去にはあそこは140数世帯、これは膨大な宅地造成でした。県からのもちろん御存じだと思うんですけども、3億円の事業予算もいただくことになって決定しておりましたけれども、この6,900平米ということは、30か40でいいんです。そして市の土地です。例えば財政的支援が受けられるか受けられないかというのは、僕は財政的なことは不動産屋さんではないのでよくわかりませんが、これは例えば民間にこの行政財産を売っ払って宅地開発にしろとかという形で方策だって市長あると思うんですけども、この辺はどうなんでしょう。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども申し上げましたように、市が直接公共事業として宅地開発するだけではなしにどういった使い方ができるのかについては、今御指摘の市の土地を提供して民間デベロッパーに開発していただくことも含めて、新しい使い方については少し検討の時間をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） なかなか平行線なんですけれども、やはり人口対策を一番に考えたときには、便利な場所、立地のいいところは開発しなくてはいけない、予算のことは皆さんのほうがプロでしょうから自分はちょっと税制的なこと、法律的なことはわかりませんが、単純に考えれば6,900平米が市の土地でそこはなぜ有効活用しないのか、人口対策になるのではないかと、それで申しわけないけれども、熊坂小学校の生徒もふえるのではないかと、そういうことをいろいろプラスアルファにバロメーター考えたときにメリットのほうがプラスのほうがすごくあるような気がするんですけども、市長さん今検討させてくださいということをおっしゃったから、昨日の質問ではありませんけれども、検討はないということですけども、ないではなくて、本当に前向きな形で何回も言いますが、人口対策になるんです。ぜひやっていただきたいと思います。

それで、参考事例もあったんですけども、それで熊坂の高見台というのが40数世帯あるんですけども、空き家はたった1軒だけなんです。その1軒は借家さんです。地主さんがすぐそばにいます。それでなぜあそこへ買ったかということ、学校があって、環境がよくて、病院があって、買い物があって、オールマイティに比べたらすごくいい場所だからつくったということです。それで、先ほど小長谷先生に聞いたんですけども、芙蓉台はどうですかといたら70数世帯あって空き家がゼロだそうです。伊豆市の中で珍しいですよ。というこ

とは立地ですよ。すごく関係あると思うんです。それを踏まえて人口対策、小学校の問題もあります。市長、前向きに、前向きは前向きのまた前向きでよろしくをお願いします。

昨日、間野議員が定住促進事業に関して質問いたしました。平成30年度の予算額は5,296万7,000円です。膨大な金額です。それで宅地の補助と賃貸の補助があります。昨年で結構ですから、申請者は何件あったのでしょうか。そして何件の新築があったかわかりましたらお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

平成29年度の実績でございますが、まず件数としまして35件ございました。このうち新築が27件でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） それはそれなりに効果が大変あって大変うれしく感じます。

次、中伊豆温泉病院ですけれども、これは健康福祉部長が答弁していただきました。中伊豆温泉病院さんの新しいきのう議長が決まったということで、とてもよかったなと思っております。それで問題は、今度は今の中伊豆温泉病院の敷地が約6万平米あるそうです。これを有効活用する、これが中伊豆地区、伊豆市の発展につながると思うんです。ですから、これからですけれども、何か有効活用をしっかりと前向きによろしくお願いします。

それでこの中伊豆温泉病院のところですけれども、伊豆市はこれを読んだり部長が答弁してくれたときにいつもわかりやすく説明していただきます。それで、ほかのまちに比べても子育てが劣っているとかそんな感じがしません。だけれども、一番ポイントがもちろんわかっているとおり、伊豆市には産婦人科、小児科がないんです。かつて日赤さんがあったんですけれども、これは僕は全協のときに病院の方に質問しました。それは現実なかなか難しいと、できないと、でも過去に日赤さんあったんだから難しいということはないんだと、ということはやはり生命の命の大切さとかいろいろコンプライアンスの問題があるんだろう、そして医学部で産婦人科の希望の先生が少ない、そういうことを踏まえていないだろうということです。ですから、子育てはできているけれども、我々伊豆市では生む体制がないんです。その辺市長十分わかっているんですけれども、わかっているらっしゃると思うんですけれども、これをもし呼ぶとした場合には、マネーですよ。補助金を先生とかに少しでも伊豆市から補助して少しあげてやる、そうすれば来るような気がするのかなという感じがするんですけれども、ぜひそこまでしてでも市長の人脈で探していただけて来ていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御存じのとおり三島の総合病院でもなかなかお医者さんが集まらなくてまだ産科が開けていないような状況の中で、伊豆市に再度産婦人科を誘致するというのは相当難しい課題です。以前これも御承知かと思えますけれども、三重県で5,000万円で産婦人科を誘致したことがございました。たしか二、三年で終わってしまったんです。やはり一つの科の先生だけ5,000万円でほかの先生が1,500万円だと物すごく問題が起こるんだそうで、なかなか産婦人科の先生にだけに給料を上げるというのが実態としてうまくいかなかったようです。

それから、ここは平成18年だったでしょうか、一旦産婦人科がなくなってその後4万人ぐらいの署名が集まって再開されたときにもお医者さんが1人でたしか1年でもう1回廃止になったと思います。どうしても3人の産婦人科の先生が必要だということで、それを考えますと相当厳しい課題だろうと思っております。

今、助産院が一つあって、それから近いところでは伊東市民病院とそれから順天堂大学等に連携をしていただきながら、どうしても函南、三島の産婦人科のクリニックということになっているんですが、正直言って30分移動しなければいけません。それは十分に承知しておりますが、今3人の産婦人科の先生方を伊豆市内に誘致するということの余りにも難しさにそこは進んでいないというのが現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 十分わかっているつもりで市長に質問させていただきました。子育ては確かにできている、だけれども、生む体制です。その体制ができてない、難しいことはわかっているんですけれども、また何かありましたらよろしく頼みます。

それでは、5番、平成30年度の予算です。補正予算が当然今回加わったことによって168億3,747万円という我々3万1,000人の人口の中で膨大な金額です。それでいろいろな事業を実施、計画しております。これらは市長として人口対策の根本になると事業するに当たって、人口減少の対策になると思っておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ことしも大きな予算を組ませていただいておりますけれども、これで十分だとは考えておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） それは全く市長そういう答弁だろうと思っていました。でもこれからの予算は、やはり先ほど言ったとおり優先順位の低いのはもう思い切ってカットする、そこまでしなければ人口対策は前に進まないと思います。今の熊坂のヒラ平の開発にしても予算

がかかる、ちょっと平行線でしたんですけれども、そこを無理してでも開発しなければ人口対策にならない、それでこれから中伊豆温泉病院が建設され、補助金も出します。それで中学校の問題もあります。そうすると自然に伊豆市では固定費が上がります。固定費の上があった中、やはりいろいろ事業というのは遂行することが無理です。だから優先順位の高いのを順繰りにやっていって、この財政問題が逼迫しないようによく頼みたいと思います。

それでは次に、狩野川台風お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、2番について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防災に入りますけれども、一つだけ人口のほうで数字を先ほどの説明をさせていただきます。

これまでの若者定住促進補助金、これの実績なんですけど、市外から市内に移っていただいた方が大人が195人、子供さんが117人、合わせて312人がこの事業のみで適用されて外からの移住ということですので、これで全部いいとは思いませんけれども、一定の政策とれば一定の効果はあるんだろうとこのように考えております。

それでは、防災のほうの答弁させていただきます。

防災対策、これまだ私は十分に体制がとれておらないものですから、これはきわめて大きな課題だと考えております。ちなみにこういった大きな災害が起こったときにまずはトップの気構えと対応というのがとても大切なんですけど、御承知のとおり東日本では多くの首長さんが亡くなりました。うちでは特別職は私と副市長と教育長なんですけど、教育長さんは教育の専門家ですので、うちでは私の次に副市長、その次が総務部長、その次が建設部長とここまでは順番は決めております。それから、災害対策室は必ず昼間のうちに開いて、翌朝までの間に被害が起こりそうな場合には、明るいうちに避難をしていただくような早め早めの対応というのはこれソフトのほうですけれども、とらせていただいております。

ちょっと地震は置いて大雨、台風のほうに限定をさせていただきますが、まだ問題なのは地域地域に見合った個別具体的な対応がまだ十分にとれていないということです。熊坂は小学校が安全ですから小学校の体育館2階に上がっていただければ安全ですし、それから瓜生野は百笑の湯と協定を結ばさせていただいておりますので、本当に危ないと思ったら百笑の湯に逃げていただくことが可能なんですけど、牧之郷の沖ノ原、ここは逃げ場がございません。一度沖ノ原の皆さんに限定をしたタウンミーティングを開かせていただいたんですけど、若い方の中で沖ノ原の中に津波避難タワーのような避難できる場所をつくってもらえないだろうかという御意見もございました。それができるかどうかわかりませんが、そういった具体的なことも踏まえて検討しているところですが、牧之郷の区長さんがお隣の伊豆の国市の隣接する区長さんと話をされたと聞いておりますが、そこもなかなか向こうのその収容能力に限界があつてうまくいかなかったと聞いております。こういった災害が起こりそうな地域で個別具体的な対応がまだとれていないというのが大変心配なところです。

あくまでも大雨、洪水に限定させていただきますが、やはり安全なのは3河川が一緒になるここから上流部になります。したがって、日向、加殿地区に防災拠点をつくりたかったし、今でもつくりたいわけですが、そういったことに対しては、私は議会の皆さんと市長の間で認識の違いがあると進みませんので、ぜひ一度議会の皆さんと防災に特化した勉強会を開かせていただきたいと思います。と申しますのは、九州の件もあって、今全国市長会会合をやるたびに防災は間違いなく大きな課題で、何度も何度も出てまいります。そこでぜひこれはまさに人の命に直結することですから、議会の皆さんとより積極的にもっとフリートークも入れて早急にやりたいものですから、この議会が閉じた直後にでも防災に特定した勉強会をぜひ議長のほうにこれから申し入れますので、お願いをしたいと思います。

より詳細な現状、政策について、総務部長のほうから説明をさせます。

○議長（三田忠男君） では、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず1点目の防災対策、先ほど総論としては市長申しましたとおりでございますが、まず国、国交省でございます。流域の直轄砂防事業としての砂防堰堤の新設や堤防、護岸等の河川改修、また老朽化に伴う点検、補修等により国のほうで直轄事業として対策を進められております。

また、市の防災体制でございますが、平時から气象台や国土交通省初め県や関係機関との連携を図り、被害の軽減に努めているところです。洪水等のおそれがある場合、気象情報に注意を要する際は事前配備体制をとり、また大規模な災害が発生するおそれがある場合は、警戒本部こちらを設置し、各部署で警戒体制をとることとしております。

また、2点目の何らかのシンポジウム等についてでございますが、狩野川台風の記憶を語り継ぎ、今後の防災対策に生かすことを目的としまして、9月22日土曜日と23日の日曜日に修善寺総合会館におきまして、劇団DANによります狩野川台風60年公演を計画しておるところでございます。こちらにつきましては、実行委員会を組織しまして演劇をやるということでございます。

市としましては、旧4町単位ごとに国土交通省等の協力を得まして、防災講習会を開催することを今検討してございます。また、国におきまして、国土交通省沼津河川国道事務所におきましては、狩野川台風の記憶をつなぐ会主催によるシンポジウムを9月に予定していると聞いております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） いろいろありがとうございます。狩野川台風というのは、皆さん十分わかっている、狩野川の河川の大幅な改修、またその支流ですよ、改修とか砂防ダムとか、堰堤とか、擁壁とかいっぱいつくっていただいたことによって狩野川台風以降1人の犠牲者も出ていない、これは大変いいことだと思っております。

また、一番心配なことは、修善寺橋から北口は、国土交通省の沼津土木事務所の管轄になりますけれども、ここにおいて狩野川の横瀬付近、牧之郷の沖ノ原、それで熊坂のところですよ。そこの堤防、石積みがどうなのかな、しっかりしているのかな、例えば工事をしてから50数年たっているわけです。その辺は市長の管轄、我々の管轄ではないんですけれども、市長としても国土交通省沼津土木事務所にいつもお願いをして、狩野川の河川はいつもチェックしていただけるように要望をお願いします。

それでは、ちょっと実話を一つ述べさせていただきます。

先ほど市長が沖ノ原という話をしましたけれども、これ沖ノ原地区というのは、修善寺橋からぼんと流れてそこで沖ノ原にぶつかってその反動で水晶山にぶつかって熊坂に水が来たんです。それでその数時間前、消防団がこの沖ノ原にある当時は帝産の社宅が結構あったんですけれども、この人たちを消防団の方が一軒一軒回ってどうもちょっと台風危ないから逃げたほうがいい、避難したほうがいいよと、避難した人が助かった、そして避難しなかった方が残念ながらああいう事故に巻き込まれた、それで避難して助かった方は今熊坂の憩いの家の手前に10数世帯住んでいらっしゃいます。消防団の美談、活躍、これも大変敬意を表するということでもあります。

きょうは、教育長がいるから教育長にお願いなんですけれども、狩野川台風から60年なんです。ということは物すごく風化しているわけです。それで小学校や中学校に写真とかパネルがあるはずですからこれを掲示していただく、そしてまた、狩野川台風の経験者がいると思うんですけれども、その方に各講演をしていただく、そして生徒方に感想文をちょっと書けと書いてもらったりすることはどうでしょうか。希望するんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 通告がありませんが、答弁はいかがでしょう。

〔「後ほどお話しします」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○3番（星谷和馬君） 通告がなくても狩野川台風の関連ですからよろしくお願いします。60年たつということは代がかわってしまいますから、特に子供たちにまたPTAのお母さんでもお父さんでもいいんです。写真を見ていただく、これだけでもすごく表示してこれだけでもこれだけでもいいと思うんです。よろしくお願いします。

それでは、次の地酒をお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この御指摘のあった御質問、私も前から何とかこれをうまく活用できないかなと思っていたんですが、今日本酒の蔵元は伊豆半島では万大さんだけになったと聞いております。それから、ビールとワインもございまして、ウイスキー以外は多分みんな伊豆市でそろうんです。ベアードさんのところはジオサイトの横ですし、それから万大さん

のところは下のところに以前はたしかお客様入れていた建物があったと思うんですが、すごく雰囲気の良いところですし、シャトーはもちろんああいった雰囲気ですし、何とかここをうまく巡回できるようなツアーが組めないかなと、多分皆さんもそうだと思いますけれども、我々もバス旅行なんかで行ったときに昼間から正々と飲めるときに試飲をしながら回るというのはとても楽しい、それもそんなに距離が離れていないところで3つのお酒がそろうというのは大変これはやはり恵まれた場所なんだろうと思います。

できれば県、どこかで乾杯は日本酒という条例があったかに聞いているんですが、日本酒限定がいいのか、この中のどれかがいいのかわかりませんが、そんなのもひよっとしたらありなかなとも考えたりいたします。

詳細については、産業部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長、答弁願います。

○産業部長（堀江啓一君） 大体今市長が言ったんですけれども、本当に伊豆市にはアルコール飲料の蔵元は3社ありまして、それぞれ異なった飲料という形で、それぞれ本当に高い評価を受けているというのは承知しています。メーカー自身は本当に大変な努力をされてきましたし、地酒がある私たちの市にとっては、本当に利用することは一つの地域の活性化につながっていくのかという形では考えています。伊豆市としましてもさまざまなイベントや誘客宣伝の中で積極的に活用し、PRを行っていきたいと考えています。

現在まで伊豆市の産業振興協議会等では、個々の事業者を訪問しまして協議の場を持ってきました。今後は今地域振興の図る観点から、市長が言いましたとおり、当協議会が声かけをしまして、3社の事業展開について協議ができる場をちょっと持っていききたいなと今考えているところでございます。その結果、今議員がおっしゃいます地酒めぐりツアーとかそうしたものができるようになればいいのかなと考えています。いずれにしましても、市として何ができるかをこれから考えていききたいなと考えています。

また、同協議会でやっているアマギフト事業につきましては、アマギフトに応募して登録していただければ地域ブランドの確立として市広報紙や、あるいはカタログなどの宣伝ツールを作成して市民や観光客にPRできることになっていきますので、その応募等についても各社に要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） ありがとうございます。この地酒の振興は、ある熱血な知識の方が私にいろいろ地酒の振興どうだろうかということで話があって、自分でこれをまとめて考えてつくった文章なんですけれども、これこんな小さなまちで地酒は当然蔵元が3社あります。そして自分は1、2、3、4でとりあえず時間がなかったものですから4つまでしか書かなかったんですけれども、それ以外にも地域振興、企業振興ということをお考えとらばいあ

るんです。それで、先ほど行ったとおり4番がすごくこれからのメインになるのではないかと、それで乾杯条例ももちろん御存じだと思うんですけども、2012年に京都でできたんです。これがはしりです。この乾杯条例ですけども、産業部長で結構ですけども、どう思われますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 乾杯条例、京都の場合は伏見の清酒とかいろいろな形がありまして、やはり本当に地元の人に好まれて地元の人が愛されたということで、本当にいい条例だと思います。ただ、お酒とかそういうものというのは人の好みというのがありますので、簡単に市のほうからやりましょうというわけにもなかなか難しいところがあるのかと思いますけれども、やはり地元のお酒を地元の人が愛するというのは本当にこれは大切なことだと思いますので、やはり地域振興には役立てていく必要はあるのかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 答弁ありがとうございます。これは京都は伏見です。日本全国に名だたる銘酒がいっぱいございます。そこで議員の連中が何人かで提言という形で条例をしてセールスをしたということです。それで不思議なことにそれから2012年から2018年、6年間の間に140の自治体でこの乾杯条例が日本酒だけではないですけども、したということなんです。これは議員の力と皆さんの事務局のいろいろな方々のサポートによってできた、それは地域振興、企業を生かそう、特に伊豆市のようなこういうところは雇用の場所がないから特に人一倍力を入れる事業なのかなという感じがするんですけども、どうですか、その辺、もう一度同じようなあれなんですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 産業部長。

本当に3社につきましては、伊豆市の大切な資源だと考えております。例えば今ビールなんかでいいますと、ある会社が計画しまして伊豆半島の中で地ビールツアーみたいなものを計画しているというのも聞いておりますので、そういったことも参考にしながら、本当に地元の資源を生かす方法を市当局、議会の皆さんと協力して進めていければいいかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○3番（星谷和馬君） そうですね。またその節はまた協力をお願いします。

そして、やはり生かすということ、活躍させるということ、そしてこの3社が企業さんののってくれなければ話にならないんですけども、

終わります。

- 議長（三田忠男君） これで星谷和馬議員の質問を終了いたします。
10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

- 議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎発言の取り消し

- 議長（三田忠男君） ただいま星谷和馬議員から本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって不適切発言の最後の発言、これの取り消しをしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。
よって、星谷和馬議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◇ 小長谷 順 二 君

- 議長（三田忠男君） それでは、一般質問の続きに入ります。
最後の質問になります。
11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

- 11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

それではよろしく願いいたします。

通告してある3件について伺います。答弁を市長に求めます。

1件目、機能別消防団について。

機能別消防団とは、2005年に総務省消防庁が消防団活動に参加しにくい住民層の個々の事情に対し、特定の活動にのみ参加することとされる消防団員制度を設置することで新たな団員の獲得に向けた施策として打ち出したものです。機能別消防団員は、地域性や住民の特性、事情・能力に鑑み、各消防団がその地域に適した機能別団員制度の設置及び任命をするもので、地域の実情に即した運用が期待されております。

伊豆市では、現在、地区内の火災や災害などにおいて消防団員が手薄、または出動できな

いとき、地域住民が消防協力隊として火災の初期消火・災害時の初期活動などをしていただくことを目的に設置をしております。地区の安全安心と新たな団員の獲得に向けた施策として、消防協力隊の現状と課題、機能別消防団制度の可能性と課題について伺います。

2 件目、オレンジゾーン指定を受けた観光防災の新たな取り組み。

静岡県は、3月27日、土肥地区を全国で初めて津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）に指定いたしました。国土交通省は、本年4月に津波防災地域づくり推進計画作成ガイドラインを公表いたしました。現在180の市町村が推進計画の検討をしているところで、今後全国で推進計画の作成が進んでいくことが期待をされております。

土肥地区では、「観光」「環境」「防災」のバランスのとれた津波防災まちづくりの考えから、地域住民、有識者、国土交通省、静岡県、伊豆市が委員を務める伊豆市津波防災地域づくり推進協議会を立ち上げ、2年以上の歳月をかけて推進計画を作成、見直しを検討し、オレンジゾーンの指定を決定いたしました。伊豆市は、今後観光防災まちづくりのトップランナーとしてさまざまな取り組みに努める必要があるため、以下の質問をいたします。

1、防災対策整備の要望の取りまとめや推進計画の見直しをどのような組織で行い、「海と共に生きる」観光防災まちづくりを新たな段階に進めていくのか。

2、地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みとして、通学路の交通安全対策、道路の無電柱化、歩道・公園施設設備等の公共空間のバリアフリー化について。

3、津波防護施設の整備等の特例措置等を利用することが可能とのことだが、避難ビルの施設整備も対象となるのか。

4、伊豆半島の未来を開く土肥みなとまちづくり構想における地域の持続的な観光産業の発展、海上からの緊急物資の輸送など防災対策のための駿河湾フェリーの継続、そして、地域住民の交流や観光振興を通じた地域の活性化に資する港を核としたまちづくりを促進するためのみなとオアシスの見解について伺いたいと思います。

5、事前復興まちづくり計画の検討について。

3 件目、入湯税税率改定について。

入湯税の定義は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設及び観光施設の整備、そして観光振興に要する費用を充てることを目的として入湯客に課す税金で、1人1日150円を標準とするとなっています。

平成27年度の総務省の統計によると、課税団体数は976団体で、標準150円を採用している団体は893、全体の91.5%となっております。湯郷温泉では200円、長島温泉の一部ホテル・旅館では210円、北海道の釧路市では、平成27年から10年間入湯税の税率を150円から250円に引き上げました。ただし、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテルのみで、登録旅館に該当しない施設や修学旅行生は150円に軽減されています。道北の上川町でも平成30年4月より層雲峡温泉に立地する5つの宿泊施設を対象に入湯税を250円に引き上げた入湯税改定

の案内をホームページに掲載しております。

別府市では、市が提案した入湯税を引き上げる市税条例の改正案が本年3月の本会議で可決されました。6,001円以上から5万円以下を250円に、5万1円以上を500円に引き上げ、約1億5,000万円の増収を見込んでおり、施行日を平成31年4月1日とする条例改正案をこの6月の市議会に提出し、正式決定する予定となっているそうです。

伊豆市においても平成28年9月に修善寺・土肥・天城湯ヶ島の旅館協同組合、中伊豆宿泊組合から入湯税増税による環境美化推進にかかる要望書が提出されています。この要望に対してどのような検討・対応を行っているのか、入湯税税率改定に対する伊豆市の見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 消防団の件について答弁申し上げます。

この件は国でも大変心配をしております、全国市長会でも毎年総務大臣から直接この消防の充実について御発言があるところです。市でも団員不足が進んでおまして、機能別消防団ではありませんが、消防協力隊、あるいは消火班という新しい体制を構築しつつあり、現状を御紹介申し上げますと、現時点で修善寺地区で28、天城湯ヶ島で14、中伊豆で12地区の計54地区の協力隊等が編成をされているところです。

しかしながら、機能別消防団については、幾つかの課題があるようでございまして、その課題について総務部長のほうから説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 御質問の機能別消防団員、伊豆市でも実際に女性消防隊は一種の機能別消防団という位置づけになるかと思えます。ただ、全般的な機能別消防団につきましては、まず一般団員と訓練に係る拘束の違い、それに応じた年額の報酬や出動手当、退職報償金などといった待遇を一般の団員と区別する必要があります。また、実際の災害時におきましては、現場ごとにいろいろな状況が違いますので、一般の団員と機能別団員の役割を現場で明確にできるのか、区分できるのかといったような課題も運用の中ではあろうかと思えます。

しかしながら、実際の今の伊豆市の消防団員の数の現状から考えますと、大規模災害時における一般消防団員の負担軽減や火災時における迅速な初期消火の重要性などの観点から、ちょっと県内の状況をしっかり調査しまして、伊豆市においてもその消防協力隊や消火班とは別に機能別消防団員が必要であるかどうかについては、しっかり検証させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、再質問させていただきます。

ちょっと今市長の答弁でわかりにくかったんですけれども、現在消防協力隊の隊数と隊員数というのをちょっともう一度すみません、教えていただけますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 30年度今年度につきましては、修善寺地区では28地区で自主防の中にある消火班があります。天城湯ヶ島地区が14地区、中伊豆地区で12地区の合計54地区です。人数ですが、現在修善寺地区での消火班の隊員数が262名、天城湯ヶ島地区で298名、中伊豆地区で215名の合計775名です。4年前の平成26年ですと合計で605名ですので、約170名この4年間でふえているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ここにホームページから印刷した消防協力隊についてというのがあるんですけれども、ここを見ますとはっぴ、ヘルメットを支給しますということで、ちょっと土肥地区における自主防災会、要するに区があって区の中に自主防災班というのがあるんですけれども、そことこの消防協力隊についての差がよくわからないんですけれども、この今部長がおっしゃられたのは、消防協力隊として登録をしてはっぴとヘルメットを貸与されて活動しているというそういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申しました3地区の消火班、また消防協力隊につきましては、市としまして規約をまずつくっていただいて、名簿をつくっていただいて、しっかりと組織として市のほうに提出していただいております。それは実際の消火活動、災害活動等になった場合、必ず団長からの命令系統というのが実際には現場では必要になります。ただ実際に団長が行って協力隊の方に命令その場でできませんので、あらかじめ規約をつくって市に提出していただくことで、その市が認めている組織としての活動になりますので、土肥地区におきましても規約のひな型もありますので、その規約をつくっていただいて市のほうに提出していただければヘルメット、はっぴ等、個数に限りはありますけれども、支給することはできます。各消防協力隊におきましても、はっぴ、ヘルメット、これについて貸与しているということになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） わかりました。要するに土肥地域の場合には、区の中に消火班があるんですけれども、そこをしっかりと規約に基づいて提出をすれば消防協力隊として認めていただいて、公務災害等が適用されるというそういうことですね。

現状は質問の中に消防協力隊の課題ということを質問させていただいたんですけども、何か課題はあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 消防のOBの方がほぼ協力隊とかの中心になっているかと思えます。実際その方々も高齢化が相当進んでおります。そうなりますとその単一の区だけの協力隊や消火班で今後も活動していけるのかどうかという問題もあります。あと日常的な訓練がなかなかできませんので、実際のその可搬なりを扱うときに現状どうなっているのかというような心配もしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） この消防協力隊の規約によりますと、火災等で死亡、負傷など起こったときというのは、公務災害条例に基づき補償を受けることができるということになっておりますが、先ほど今申されたように訓練等ではこの公務災害の対象外になるという考えでよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市が実施します市内全域の防災訓練等の場合は、公務災害の対象にはなるんですが、日常的に月1回とか2カ月に1回とか自主的に訓練なりされた場合は、公務災害のほうの対象とはなりません。あくまでも実際の消火活動に出た場合は、公務災害の対象にはなるんですが、市としましては、各自主防なり区なりをお願いしているのが全部の自治会が入っているかわかりませんが、自治会保険という消防とか防災に限ったことではなくて、日常の区のいろいろな活動でけがされたり何かイベント中の事故が遭った場合、自治会保険というのに加入している区が多いかと思うんですが、そういう自治会としての全体的な活動に対する保険であれば協力隊の訓練でも対象になるというふうには伺っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうしますと、ちょっとさらにもう一つお伺いしたいんですけども、火災が起きます、そして消火栓で火を消すんですけども、たまたまその近所の人だとか、そういう方が初期消火で対応すると思うんですけども、そういう場合というのは対象になるんでしょうか、公務災害。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私も余り最初詳しくなくて、団長の命令がないとなかなか公務災

害の対象にならないのかなという気はしていたんですが、消防法のほうをちょっと確認しますと、火災が発生したときは対象物の関係者は消火をしなければならないと、なおかつ火災の現場付近にいる者も消火の協力をしなければならないという、消防法のほうに近くにいる人も当然協力しなければならないと、ですので、この近所の方、範囲がどこまでかというのは正直わからないんですが、当然通りかかったり近くにいる近所の方が火災を見つけて消火活動をした場合は、さっき言った消防法の適用ですので、公務災害の対象になります。それは団員の公務災害と同じように、公務災害補償等の共済基金というところに毎年団員分も掛金をしております。その掛金の中に消防作業や水防作業について人口掛けるその単価で伊豆市の場合は国勢調査の人数で2円なり1.5円という単価なんですけど、毎年掛けておりますので、そういう初期消火の場合は公務災害の対象になるということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） わかりました。安心して消火活動に取り組めるということがよくわかりました。

それでは次に、岐阜県の中津川市では実は機能別消防団というのを採用しております。名称は中津川消防サポート隊ということで、ここではアポロキャップとベストを貸与して活動しているということです。伊豆市で行われている消防協力隊と同じように有事の際の分団のポンプ車の運転というのはできないということになっていきますので、伊豆市と同じような後方支援活動として機能別消防団として登録をしているそうです。年報酬は5,000円、基本団員というのは報酬を含めて4万2,000円ということですので、かなり報酬は安いんです。任期は5年未満、退職報償金は支給しないとなっておりますが、基本団員と同様に公務災害の補償になっているということでございます。

伊豆市の方針として現状の消防協力隊をさらに進めていくには、自主防災会の要するに消火班よりもさらに一步踏み込んだ団体として参考にしてはどうかと思っているんですけども、その辺についての見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 機能別消防団員等伊豆市のような協力隊と二通りのやり方をやっているところがあるかないかちょっとわからないんですが、まず伊豆市としては消防のOBの方をその協力隊として消火活動をお願いしていると、その方々を逆に機能別消防団員として任命することも可能なんです。果たしてそれがいいのか、二通りのやり方がいいのかどうかちょっとわからないんですが、近隣の三島市などは大学がありますので、大学生を機能別消防団員に任命したりしているようです。ちょっと調べたところ全国的にはやはり多いのが女性消防団員と学生消防団の機能別が多くて、その次にはやはり消防OBを機能別として任命していると、ですので、伊豆市の消防協力隊が機能別消防団員の役割は全くできないのか

ということも今では考えられませんので、当然いろいろこれから調べていきますが、まずはこの消防協力隊で進めていきたいと、地域の中での活躍をお願いしたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 伊豆市においては人口減少、そして若者不足等で地元に残っている消防団員が非常に減少しております。日中の火災が非常に対応が難しくなっていることは御存じだと思います。このような状況下の中で、土肥方面隊の13分団と14分団は、団員の確保から再入団が常態化をしております。この4月からついに分団長経験者まで班員に降格して活動を続ける事態が起こっております。私が20年前に消防団にいたときには考えられないような事態が起こっているということです。近い将来周りにもこのような現象が起こってくるのではないかとこの可能性があると思っておりますが、この状況についてどのように考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃるとおりここ毎年退団者に対して入団者のほうが少ない、当然その世代の人口も減っているというのも事実です。ただ、いらっしゃる方も仕事が昔は地元で仕事をしたりとか、自営とかあったんですが、今は外へ出て会社勤めとかいろいろ仕事の就労の形態も変わってきております。土肥地区につきましては、本当に13、14分団はここ数年20名、30名とそんなに減らずに再入団等の方法で頑張ってもらっているのは現状です。その人数だけ見ますと伊豆市の消防団が決して少ないのかというと、そういうわけではないんです。伊豆市の人口に対しての消防団員数というのは十分いると思っております。ただ、これだけの広い市域を抱えておりますと、やはり現状の500人ぐらいは維持していきたいなどは考えております。

ただ、先ほど言いましたように協力隊をやめてその協力隊の方をそのまま機能別消防団にすることもできますけれども、その方々が果たしてそういう団員になっていただけるかもちょっとわかりませんので、何とか常設の消防のほうと協力して、団員の勧誘とか区長さんにもお願いして団員の勧誘等お願いしております。また、消防団の分団の再編成などもやっておりますので、現状維持できるようにまた頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 区長さんをお願いをして消防団になってほしいということをお願いをしているということなんですけれども、もう土肥地区の場合は実際にその世代の若者が1人もいない状態なんです。なので分団長をやった人が昼間の火災の対応のために消防団の班員に降格して活動しているということがありますので、ただやはり普通団員が基本団員と

同じように退職金から何から全部かかってくるわけではないですか。ただ実際に降格して団員の活動をしても果たして出初式だとか水防訓練とかに参加しているかどうかというのはちょっとわからないんですね。あくまでも地元の火災とか夜回りとかに特化した活動を行っていると思うんです。

そうなるも機能別消防団、消防庁のほうにも連絡したんですけれども、消防車を運転する、しないというのも消防団条例で決めていただければ別に縛りはないよということです。消防協力隊の一つの大きな課題というか、OBが消防車を運転できないということがあるんです。ただ機能別に消防団として登録した場合には、消防車の運転もできるということで、日中の火災等には非常に有効なものだと思っています。

6月4日の八木沢のその他火災が実はあったんですけれども、自分の地元で12分団の出動人員というのは28人の団員中10名であったと、3台ポンプ車があるんですけれども、2台しか出動できなかったということで、火がだんだん燃え広がって近くの民家まであと少しだったそうです。非常に危ない状態だったんですけれども、鎮火ができたということなんですが、自分が消防団のときには3つが統合した分団なんですけれども、30人いてほぼ全員地元で仕事をしていましたのでかなりの出動人数が出たんですけれども、3分の1とかぐらいになってくるとやはり火災対応も難しくなってくるのではないかなというのを心配しております。

そして、先ほど部長が申されたように機能別消防団員制度というのは、もちろん伊豆市がどうするかということと伊豆市消防団が再編成を含めて考える、そして当然そのOBも極端な話、報酬5,000円でいいけれども、なってくれるとって地元のたためにということになればOBの理解が得られますし、もちろん現役団員もそんな人ばかり来られてもいいのか悪いのかということも確認をとらなければならない、あとは消防費を負担している各地区の理解も得なければならないと思っています。非常に現状厳しい状態が特に土肥のほうは続いておりますので、ぜひ検討していただきたいなと思っています。

国交省は、本年1月19日に大規模災害団員の導入、そして消防団活動環境の整備等の協力を持てる書簡を野田総務大臣から都道府県知事、市町村に発出をしたそうです。国もこれらの課題について積極的に取り組んでいると思います。

現在これは調べたんですけれども、機能別消防団として397の市町村がこの制度を導入して1万9,000人団員が活動しているそうです。伊豆市としても将来の消防団のあるべき姿について機能別消防団を含め、検討する必要性というのを強く感じております。

それでは、次のオレンジゾーンについてお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この土肥地区の海とともに生きる観光まちづくりの事業は、本当にこの2年間とてもすばらしい地域力を発揮していただきました。そして、議員ここで書かれま

したオレンジゾーンも津波安全創出エリア、この愛称がなるべく日本全国に広がっていただければいいと思うんですが、問題は御指摘のとおりこの次の段階です。防災は総務部の中の防災課を中心にやってきたんですけれども、今それを踏まえた上でどのような観光も含めた防災を核とした地域づくりができるかについては、総合政策部のほうで今取りまとめを進めさせていただいておりますけれども、直近で必要な避難の仕方、それからより避難路の整備だとか、ハードを含む避難対策等それが長期的には事前配備といいますか、事前復興によるまちづくり等々きょうやるべきことから10年、20年かかることまで幅広く大きな課題を含んでいると考えております。

したがって、海とともに生きる観光防災まちづくりそのものは、防災課、総務部というよりも市長部局全体として関与、参画していくべき課題であろうと考えております。

それから、ここでいろいろな御質問いただいたものはそれぞれ担当する部長から答弁をさせますが、何といてもみなとオアシス、これからというときに肝心の駿河湾フェリー、せっかく県道223号線まで指定をしていただいた駿河湾フェリーの撤退が公表されました。知事のほうは速やかに反応されて、既に県庁内に検討チームを編成されたと報道されているようです。私など地元のほうは、まず土肥を含む私とそれから西伊豆町、松崎町、南伊豆町、それから下田市の首長で何としてもこれは強い対応が必要だということで、私が伊豆半島側の窓口となって静岡市の田辺市長とも時間がございましたので、電話での協議なんです。この環駿河湾の中では、静岡市に事務局をやっていただいてまず県と、県につくっていただいた検討チームとそれから地元の市町との連絡チームをつくっていただくところまできております。問題はこの先具体的などのような対応をとるかということになるべく早く入り、そのみなとオアシスの中で土肥と清水を結ぶラインというものをしっかり活用していければと考えております。

そのほかについてそれぞれ担当する部長から答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、御質問の1番と3番から5番までお答えさせていただきます。

まず1点目の観光防災まちづくりを新たな段階に進める組織についてということですが、これまでの取り組みの中で、地域の皆さんの目標として「地震・津波がんばる地域宣言」というものが宣言され、ソフト対策を中心とし、地域でできることから進められているところでございます。推進計画の第2版を策定し、全国発の区域に指定された今、推進計画に定めたソフト・ハード対策を具体化していく新たな段階に入ったところであると考えております。

現在、引き続き有識者の方や国、県からアドバイスをいただきながら、今後の進め方について検討している状況ではあります。土肥地区は地形はもちろん、地域ごとにいろいろな特色がございます。地域を取り巻く環境、産業を初めとする環境もいろいろ異なっておりますので、観光防災まちづくりにつきましても、地域ごとに議論を進めていく必要があると考え

ております。

これまでも意見交換の場となってきました「みんなで考える会」、これをベースに地域ごとの検討会などを立ち上げ、具体化を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の特例措置等の利用することが可能かという御質問ですが、まず津波防護施設の整備の事業でございますが、こちらは盛土の構造物や既存の道路の盛土に対する閘門や擁壁などの設置、こういう事業について県などが国の補助を受けて行う事業となっております。これは背後の市街地への津波の侵入を防ぐための防護施設というものでございます。

また、議員御質問されております特例措置等で避難ビルの整備も対象になるのかということでございますが、国が言っておりますこの特例措置等というのは、土地区画整理事業における換地の特例として、津波防災住宅等の建設区制度の創設、要は土地区画整理のときの換地照応の原則、そこにあった人が大体そこに行くという換地の原則をここにいた人が高台に換地できるよというそういう意味の特例でございます。その制度や津波避難ビルの容積率の緩和、容積率が本来決まっている中で、それに合わせて非常用発電とか防災倉庫とかをプラスしてつくるときには、容積率が緩和されますよというそういう容積率の緩和、それらのことを特例措置と言っておりますので、今御質問されております津波避難ビルの整備については、この特例の対象とはなっておりません。

津波避難ビルの建設につきまして、現行では国庫補助や起債の対象となる事業が明確と制度として見出せておりません。今後推進計画に定めたソフト・ハード対策の中から津波避難ビルの建設構想が具体化されてこようかと思っております。まず先進地として国や県と協議、また要望していきたいと考えております。

4点目のみなとオアシスでございますが、土肥港におけるみなとオアシスを考える場合、その駿河湾フェリーの事業継続は最重要項目だと考えております。このたびの駿河湾フェリーの撤退の発表につきましては、伊豆半島にとって特に本市では土肥地区の観光産業の発展や地域の活性化、さらに災害時の必要な物資や人員等の輸送の確保など伊豆市唯一の海上輸送手段がなくなることとなります。防災面としても大変痛手となっております。よって、フェリーの事業継続につきましては、先ほど市長申したとおり、しっかり関係自治体等と県を交えまして事業継続に向けて協議をしていくということでございます。

次に、5点目の事前復興まちづくり計画についてですが、被災後の復興事業の困難さを考えますと、事前に復興まちづくりを実現し、災害に強いまちにしておくことは重要と認識しております。災害に強いまちづくりの推進に当たりましては、新たに計画を策定するというよりも今現在これまで地域の皆さんとともに検討してきました推進計画、こちらのさらなる充実が重要だと考えております。災害発生後も住み続けたいと思えるまちづくりを目指しまして、事前復興に対する住民の皆さんの意見を聞きながら住民主体の推進計画をさらに充実させていくとともに、具体的な対策も着実に進めていく必要があると考えております。

推進計画の中にもそのままずばりの事前復興計画という文言はありませんけれども、計画

の中にも内容的には同じようなものが盛り込んでおられますので、この計画を進めていくということが大事なかなと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、2番について、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から2点目の御質問についてお答えします。

議員御指摘のとおり地域における総合的な安全確保の取り組みは、重要と感じております。国でも今年度から都市防災総合推進事業の支援対策の見直しがあり、避難所に指定している小学校等を中心とするエリアにおいて、昨年度までは防災対策のみ対象だったものが子供の安全対策をあわせて実施することになりました。

御質問の通学路の安全対策につきましても、道路のガードレールの設置や側溝のふたがけ、カラー舗装、歩道等による歩行空間の確保、防犯灯の設置、防災空き地の整備などそういうことも対象になるものですから、地域の安全確保に向け、通学する生徒児童の総合的な安全対策につきまして教育委員会や関係部局と連携して検討していきたいと考えております。

また、道路の無電柱化につきましても、相当準備期間と事業費が必要となることから、すぐに事業化は難しいものと判断しております。

歩道・公園等の公共空間のバリアフリー化につきましても、地域の意見を聞きながら交通量や利用者数などの状況に応じ、優先順位を見定めた上で、国の補助事業を活用しながら防災だけの観点でなく、観光にも寄与し、日常生活においても利用しやすい空間確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、少し再質問をさせていただきます。

まず先日、土肥地区で議会報告会行ったんですけれども、そのワークショップの中でジャパンレジデンスアワードのグランプリを受賞したということは非常によいことなんですけれども、そこから先の方針が見えないという厳しい御意見をいただきました。現在この予算で土肥地区の観光防災、ランドデザイン、そして土肥小学校利活用構想業務ということで、約1,800万円ぐらいの予算が計上されています。要するに所管というのは部署が違うとは思いますが、それぞれ単独で行うのではなく、この2つの事業と今後のまちづくりとこの2つの事業の今後の方針について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員が申し上げましたとおり、実際に今回指定された後の動きとしましては、先ほど

市長から申し上げましたとおり、今後さまざまな施策展開する上での要望ということを進めるための指示を私受けておりました、今後こういったものが例えば地域に事業であるとか、施策で対応できるか、そういったものを国や県に要望していくような準備をしているところでございます。その中でまだその先が見えないというお話とともに、現在進めている土肥小のあそこの地域に対する利用に関するものとそれから防災と観光の計画についてのその辺の進行状況ということでございますが、まだ土肥小の分につきましては、昨年度からアンケート調査、市民の皆さんの御協力をいただきながらやってどういった方向にすべきか、まずどういった使い勝手というふうな方法でつくっていくかという使っていったらいいか、利用していったらいいか、地域にどういったふうに使っていただくといいかというところを中心に、現在まだ検討の最中でございますが、そういった形で今進めているところでございます。

その中で当然のことながら観光資源というのは土肥地区について非常に重要なものがございますので、そういったものの機能を含むことができるかといったところが非常に観点として重要なところでございますので、そこについては引き続き検討の材料になります。

まだ一方であれだけの施設でございますので、地域の皆様がどういうふうに使っていききたいのか、場所がもう既に小中学校は移転されておりますので、ああいった状態でございますので、そういった地形的な要因、そういったものを踏まえながら進めていかなければなりませんので、まだしばらくちょっとお時間をいただきながら調整させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○11番（小長谷順二君） 観光防災グランドデザインというのは産業部されているんですね。どういうふうこれから進めていくんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 当然観光防災につきましては、今の政策のほうと連携するつもりでございます。特にグランドデザインということで、やはり松原公園が観光の中心になってくるのかなと思いますので、松原公園を中心にしてまちづくり、それと防災、その辺を連携させていくということを中心には考えたいと思います。それとともに防災のためのアプリケーションの開発とかその辺についても検討していくつもりでございますので、いずれにしても、地域住民の方の意見とあとは政策との連携という形で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） なんか当初の予算の説明と余り変わってなくて、具体性がちょっと見えてないのかなと思いますけれども、2つの事業をうまく連携させながらやっていただきたいと思っております。

次の質問にも関連しますので、次の質問させていただきます。

私がこの2番の部分の質問のもととなるものは、防災安全交付金の概要にこのようなことが書いてあったということで、具体的な話をさせていただきますと、土肥地区の磯料理のながたさんから小中一貫校までの歩道、先ほど側溝のふたがけということがありましたけれども、あそこをふたをかけることによってかなり歩道が広がって安全になるのではないかとということで、その辺の整備であるとか、土肥の中心地まで何ととっても花時計から土肥金山までですので、その区間を一部歩道がない部分がありますので、その歩道の整備やらそこだけに特化した電柱の地中化ですね、あとはかねてから要望のある松原公園のバリアフリーであるとか、「ありがとう」の拡大版として避難ビルを県商業施設の建設などが全国発となるオレンジゾーンの指定を受けてより実現が可能になるかということで、ちょっと質問をさせていただきます。

要するに全国一番で手を挙げたんですけれども、メリットがないないという話の中で、こういう土肥地区の核となるところの整備というのがなんか知恵を絞ってより実現を可能にしていきたいんですけれども、この件について質問させていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 全体のその取りまとめは総合政策部に今示したところではありますが、特にポイントで御指摘のあった松原公園への津波避難機能を備えた何らかの施設、これはもう先に特出しをして要望に行こうと考えております。まだ紙には整理されておりませんが、市長としてなるべく早く整理をしていきたいと思っております。

御承知のとおりまずそこが花時計のところは現在残念ながらまだ目的地になっていない、したがって、端的に言えば駐車場を有料化できない、やはりお金を払ってでもそこに行きたいという観光地の中の目的地にまで上げたいわけです。そしてあの地域が一番津波避難ビルまでの距離が長い遠いところですから、そこに数千人のお客様が夏いらっしゃることを考えると、やはり松原公園のところにはまず命を確保する施設は当然必要だろうと、そういったことを考えるとやはり1000年に1回しか使わない鉄骨ではなくて、ふだんも使えるし、いざとなったら避難できる施設というものはあの地域に有効だろうと思っておりますので、先に特出しで国には要望に伺うつもりです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今回の質問の趣旨というのは、あの中心部をどういうふうにするかというのを中心に聞いたかったものですから、あと一つこれは教育委員会なのか、建設部なのかちょっとわからないんですけれども、小中一貫校ができたことによる側溝のふたがけというのはどうなんでしょうか。恐らく土肥小中一貫校設立準備委員会の中では、子供たちの通学に対して非常に安全に通学するためにということで今カラー歩道もしていただい

たんですけれども、屋形地区から上がってくるところがあそこも整備していただければ非常に子供たちも安心して通えますし、またあそこ抜け道にもなっていますので、非常に交通量が多いんですけれども、この辺は建設部のほうで何らか御意見いただければと思いますが。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今、議員御指摘のとおりあそこは市道金山橋線といいまして、起点が屋形からで終点が馬場地区の交差点になりますけれども、今現在馬場地区側、金山橋から馬場地区のところのグリーンベルトをやった反対側のほうの側溝、道路の整備等、ふたがけの歩道整備ということとそこに1軒家があるものですから、その交差点部分のところの家の補償とかそういう委託を今出しているところでございます。ことしそういう事業を委託して用地を交渉しまして、確保した後で来年そっちのほうをしっかりと整備をしていき、今言われたところは金山橋から起点外になると思いますけれども、それはまた地域とその辺を協議しながら、また今うちのほうで社会資本総合整備交付金でやっていますけれども、その事業に乗っかるかどうかというのも協議しながら考えていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 小中一貫校の安全に安心して通えるためには、引き続きコミュニティスクール等でも課題の洗い直しを行い、ハードとソフトの対策を講じていただきたいと思っております。

そして、避難ビルの整備なんですけれども、現在5階建て以上で12のホテルが避難ビルに指定をされています。そして閉館している元玉川館も協定の締結に向けて取り組んでいただいているということで、非常に安心をいたしました。避難ビルには築年数の古いホテルもありますので、さまざまな国の支援にプラスして新たなこの指定を受けた補助システムの申請というのも行っていたきたいと思っております。

そして、土肥みなとまちづくり構想なんですけれども、フェリーについては本当に消極的な報道でびっくりしております。静岡県のほうもプロジェクトチームをつくって検討することがありました。実は、観光協会のほうでも環駿河湾観光交流活性化協議会の所属している観光協会連名で来週早々にも県知事に対して要望書を提出するということです。商工会も今土肥支部が中心になって伊豆市のほうの商工会のほうにも提案をして、たまたま今度の商工会長が伊豆全体の会長になるということですので、そこに提案をしていくように動き始めております。

先ほどの答弁で静岡市と協議会の中での首長会の中でもいろいろ市長が中心になって行っていたということなんですけれども、もともとその美しい伊豆創造センター、伊豆半島ランドデザインということで、13市町でしたっけ、この辺の動きというのはどうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これはまず美しい伊豆創造センターでも取り上げてほしいんですが、事の性質上当事者である我々、伊豆半島西海岸の地元の熱意がない限りは動かさない案件ですので、まずは私を含む3人の町長さんと2人の市長で土肥から下田までの首長で合意を確認したということです。そこのやはり熱意を背景にして伊豆半島全体が動く、そして県も動いていただく、そういったことで6月4日にまずはそういった5人の首長の意向を確認をしました。その上で伊豆半島全体としての回遊性にも影響がありますので、美しい伊豆創造センターのほうにも働きかけていきたいと思っております。

御承知かどうかわかりませんが、首都圏からの駿河湾フェリーの利用者数は上がっているんです。したがって、東駿河湾環状道路、伊豆縦貫道、天城北道路、そして土肥に向かう136号線が改良されたからそちらに流れる、フェリーのお客さんが流れるという側面だけを見るのではなくて、そこまで行きやすくなるわけですから首都圏方向から、その方々がフェリーでさらに清水まで回遊する、伊豆半島だけではなくて、伊豆半島と環駿河湾の回遊性が高まるという観点から見れば、まだまだお客様をふやす可能性は当然あると思っておりますので、そういった意味からは美しい伊豆創造センターをやはり巻き込むべきだろうとこのように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） るる質問をしましたがけれども、観光防災の観点からこの事業継続に向けての可能性、さまざまな角度から検討していただきたいと思っております。

みなとオアシスなんですけれども、現在全国で110カ所で登録をしているということで、静岡県内では沼津港と大井川港と御前崎港の3港、清水が申請中ということです。カーフェリーの今後もありますけれども、まず土肥港が要するにフェリー乗り場から大藪漁協までがこのみなとオアシスの対象にはなるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 港所轄どこですか。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、どの部長がいいか承知していないようですので、確認をして後ほど答えさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） なんかよく見るとできそうな感じもするんですけれども、そのみなとオアシスに登録するということのメリットとしては、シンボルマークが使えたりだとか、国交省等のホームページで広報していただける、あと道路地図とか道路標識、国交省の得意

な部分、この辺の支援を受けることができるということといろいろあるので、先ほどから言っているように松原公園を核とした整備というのを今後も続けていきたい、それにはフェリーの存続というのも非常に大きなポイントになると思いますので、すみません、よろしくお願い致します。

5番の事前復興まちづくり計画の検討ということですがけれども、あらかじめ大規模な災害が予測される地域においては、予防対策の推進とあわせて想定される被害に対応して事前に復興対策の基本方針、そして体制、手法などまとめた計画を策定していくことが必要と考えております。

徳島県の美波町では専門的見地から首都大学の先生とか、徳島大学に入っていて今事前復興まちづくり計画を推進しているそうです。先ほど土肥地区の観光防災ランドデザイン等の事業もありますけれども、なんか引き続き東大の加藤先生とか静岡大学の原田先生も有識者の立場でこれからの土肥地区の観光防災について入っていただけるような回答だったものですから、この先生方にも相談をしながら一步踏み込んだ復興まちづくり計画まで検討してはどうかというふうにそれを盛り込んでいただきたいと思っているんですけれども、その辺についての考えを伺いたしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まさにこの全国初の指定というもので、土肥の皆さんが報道のされ方というものを大変気にしておられました。私が指定された後の報道で一番気になったのが幾つかのテレビ局であったんですけれども、これによってつまり指定することによってそこにオレンジのところには学校ができないとか病院ができないとかという報道をされていたんです。それは制度の説明でしょうと、土肥ではないですよと、土肥では病院は小下田にあるわけです。それを土肥に移す計画なんか全くないのであって、最初から土肥の病院は診療所はありますけれども、土肥の病院は安全なところにある、そもそも小学校今回まさに4月1日に移したわけですから、一体何を報道しているんだと、制度の説明ではなくて、土肥においてはだったら報道の仕方が違うだろうというのが私が県の報道局で見ながら県の報道の担当者にもこういう報道の仕方に対して我々は憤りを感じるんです。まさに小中一貫校への場所なんていうのはこれは先取りしてやったようなものですから、既に土肥では体制をとりつつあるわけです。

ですから、その延長線上に事前復興というカテゴリーにして、例えば波尻観音のところから小中一貫校くらいのところが100年前、つまり100年に一度あそこまで津波がいったところですから、逆に言えばまさにイエローのところには一定の開発ができる、あのラインから山側に対してどのような施設をこれから時間をかけてやっていくのか、それからそれでも完全に安全でないとなれば、一体波尻観音から小中一貫校までのラインにさらに50センチや1センチぐらいの防護柵が要るのか要らないのか、それによってどういった施設を持っていくか

というのは当然考えたいと思っています。

それから、やはり国道から内側が海であった八木沢も大変気になっているところで、これは丸山城の本当は本城だったところでしょうか、今農地になっているところ御存じだと思いますけれども、あそこはとても景色がいいところなので、そういったところを開発をしながら市が道路を入れておきながら、志のある方には順次移っていただく以外にやはり集团的にその地域の皆さんある段階で皆さん移転してくださいというのはどうもうまくいく感じがしないんです。これ申すでもなかなか進まなかったことであって、やはり環境だけ整備をして高台に先に移りたい方々に移れるような環境を整えていく、そういった観点から何年かかるか、何十年かかるかわかりませんが、それが意思のある方にはできるような体制づくりというものが必要なんだろうと思います。そういった長期的な視点の中で、事前体制というものをとっていければと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 広報伊豆6月号の特集、加藤先生の懇談会の中で、伊豆市は全国を先導するトップランナーとして国とともに積極的に意見交換を重ね、土肥に必要とされる新しい支援策をつくることに期待をすると述べております。要するにまさにこれからその検討委員会というか、いろいろな意見を聞いて、きのう実は防災課からこのお便りをいただいたんですけれども、市民集会ということでみんなで考える会、これを再開するというので、こういうところからいろいろな支援策を地元としても出していただきたいと思います。

巨大地震、そして津波等の自然災害のリスク等、人口減少、過疎化、高齢化等の社会リスク、この2つのリスクを受けとめて復興を含めたまちの将来像を共有してまちづくりの推進に官民一体となって進めていただきたいと思います。

それでは、最後に入湯税の関係、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 入湯税を上げてはどうかという大変心強いといいますが、旅館の皆さんから御提案をいただいている件、それについては産業部長から答弁をさせますが、市長として入湯税を、主として入湯税を財源にしている観光事業のあり方については、改善すべきではないかという視点で今見えています。入湯税の45%は観光協会の補助金に回してということで、時々一般財源で使っているではないかという御指摘もいただくんですが、実際にその事業規模で見ますと、伊豆市の平成30年度の観光事業5,000万円余りの補助金も含めて約9,000万円の予算が予算化されているんですが、さらに産業振興協議会への委託金等入れますと、ほとんど入湯税に匹敵する事業規模の観光事業を組んでいるわけです。それも毎年毎年やっているわけです。それでお客さんがふえていかないというのは、事業のあり方にそもそも問題がないのだからと大変強く感じるわけです。

市内のある方がまちづくりでうまくいった竹田とか湯布院なんかは、イベントとかプロモーションというよりもその地域、まちづくりで相当変わってきたところなんです、そこの方と話をあるイベントについて話をしたんだそうです。そしたら伊豆はまだそんなイベントをやっているのかと驚かれたそうで、つまりプロモーションとかイベントでほとんど事業費を費やしていることが本当に効果が上がってきたのだろうか、したがって、市長としては入湯税の対応は産業部長のほうで引き続き検討させますが、観光事業のあり方というものを抜本的に考える段階にきているとこのような認識を持っております。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から答弁させていただきます。

平成28年9月21日に4地区の旅館組合、宿泊組合から入湯税増税による環境美化推進にかかる要望書が提出されました。入湯税を増税しそれを環境整備の財源としたいという御提案でございました。これを受けまして同年の10月19日付で要望書への回答をしております。この回答書の中で市の取り組み事項としまして、関係各課による検討会の設置及び組合への依頼事項としまして、旅館組合等宿泊関係者の一体感の醸成に向けた取り組みをお願いしたところでございます。市では、現在までに4回の庁内検討委員会を開催し、また各旅館組合等含めた検討会も4回開催し、検討を重ねてまいりました。しかしながら、廃屋撤去であるとか、施設整備等要望が多岐にわたることや制度設計も必要となることから、慎重に議論を進める必要もあり、いまだに明確な結論を出すには至っておりません。

一方、旅館組合の皆様におきましては、昨年12月からことし1月にかけて、市内宿泊施設向けに入湯税に関するアンケートを実施したと伺っております。アンケートの実施は、宿泊関係者の一体化の醸成に向けた取り組みとしまして不可欠であり、高く評価しているところでございます。

市といたしましても、入湯税の値上げ分を環境整備に充てるという組合からの御提案については、財政の厳しい当市におきましては大変ありがたいものでありますので、組合員の皆様には引き続き宿泊関係者の一体感醸成を図っていただくようお願いしているところでございます。

市としましては、さらに庁内検討会を重ねながら、入湯税に関する環境整備に向けた制度設計等の検討を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうしますと、具体的にどんな議論が出たんでしょうか。要するに上げることによるリスクだとか、上げることによるメリットだとかという具体的なものまでいっているのかどうか、庁内検討会を含めてその内容についても教えていただけ

ればと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 庁内検討委員会では4回程度議論を重ねておりますが、そのハードルというんですか、入湯税を導入するハードルといたしまして、やはり市内宿泊者及び市内宿泊施設の合意形成、これをどうとっていくかということ、これはアンケートでも回答をいただいておりますけれども、まだなかなか全体の合意は得られていないという結果を聞いております。それとともに現在も入湯税に対する滞納があると、またあと未申告の施設そういうのもあるということで聞いております。

また、入湯税を値上げした分をどういった事業に充てるのかといったようなそういった問題もありますので、やはりこれからもう少し慎重に検討していく必要があるかなという形で考えているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 滞納とか未申告というのは、これは各旅館がやるというよりは行政仕事だと、市民課か税務課ですよ。その辺についてはどんな動きをしているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど産業部長のほうから宿泊組合とかそういった事業者の関係の部分の一体感ということで回答をさせていただいていると思うんですけれども、まず税当局といたしますと、まずこの申告自体をやっていただけていないところ、また組合等に入っていないところ、そういった部分との合意形成が必要ではないでしょうかということを検討会の中では言わせていただいているんですが、市内の事業所、特別徴収義務者という部分については、私どもは120というふうに確認をさせていただいております、その未申告者数、29年度におきますと18件程度あると、そういった部分に対しまして担当のほうより直接お問い合わせをお話をさせていただいたり、申告をしていただきたいよというような文書等は送付はさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 当然納税の義務ですし、特別徴収方法で一度宿泊所がお客様からいただいてそれを納めるわけですよ。それを納めないということはいろいろ問題があると思いますので、その辺についてはしっかりと徴収していただきたいと思っております。

ちょっと別な角度で質問させていただきますけれども、この地方税法の中で1日150円を標準とするとなっています。この標準金額の150円の改正に当たっては、地方税法によって何か大きな高いハードルみたいなものというのはあるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 地方税法上の部分で1日150円という部分は記載されておりますけれども、ここではその部分について伊豆市の税条例において金額等を設定できるようになっております。徴収する150円を上げる部分、使っていただいている金額によってもその部分は上げていくという部分も規定がございますので、地方税法上の部分を考慮しつつまたまちづくりも考慮して伊豆市の税条例を検討していくということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうすると条例を定めれば別に国からどうこうということはないということでもよろしいのでしょうか。それとも何かハードルがあるのかということですが、ちょっと今の答弁はよくわからなかったものですから、上げるに関しては市の条例を変えれば可能ということでしょうか。あるいはこういう理由で200円にしますとか、250円にしますというのを国の許可を取らなければならないのかというそういう意味での質問なんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） あくまでも国の許可という部分についてはちょっと今お答えは控えさせていただきんですが、伊豆市として税条例を定めている部分について金額等を設定しておりますので、いま一度そのハードルの部分は確認をさせてから検討会等でもお話をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 検討委員会というのを何回もやっているということで、ある程度の道筋というのは全く見えてない状態なんですか。その辺が多分要望している人にとっては要望したっきり全然うんでもない、すんでもないみたいな形だと思いますので、その辺の道筋についてもし答弁いただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） もともと組合の皆さんから平成28年に要望いただいたときには、やはりオリンピック・パラリンピックがあるものですから、それまでにやはり環境を整備する必要があるだろうという形で御提案をいただきました。ただなかなか期間が短かったものですから、すぐにとということではなかったんですが、今やはり先ほども言いましたとおり、例えば東伊豆町なんかでも上げることを検討しているということは聞いているんですが、全部の組合さんが賛成するというのはなかなか難しいところがあると思うんですけれども、

70%の方々が宿泊業者とか納税されている方が賛成すればある程度いいんではないかみたいな形では聞いているんです。だから伊豆市としましても全部の方が本当は賛成してくれてそれで伊豆市のほうで議会に諮らせていただいて上げるということは可能かと思えますけれども、やはりそこら辺の宿泊業者等の機運一体感ですよ、先ほど言いましたとおりそこら辺が図られてくればやはり伊豆市としてもそこを拒むものはなかなかないと思えますので、そういうものがある程度固まれば上げていくことに対しては、私の観光当局とすると景観整備とかそういうことに充てるということでございますので、問題はないのではないかと考えていますし、そういう対応をしていきたいと考えているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 平成28年度の伊豆市の宿泊客数というのは83万1,329人ということで、単純に50円値上げした場合に約4,156万円ほどの税収アップになるということです。東京都でも宿泊税というのを徴収したり、京都市もこの10月からですか、宿泊税を取るということで、全国的にはそういうオリンピックの前なのか理由はわからないんですけども、だんだん上げていく状況の中で、やはり検討していくのは要望はあくまでも旅館組合からではないですか。ペンションであるとか、民宿さんの意見というのを当然聞かなければならないですし、もう少し大きな組織でまずは地元の温泉地がある程度の意見をまとめて、それで市民に投げかけて話し合いをしながらというそういう手順でいくという考えでよろしいわけですよ。よくわかりました。

今議会でも防災環境等における危険空き家の撤退に関する請願書というのが提出されています。これらの課題に応えるべき新たな税収の確保につながる入湯税の税率改定については、今ずっと答弁があったように、官民が本当に一体となってそれでもやはりスピード感を持って検討していかないとなんか先細りになってしまうような感じがしますので、ぜひしっかりと対応していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終了します。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は明日6月15日午前9時半から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 0時00分

平成30年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成30年6月15日(金曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算(第1回)
- 日程第 2 議案第49号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 3 議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 4 議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第52号 伊豆市防災会議条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第54号 土肥町特定環境保全公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第55号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第56号 伊豆市税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第57号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第58号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第12 議案第59号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第60号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第61号 市道路線の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明 君	2番	山口 繁 君
3番	星谷 和馬 君	4番	間野 みどり 君
5番	鈴木 正人 君	6番	下山 祥二 君
7番	杉山 武司 君	8番	三田 忠男 君
9番	青木 靖 君	10番	永岡 康司 君
11番	小長谷 順二 君	12番	小長谷 朗夫 君
13番	西島 信也 君	14番	杉山 誠 君

15番 森 良雄 君

16番 木村 建一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	市長政策監兼 総合政策部長	田 村 英 樹 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	村 井 克 代 君	産 業 部 長	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	教 育 部 長	金 刺 重 哉 君
会 計 管 理 者	城 所 章 正 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	稲 村 栄 一
主 査	鈴 木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は、16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成
立いたしました。

これより、平成30年第2回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に基づき議案質疑を行います。

◎議案第48号～議案第50号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）
から日程第3、議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）まで
の3議案を、一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、質疑に際しましては、会議規則第55条第3項に「議員は、質疑に当たっては、自己
の意見を述べることができない」、また伊豆市議会運営規定により、「委員会付託案件に対
する質疑は、議案の趣旨又は、必要性の確認、提出された経過等の大綱とする」ということ
になっておりますので、御留意の上、申し添えます。

それでは、初めに、議案第48号について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

きょうは傍聴者がいっぱい来るかと思ったら来ないんですね。残念ですね。

議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）についてお伺いします。

人件費の削減が多いが、人件費の計上時には事業が決まっていなかったのか、これを伺い
たい。

同様に教育部門もお願いします。教育部門でも職員の削減が進められているのですか。教
師の多忙化が社会問題になっている現在、伊豆市ではそのようなことはないのでしょうか伺
いたい。

東原市営住宅の管理費用はどこに計上されているのか。どのようなふうでどこが管理して
いるのか知りたい。この辺はさらっとお答えいただければ結構です。

次、放課後児童クラブ。規模、施設の特徴、何をするのか計画はありますか。書いてありませんけれども、例えば南小の現状はどうなっているのか。それから学童保育なんかも問題ないのかどうなのか、その辺までもよく伺いたいと思いますのでお願いします。

次、生活保護運営事業。システム改修事業とありますが、これは伊豆の国市、三島市と一緒にやっている電算センターとは無関係なのかどうなのか伺いたい。

次、舗装修繕工事。5,000万円減額されて、市道越路嵐山線が6,000万円増額されていると。修繕工事、楽しみにしていたところもありますので、書いてみましたので、一つよろしくお願いします。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 皆さん、おはようございます。

教育部長より答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 一般会計補正予算のまず人件費の関係でございまして。

この事業が決まっている段階ということなのですが、当初予算を策定する、上程するときには人件費と事業をあわせて上程させていただいておりますので、その予算を上程するときには事業は決まっていますが、人事異動が決まらなると。それぞれの課に誰を異動させるのかという、それが決まるのが3月なんです。当然、平成30年度予算でいきますと、平成29年度の大体の人員と人件費をもとに予算計上します。その後、3月に人事異動で人が動くものですから、それを今の状態にしっかり予算をあわせるために、この6月補正で人事異動後の人件費を計上させていただいております。

また、2つ目の教育部門、こちら教育委員会事務局では平成30年度1人減となっております。ただ、学校現場における先生方の支援する学校支援員、これにつきましては、毎年数人ずつふえておりますので、教師の多忙化というところについては、現場サイドでは人はふやしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 生活保護のシステムの関係になりますけれども、現在運用中

の生活保護システムは、住基連携を行うため、平成29年8月に三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会で導入したものでございます。

今回のシステム改修は、生活保護基準の見直しに対応させるもので、国庫補助金2分の1が支出されるために、補助金申請、請求を行う伊豆市の事業として行うものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） まず、東原の関係ですけれども、今回上程した補正予算については、東原団地の維持管理費については計上しておりません。この管理費は平成30年度当初予算に計上してございます。

また、社会資本整備事業総合交付金の1,836万円の減でございますけれども、49ページに、本年度予定していました市営の中里団地及び立野団地の防水工事に交付金を活用して実施する予定でしたが、内示額が要望額に満たないため、その分を減額するということとなります。

続きまして、8-2-2の舗装ですけれども、議案書77ページ以下になります。これにつきましては、舗装補修工事3路線につきまして、当初内示がなかったものですから、減額するというので、市道越路嵐山線につきましては、社会資本整備事業内示額がつきましましたので6,000万円を増額するをお願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 私のほうからは、議案書63ページ、放課後児童クラブ運営事業1,400万円について御説明をいたします。

整備箇所につきましては、修善寺小学校の敷地内、こちらから行きますと体育館のちょうど裏手の土地になります。市有地でございます。この土地に建物規模、床面積は69.56平米、約21坪でございます。木造平屋建て、洋室14畳の部屋を2間、事務室、トイレ、調理場、テーブル、かばん、図書棚等、放課後児童に必要な整備をするものでございます。

計画としましては、来年の4月から、これまで修善寺小学校区には正式な放課後児童クラブというものはございませんでした。現在社会福祉法人修善寺福祉会が御厚意で放課後も5時半まで受けていただいているという状況でございますので、来年度から正規に市の事業として運営をしたいというふうに考えているところでございます。

1,350万円が建設工事費、工事管理費は50万円でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問を款ごとに行います。

再質問はありますか。

○15番（森 良雄君） はい。

○議長（三田忠男君） まず、初めに39、49を一括、あと2回質疑できます。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

例えばですけれども、健康福祉のあれをいただきましたよね、平成30年度。ここには、健保が抜けているんですよね。抜けていますよね。去年は122ページあったけれども、ことしは107ページしかない。抜けた分だけ抜けている。これはもう当然、計画が変わったからだと思います。それはいいですけれども。しかし、今まで保健関係も載っていたものが急に抜けちゃうという、せっかくこういうのを出してくれても継続性がないというふうに、僕は認めます。できるだけ、こういう資料を出すのだったら継続性のある資料を出してもらいたいです。

それと、教育部門の人件費ですけれども、何ですか、事務職員が1人減ったと。今、先生方の多忙をどうやって減らそうかというときに、一つの方法で事務職員をつけようと、ふやそうと、少しでも先生方の多忙を応援しようというのが、いわゆる先生方の多忙を減らす一つの方策として考えられて、一般的に考えてきているんだと思うんですけれども、その辺、せっかく予算がのっているのに減らしちゃうというのは、僕はちょっと腑に落ちないんですけれども、その辺どうなんですか。何で減らしちゃったのか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど、教育委員会の事務局の職員1人減と申しました。

平成30年度から教育委員会の学校の建物に限らず、市のいろんな施設についての工事の発注担当を、例えば観光施設なら観光商工課とか、学校の施設なら教育委員会とかとやっていたんですが、平成30年度から建設課に一本化しました。各部署がいろいろ発注して工事の監督をやるというのは、なかなか専門性が欠けますので、そのあたり学校の施設の維持管理も含めまして、事務局、だから教育委員会に限らず、観光商工も減っていますし、市役所全体の職員も減っていますので、減らさざるを得ない。そのかわり、そういう営繕とか工事の関係は建設課に集中させております。

ただ、先ほど申しましたが、学校現場での学校支援員については、ここは毎年ふえておりますので、先生方のサポートというのは行き届いている、それはもう教育委員会の要望どおりに支援については予算化しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 先生の多忙化を減らす一つの方策として、事務職員をふやしたらどうかという考えは、今読売ではきょうあたりで、連載でやっていますよ。事務職員をふやしてやれと。できるだけ先生の仕事を減らしてやれと。そういう考え方だと思っただけで、その辺ちょっと伊豆市の教育委員会は欠けているんじゃないですか。

それと、放課後児童クラブ、この予算は修善寺小だけかもしれないですけれども、ほかは

大丈夫なんですか。

○議長（三田忠男君） 放課後児童クラブは後でやりますので。39と79ページのは、終わりでよろしいですか。

○15番（森 良雄君） どこでやってくれるの。

○議長（三田忠男君） 3-2-1のところで行います。63ページで行いますので。

○15番（森 良雄君） はい。では、それだけ。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 先ほど話しているように、教育委員会の事務局の職員の人事異動に伴う減額で、学校の事務職員の減額ではありません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次にいきます。

49ページの歳入、14-5-5になります。

再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） それはない。

○議長（三田忠男君） それでは、次に行きます。3-2-1、放課後児童クラブです。

再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今流に答えられると、これが修善寺小のだっていうことになりますけれども、今、伊豆市の放課後児童クラブ及び学童保育、十分足りていますか。それを伺いたいです。

○議長（三田忠男君） 答えられますか。

この予算のことをお願いしたいんですけども。足りている、足りていないとか。

○15番（森 良雄君） 修善寺小をふやせば、ほかは大丈夫なのかどうなのか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、今回修善寺小学校区については、先ほどのご案内のとおり社会福祉法人の方が本来の保育業務の人的な確保がなかなか難しいということで、これから運営ができないということで、新たに校地を求めて整備するものでございまして、これまで以上に修善寺小学校区については、受け入れ態勢の整備が進むものと思っております。

それ以外の学童クラブにつきましても、それぞれ社会福祉法人等が管理運営に当たっていただいております。当初やはり天城地区で学童、放課後児童クラブの待機の方がまだ若干いる状況でございしますが、総体的には問題ないというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 保育園、こども園の場合は、2次志望、3次志望と受けていたというようにお答えがあったけれども、これもそうなんだけれども、2次や3次、いわゆる熊小にいる人が修善寺南の放課後児童クラブへ行ってくださいなんて、そんなことできないんだから、各学校で賄えるようなことを考えてくださいよ。

きょうだかきのうの函南の考え方は、あらゆるあれを使って子育てに対応しようというような考え方だったですよ。うちは何ですか、2次だ、3次だなんて。いつも言うように、熊坂こども園を希望したら修善寺保育園だなんて、そんなことじゃ、子育てできないまちというふうに烙印をもう押されちゃっていますけれども、はっきり言わせてもらう。伊豆市は子育てに対応できないと。放課後児童クラブだって同じですよ。今もう、お父さん、お母さん、共稼ぎじゃなきゃ、要はもう子育てなんてできない時代なんだから。それに対応できるように、伊豆市も全ての能力をここに集中してくれないと、私は伊豆市はますます衰退していくと思いますよ。

市長も教育長もみんな担当者に任せちゃってるから、ここはこれでやめます。

○議長（三田忠男君） 森議員、ここは意見を述べる場じゃありませんので、質疑でお願いいたします。

次、3-3-1、生活保護。再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） これ、質問じゃないよね。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

○15番（森 良雄君） この調子でやってください。

○議長（三田忠男君） 8-2-2、77ページです。

再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 舗装修繕工事というから、僕は沖の原1号線をやってくれないかなと思っていただけけれども、やってくれないんだね、ここ。それだけ。

○議長（三田忠男君） 要望を述べる場でもありませんので。

○15番（森 良雄君） では、わかった。次だ。

○議長（三田忠男君） 終わります。

これで、森良雄議員の質疑を終わります。

次に、議案第49号について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第49号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、人事異動で1,053万7,000円の減額ですが、予算を決める前に計画はなかったのですか伺いたい。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 私のほうから、国保特会に関わる補正予算の部分でお答えをさせていただきますが、先ほど総務部長が答えたとおりでございまして、予算編成時と人事異動との差異でございまして、6月の定例会で調整させていただくものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありませんか。

ないようですので、これで、森良雄議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第50号までの3議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎議案第51号～議案第57号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第4、議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定についてから日程第10、議案第57号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの7議案を、一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第51号について。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定についてにつきまして、何点か質疑をさせていただきます。

まず最初に、1番目としまして、この条例の第5条に「地域振興施設の供用日及び供用時間は、規則で定める」ということなんですけれども、これ規則で定めるんでしょうけれども、大体おおよそどれくらい供用日、いつを休みにするのか、やるのか、供用時間でいつあいているのか、どうなのか、ということをお伺いします。

次に、2番目としまして、第7条と第11条のことですけれども、第7条に「使用の承認」とありますね。3条1号及び第4号、3条1号というのは情報交流コーナー、4号は多目的スペース、この施設を占用して使用する者は市長の承認を受けることとか書いてありますが、

「占有して使用する」というのはどういうことなんでしょうか。誰かにずっと占有させて一般の人は立ち入れないと、そういうことなんでしょうか。

それから、第11条、「行為の制限」ということで、第3条5号、これは交流広場ですね、6号は水際公園、において、「次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない」とありますが、次の行為とは何かというと、行商とか興行とかそんなことでしょうかけれども、7条、11条、これは市長の承認、許可となっておりますが、17条では、指定管理者が許可とか承認を行うと書いてありますが、これはどっちなんでしょうか。これがよくわからない、これが。そういうこと。

それから、3条2号、今2点言いましたけれども、3点目ですけれども、3条2号、物産販売スペース及び3号、レストランの使用ということですから、情報交流コーナーとか多目的スペース、交流広場、水際公園については、市長ですか、管理者ですか、わかりませんが、使用の承認とか許可が要るわけですから、なぜ物産販売スペースとかレストランは要らないんでしょうか。この辺がよくわからない。これを説明してください。

これは、指定管理本来の業務だから要らないということか、どういうことか。だから要するに、水際公園とか交流広場とか、そういうところで商売とかそういうのを何かやろうとするときにはお金を取られるけれども、こちらのほうはお金を取らないで、取らないというか承認、許可が要らないということ、これはちょっと私はおかしいんじゃないかと思うんですけれども。

それから、3番目、別表、18条関係の説明ということですから、18条は「利用料金の納付」ということなんでしょうけれども、まず、情報交流コーナーと多目的スペースですけれども、販売を行わない場合には1時間につき216円、これは誰のことをいっているんでしょうか。業者のことをいっているのか、それとも一般の人の、一般のお客さんのことをいっているのかどうなのか。一般のお客さんが行って金を取られるんじゃ、そんなことしないと思う、いかないと思うんですけれども、そういうこと。その説明を一つしてください。

それと、販売を行わない場合216円と、交流広場と水際公園は1時間15円とか4平米とかありますが、これはどういうことでこういう利用料金を出してきたんでしょうか。これをお願いします。

それから、販売を行う場合、要するにレストランと物産販売スペース以外で販売を行う場合は、売り上げに100分の10を乗じるとあるわけですね。よく天城会館とかそういうところで、ミカンなんて売っている人を見かけたことがあるんですけれども、あそこの人はそういう徴収規定があるかどうか知りませんが、市に1日1,000円だけ払ってなんて言いますけれども、今度は指定管理者に払うわけですね。

それで、100分の10、それからこの辺がよくわからないんですけれども、市民の場合は売り上げに100分の10、そうじゃない場合は、市外の人に来てミカンでも何でも売ったら100分の20ということですよ。 「上記の利用料金に2を乗じて得た額とする」と、これはどうい

うことなのか。何だかよくわからないということです。

それからもう1点、お伺いしますけれども、このレストランと物産販売スペースというところで、コーナーで、物を売った場合は利用料金は取られないと、よそで売れば利用料金を取られて、レストランとあれでは取られないというのは、これはどういうことなのか。さっきもちょっと言いましたが、これは本来業務だから取らないんですかね。そこら辺をお伺いいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、まず第5条の供用日、供用時間でございますが、供用日につきましては、1月1日から12月31日までを想定しております。時間は、午前9時から午後9時までの想定で、なお、多目的スペースにつきましては、夜間利用も想定して、時間延長の例外的規定を設ける方向で検討しております。

2番の、第7条、11条、それから3条の2号それから3条の3号の施設の使用の承認、許可についてでございますが、まず初めに第7条の規定します施設の「使用の承認」でございますが、この対象施設は3条1号の情報交流コーナーと4号の多目的スペースというふうになっております。

11条につきましては、これも3条の5号交流広場、それから6号の水際公園、これは議員からも質問にもございましたが、行商ですとか興業のために行う行為、この場合に許可が必要であるということで規定したものでございます。

それから3条の2号の物産販売スペースと第3号のレストラン、こちらについては、一般貸出をしない場所として整理しております。こちらにつきましては、平成29年12月議会の委員会におきまして、行政が施設を指定管理により運営する場合の手法といたしまして、大きく分けて、条例に物販スペースやレストランの使用料・利用料を設定して運営するパターン、それともう一つ、物販スペース、レストランを今申し上げました一般貸出しない場所として運営するパターンがあるということを、それぞれ事例を含めて補足説明をさせていただきましたが、今回の条例の検討にあわせて、手法も含めた検討をいたしました結果、沼津市の道の駅「くら戸田」、それから富士市の道の駅「富士川楽座」と同様に一般貸出をしない場所として、物販スペース、レストランを運営いたします。

それから、別表の3のところでございますが、まず利用料金に関してでございますけれども、こちらにつきましては、施設の管理費全体がございまして、これらを面積と、それか

らまた年間の時間、そこで運営する時間とを割り返した数値、こういったものを持ち出しまして、販売売り上げを行う場合には10%という利用料金というものを設定したわけでございます。

それで、市民、それから市民以外の違いというのも、これらも他の事例と同様の扱いとさせていただきますところでございます。

それから、まずその別表の中で、情報交流コーナーそれから多目的スペースそれから交流広場、水際公園については利用料金を定めてございますが、今ちょっと繰り返しになるんですけども、物販スペース、それからレストランは、一般貸出をしない場所として整理しましたので、繰り返しになりますが、他の沼津市のくるら戸田、それから富士市の富士川楽座と同様に施設の本来の指定管理業務として、ここでの収入は指定管理者の収入となるような考え方でございます。

失礼しました。先ほど、1番最初の供用時間の回答の際、午前9時から午後9時と発言したようでございますが、訂正させていただきます。午前9時から午後5時でございます。で、多目的スペースは特例として午後9時を想定しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問させていただきます。

まず、今最初の第5条、供用日及び供用時間ということなんですけれども、要するにこれでは休みはないということですか、供用日につきましては。1月1日から1年中というようなことをおっしゃったような気がしたんですけども、休みはなしと。レストランも物販も休みはなしということですか。ということと、とっていいですかということが一つ。

それから、言っていてよくわからなかったんですけども、情報交流コーナーと多目的スペースは、一般の人は使っちゃならないというようなこと、私にはそういうふうに聞こえたんですけども、そういうことなんでしょうか、情報交流コーナーと多目的スペースは。それだったら、利用料金が216円という、1時間ね、これわかるわけですけども、一般の人は来ちゃだめだよということだったらね。それはそうですかということをお願いします。

それから、交流広場と水際公園、ここに一般の人は入っていいんですか。何で15円と決めたんですか。どういう計算根拠なんでしょうか。これ一般の人が来てもお金を取るんですか、これは。どういうことなのかということ。

それから、先ほどの情報交流コーナーと多目的スペースについては、業者の人だけだよということだとすれば、それはそういうことならそういうことでしょうけれども。何だかよくわからない。要するに、利用するというのは、業者は利用するわけじゃないんですよ。商売をしているわけなんですよ。利用するのは一般観光客であるとか市民であるわけでしょう。だから、そこがよくわからない。だから、利用料金というのわからない。要するに業者に

貸出料ということですか、利用料金というのは。この上の情報コーナーと交流、水際公園というのは。

それで、さっきお話がありましたけれども、レストランと物販コーナー、これは本来業務だから利用料金は取らないであるとか、あるいは許可は要らないよと、こういうことおっしゃったと思うんですけども、ではその利用料金というのは、指定管理者が徴収すればいいですよ、情報コーナーとか水際公園とか交流広場とか、徴収すると決めたならばそうなんですけれども、それは何にお使いになるんですか、そのお金は。お金は何にお使いになるの。

それから、物販コーナーとレストランで、これは収益が出るわけですよ、収益が。何割か知りませんが収益が出る。その収益は何にしますか。管理者の収入として使うんですか。それとも指定管理の費用として使うんですか。どっちなんですか。もしも、指定管理のこちらの物販コーナーそれからレストランの収益が、何に使うかわからないようじゃ、これは問題だと思いますよ。何に使うか言ってくればればいいんですけども。

では、これを一つお願いしましょう。ですから、要するにレストラン、物販コーナーの収益は何に使うのか。ただ単に指定管理者が収入として使うのか。それが1点。

それから、こちらの情報コーナーとか交流広場の利用料金は、これは何に使うのか、それとも使わないで指定管理者の収入として利益とするのか、どうなんですかということが一つ。

それから、さっき言ったように、利用料金216円と、1時間4平米15円というのは、どこからどういうふうにして決めたんですかということ。

ずらざら言いますけれども、最初に戻りまして、供用日は要するに休みはないのかと。例えば虹の郷なんかだって休みの日はありますよね。その辺はどうしているのか。1年中ずっと9時から5時までやっているのかと。それですよ。

それから、さっき聞きましたけれども、お答えがなかったようなんですけれども、7条と11条では、市長の承認、市長の許可となっているわけなんですけれども、17条へ行きますと、今度は指定管理者の許可とか承認になっているわけですよ。これはどっちなんですか。どういうことなんですか、両方書いてあるということは。それがよくわからない。それをお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えします。

まず、供用日につきましては、今申し上げましたとおり1月1日から12月31日ということでございますので、その間に営業を休止する日はないということをご想定しておるところでございます。

それから、情報交流コーナー、それから多目的スペース、これは一般の利用はできないのかという、一般利用者は使えないのかということでございますが、そういうことではなくて、ここで道の駅の公益性、利便性にかなう事業を行う者があれば、その方に利用していただく

ということをごさいますて、そこで考えている利用者というもの、今、訪れる方々とそこで何らかの活動を行う方という、二つの見方が出ておるんですが、一般の方が利用するというものに対しての料金を設定しているというようなものではございません。

これにつきましては、水際公園、交流広場についても同じでございます。

その収益は何に使うのかということをごさいますて、これは今回の指定管理の手法としまして、その指定管理者がそこで上げた収益でもって施設の管理をしていただくということをごさいますので、収益の一部については当然そういった費用に充てられるものでございます。

それから、料金の設定のところをごさいますね。これは、先ほどちょっと少しお話しさせていただきましてけれども、まず今回の道の駅の施設の年間維持管理費とそれに対する施設面の面積というのがありますので、これで大体1平米維持管理費がどれくらいかかるかという原価を算出いたします。その上で、年間の使用可能時間、それが約2,900時間ほどあるんですが、それをさらに原価を割り返して算出すると、例えば平米当たりになりますと約200円となりますので、消費税を含めて216円ということを設定したものでございます。

今度は、屋外施設の使用料につきましては、一応テントというようなものを使って使用する場合を想定しておりますて、それが大体テントは1張り4平米程度であろうということで、これも割り戻した結果、15円と設定したものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

補足ですか。

○総合政策部長（田村英樹君） 一つ答弁が漏れておりました。

7条と11条の市長の許可、指定管理者の許可と、その違いということをごさいますて、こちらにつきましては、今回の条例の中でもございますが、指定管理者の行う業務ということで、指定管理者は、第7条それから11条については、その条項に関する部分については、指定管理者の行う業務となっております。17条に書いてあるとおりでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 部長さん、一生懸命対応はしてくれるわけですけども、何だかよくわからない。

まず、今のお話の、市長が許可、承認をするのか、それとも指定管理者が許可、承認をするのか、ということが何だかよくわからないんですよ、条例を見ただけじゃ、どっちなんですかということ。これ、わからない。

それから、利用料金のこの表でも、業者がやる場合であるとか、一般の人がどうだということが、これを見ただけじゃわからないんですよ。何だかよくわからない、これじゃ。

大体、条例とか規則とかいうのはわかるようにして書くのが条例、規則なんですよ。これ

じゃ何だか、その時々によって、どうにでもとれるようなことになっちゃうじゃないですか。

だから、販売を行わない場合、例えば216円やるよと、これじゃ、業者の場合とか、書いてないじゃないですか。わかんないじゃないですか、一般の人は。

一般の人が、例えば、その下の交流広場のところへ行って、休んでいたよと。家族何人かで休んでいて、1時間休んでいったら、15円取れるかもしれないじゃないですか。これじゃわからない。何が何だかわからない。こういう条例の作り方は非常にまずいと思いますよ。

それから、要するに収益は何に使うかと私が言いましたら、収益の一部は指定管理のそういう費用に使うということですよ。では、お伺いしますが、指定管理の一部というのは、大体どれくらいを目安にしているんですか。指定管理の一部じゃなくて、収益の一部というのは。収益、例えば1年間に1,000万円あったら、その1割の100万円を使うのかとか、そういうことなんですか。そういうところだって、こっちのほうには、いいですか。情報交流コーナーとか交流広場の場合には、指定管理者以外の人がやるんだから、お金、売上額の100分の10を取られるんですよ。市外の方は100分の20を取られるんですよ。そこにも書いてありますよね。これも一部なんですか。収益の一部を指定管理者がするわけですか。残りは指定管理者の収益としちゃうということですか。そこがわからない、言っていることがよくわからない。

だから、その辺はどう考えますか、収益の一部というのを。だから、それをはっきりさせなきゃしょうがないじゃないですか。指定管理料として350万円払うと、そういうお話もありましたよね。1年間に350万円払うと。だから、そこら辺が全然はっきりしていないということですけども、どうですか、そこら辺。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 先ほど、指定管理者と市長のその許可のところがわからないと言われましたけれども、17条を見ていただきますと、指定管理業務の中に、今申し上げました7条の使用の承認、それから第5号に11条第1項及び第3項の許可というもの、これを指定管理の業務の範囲の中に入っておりますので、そこについては明確に分かれています。

それから、もう一つ、別表のほうで、市民と市民でない方はわからないとおっしゃいましたけれども、今まさしく議員の発言で、市民以外は2倍になるということをおっしゃっております。それが、備考欄にちゃんと市民と市民以外について、記載が分かっているわけですね。市民であるか、市民でないかというのは、当然そういった許可の申請等の中で把握できますので、そういったことが生じるのはちょっと考えにくいのではないかと思います。

それから、収益がどうかということで申し上げましたが、今回指定管理の場合、確かに公園の部分については先ほど約350万円という数字、具体的な数字はちょっと明確にしておりますが、そちらについては指定管理料を払いますが、今回の地域振興施設、これにつきましては、ここでの運営によって得た収益を使ってやっていただくということで、そこに係る

部分については、費用を市のほうで捻出していないわけでございます。そういった中で、民間の力で頑張ってお営業していただければ、それなりの収益を上げてその管理をしっかりやってもらうという、まさしく行政側の利点がございまして、そういったことで今回の条例の考え方は、市としてはこれで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔「市民が公園に行ったら有料なの」と言う人あり〕

○総合政策部長（田村英樹君） すみません。市民が公園に行くというのは、当然公園の利用であれば、これは有料になるということにはございません。

○議長（三田忠男君） 補足説明はありますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 条例のつくりと申しますか、総務部のほうでも法令審査をやっておりますので、その7条、11条、指定管理の17条の関係なんですけれども、この地域振興施設の条例だけでなく、ほかの条例もそうなんです、まず、施設の使用については市長の承認を得なさいよと、これはほかの公の施設も一緒です。今回これ公園の部分がありますので、11条で行為の制限というのをしているわけですね。こういう行為は原則だめですよ。ただ、11条にあるような各号については、市長の許可を得てくださいというのが、施設の原則です。

それで、今回この施設には指定管理制度を導入しますので、17条で、指定管理業務の範囲を条例でつくることになっております。ですので、この17条で、今まで言っていた市長の本来承認とか許可を得るものを、17条で、これは指定管理者の業務と申しますよと言っておりますので、最終的な許可、承認は、手続的には指定管理者からとるというものです。

それと、先ほどの公園の一般の方どうのこうのという話なんですけれども、18条の料金のことの表でございます。18条を見ていただくと、11条の1項もしくは3項の許可を受けた者ですので、11条では、先ほど言いました本来行為の制限をかけております。かけている行為について、例えば行商とか興行を行うような場合はここで料金を取りますので、普通に遊びに来る方は、当然料金はございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、少し議論が混乱すると困るものですから、市長として、この月ヶ瀬の道の駅のあり方についての考え方を、もう一度再確認をさせていただきます。

申し上げるまでもなく、大変大きな市民の皆さんの予算を使って、こういった施設をつくるわけですから、長期にわたって失敗をしてはいけません。そして全国の道の駅の中で、成功している例を見ますと、その道の駅の特性、個性を發揮したものが、うまくいっているようです。

例えば、国土交通省の道の駅の担当官からは絶対に温泉はやめたほうがいいですよと、コ

ストセンターになりますからと言われているんですが、場所によっては、その地域が温泉特性で認知されているところは、温泉をつけて成功しているところもあります。うちにつけませんけれども。

あるいは、先般川場村も行かせたんですが、あそこは完全に観光施設に特化していて、地元の住民の皆さんから「私たちが総菜を買えるものもつくってください」と要望が行っても、断っているそうです。そこは完全に目的を観光に特化して、そして首都圏からのリピーターを確保するというように特化しているようです。

この月ヶ瀬ですけれども、ここの個性は観光施設と地域住民の利便性をあわせもつということがここの特性なんですね。私たちの大切な狩野川のほとりに。したがって、観光のお客様からもうけさせていただく振興施設と、その中には伊豆半島全体でやっている自転車ステーションと、そして市民が使う公園機能と、あわせもっているということがこの月ヶ瀬の特性ですので、それを踏まえた上で、また委員会において、個別具体的な御下問をいただければと思っております。

○議長（三田忠男君） これで、西島信也議員の質疑を終わります。

ここで、議事の都合で休憩を取りたいと思います。

40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議案第53号について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

私は自宅の屋根にソーラーパネルを乗っているんですけども、ソーラーパネルを乗けたらやっぱり、意見を言っちゃいけないと議長は言っているけれども、自分で乗っけておいてソーラーパネルに反対したらちょっとおかしいのじゃないかなと、そう思いませんか。

一体伊豆市で何台、何カ所計画されているか、どんなものを計画されているか、さっぱりわからない。いまだにわからない。しかし、どうも市民の関心は、このすぐそばのニュータウンの下につくられそうなやつが心配のようなんです。私は意見を言っちゃいかんと言われているんですけども、やはり、私のうちだって月に3,000円ぐらい売電されるわけですよ。だから、ワット単位のあれだけけれども、こっちはメガ単位でしょう。一体どのぐらいの発電量の発電所ができるのか、売電収益はどのぐらいあるのか。そうすると、例えば10億円売ったら、伊豆市には税収が1億円ぐらい入ってくるとか、そういう細かいことが何もわからな

い。本当だったら、この議論の中でそういうのを知りたいと思うんですけども、条例を読んでいる範囲ではよくわからないんです。とにかく質問させてもらいますけれども。

議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について、質問させていただきます。

調和を図ると言いながら、小規模発電における市民の迷惑を考えていません。私は時々言っていると思うんですけども、住宅地の中にこのソーラーパネルを何枚も設置されると結構熱くなるんですよ。だから、ニュータウンの方の意見を聞いていると、どうも大規模だと熱風が吹いてくるというようなこともおっしゃっているので、私の考えとちょっと違うなと思いますけれども。住宅地の中に建設することは、熱反射があるので、そういうことはこの条例の中には入っていないということですね。これが質問ですよ。

それから、第2条（6）に、地元自治会等とあるが、地元自治会が了解してもこの条例を適用しますか。

第6条、道路景観軸という、軸というのは多分道路の中心線をとるということかなと思いますけれども。建設部長に言うておくけれども、沖の原1号線は、中心線なんて全く無視していますよ。第6条に、道路景観軸とあるが、説明を求める。

第7条、事業を抑制する区域とあるが、抑制の意味の説明を求めます。

第7条（1）の景観まちづくり重点地区とはどこか。これは、禁止地区という意味ですか伺いたい。

第7条（2）から（11）までは法令がずっと並べておりますが、法令をクリアすれば認めるということかどうか伺いたい。

第9条にある「同意をしない」という意味を伺いたい。同意をしないとは認めないということかどうか伺いたい。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

今、森議員がどちらかという伊豆市は太陽光発電を全面的に反対するかのよう、ちょっと御指摘がございましたけれども、先般申し上げましたとおり、私どもは国が進めようとしている太陽光を含む新エネルギー事業に十分な公益性があるし、それは当然理解し、伊豆市としても当然それは条件の許す範囲内で推進しようと思っているわけです。

つまり、日本という国のエネルギー政策を新エネルギーのほうを相当ふやしていくということは、国民の利益にかなっているわけです。公益性があると私たちも考えているわけです。と同時に、私たちには、自然の良好な景観を維持するという公益、それから安全対策という公益、このそれぞれの公益のバランスを図りたいということ、ここで申し上げます。

したがって、この条例をつくったときにも、景観まちづくり条例とか森林法とか自然公園法、その他あります。例えば、災害でいけば、急傾斜地とか土砂災害に関する法律、そういったものの理念をこちらに反映させる形で条例をつくったということでございます。

そこで、市長の裁量にならないように、ここはいいけれどもここはだめということではなくて、そういったほかの法律とか先行事例を総合的に勘案して、市長が上程し、議会の皆さんに御同意いただければ、伊豆市としての姿勢を示したいということでございますので、こっちがだめであっちがいいという条例ではございませんので、それぞれの公益のバランスをとる条例ということでございます。

詳細について、市長政策監から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

まず、小規模発電における市民の迷惑を考えていないということでございます。よろしいでしょうか。

まず、現在土地利用指導要綱というものがございます。こちらでは、1,000平米以上の事業でございますが、太陽光発電施設を住宅地に隣接及び近接する区域では行わないことと指導しております。

また、既に制定されております景観まちづくり条例、こちらでございますが、こちらにおきまして、市内の主要な国道、県道の中心から両側1キロメートルの範囲につきましては、小規模な500平米以上の太陽光発電施設についての届け出が必要となっております、その中で、色の基準や反射への対応、敷地境界への植栽等の目隠しなど、景観形成基準を定めておりまして、この基準に適合しない場合は、勧告や命令を行うことができますとしております。

次に、自治会が了承してもこの条例は適用するかの御質問でございますが、今回の条例は伊豆市の景観や自然環境の保全、それから土砂災害防止の観点から、一定規模以上の太陽光発電及び風力発電事業については、地元の自治会の皆様の御賛同を得られたとしても、市としては同意できないと判断しております。

次に、第6条、道路景観軸ですが、こちらにつきましては、市内の主要な道路であります国道136号や414号、それから伊豆縦貫自動車道、伊豆スカイライン、主要地方道などの道路について、これらを景観軸として定義しております。この道路景観軸は、伊豆市まちづくり景観条例で定義されているものと同じでございます。

次に、抑制の意味でございますが、抑制の意味は文字どおり抑制なのですが、これ以上の一定規模以上の太陽光発電施設の設置を求めないという意味でございます。

それから次に、景観まちづくり重点地区はどこかということでございますが、それとこれは禁止区域かということでございますが、まず、景観まちづくり重点地区につきましては、3月19日に議会の全員協議会のほうでも資料をお配りしておりますが、修善寺温泉・桂谷地

区となっております。

また、重点地区は、景観まちづくり条例の第15条の中で、「景観計画区域のうち重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区」となっております。このように、景観形成を配慮すべき地区という認識でございます。

それから、第7条の2号から11号の法令ですが、法令をクリアすれば認めるかということですが、まず、条例の第7条第2号から第11号までは、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域として関係法令に規定しております区域を列記したものでございます。豊かな自然環境を有していること、歴史的、郷土的な特色を有していること、土砂災害や自然災害が発生するおそれがあることなどから、市としてその区域に該当する箇所での発電事業は抑制していくということを意味しております。

ただし、各法令をクリアすれば認めるかということにつきましては、仮に各法令をクリアした場合は、市が同意しない事業が進んでしまう可能性は否定できません。

最後に、9条の同意をしないという意味を伺いたいということですが、これは、伊豆市の景観や自然環境の保全、土砂災害防止のため、事業区域の全部または一部が再生可能エネルギー事業を抑制する区域内に位置するときは、伊豆市としては賛同することはできないという意思表示になります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） きょうはたくさんの方が同じことを質問してくれると思うんで、余り言い過ぎると後の方に御迷惑をおかけしますんで、ちょっと絞って質問します。

確認事項。500平米以下はどうも住宅地の中へはつくらないと、つくらせないということというふうに理解してよろしいでしょうか。再三言いますけれども、住宅地の中につくると大変迷惑する場合があります。

それから、土砂災害について、もしこれを建築申請というのをするんだらうと思うんだけど、もしやるとするとね。その場合、伊豆市とか県のほうは、例えば砂防ダムをつくれとか、調整池をつくれとか、そういう指導はするのかな。

それから、景観についてですけれども、あのニュータウンの下の1点に絞ります。ここは、国道ないしは横瀬から上神戸までの間からはほとんど見えないところだと思うんですけども、景観もやっぱり影響するのかな。

以上、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） 500平米以下はつくらせないということかということではなく、先ほどの説明にありましたとおり、1,000平米以上の場合には、指導要綱の中で住宅地に隣

接、近接する場所では行わないということを指導しているということでございます。

それで、500平米以上については、景観まちづくり条例の中で、先ほども申し上げました道路の1キロの範囲においては、届け出が必要になるということでございまして、500平米以下はつくらせないというようなことではございません。

それから、各法令に関するところでございますが、今回の条例案につきましては、いわゆる技術的な基準を設けたものではございませんので、例えばそういった防災設備等の設置が必要となるかどうかというのは、それぞれ関連する法令等によるものと考えてございます。

それから、今回の修善寺温泉の横瀬地区のところは、景観上見えないのではないかとということでございましたけれども、この重点地区は、地域の皆様とともに重点地区というのは区域を決めたという経緯がございますので、見えないから景観に影響がないというものではないのではないかとということでございます。また、当然見えない場所でも、山間部におきましてはやはり土砂災害等の影響が否定できないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ちょっと質問の趣旨から外れるかもしれませんが、市民部長にお聞きしたいんですけども、例えば年間10億円の売電量があった場合、売電量だけじゃ決められないかもしれませんが、どのぐらい伊豆市に税収が入ってくるか、そんなことは考えたことはありませんか。まず、それが1点。

それから、景観地区みたいなのは、地域の方と決めたと申しますけれども、そこに関しても地域の方が入っていたんですかどうかわきたい。

○議長（三田忠男君） 税の問題は、委員会のほうで細かく質問していただければと思います。

○15番（森 良雄君） では、委員会で質問しますから。

○議長（三田忠男君） その2番目のことについてお答え願えますか。

○15番（森 良雄君） 後の方がいますから、きょうはここで終わりにします。

○議長（三田忠男君） これで、森良雄議員の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について、質疑をさせていただきます。

これ、簡単に書いてあるんですけども、まず最初に、第9条に同意の制限とあるわけですけども、ちょっと確かめたいんですけども、事業区域の全部または一部が抑制区域に位置する場合、抑制区域というのは、この第7条に書いてあるわけですけども、市長は同意をしないものとするところということなんですね。ただし、ただしですよ、太陽電池、太陽光、再生可能の場合ですね、太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以下の事業ということですけども、まずお伺いしたいのは、この太陽電池モジュールというのは、これ、モジュールというのは余り聞いたことがないんですけども、大体どういう意味なんですか。パネルのことを言っているんですか。太陽電池モジュールの意味をお伺いしたいんです。

それが1点と、それから、総面積が1万2,000平方メートル以下ということなんですけれども、1万2,000平方メートル以下は同意しないことはないよと、こういうことなんだと思うんですけども、この1万2,000というのはどこかに根拠があるんでしょうか。何で1万2,000平方メートルにしたのか、ちょっとお伺いいたします。

それから、2番目の第13条に「指導、助言又は勧告」という見出しがありますけれども、要するに、届け出をしないとか、虚偽の届け出をするとか、または同意を得ずに事業に着手したときは、指導、助言とか、または公表するとか、勧告するとか、そういうことなんですけれども、さっき森議員もおっしゃっていましたが、この指導、助言または勧告というのですけれども、ただ単に指導、助言するだけで、さっきもお話がありましたが、ソーラーパネルの業者が「そんなの、おら知らないよ」と言ったら、やることができるんですか、どうですかということをお伺いしたい。要するに、強制力がないと、そういうことですか。ということをお伺いしたいと思います。これが2点目。

それから、3点目、附則ということですけども、附則に施行期日とありますけれども、この条例は、平成30年10月1日から施行するとありますけれども、何で10月1日からとしたんでしょうか。これを、どこか見たら周知期間とか何か書いてあったのですけれども、とにかく10月1日から施行すると、要するに10月1日以降、事業着手するのはだめだよということだと思ってしまうんですけども、この届け出が60日前とどこかに書いてありますよね。ということは、7月31日か8月1日かわかりませんが、それまでに届け出をすれば、これは、もうやってもいいんでしょうかということ。先ほどの指導、助言または勧告にもかかわってくるんですけども、どういう法的意味があるかということが2番目です。今のは、10月1日から施行するという、このことを説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市長政策監に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） それでは、まず、太陽電池モジュールは何かということですが、これは議員御指摘のとおり、パネルのことです。

それから、面積1万2,000平方メートルの根拠ですが、こちらにつきましては、電気事業法によります工事計画の届けの提出義務があるのは、発電出力が2,000キロワット以上の太陽光発電は、こういったものの手続きが必要になってきておまして、その点からこの2,000キロワットというのは、一つ標準的な単位として今回の条例の根拠といたしました。実は、この2,000キロワットというのを発電するために必要な太陽電池のモジュールでございますが、これが換算しますと、面積が1万2,000平方メートルというふうになるようでございます。

したがって、これを基準とさせていただいたもので、これは他の地区の先行した太陽光発電に係ります条例を制定したところと同じ数値となっております。

それから、届け出をしないなどの指導、助言、勧告、こういった場合の効果、強制力があるのかということですが、こちらにつきましては、勧告に従わない場合は、例えば事業者の氏名や住所、勧告の内容を公表することができるとしております。また、その公表内容につきまして、FIT法といわれる太陽光発電の事業に関わる上位法でございますが、これを所管する経済産業省への報告もすることとなります。

公表の内容によっては、FIT法に基づく事業認定の取り消しになる可能性もあるという効果はございますが、強制力といった点では、これらをもって何かしらの強制力がということまでは言えないのかなと考えております。

それから、次に、施行期日を10月1日とした理由ということですが、こちら先ほど議員のほうから周知期間ということがありましたので、まず周知期間を確保するということで、10月1日とさせていただきます。

その前にそういった、こちらの条例の適用前に、土地利用に関する申請等が出た場合はどうなのかということですが、施行日が10月1日ですので、それ以前には当然その前の法令、手続きがまだ有効でございます。したがって、もし10月1日以前に提出がされれば、申請があればその申請については対応するということにはなりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

大体わかったんですけども、ほかの情報をちょっとお伺いしたいんですけども、適用事業というのが第6条にありますね。適用事業は、発電出力が10キロワット以上の事業、面

積が1,000平方メートル以上のものは、これが適用すると。届け出をしなさいということになっているわけですが、これもどういうわけかということにしたのか、ということが1点。

それから、先ほども話が出ましたが、道路景観軸の道路中心線から両側1キロメートル以内のものは、これは6条に書いてありますけれども、道路線がいろいろ書いてありますけれども、道路線の中の両側1キロメートル以上のものは500平方メートル以上と。これもどういう根拠でこういうことをお定めになったのかをお伺いします。

それから、去年の3月ですか、景観まちづくり条例というのが定められましたが、ことしの3月に、修善寺温泉・桂谷地区を景観まちづくり重点地区に指定しましたというのは、パンフレットがあって、私もらったんですけれども、この重点地区に先ほど、要するに修善寺温泉場の入り口、ガソリンスタンドの交差点のところからずっと上に、桂谷にかけてということなんですけれども、その中の、ABCゾーンとありますね、Aゾーン、Bゾーン、Cゾーン。この場合は、地上に設置する太陽光発電施設は、施工区域の面積が100平方メートル以上のものは届け出対象となると、こう書いてあるわけですが、これは整合性としてはどういうことになるのでしょうか。これを1点お伺いします。

それから、先ほどの効果のお話ですが、指導、助言または勧告の効果ですが、強制力はないというお話ですね。例えば、強制力がないといたら、ただ県に届けるとかどこに届けるとか公表するとかいうお話もありましたけれども、それでも業者がやるよと言うたら、どうするおつもりですか。この条例の意味が。では、いいですかということになっちゃうんですね。ただ勧告したよと、何したよと。強制力がなきゃ、勝手にやっちゃってもいいのかということになるわけですが、それはどうなんですか。何か市としての対抗策とか、何もないんですかね。どうでしょう。そこら辺をお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 法的強制力のほうだけ、私が今現在聞いている範囲内でお答え申し上げたいんですが、ある方からは、こういった規制は財産権の侵害ではないかというような御指摘もありました。財産権であっても、御存じのとおり土地利用を規制する法律は幾つかあるんですが、したがって、その土地利用に関する、それが森林であれ、防災であれ、いろんな制約にかからない限りは、手続、ここを土地を使うという手続は現時点でとめることはできません。

それで、私が今聞いている範囲内では、まだ法制化といいますか、制度の運用がどこまで進んでいるかわかりませんが、国会のほうでは、この地方のこういった動きを大変重視をされていて、土地利用ではなくて、FITの適用のほうでというような声もあるようです。そうすると、例えば、何十ヘクタールの太陽光発電を自分が土地を買ってつくる、しかしFITの適用はできません。ということが将来あり得るのかもしれない。これ今国会の中でど

の程度動きがあるのか承知しておりませんが、そうするとなかなか太陽光発電を事業としてやろうとしている方にとっては、大きな法的影響が出てくるのではないかと考えておりますが、これは全て私が現時点で耳にしているということです、そのようなことで御理解をいただければと思います。

土地利用に関しては、法的強制力、とめる状況には現在ございません。

○議長（三田忠男君） 市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） それでは、まず、第6条の届け出の規模の根拠についてということにつきましては、電気事業法第38条におきまして、「電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物」というのがございます。これに定義されているもの、規定されている発電設備があるのですが、この中にバイオマスというのがあるんですが、このバイオマスの出力が10キロワット以上のものとなっておりますので、これを使わせていただいております。

面積につきましては、土地利用の事業の承認に必要な面積が1,000平米以上ということになっておりますので、この規定を使っているところでございます。

それから、先ほどの景観まちづくり条例に関する届け出のところに書いてある面積と今回の面積の違いで、その関係はということでございますが、これはそれぞれの条例に基づく届け出が必要となります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今、市長のほうからお話もありましたけれども、現時点じゃとめる手だてはないと、こういうお話ですね。

では、一つお伺いしますが、修善寺温泉景観まちづくり条例とありますけれども、さっき言いました100平米とか何かありますけれども、これは今度のソーラーパネルだけでないやつですけれども、これも有効だと思えますけれども平成30年3月指定、伊豆市とありますけれども、このことについてお伺いしますけれども、いいですか。これ関連するから。

これについて、これも守りなさいよと、そういうことでよろしいですか。要するに、これね、景観まちづくり重点地区というやつですけれども。これは条例でも何でもありませんよね。これはどういう効果があるんでしょうか。この効果というのを聞きたいんですけれども。こっち電気のほうのが優先するということですか。自然環境等と再生可能エネルギーということ。要するに、これの扱いですよ。どっちを優先して。例えば、100平方メートル以上。私さっき言いましたけれども、A、B、Cゾーンは100平方メートル以上のソーラーパネルについては届けなさいよとなっているけれども、こちらは届け出は500になっていますよね。そこら辺の整合性というか、これはこれでやりなさいよと、そういうことですか。よくわからないけれども。そこをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 7条に、制限区域でまちづくり条例が入っていますね。関連ということで、お答え願えますか。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） 景観まちづくり条例、こちらについては、当然景観を主体とした視点において、地域の景観を保全したり維持したり、場合によっては整理していくというようなものを考えていくものでございます。

今回の太陽光発電については、今言いました景観も含めて、そういった自然環境や生活環境への影響、そういったものを考慮してやっていくということでございまして、それぞれ目的がございまして。

どちらかを優先するかということではなくて、当然二つの条例、今回条例が制定されれば、二つの条例になりますので、内容としては両方とも一緒にやっていただくということで、どちらかを優先するとかしないとかということにはならない内容でございまして。

○議長（三田忠男君） これで、西島信也議員の質疑を終わります。

次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 2番、山口繁です。

議長から発言の許可をいただきましたので、議案第53号についての質疑を行います。

発言通告書にるる書いて、これを読み上げて通告しようと思ったんですけども、これに関して市長は冒頭からお話もいただいておりますので、大体わかったようなところがございまして。

市長の先ほどの説明で、国策である再生可能エネルギーについての推進というのは、公益にかなうものであるというのが、一つ。

それから、そうは言っても、自然環境を守るということも公益性もあるし、それから、市民の安心安全を守るということも、それをバランスをうまくとってやっていくんだよという、そういう条例をつくったということですから、そういう理解をするという意味では、通告書に書きました上から11行目まではカットいたしますが、一つだけ、この通告した内容でお聞きをしたいんですが、新聞報道で結構にぎやかになっているんですが、既に法令に基づいて準備を進めている事業者が複数あるというように聞いています。

それで、この条例は、その事業者との共存を目指すのか否かと、その点について伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 本条例については、特定の地域、特定の時期を考慮に入れたものでは

ございませんので、現に動いている事業者さんに特段の配慮をしたものではございません。

オリンピック・パラリンピックのように、2020年にある大きな事業がある、そこを考えながらやらなければいけない事業のような特殊性があるものについては、条例その他、施策のときにある固有の事業を考えることもあるかもしれませんが、本事業において、A社さん、B社さんの動きを配慮しながら、時期、内容を決めたというものではございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 特定の事業者を排除という趣旨での条例ではないということですが、日日新聞で、大々的に伊豆半島のメガソーラーの状況について報道がされていまして、その中にも伊豆市の状況、既にもう動いているところもあるし、予定しているところもあるみたいな、そういうのがありました。で、その一連の大きな記事の中に、市の担当者の弁として、今回条例を制定するということに関しまして、条例でどこまで規制できるか不安もあるという、こういうコメントを出しているんですね。担当者のコメントというよりも、あるいはこれは執行部が言わせているというように僕は理解しているんですけども、こういう言葉の印象から、何か特定の事業者の排除条例じゃないかという、そういう感じを受けたものですから、こういう質問をしたわけでありまして。それについて何かありましたら、またお聞きしたいということが1点。

それから、もう一つは、そもそもこの条例をつくるときに、これも同じく新聞報道の中にあっただすけれども、市長は必要に応じて抑制区域を指定するということで動き出していたということなんですけど、結論から先ほどこれは市長が言いましたように、市長の裁量で物事が決まるというのは避けたほうがいいと。ということから、いわゆる1.2ヘクタール、1万2,000平方メートルというようなことが出てきたと。これは、1万2,000の根拠というのは、先ほどちょっとあったように、2,000ワット、何でしたっけ、いわゆるそれは発電するというのは、パネルが1万2,000だよという、そういうような基準みたいな標準みたいなものがあってということのようなんですけれども、そのところが僕はわからなかったものですから、伊東やそれから下田や、今準備したり、もうできているのかな、富士宮なんかもこういう同様の条例で規制等をかけているという感じなんですけれども、どうも急ぎ仕事で横並びで条例をつくったという、そういう印象が物すごく強いものですから、そういうことではなくて、市の独自性みたいなものはその中に入れることはできなかったのかなという思いがありましたけれども、何千ワットの発電の基準みたいなものがあって、それが1万2,000だということであるならば、それは一つの理解だなというふうに思っています。

ただ、1万2,000以下ならいいということですよ。こういうことが現実的かどうかわかりませんが、1万2,000を「超える」だから、1万2,000はいいわけですよ。1万2,000を、ある地区に、1万2,000、1万2,000、1万2,000、と何回かかけて時間差でかけてつるとか、同時でもちょっと離して1万2,000、1万2,000、を10個つくるというなことも

可能なのかどうなのか、この条例は、というようなことがお聞きしたいことの一つ。

それから、もう一つはジオパーク。調和を図るという意味では、ジオパークの認定ってかなり重要なことだろうと思うんです。これは3年後でしたっけ、4年後でしたっけ。再認定というのがありますけれども、これに関連してなんです。

景観条例というのは、市民の皆さんが通常の道路を歩いているときに見えないからいいということであるとか、観光客が来て見えないから、だからこれは景観にはかなっていないと。でも、ジオパークというのは、かなり壮大な昔からの世界で、上から見るというのがあります。上から目線じゃなくて、上から見るという、鳥のように見たときに、伊豆半島がこうなったときに、ジオがこんなところにあるのに、パネルのきらきら光るものがぼこぼこあるということは、本当にそれ、再認定のときにもかなうのかどうなのか。そういうことが仮にあったときに。これは、むしろ、だから、それをもっと規制しないと、ジオとの調和がとれなくなるよというような意味なんですけれども、その辺のお考えみたいなものというのをお聞きしたいということと。

もう一つは、この条例って強制力がないよねと。ということは事業者がもう全部この条例を無視して、どんどん進めちゃうと。住民の理解は得られたと。だから、どんどん進めますと。ということが仮に可能だとして、やっちゃいますよね。ただし、発電設備をつくるということに関しては進められるけれども、この条例の第2条の(2)にありますように、送電に係る電柱とか、送電線とかいうのは違うよと。ということは、どういうことかな。発電設備をいくら強行してつくったとしても、送電のための送電線であるとか、そういうものの敷設は、仮にこれは市の許可なのか何かわかりませんが、そこはできないよということになれば、全然意味のない設備になっちゃうんですよね。そんなところで規制をかけちゃうのかなという思いもあったりするんですけれども、この辺の意味をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 幾つか整理をしてお答え申し上げたいのですが、基本的に私の考え方で、もし制度についてでしたら、また部長のほうから答弁をさせますが、特定の事業者を排除する、あるいは特定の事業者を念頭に置いたものではないと申しあげましたけれども、さはさりながら、やはり、近傍の約50ヘクタールの事業が大変大きな社会問題になっているということは、当然意識はしております。

その中で、強制力とも絡むんですけれども、やはり、それからもう一つ、突然あるいはばたばた、富士宮とか伊東がやったからという御発言もあったんですが、あのころから市長会の中では、問題は出ておりました。太陽光発電がいろいろ出てきたけれども、本当にそれでいいのか。最終処分の技術もないらしいけれども、いいのか。やはり先行的に条例を入れられた富士宮の市長さんなんか、大変詳しくて、私も幾つか伺ったことがあります。

その中で、仮に大規模な太陽光発電が進んだとしましょう。とめられなかった。そのときに、例えば50ヘクタールという、平均的なゴルフ場の半分なんです。平均的なゴルフ場の半分のものが、20年間運営されてもうけていただいて、そのまま、仮に残ってしまうようなことが起こったときに、後世に物すごく大きなマイナスの事業を残すのではないかとということが、やっぱり市長としては恐れたわけです。

この10年間で、全然別の事業なんです、あるグループホームが倒産をされて、大変に困ったことがあります。それから、今、湯ヶ島温泉から要望も出ておりますけれども、本当はあの廃墟の旅館さん、所有者に解体責任があるんですが、あるところは所有者がどこにいるかわからない。ある件は所有者がもう解体する財力がない、そういったことでさえ、社会的問題になっているのに、ゴルフ場の半分程度の大きさのものが、ぼこぼこ国立公園の世界ジオパークの伊豆半島に残るということは、やっぱり避けなければいけないのではないかと。そういった意味では、特定の事業者というか、特定の事業なんです、相当これは公益的判断を入れなければいけないのではないかとこのように考えた次第でございます。

それから、では分割したらどうなるんだと。これも、私は必ずしも白紙的に決められるかどうかというのは現時点では詰め切っておりません。というのは、景観の問題には、四角い形が幾つも幾つも、10も20も並んで、全体を足せば20ヘクタールだけどいいのかという、これはさすがにやっぱり許しがたいだろう。しかし、景観の問題が、あるいは森林保全の問題がとりあえずなくて、防災上ということに、もしそんな事業が仮にあるのだとしたら、あるのだとしたら、小規模のものに分けてしっかり森林をあるバランスで置くというのは、ひょっとしたらないではないかもしれない。

広い面積を全部皆伐するのは悪いというのは、当然これ、どんどん土砂が流れるわけですから。これなら森林がむしろ維持できる、健全に維持できるという事業が仮にあるのだとしたら、そういった事業は、全面的に禁止しない可能性もあるのかなと。ここは、具体的に詰めていませんからわかりませんが。したがって分割の問題というのは、内在していることは承知していますが、今どういう対策をとるべきなのかについては、まだ詰め切っておりません。

それから、ユネスコ世界ジオパークとの関連も、実はなかなか難しく、ユネスコの世界と日本の国民の価値判断と合わないことがございます。御承知のとおり、伊豆半島の場合には、それが一つの課題にもなってしまいました。そこで、ユネスコのほうでは、どちらかというとエネルギーは化石燃料を排除するほう、それから多くの先進国では、核エネルギーも排除するほう、の中で、新エネルギーというのは重視している国が多いと思います。そうすると、新エネルギーは推進すべきであるという国、あるいは国民も多いのだろうと思います。ただ、その中で、日本というこの国、そして観光地である伊豆半島において、新エネルギーの推進と我々の地域財産のバランスというものを考えると、今回上程させていただいたところというのが、バランスとして適切ではないのかと、市長としては判断をさせていただいて

おります。

○議長（三田忠男君） 市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） 先ほど、第2条の太陽光の場合の附属施設、電柱等はそういったものは除外されていますよという話ですが、ここで想定しているのは、例えば山間部にそういったものを設置されたときに、どうしても電気を供給する、要するに電力会社に供給するために、どこかの電力に接続しなければならないため、そういった形が要ると、例えば、電柱を建てたり電線を通したりする業務が出てまいります。そういったものは、もし太陽光の計画がなければ必要ないわけであるため、ここでは特にこういった書き方しております。

それで、また今の一連の事業の考え方、市長が今申し述べましたが、ちょっと付け加えさせていただきますけれども、例えば、施工年次は変えているけれども、同じ事業者が同じ事業をして、継続的に施工する区域、また事業地が点在はしても明らかに一体として事業をやっているというふうに考えられるものについては、これは一団の土地としてみなすことになるのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 大体よくわかりましたみたいな話で、これ以上言うと何か意見を言っちゃいそうなものですから、質疑にとどめさせていただきますが、質疑ということで2点申し上げます。最後のものですね。

一つは、送電線のルート、送電線の関係であります。幾ら設備つくっても、東京電力になるのかな、そこへとつなげていくということがなければいけないけれども、既存の事業者に対して、その送電のルートまで、事細かに市の当局は結構御指導されたという、そんな事実も聞いております。

多分、何もルールがなければ、既存の条例も何もないければ、聞かれれば、今の法令なり何なりで、きちんと答えるというのが職員の仕事だから、そうせざるを得ないと思うんですけども、仮にこの条例で事業者、とにかく会社の命運がかかっているというような感じを受けているんですけども、そうなったときに、そこまで指導してくれたのに、この条例でアウトかよという。この辺のあたりの行く末をどういうふうに考えるのか。損害賠償みたいなものがあるのかないのかというのは、よくわかりませんが、その辺を1点。

それから、もう一つは、この条例のありよう、立ち位置というのはよくわかったんですけども、これは僕は全く素人だからわからないんですけども、いわゆる同意の制限のところの抑制区域ということを設定して、それをどうするかということを行っていますけれども、規定しているんですが、これには、太陽光発電と風力発電に関してはそういう抑制区域を設けますと。けれども、再生可能エネルギーには、地質発電もあるし、もう一つありましたよね。バイオマスがあります。これがどんな設備なのかよくわからないんですけども、これは抑制区域の中とは全く関係なくていいよということになるのかどうなのか。その辺をちょ

っとお聞きしたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） 先ほどの現在協議を進めている事業者のお話、御質問がございました。

確かに細かく指導、助言をした経緯があるというのは、私も聞いております。それはやはり適切なものやっていたと進めていたのと、一方でやはり今回の条例の制定の趣旨を考えると、地域の安全を保つ、そういった思いの中で、それぞれの一見相反するような内容でございますが、そういった中で進めてきた経緯があります。

ただ、これは、例えばこういったものが事前に周知しておけばよかったのではないかなというように、御意見もあろうかと思いますが、やはり特定の方に対して特定の情報が出て、それが事業に影響するというのは、まさしくこれは、公平性に欠けるものだというので、その辺は我々としても、やはりまだより具体的になっていない状況、検討中の状況については、お示しできなかったという経緯がございます。

もう一つ、太陽光発電それから風力発電以外のものということでございますが、これにつきましては、要するにバイオマスとか地熱とかそういったものでございますけれども、これらについては特に抑制区域に対する、抑制の対象にはならず、届け出は必要になりますけれども、一定の規模以上のものについては、条例に基づく届け出をしていただくということは考えてございます。

これは先ほどの話の中で、ちょっと戻るんですけども、今回条例につきましては、決して、市長が申し上げましたとおり、慌ててやったというような内容ではございません。昨年度から、比較的早い段階から、市の担当レベルで調整を図って、どういった方向でやっていったらいいかということをしつづめておりました。

そういう中では、やはり今後こういう問題が起こり得るのではないかとということを想定して、課題を整理したり、本当にこういったものを条例で抑制することがいいかというところも議論をさせていただきました。

その中で、メリットもありますが、デメリットもあるということ、またジオパークの問題で、自然環境というような伊豆半島全体の環境の保全というのは、やはり大きな自治体の役割ではないかというふうに考えたところでございますので、そういうところで今回条例を進めてまいったところでございます。

たまたまこういった時期に、伊東の問題等が出てきまして、その時点で我々も準備を進めていたところですので、今の市民の安全安心を考えると、この条例については進めていかなければならないのではないかという判断のもとで、3月には議会の皆様にパブリックコメントの実施について御説明申し上げました。

また、パブリックコメントでもやはり、さまざまな御意見が出ておまして、賛成の御意

見、一方慎重の御意見もございました。そういった中で他の法令上の問題等を踏まえて、その御意見を踏まえた中で、修正したものが今回の条例案となっているところでございます。

そういうところですので、なかなかの現在の進めつつある事業との影響というのはございますが、これまでの全体の傾向、経過から踏まえて、我々は進めてまいったところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 補足ですか。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 先ほど送電線の、市の職員が指導したという話なんですけれども、一般的にどこを通れとかいうのは市は指導しないと思ひまして、例えば、道路を通るなら道路占用、川へいくなら河川占用が必要です。そういう一般的な話をしたと思ひます。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで、山口繁議員の質疑を終わります。

最後になります。

次に、9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について、質疑をいたします。

4人目になりますけれども、委員会の審査を通じて、判断をしなきゃいけないわけですので、その条例の意図するところ、それからこの条例の効力の及ぶ範囲等、審査の前提として確認する必要があると思ひますので、質疑をさせていただきます。

1、この条例の上位法に当たる法律は何になるのでしょうか。また、それら、複数あるとしてですが、上位法との関係がどうなっているのかの説明をお願いしたいと思います。

2、第7条にある抑制区域において、「事業を抑制する」という文言があるわけですが、抑制とはどういう意味なのか、もう一度わかりやすく説明をしていただきたい。

3、第8条、第9条で、事業者に対する（届出・同意）と（同意の制限）というのがあるわけですが、「同意しない」ということは、どういう効力を意図して、実際に同意しないとなった場合に、どのような影響、実影響というか、どういう事象が起こるのか、どういう影響を想定しているのか、というのを現時点でお答えいただきたい。

4番目、15条で、必要な事項は規則で定めると、一般的によくあることなんですけど、この条例の場合、この規則の中で、どのようなことを定めてあるのかということがわからないと、この条例本体の判断にも影響してくるかもしれませんので、規則の中ではこういうことを定めていますよ、定めますよというところを、今の時点でわかったら教えていただきたい。

5番目、本条例は、文言の中にあるように、調和に関するものというある程度緩やかな表

現になっているわけですが、ここで該当する事業が原因で、今後土砂災害や健康被害などが仮に発生した場合、その損害賠償の責任はどうなるのか。これと直接関係ないですけれども、実際に実害が出た場合にそれがどこで担保されるのかというのは、心配なところにもなってきます。他の法令での対応ができるのかなど、現時点でどう考えればよいか、説明をお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

3番について、私からもう一度確認をさせていただき、そのほかについて、市長政策監から答弁をさせますが、やはりこの条例をつくる効果、これは市長としても気にしているところ です。

行政官としての市長の裁量ではなくて、議会の御承認をいただき、条例にすることにより、伊豆市民としての意思を示すという条例なんです。現時点において、ほかの法律、森林開発だとか土地の利用だとか、そういったものをクリアすればつくることは法的にはとめられない、そのとおりでございます。

他方、FITのほうを見ますと、法律の遵守とそれから条例の遵守という項目が入っているんです。その条例の遵守というものが、今回我々がつくろうとしているような、いわゆる市民の意思を示す理念条例のようなものまで含めて、条例の遵守というものが、条件になるのであれば、ものはできるけれどもFITとしては採用されない。仮にそのような状況が起こるのであれば、大規模な太陽光発電、我々が抑制したいところでの開発そのものも抑制できるかもしれないとは想定しています。

ですから、逆に言えば、伊豆半島では考えにくいんですが、アルミ製錬のように相当大きな電気エネルギーをみずから使うところは、FIT無視でもできるのかもしれませんが、余りそこは伊豆半島では想定しにくいのかなと。

そうすると、これによって、国のほうのFIT採用に影響があるのかなのかというところが注視しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） それでは、今市長のほうから3番の回答がありましたので、私は残りの御質問について回答させていただきます。

まず、上位法ですが、市長の発言にもございましたFITという言葉でございます。これは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」というのが正式名称でございます。これが制定されておまして、これが今回の条例の上位法に当たる内容でございます。関係については、先ほど市長からございましたとおりです。

2番の抑制区域の抑制、これも前の議員の方からも御質問があったとおりでございますが、条例の制定趣旨が再生可能エネルギー発電事業を活用しつつ、市内の美しい景観や自然環境を保全し、また土砂災害等から市民の生活環境を保全するというににあります。これらの景観や自然環境、土砂災害等に影響のある区域に関しては、市として一定規模以上の再生可能エネルギー発電事業をこれ以上望まないものとして、事業を抑制したいということでございます。

それから、4の15条でいう「規則で定める必要な事項」というのは、ということでございますが、今回の条例でおおむね必要な事項を全て条例のほうに定めておりまして、規則におきましては、条例に規定する届け出や報告、通知に関する様式、それから事務手続に関する規定、というようなものになる予定でございます。

最後に、賠償責任という御質問でございます。

まず、今回の条例では、事業を開始する前に必要な書類を届け出いただき、市長の同意を得なければならないという内容でございます。この中で、市がチェックする項目は、まず抑制区域の中か外か、事業規模の確認、地元自治会や近隣関係者への説明状況の確認、管理方法についてなどを審査して、適合すれば同意ということになります。

一方で、技術的な基準、防災基準等がございますが、これは現在も運用しております土地利用指導要綱によって審査を行うこととなります。また、一定規模を超える事業につきましては、県の林地開発許可制度により審査を受けることとなっております、どちらも施設の審査基準がございます。条例では、技術的審査までは要求していないことから、同意による賠償責任とまではならないのではないかと考えているところでございます。

健康被害でございますが、健康被害についてはやはり施設の技術的な要因によるものが考えられますので、この点からも条例の同意が賠償責任の対象にはならないのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 上位法はFIT法ですということですので、さっきの市長の説明からいくと、こういうことかなということですが、要するに条例とかにも、遵守しなさいということが書いてあるので、仮に伊豆市でこの条例ができて、それを遵守していないという事業があった場合には、要するにFIT法の中の主に太陽光発電で発電した電力の固定買い取り価格のところに影響してくるということで、安定した価格で、ある程度一定の価格で買い取りがしてもらえなくなるということ、要するに事業性が、事業としての利益が確保できなくなるということの意味で、そこに影響してくる可能性があるということを行っているのかということが一つ。

それから、上位法との関係ということと言うと、先ほどの質疑の中でもあったんですけれ

ども、この事業がここから行われようとする、太陽光発電なりの事業がこの条例に合っていない場合には、電気事業法のほうの、FIT法じゃなくて電気事業法ですけども、経産省からの太陽光発電の事業の認定とかには影響がないのかということ。報告をする、違反しているというか条例に合っていない場合には報告をしますということがさっきの説明の中に、一カ所あったと思いましたので、それも報告をするだけで、経産省のほうがそれをもとにして太陽光の発電事業の認定を取り消すとか審査するとかというのは、そちらのことでしょうけれども、そういうことにも影響する可能性があるのかということです。

FIT法で買い取り価格に影響するのかということと、電気事業法のほうの太陽光の事業のほうに影響がないのかどうかということをお願いします。

それから、4番のほうで、規則には様式とかですよということだったんですけども、私の聞き方が違っていたかもしれないので、答えられたらいいですけども、これ以外の要綱とかほかのものの中で、例えばですけども、設置場所の条件とかもう少し細かく書いてあるものが別にあるのかどうかということを開きたかったんです。

それから、災害とか健康被害の部分ですけども、要するにこの条例に違反したから、仮に事故が起きてても損害賠償の責任云々ということにはならないよという説明だったと思うんですけども、ということは、仮に大雨が降って、一番懸念されていることが、開発地の周辺、主に下のほうということになると思いますけれども、何十年かに一度の大雨が降った場合に、全く普通の自然災害として取り扱われてしまうのか、そういうことなんです。

その辺の、要するにこの事業と災害が発生してしまった場合の関連性というのを、この条例では恐らく規定していないし、そこには及ばないと思いますので、その場合は、どこで安全とか保障とかそういうのが担保されると想定されるのか。全くの普通の自然災害と同じように扱われてしまうのか。その辺を確認させてください。

何点かありますが。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず私から法的な効果のところだけ、もう少し広げて申し上げます。ほかは政策監から答弁させますが。

私は市役所で見たか外で見たか記憶がないのですが、かなり、もう何十ヘクタールという太陽光発電の事業構想にもなっていない地図を見たことがあるんです。伊豆市内です。それを見たときに、「うわあ、これは、もし事業化されたら大変だな」と思った記憶があります。そのとき私は県の森林審議委員になっていましたので、とめる手だてがないことも承知をしていました。それで、これはどうしたら抑制できるだろうかと、こう考えていたんですね。それが大きなこういった事業に関する関心の一歩目です。

その後、FITの買い取り価格が下がってきましたので、これで相当ブレーキがかかるだろうかと予期していたんです。ところが、減らない、開発圧力が下がらない。ここ一、二年

を見ていても。そうするとやはり条例化する必要があるのかなというようなことを考え始めたのが、ちょうど伊東市のあの件が話題になり始めたところで、これは偶然なんです、時期的に重なってまいりました。

したがって、そのようないわゆるこの事業に自分が直面する何年かの経過を経て、今条例化する時点に来ているんですが、そこで、改めてFITというのを見ますと、条例の遵守という規定があると。もしこれが、今回のような住民の意思を表明するような条例も適用されとなれば、FITのほうで事実上、採用できないという環境になるかもしれない。したがってなんです、したがって、これをやるときには、相当抑制区域というものは精選されてなければいけないだろうと。このように考えたわけですね、この条例案が担当部から出てきたときに。

そうしますと、中にあるとおり、国立公園だとか、土砂災害とかでもう危ないと言われていたりとか、あるいは我々みずから決めたここは景観重点区域ですよと。さすがにこれを列挙してあるところを見ると、ここは、伊豆市としては、仮に今より法的な影響力が強くなっても、市民の利益としては御理解いただくのではないかと、このように判断をさせていただいた次第でございます。

○議長（三田忠男君） 市長政策監。

○市長政策監（田村英樹君） 先ほどの関連法で、電気事業法の話がございました。すみません、こちらについてはちょっとどういうふうに関連するかというのは、明確にわかりませんので、これは委員会でのときに御報告させていただきたいと思っております。

それから、規則以外の要綱ということでございますが、現在のところ、内容としては届け出に必要な書式、特に先ほど申しあげましたとおり、確認すべき事項がわかるような内容として条例はできているのではないかと思います。当然、運用に必要なものについては、何らかのものが必要と考えてございます。これにつきましては、今後条例が制定されれば、そういったものも用意すること、そういう準備をしてみたいと考えております。

もう1点、自然災害があった場合、その影響はどうか云々というような、これはなかなかちょっと、例えば、難しいところがございます。直接、その施設によって災害がもたらされたということが明らかになるような現象があれば、恐らく施設が原因という災害ということは言えるかもしれませんが、おおむねこういった自然災害等はさまざまな要因が関連して起きますので、それ自体が直接的な影響があるか、間接的な影響というのは否定はできませんが、その辺の影響の度合いを確認するのは、やはり災害の内容を見てみないとわからないし、その判断というのは、非常に難しいところがあるかもしれないというふうな現状です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） この太陽光発電の問題というのは、要するに、再生可能エネルギーをある意味国の施策として進めるといふことの利益と、それに相反する不利益とのバランスを、

まさに調和をとることが必要だと思ふんですけれども、住民の方の懸念というのはやっぱり何か災害が起こるんじゃないかということが一番心配で、だからこそ反対運動とかが当然起こってくるということだと思いますので、その辺をどこで担保してあげるのかというのを、確認はやっぱり必要なのかなと思いますから、その辺のお考えというのを、もう一回委員会までに整理していただけるとありがたいです。

それから、4番のところ、必要な事項がほかにあるかというのは、多分私の認識の間違いで、各森林法とか地滑り防止法とかそっちに入っている細かい項目の中で、今ここに数字として出ていないけれども、斜度が、例えば傾斜が30度以上のところには何か造作をしてはいけないとか、今回の太陽光の設置に関するもので、直接数字的な細かい条件が絡んでくるものがほかにあるんだと思ふんです。それらを何か、委員会の審査までに、ここはこういう数字が関連してくるよというものが、主なものがありましたら、ぜひ資料を用意していただくと、審査の役に立つと思ふんですので、それをお願いして、質問を終わります。

○議長（三田忠男君） 答弁はよろしいですか。

○9番（青木 靖君） いいです。

○議長（三田忠男君） これで、青木靖議員の質疑を終わります。

次に、議案第56号について。

15番、森良雄議員。ここで取り消しをしてください。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第56号 伊豆市税条例等の一部改正について。

ボリュームが非常にありますね、実に55ページありますよ。わかりやすく具体的な説明を求めますというふうに書いておきましたけれども、きのうまでに市民部長と税務課長から詳しく説明いただきましたもので、もし説明するのだったら簡単で結構ですので、よろしくお願ひします。

○議長（三田忠男君） 取り下げない。

答弁を求めます。

○15番（森 良雄君） 取り下げます。

○議長（三田忠男君） 取り下げることですので、よろしいでしょうか。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第57号までの7議案については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎議案第58号の質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第11、議案第58号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更す

る規約についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論のある方は、挙手をお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論がないと判断いたします。

ただいまから、議案第58号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について、採決を行います。

お諮りいたします。議案第58号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第58号は可決されました。

◎議案第59号～議案第61号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第12、議案第59号 市道路線の認定についてから日程第14、議案第61号 市道路線の変更についてまでの3議案を議題といたします。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第59号から議案第61号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

次の会議は6月28日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 0時03分

平成30年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第6号)

平成30年6月28日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算(第1回)
- 日程第 2 議案第49号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 3 議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 4 議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第52号 伊豆市防災会議条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第54号 土肥町特定環境保全公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第55号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第56号 伊豆市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第57号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第60号 市道路線の廃止について
- 日程第13 議案第61号 市道路線の変更について
- 日程第14 請願第 1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願
- 日程第15 請願第 2号 天城湯ヶ島地区の危険空き家・構築物の撤去に関する請願書
- 日程第16 請願第 3号 リハビリテーション中伊豆温泉病院に関する請願書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第15号 専決処分報告について(著作権の侵害に伴う和解及び損害賠償額の決定について)

追加日程第2 議案第62号 財産の取得について

追加日程第3 発議第 1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書

出席議員（16名）

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	市長政策監兼 総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	村井 克代君	産業部長	堀江 啓一君
建設部長	山田 博治君	教育部長	金刺 重哉君
会計管理者	城所 章正君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	稲村 栄一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎報告

○議長（三田忠男君） ここで市長及び教育長より報告の申し出がありますので、これを許可します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

ブロック塀等の緊急点検について御報告申し上げます。

6月18日に発生いたしました大阪府北部の地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、市では、市有施設についてブロック塀等の有無とその状況を確認するため、緊急の安全点検を行いました。

きのう27日までに把握できた範囲内で、学校以外の対象施設231施設のうち不適合と判断されるものが5カ所ございました。まず、旧八岳小学校のプール側で高さが2.2メートルを超えるものが1カ所、貸し付け地の中伊豆交番敷地、湯ヶ島の旧営林署跡地と湯道の計3施設で、必要な控え壁がなく、ひび割れがあるものがそれぞれ1カ所、そして松原公園の石碑に石のずれがあるものが1カ所でした。今回の点検は目視を中心として実施したため、基礎の深さや鉄筋の状況は不明ですが、不適合と判断された塀への対応につきましては、直ちに改善方法を検討し対応してまいります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、過日の第2委員会以後の教育委員会所管施設につきまして、経過報告と調査結果及び対応状況について御報告いたします。

文部科学省より県教委経由で教育委員会宛てに、学校におけるブロック塀等の安全点検についてという通知がありました。学校設置者は、小学校、中学校、義務教育学校の構造の塀または補強コンクリートブロック造りの塀について、耐震の状況、劣化、損傷状況に係る安

全点検を行うとともに、判断基準のいずれかに該当する場合は、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施するようとの内容でありました。

教育委員会では、6月22日に臨時の校長会を開催し、各学校長に対し学校校地内施設の点検と通学路の点検を教育委員会職員とともに現地調査を実施いたしました。その結果、小中学校、義務教育学校10校の学校施設については、不適合や何らかの対策が必要と思われるブロック塀は3カ所ございました。

1カ所は、中伊豆小学校のプール西側のブロック塀でございます。業者による点検を実施したところ、ブロック塀の高さはプール側から見ると148センチ、ただし裏側のシャワー通路側では下のコンクリート壁からブロック塀までの高さが3メートル、築20年以上のため目地にひび割れ等も確認されました。プール側には流し台が設置され、ブロック塀を支えておりますが、転倒防止対策が必要と判断し、ブロックを取り壊し、フェンス設置の安全対策工事の施工の準備作業に着手しております。

他の2カ所は、天城小学校への国道から校門までのわきの民家との境のブロック塀、また天城中学校の校舎と体育館へ行くところの通路のブロック塀であります。いずれのブロック塀も、控え壁がございませんでした。今後、速やかに業者による点検等の実施と対策を講じてまいりたいと考えており、その間、学校にも当該ブロック塀に児童生徒に近づかないよう注意喚起を行ってまいります。

なお、所管する市内6カ所の放課後児童クラブの施設及び13カ所の市内社会体育施設には、該当するブロック塀はございませんでした。また、通学路につきましても、教職員による点検を実施しております。昨日時点で特に問題となる報告は受けておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で報告を終わります。

◎議案第48号～議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）から日程第3、議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第48号及び議案第50号の2議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第48号及び議案第50号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）所管科目につきましては、補

足説明はなく、質疑を行いました。

質疑の内容として、道路の舗装修繕工事予算が5,000万円減額補正になった理由の質疑に対して、社会資本整備交付金の事業内示がつかなかったためです。国の重点施策が交通安全対策や長寿命化対策に重点を置いている中で、今回、市内3路線を直す予定で要望はしましたが、つかなかったものです。なお、小規模な道路の修繕の要望については、現地を確認して緊急性があるかとか、危険であると判断をした場合にはすぐに対応をしますとの答弁がありました。

質疑の後、委員間討議、討論ともになく、採決の結果、議案第48号所管科目は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）については、補足説明なく、質疑を行い、補正の内容についての質疑に対して、4月の定期人事異動に際し人事費の調整を行った経緯の説明がありました。

質疑の後、討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、議案第50号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第48号所管科目及び議案第50号の第1委員会委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第48号及び議案第49号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） おはようございます。16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第48号及び議案第49号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）所管科目について。

健康福祉部所管科目における主な質疑は、議案書59ページ、市民後見人育成事業委託料の81万円の根拠の説明を求めたのに対し、事業については今年度、三島市、伊豆の国市、伊豆市、函南町の3市1町合同で行います。81万円は、人件費40万円と事業費25万円が主な内容となっていますとの答弁がありました。

次に、議案書63ページの新こども園建設事業の測量調査委託料の説明を求めたのに対し、今回の補正は、こども園建設予定地の境界を確定するものですが、こども園建設予定地が加殿と日向の2つの大字にまたがる場所で、大字ごとにつくられている公図の合わない部分があります。この公図の合わない部分を調整する必要があり、その業務も含まれていますとの答弁がありました。

次に、議案書65ページ、生活保護運営事業のシステム改修委託料について、制度変更の説明を求めたのに対し、主な改修は生活保護基準の改定、進学準備給付金の創設、就労自立給付金の見直し、統計項目の追加への対応、介護医療病院の創設に伴う介護保険の様式変更などですとの答弁がありました。

続いて、教育所管科目における主な質疑は、議案書63ページ、修善寺小学校放課後児童クラブ建設工事で待機児童の質疑に対し、現在利用している児童数は通常4人から5人、夏休みで10人程度です。20人ぐらいまでは対応できる施設になりますので、待機児童はないと考えていますとの答弁がありました。

次に、議案書85ページのスポーツ用具購入費の詳細説明を求めたのに対し、修善寺カントリークラブからの寄附でスポーツタイマーを購入しますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討議、討論はともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第48号及び議案第49号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時47分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第48号から議案第50号までの3議案について質疑を行います。

これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案ごと通告順に行います。

初めに、議案第48号について、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

傍聴者の皆さん、全国の皆さん、なかなか伊豆市議会は質問すら難しいんです。待機児童の話が出ました。待機児童はいない。こんな議論がされているんです、伊豆市の議会では。しかし、隠れ待機児童はいるんです。隠れ待機児童、議員の皆さん、どういうことを言うのかわかっていますか。要は、希望するところに入れたい、これが隠れ待機児童なんです。ところが、この議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）は、主なものは人件費の増減なんです。当然、健康福祉部もこれは減らしちゃっているんです。一方で、人件費を削っておいて、隠れ待機児童が1名いるんだ。残念ながら第2委員会では隠れ待機児童

については議論していないようです。

それは、この予算書の主なものは、当初の事業計画と人員計画に乖離があったということなんです。伊豆市にはこども園や保育園に入所するために隠れ待機児童が存在します。隠れですよ。待機児童はいない。しかし、希望したところに入れたい、こういう子供はいるんです。どういうことになりますか。今、何でこども園や保育園に子供たちを入れたいのかといたら、お父さんやお母さんが働いている。だから家庭で見られないから何とか見てくれと。そういう保育園やこども園の要望ではないですか。隠れ待機児童、一々説明するのも毎年言っているんで、私も厄介だなと思うんですけども、こども園や保育園に入れる。次善の策として第2志望というのがあるんです。実態はどうなんですか。修善寺地区には4つですか、保育園があるからいいようなものの、それでも熊坂へ希望したのに修善寺保育園へ入ってくれと言われたら、これは親としてはたまったものではないですね。第1志望、第2志望、第3志望まで聞くというんですよ。これが伊豆市の保育園、こども園の入所の実態、事情です。さすがに第3志望という記録はなかったようですけども、子育て世代に希望する保育園に入れなかった。これは大変な問題だということを議員の皆さん、どのように考えているか。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑にしてください。

○15番（森 良雄君） これが第2委員会の委員長の発言なんだ、質疑じゃないと言うんだ、これ。市民の皆さんはどう思いますか。私は、待機児童はいないと言うんだったら、隠れ待機児童を議論したのかということを知っているんだ。

○議長（三田忠男君） その質疑をお願いします。

○15番（森 良雄君） 隠れ待機児童はなぜ出てくるんですか。施設が足りないんですか。保育士が足りないんですか。議論しましたか。

私がなぜこういうことを知っているかといったら、人件費を削ってしまったからです、1人前の人件費を。当然保育士は不足していないんですね。何が隠れ待機児童の実態なんですか、その辺議論したかどうか伺いたい。

まだあります。東こども園について、日向、加殿の地籍調査は終わっているはずですが、この辺は実態議論したんですか。地籍調査が終わっていないんだったらしょうがないとしても、地籍調査が終わったんだったら公図は訂正されているはずですが、その辺はいかがでしょうか。

以上。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 森議員の質疑についてのみお話しします。

御存じのように、議会で提案されたものについて本会議でその項目の範囲の中で委員会に

付託されているということは、長年議員活動をやられているから十分に御存じだと思うんです。

〔「そんなことを聞いているのではないだよ」と言う人あり〕

○第2委員会委員長（木村建一君）　ということです。ルールというのがあります。

○議長（三田忠男君）　静かにしてください。

○第2委員会委員長（木村建一君）　ルールというのがありまして、我々が付託されたのは、これこれこれだけの範囲でいかがですかと本会議で初日に提案されて、その範囲の中で承諾されて委員会にかけられました。当然のことです。したがって、その範囲のみについてお答えします。

今回提案されているのは、いわゆる修善寺の小学校の敷地内に学童クラブをつくりたいという提案であります。ほかの保育園がどうのこうのというのは、提案されてもいないのに、議案として市長及び教育委員会から提案されてもいないものを我々が審議するというのは、それは越権行為でありますから、私たちはやっていません。

したがって、報告したように、あくまでも今まで修善寺保育園をやっていたんだけれども、これが今度はいわゆる私立ですね、そこでやっていたんだけれども、いわゆる当局のほうでやっていただけないかという要求に基づいて、先ほど言ったように、修善寺小学校敷地内に学童クラブの建設をやりましょうといった中で、では、この修善寺保育園にどのくらいの方が通っているんですかと質問し、もう人数言いましたから省きますけれども、今回のこの修善寺保育園については20人程度ですと、だから、ここでは待機児童はありませんと、その範囲です。ほかのところについての待機児童どうのこうのということは、議題にもなっていないものを、質疑、審査する必要性もないし、やっちゃだめだということです。当たり前のこと、それは。

○第2委員会委員長（木村建一君）　それから……

〔発言する人あり〕

○第2委員会委員長（木村建一君）　私が発言しているんですからね。

それから、いわゆる新しく今度、東こども園をつくるに当たって、今回提案されてきたのは、今、審査の中でいろいろと話し合った、その範囲の中でのやりとりをやっただけであります。

以上であります。

○議長（三田忠男君）　再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森　良雄君）　全く無責任な答弁だと言わざるを得ません。皆さん、どう思いませんか。予算は、市長、笑い事ではないぞ。予算案には人件費の削減、上程されているんです。では、この人件費は何のために削減したんですか。議論しましたか。

○議長（三田忠男君）　答弁願います。

第2委員会委員長、木村建一議員。

○第2委員会委員長（木村建一君） その人件費等々のことについては、それはあなたが担当する第1委員会の所管科目であります。だから、当然私たち第2委員会では審査もしないし、話もしていません。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 議論が全然進まないですね。現実に隠れ待機児童はいるんです。1人前の人件費が削減されている。やろうと思えば、隠れ待機児童なんてたった1人なんだ。1人前の人件費があれば、どうにでもなる。そういう議論はされなかった。答弁は要らない。一応これだけは言っておきたい。

○議長（三田忠男君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これより議案第48号から議案第50号までの3議案について討論、採決を行います。

初めに、議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第48号 平成30年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について反対討論をさせていただきます。

市民の皆さん、議員に言ってももうどうしようもないです、伊豆市は。議論していないんだから、伊豆市をよくするために。これが伊豆市の実態です。この議案の主なもの人件費なんです。人件費の削減です。私が言いたいのは、当初予算は一体何だったんだ。当初予算の事業計画と人員計画に乖離があったんではないですか。当初予算では事業計画は立てたけれども、人員計画は立てていなかった。これが実態なんです。余ったお金があるんだったら、隠れ待機児童ぐらい直すべきです。1人か2人しかいないんです。子供が伊豆市はほとんどいないんです。都会と違うんです。何千人という待機児童がいるというところとは違うんです。1人か2人の子供を何とかすれば、伊豆市は隠れ待機児童もいないよと、希望すればどこへでも入れるよと、そういうまちにしないで伊豆市が発展すると思いますか。議会では議論もしないんです。その件はあんたのところの所管だ、うちの所管は建物は関係ないんだ。

〔「そんなことは一言も言っていない」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 君に聞いているのではないんだ。これが伊豆市の第2委員会の実態だ。大体事業の目的すら考えていない。待機児童は何人ぐらいいるんだ、こんなことも考えていないんです。これから、いいですか、来年、再来年、待機児童はふえますよ、確実に。なぜだかわかりますか。国がどんどんお金を出してくるからです。予算は市民の希望をくみ上げ

たものでなければなりません。伊豆市は今までの議論のとおり、確実に隠れ待機児童は存在するんです。否定されませんからね。否定できないんです、1人いるから。

〔「どこですか」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） これが第2委員会の委員長の話がどこですかですよ。静かにさせなさいよ、あなた。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 1人いるんだよ。

○議長（三田忠男君） 静粛に願います。

○15番（森 良雄君） 第2委員会は調べるべきでしょう、これ。どこに何人、待機児童がいる。待機児童はいないんだ。隠れ待機児がいるんだ。そんなのは書類1枚見るだけでわかるんだ。隠れ待機児童を市民の目からそらすために、入所希望を1次だ、2次だ、3次だ。こんな希望のとり方をやっているんですよ、市長、どう思いますか、あなた。笑っている場合ではないですよ。子育て世代にとって希望する保育園に入れないということは大変な問題だと思います。お母さん方もそこにいらっしやるけれども、そう思うでしょう。私が、熊坂に入れたいと思ったら、熊坂はいっぱいですと言われたら、もう下手すると仕事をやめなきゃなくなるんですよ。伊豆市で子育てができるだろうかと考えるお父さん、お母さんだっているはずですよ。この延長線になるがあるかといったら、伊豆市は子育てできないと、伊豆市では。そういう話は議員の皆さん聞いていませんか。私は聞いていますよ。何とかしてあげようという考えはありませんか。

先ほども言いましたけれども、間もなく子育て費用の補助が大きくなります。こども園や保育園の入所希望者がふえることは確実です。隠れ待機児童がふえるだけではないです。入所を断られる方だって当然出てくるでしょう。これはもう来年、再来年の問題です。子育て世代を伊豆市から離れないようにするためには、今から建物をつくるか増設するか、先生をふやすかどうか考えなきゃ間に合いませんよ。今までの話で皆さんわかったでしょう。伊豆市は何も考えていないんだ。議員でさえ考えていないんだ。皆さんと一緒に、伊豆市は子育てしやすいまちだ、そういうお母さん方の声が聞けるようなまちにしませんか。この予算は、子育て世代に犠牲を強いるものです。住みにくい伊豆市を証明するものです。住みよい伊豆市をつくるために、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第49号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

それでは、反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

反対討論も疲れるんです、意外と。声が大きいかからかもしれないですけども、もうそろそろ反対討論もしたくないんですけども、議案第50号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について反対討論をさせていただきます。

この予算は、さっきまでは人件費の減額だ減額だと言っておりましたけれども、これは増額なんです。何のために増額なのか、1人分増額されております。やはり先ほど言ったとおり、3月の時点でなぜ増額が予見できなかったんですか。たった3カ月前です。3月の予算というのは、伊豆市の1年間の計画を立てたものです。ところが、3カ月たったら1人足りない、1人分増額させてくれと。これは、明らかに当初予算に欠陥があったと言わざるを得ません。職員の配置計画ができていなかったと言わざるを得ない。はっきり言って、いい加減な予算だと言わざるを得ません。市民の皆さんはどう思いますか。議員は、私を除いてみんな賛成するはずですからね。議員に幾ら言っても伊豆市はよくなりません。大平に何ですか、あの施設は。市民に言わせれば、談合センターだと。下手すると、ここに人員を1人送り込むというようなことだってあり得るわけです。透明で公正な隠し事のない伊豆市をつくるために反対させていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号～議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第4、議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定についてから日程第10、議案第57号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの7議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第51号から議案第54号までの4議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） 9番、第1委員会、青木です。

ただいま議長から報告を求められました議案第51号から議案第54号までの4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定については、追加資料の配付の後、総合戦略課長より補足説明があり、質疑を行いました。

主な質疑として、狩野川の河川に接する施設になるが、川が増水したときの安全管理はこの質疑に対し、施設は県が管理する河川区域に接しています。その県管理の部分までを含め、イベントなどの活動を開催する計画は現時点ではありません。この境界線を越えて川へ行く人への対応は注意喚起の方法についてなど、指定管理者と相談しながら行う必要があると思いますとの答弁がありました。

また、月ヶ瀬に道の駅ができると、他の既存の施設に影響が出るのではないかとこの質疑に対し、月ヶ瀬地区の地域振興施設は、今後、伊豆半島の道の駅ネットワークにおける情報発信の中心拠点として他の道の駅とも連携しながら運営していきたいと考えています。また、現在、指定管理者候補になっている業者は、今現在、三島を拠点とした事業でも伊豆市の生産者と連携をとっており、今後そうした地域とのつながりを生かし、地域のいろいろな実情などを情報交換しながら調整をしていくことになると思いますとの答弁がありました。

また、地震などで大規模災害が発生した場合、観光での道路利用者が帰宅困難者になる可能性があるが、想定した対応がされているのか質疑があったのに対して、施設の1階に防災倉庫のスペースを設けており、急な災害時には道の駅までは来たが、帰宅が困難になった場合を想定して、水、毛布、簡易トイレなど1日ないし数日を過ごせる最低限の備蓄を考えていますとの答弁がありました。

その他質疑の後、委員間討議はなく、反対討論が1件あり、採決の結果、議案第51号は賛

成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号 伊豆市防災会議条例の一部改正については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定については、市長政策監からの追加資料についての説明の後、質疑を行いました。

主な質疑として、条例の目的についてどういう思いが込められているのかとの問いに対し、再生可能エネルギー発電事業を抑制する、だめというものではなく、再生可能エネルギー設備を設置することによって自然を守る、生活環境を守るということと、再生可能エネルギーによる地域の発展を目的とする、その両方を調和させるという思いが入っているということ、再生可能エネルギーの設備を設置するのであれば、しっかりと市民の安全・安心な政策、防災対策をやっていただきたいという思いを入れて目的としていますとの回答がありました。

また、憲法29条の財産権、2項の公共の福祉に適合の部分、94条の地方自治体の条例制定権の部分とも本条例は整合性がとれているのかとの問いに対し、本条例でも財産権はこれを侵してはならないと、公共の福祉に適合するように法律でこれを定めるの権利とその制限の部分を比例原則をもとに考えています。今回の条例の9条1項で、設備が一定規模以下の場合には届けをすればよいことになっていて、財産権を初めから全く制限しているものではないと考えておりますので、憲法29条との関係では違法ではないとの結論としています。また、今回の条例をつくるに当たっては、日本全国のひいては県内の自治体の先行事例を調べております。それらを参考に、他の自治体に合わせるような形でこの条例をつくっています。伊豆市だけが特別な条例をつくっているわけではないと御理解いただきたいと思っておりますとの回答がありました。

その他質疑の後、討議はなく、反対討論1件、賛成討論1件あり、採決の結果、議案第53号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号 土肥町特定環境保全公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第51号から議案第54号まで4議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第55号から議案第57号までの3議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第55号から議案第57号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第55号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑、討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 伊豆市税条例の一部改正について、補足説明の後、たばこ税の税率引

き上げの詳細説明を求めたのに対し、たばこ税は平成30年10月1日から3回に分けて段階的に実施し、また加熱式たばこは課税方式を見直して、平成30年10月1日から5回に分けて段階的に実施するとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 伊豆市地域包括支援センター職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑、討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で第2委員会に付託されました議案第55号から議案第57号までの3議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） これより休憩を10時30分までとります。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第51号から議案第57号までの7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第51号から議案第57号について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定について反対の立場から討論を行います。

本条例案は、月ヶ瀬地区に、月ヶ瀬インターのところへ道の駅をつくるというものでありますが、本条例案第1条に設置の目的として次のように記されてあります。ちょっと読ませていただきます。道路利用者への良好な休憩場所の提供及び地域情報等の発信により市民と来訪者との交流を促進するとともに、地場特産品等の販売等による地域産業の振興及び市民の福祉の向上を図るため、月ヶ瀬地域振興施設を設置すると、こう書いてございます。

この条例の実態は、今申し上げた設置の目的から大きくかけ離れたものであるということ

をまず指摘しておきたいと思います。一体何が違っているのかということですが、1点目、市民と来訪者との交流を促進するということはどういうことなのか、市民の誰がどうやって来訪者、要するに観光客等のお客さんと交流するのか、これは全く意味不明と言わざるを得ません。それから、地場特産品の販売による地域産業の振興とは、何をどれだけ売するのか全く具体性がなく、それでは何が地域産業の振興になるのか全く意味不明であります。そもそも物販の大部分とレストランの経営は、東京宝という伊豆市外の業者がやるわけでありまして、市外業者がどうやって地域産業の振興が図れるのか。例えば、仕入れは何%地元から調達するか、あるいはその他のことについて説明が市民には全くありません。

さらに、市民の福祉の向上を図るといっていますが、市民が何をこのつくる道の駅に求めているか、市民が一体全体何人くらい来るのか、把握している様子はありません。そのような話も何人ということとは全然聞いておりません。もしそういうことならば、市民の福祉の向上ということは全く聞いてあきれられる文言であります。皆さん、8億円もの巨額な税金をかけて、こんな道の駅を建設していいんでしょうか。大変疑問であります。この道の駅の建設は、税金の無駄遣いそのものであります。

また、この条例案には不可解な点が多々ありますが、1つだけ指摘しておきます。この条例では、指定管理に必要な経費として、指定管理者は利用者から利用料金を徴収することが認められております。指定管理者になる東京宝以外の業者が出店する場合は、売り上げの10%ないし20%を指定管理者に払わなければなりません。しかし、東京宝は、物販スペースやレストランスペースを独占的に利用できるにもかかわらず、売り上げの10%、20%の利用料金は免除されているとしか、この条例案からはとれません。これでは、不平等、不公平は一目瞭然でありまして、一部の業者を優遇する政策そのものであると言わざるを得ません。こんな条例案を提出してくるとは、市長の見識を疑うとともに、市民の利益をどうやって考えているのかということを考えますと、まさに暗澹たる気持ちにならざるを得ません。

以上、私は、この本条例案についての反対討論とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論、6番、下山祥二議員。

[6番 下山祥二君登壇]

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定について賛成討論いたします。

本条例の目的は、天城北道路の開通にあわせ、約1年後のオープンを予定している月ヶ瀬地域振興施設について、道路利用者への良好な休憩場所の提供と、地域情報等の発信により市民と来訪者との交流を促進するとともに、地場特産品の販売等による地域産業の振興を図ることを目的として施設を設置する条例です。

施設の名称は、現段階では道の駅として登録が済んでいないために、月ヶ瀬地域振興施設としておりますが、道の駅の登録や公募による名称が決定した段階で、改めて道の駅としての名称に変更することも含めて検討していくと報告を受けております。

条例の中身の詳細については述べませんが、事業、事業の目的、使用日及び供用時間、禁止行為、使用の承認・不承認、公園の施設における行為の制限、行為の禁止、施設の使用料金、利用料金につきましては、去る6月19日に当局より逐条解説の説明も受けております。結果、その条文の内容は、いずれも設置条例の目的に沿ったものであると判断いたしました。

今後も伊豆市の観光振興に寄与する重要拠点として、同時に近隣住民の方々を初めとした地場製品の販売による地域活性化を強力に推進し、伊豆市民に長く愛されるにぎやかスポットとして、さらには伊豆半島の基軸として公民連携をより強化していくことを要望し、議案第51号に賛成いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第51号 伊豆市月ヶ瀬地域振興施設設置条例の制定について反対討論をさせていただきます。

今までの2人の方の御意見を聞いていてわかることは、ここへ伊豆市のにぎやかスポットを持ってこようということですね。ここへにぎやかスポットを持ってくれば、今動いているにぎやかスポットはどうなるんだということを何も考えていないんです。早い話が、天城峠の下にある道の駅天城越えはどうなるんでしょうか。ここでもお客さんを集める、天城越えでも集める、そんなことは可能でしょうか。国道沿いにはいろいろなレストランなどの食堂施設があります。そういう人たちはどうなるんでしょうか。恐らく伊豆市へ来る人はほとんどこの縦貫道を通って来るんだと思います。伊豆市の国道沿いのお店はもう要らないや、そういう施設なんでしょうか。もう少し市民の皆さんとよく議論して、道の駅をつくりたいんだらつくればいいと思います。議論が余りにも足りない。そういう観点から、この道の駅というのはトイレ等があれば利便性があって僕はいいと思いますけれども、どうせトイレつくらんだら使い勝手のいいトイレをつくってもらいたいと思います。

ここで僕が一番問題にしたいのは安全性です。子供が自由に河原へおりられる。狩野川はあつという間に増水する川ですよ。私は、伊豆市へ来て50年だから余り知りませんが、それでも何件かの増水の状況を経験しております。例えば修善寺橋の上流側によく家族連れが遊ぶスポットがありますね。あそこで今から二、三十年前でしょうか、お父さん、お母さんと家族連れで来た子供が、いつの間にかいなくなっちゃったと。こういうケースもあるんです。川というのは、本当に危険なんです。私は、利根川のそばで育ちました。知らない川では遊ぶな、これが鉄則です。利根川で亡くなる方がたくさんいました。ほとんどがよその方たちでした。子供のときから教えられた言葉は、知らない川では遊ぶな。観光客を相手にする施設で、川へ行く道ができれば、できていれば、当然川へ行くのが自然だと思います。残念ながら、今までのお話の中で何となく感じたと思います。安全施設、安全対策、安全員は置いていない。これがこの川の実態です。

大人だから、問題あるんですよ。例えばこれも二、三十年前の話ですけども、瓜生野の前の中洲に取り残された鮎釣りさんがいるということは御承知だと思うんです。大さわざして救助されたと、そういう例がたくさんあるんです。ともかく私が言いたいのは、狩野川というのはあつという間に増水する川だと、そこで監視員も置かずに下へおりられる道をつくって大丈夫か、私はこの条例は急がずに、もっとじっくり話し合って、近隣の商店の皆さん、例えば天城越えへ出店している人たちの救済策なんか何も考えていないわけだ。あなた方もこっちへ来いよというようなことを考えたって僕はいいいのではないかと思うんです。そういうことは何も考えていない。もう少し時間をかけて議論すべき議案だと思います。反対討論とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 伊豆市防災会議条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

反対討論、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 2番、山口繁でございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について反対の立場での討論をいたします。

この条例は、一体何を指したもののなのか。市長によりますと、先行する市町の例をとって提案したということですが、それぞれその市町の事情は違うはずで、先行の市町がどういう環境でどういう状況を踏まえて条例を作成したのか、それを精査したのでしょうか。そ

れが伊豆市に合致するに値することなのか、そのあたりがよくわかりません。

この条例の制定理由の説明がありました。それによりますと、伊豆市域において再生可能エネルギーの発電事業の適切な運営管理と適正配置を誘導するために必要な条例を制定するとあります。今の前段の再生可能エネルギーの発電事業の適切な運営管理というのを頭の片隅に少し置いておいていただきたいなと思います。そして、条例の本文の中では、天城山系とか狩野川などの固有名詞が出てきますが、いわゆる総じて伊豆市の豊かな自然環境及び安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民の安全・安心及び地域社会の発展に寄与することを目的とするとあります。調和を図るという言葉が使われていますが、これは国語辞典的に言えば、うまくつり合い全体が整っていることという意味であります。すなわち、自然環境や生活環境、それと再生可能エネルギーの共存を図っていくという意味にとれます。そして、そういう意味にとれますが、そういう趣旨であるという発言も既に執行部のほうから表明をされておりますが、そのことについて後で触れます。

1つは、再生可能エネルギーの重要性が高まっています。あえて説明する、ここでする必要もないのですが、化石燃料に依存する発電設備は大気汚染とか地球温暖化、いわゆる環境問題を抱えておりますし、もう大分時間がたっておりますけれども、オイルショックを経験しておりますけれども、そのときに経験した地政学リスクも抱えているということがあります。それから、原子力発電につきましては、例の津波いわゆる福島の問題もありますけれども、総じて事故のリスクが極めて高い、それから一旦起きてしまうと取り返しのつかない事故が起きてしまうというようなこともありますし、それから放射線の廃棄物処理の問題があるということで、依存度をこれからは低くしていかざるを得ない、そういう状況にあります。こうしたことから、政府のエネルギー基本計画におきましては、長期的に再生可能エネルギーを主力化するべきだというようにされているわけであります。まさに、そうした国策との調和を図るという条例のはずなのですが、条文が進むうちにつれ、ちょっと怪しくなっていくという感を私は持っております。

結論から言えば、この条例は、再生可能エネルギーとの調和どころか、これからつくろうとする設備に照準を合わせ、それを排除しようとする意図が見えてきます。条例の附則には、平成30年10月1日から施行するとあり、経過措置として条例の施行日以降に工事に着手する事業に適用するとあります。既に稼働している設備が、この前のお話を聞きますと地面の許可、土地利用の許可をしたのが16あると聞きました。そのうち稼働しているのが幾つか、必ずしも正確に把握をしておりませんが、相当の数が既に伊豆市内では稼働をしているわけがあります。これら稼働している設備はこっちへ置いておかれているんです。この条例は、10月1日以降、新しくつくるやつに対してのいろいろなことの規制をかけているということで、これでは最初言いました、少し頭の中に覚えておいてくださいと言いました制定理由にありました再生可能エネルギー発電事業の適切な運用管理を図るとのこととは相いれないこと

になってしまうのではないのでしょうか。条例の目的の中にある調和を図るということが、姿勢は既存の既に稼働している部分は除外をするということですから、そういう姿勢はみじんもないというふうに思わざるを得ないという状況であります。

それから、新たにつくろうという、条文の中では抑制区域という設定がございます。伊豆市の場合は、あの条文を精査していけば多分伊豆市全域が、市内全域がその抑制区域に該当するのではないかと思われるくらいにくくりになっています。つまり10月以降の大規模施設は認めません。既に稼働している施設には何もしませんという条例なんです。調和をうたいながら、新たなものは排除する。既存のものは野放しという、こういう条例が許されていいのでしょうか。

私は、メガソーラーそのものに対しては国策ということもあるんですけども、再生可能エネルギーの中でも価値のあるものだと思っております。ただ、伊豆市のこの特徴的な地形等々を踏まえれば、伊豆市域内におけるメガソーラー設備の設置に対しては否定的な見解を持っています。

1つは、8割方森林に囲まれているという地形で設置をしようとするれば、その場所はほぼ森林に限られ、結果的には大量の樹木を伐採し開発を進めるということになります。伐採そのこと自体が既に自然環境の破壊ですし、開発によってその急斜面のままではとてもつくれませんから、山林の形状変更をするわけです。切り崩すところはいいとしても、それを盛り土するというような形での多分山林の形と、結果としては形状変更が出てくるはずであります。そうしたときの麓住民の安心・安全ということを考えると、かなり脅かす存在になるのではないかということが1点あります。

それから、もう一つは、ユネスコ世界遺産のジオパークということで伊豆半島が認定をされました。その伊豆半島の中心に位置する伊豆市であります。最大の面積を誇る伊豆市であります。ということで、国策である再生可能エネルギーについては、まことに申しわけないけれども、その中のメガソーラーに関してはジオパークを俯瞰する景観上、これ以上の設置は希望しない、既に設置しているところをやめさせて撤去させるということではなくて、これ以上の設置は希望しないという態度をとるべきだと思います。

そのことを申し上げた上で、本条例にかえて新たな条例を模索すべきだと思います。新たな開発に関しましては、上位法令との関係を考慮しながら、伊豆市としては強い意思で希望しないという立場を明確にするべきです。既に稼働している設備に対しても、適正な運営管理を促す必要があります。日常の維持管理、保守点検の状況を逐一報告させる。自然災害時のリスクへの備えを厳格にすること、あるいは事業者の経営上の都合で事業中止になるというケースを想定して、その際の施設のありようをどうするのか、耐用年数となった施設の更新あるいは廃棄ということに関しての指導について中長期的な指針を設けるなど、長期にわたって市の徹底的な管理指導下に置くことが可能な仕組みをつくるべきだと思います。

他の市町追従の条例をつくっておけば何とかかなるという曖昧な態度は、後々に必ず禍根を

残します。伊豆市の置かれた状況、背景を十分考慮して、伊豆市として何を主張し、何を大事にしていくのか、伊豆市独自の発想を織り込んだ条例を早期につくるべきと考えます。

以上申し上げたことから、議案第53号の条例制定には反対の立場をとるための討論といたします。どうもありがとうございました。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について賛成討論をさせていただきます。

この条例の制定理由は、伊豆市区域内において再生可能エネルギー発電事業の適切な運営管理と同発電施設の適正配置を誘導するために必要な条例を制定するためのものです。

市、事業者の責務、抑制区域、届出及び同意等について定める内容となっています。また、保守点検及び維持管理の実施について年1回市長に報告し、異常があった場合、速やかに必要策を講じるものとなっており、事業終了後、関係法令に基づき、速やかに撤去またはみずからの責任において適切に処分することが明記をされております。国は、2012年7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度を導入し、再生可能エネルギーの大幅な導入拡大を進めております。

私は、これまで再生可能エネルギーである地熱発電、小水力発電について一般質問を行ってまいりました。再生可能エネルギー導入によるメリットは、地球温暖化対策に関するグローバルなものからエネルギー自給率の向上や化石燃料調達資金の削減等、我が国のエネルギー政策に関するもの、また雇用の創出や地域の活性化、非常時のエネルギー確保等、ローカルなものまで多岐にわたっております。このようなメリットを持つ再生可能エネルギーは、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本と考えております。しかし、多くの課題もあり、広がっていないのが現状であると思っております。その中でも広がりを見せているのが太陽光発電です。

しかし、森林の伐採や環境破壊など、住民と事業者とのトラブルも発生していることも現実でございます。全国の自治体がメガソーラーの整備を規制する条例やガイドラインの制定に動いていますが、条例やガイドラインがどこまで効果を上げられるかは未知数で、対応に苦慮しているのが実情であると思っております。

今回の条例は、伊豆市の意思を示すためのものです。強制力についての議論は勉強会であるとか委員会等でさまざまな意見が出ましたが、伊豆市環境まちづくり条例や伊豆市土地利用事業の適正化に関する要綱との整合性を図り、パブリックコメントも実施し、修正すべき点は修正されており、市民共通の財産である豊かな自然環境及び安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るために必要な事項を定めた条例案となっております。

ります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について反対討論をさせていただきます。

私は、反対というよりも、これちょっと時期尚早ではないかと、多くの市民は知らないんです、これ。パブリックコメントをやったなんて言っているけれども、知らないで慌ててきょうここへ来ている人だっているんです。佐野の隣の地区では考えているんですよ。どうしてくれるんだと。あなたのところには届いていませんか。佐野や大野ではもうつくりたいと、佐野ではないな、日向だ。日向や大野では検討している、笑い事ではないよ。何笑っているんだ、お前は。日向や大野では自分たちの共有地で何とかやりたいということを考えているんです。そういう人たちは何も知らないんだ。市民が知らないところで、いつの間にか話だけが先行している。これがこの実態です。ここには自民党議員さんや公明党の方がたくさんいらっしゃいます。そういう方は御存じでしょう。今、国は何をしようとしているんですか。日本の電力の需給関係の基本計画をこれから考えようとしているんですよ。主力電源を何にするのかということこれから発表するんです、間もなくです。少なくともその発表があるまで、なぜ待てないんですか。

今までのお話の中から検討はつくでしょう。いわゆる再生可能エネルギーを主力電源にしようというんです。いわゆる脱炭素、炭素を消費する電源から再生可能エネルギーに移行しようとするのがこれからの日本のあり方なんです。日本だけではありません。世界がそうなんです。国連が考えているんです。SDGsという方針を出して、国連が出して、それに沿って世界中が脱炭素社会をつくろうというのが今の現状なんです。全くそれを無視したのがこの条例だと思います。

ですから、私は、反対はしません。だけれども、多くの市民が知らないんだよと、きょうここへいらしている方だって、知らないで慌てて来た方いらっしゃるでしょう。それが伊豆市の現状なんです。原発は反対だ、再生可能エネルギーは反対だ、それでは伊豆市はどうするんですか。小水力発電なんて言っている方もいらっしゃいますけれども、小水力は山の裾あたりにつくるのが普通です。この条例からいくと、小水力発電といえどもこの規制にかかっちゃいますね。本当に真剣に考えたのかと。きょうの議論はほとんどソーラー発電になりますけれども、それは、この条例そのものがソーラー発電を規制しようという考えのもとにつくられているからです。

私は、きのう、ブログに自分の考えを載せました。ソーラー発電は伊豆市の天下分け目だと、これは事業なんです、ソーラー発電というのは。今、伊豆市へお金を落としてくれる事

業といったら、これ以外に僕は見当たりません。法人税は払わないという方がいらっしゃるかもしれませんが、法人税は国税ですから伊豆市には入りません。しかし、市民部長、市民税は入るでしょう。固定資産税は、伊豆市がどう固定資産税をどういうふうに評価するか、それは私はまだ勉強していませんけれども、固定資産税を考えれば少なくともメガソーラーについては、メガという単位に合った固定資産税が納められるはずですよ。私の頭の中では最低でも1メガ当たり100万円ぐらい入ってくるのかなというふうに考えます。10メガあったら年間1,000万円ですよ。これは私の想像の世界ですけども、遠からずとも当たっているのではないかと思います。10メガ、下手すると1億円かもしれませんよ。固定資産税ですから、毎年そういうことになるんです。1回限りの税金ではないです。こういうものを議論しないでよろしいんですか。伊豆市にほかにかわる事業が何かありますか。消滅都市へ真っすぐと森良雄流に言えば加速化して進むか、それともここで踏ん張って新しい事業を呼び込むか、私はこれが今回課せられた大きな命題だと思っております。

自然環境を守ることは大切です。私もボランティアで自然環境を守る活動に参加しています。伊豆市では、市長さん、国立公園のど真ん中、特別保護地区かどうかわからないけれども、伊豆山稜線歩道というのがありますけれども、1,500人走ったらどうなりますか。1秒間に1人走ったとしても1時間に360人、全部走り切るには四、五時間かかります。この維持管理をしている山稜線歩道協議会というのがありますけれども、恐らくこの協議会は最大の資金を持って道の補修にかかるでしょう。当然静岡県も壊れた道を補修します。それは全部がそうだとは言いませんけれども、環境保護を無視した伊豆市のやり方がそういう環境破壊を起こしている。ここから丸見えですよ、山稜線歩道ですから。伊豆市の一番高いところです、稜線を走る。そういうことをやっっているながら、環境保護だという主題を持って条例を制定する。私は、条例制定には反対しません。だけれども、知らないで慌てている地域のリーダーたちもいるんだよと。幾らパブリックコメントをやったからそれでいいというものではないと思います。今、多くの方から届けられるのは、デメリットなものばかりです。メリットのものはありません。いかにソーラー発電のメリットがあるかということを考えるべきだと私は思います。

まだ、ソーラー発電に私たちは目がなれていないから、ちょっと異様に感じますけれども、なれば異様さも解消するのではないですか。私たちのまちは360平方キロメートルという広大な面積を誇っているんです。それを利用できるのがこのソーラー発電ではありませんか。至るところでソーラー発電、メガソーラーを活用して伊豆市の財政を豊かにするのが伊豆市発展の私は起爆剤になると思っていますけれども、そうでしょう、何をやるにしたって伊豆市はお金がない、お金がない、1,000万円単位ですよ。下手すると億単位です。

今、一番議論になっているその半経寺の上ですね。ここは半経寺からはほとんど見えませんが、修善寺ニュータウンの一番南側の道路からもここはほとんど見えませんが、そういう観点からも、なぜここが僕は保全地区に入っているのか非常に疑問に思

うんですけれども、まず基本的にはソーラー発電はこれから日本が進むべき発電方式だよと。皆さん、さっき土肥の方が賛成討論していましたけれども、土肥の電力はどこから供給されているんですか。考えましたか。私は、修善寺へ来て約50年です。そのときに見たのは、たった1本の送電線しか伊豆半島には入ってきていないんです。今ほどどこにも送電線が走っているという状況ではありませんでした。したがって、工場で新しい機械を設置するたびに、一々東電にお伺い立てて、何キロワットのモーターの機械を入れたいと相談しなければ、伊豆半島では工場さえ満足に動かせなかった。最近事情が変っちゃったようなんですけれども、イハラサイエンスなんて出て行け、何も応援しなかったから出て行っちゃうと、そういう状況になっていますけれども、それが実態なんですよ。今でさえ伊豆半島内における発電所、水力発電所なんていったら数えるほどしかないんですから、恐らくここに半島には100万人ぐらいいるんですか、100万人はいないかな。その方たちの電力需要を賄うのはソーラー発電をやったとしても不可能でしょうけれども、半島に住む人間として電力をどう賄うのか、これは我々は住民としても当然考えるべきだと思います。当然半島に住む者として、農業だって振興して、食料自給だって考えなければいけませんよ。中には、休耕田にソーラー発電をつくれなんて言う方もいらっしゃるけれども、休耕田はやっぱり何とか開発して食料自給のために利用しなきゃいけないと思います。

伊豆半島の電力について考えただけでも、私は、やはり全市民が電力をどうするのかというのを考えるべきです。国策で間もなくこの夏には発表されるはずですから、電力の基本計画が。当然自民党の皆さんや公明党の皆さんは承知しているはずですよ。ソーラー発電は、そんな伊豆半島の弱点を補うための一つの案だと思います。これを十分な議論もしないで葬り去ってはいけないと思います。今までのメリット、デメリット論を聞いていますけれども、ほとんどのデメリット論は小規模発電所を例にとっているんです。ただ、火災が起きると、確かに電気を使っているんだから火災は起きるでしょう。だけれども、私の家の屋根の上にもソーラーパネルが乗っかっていますよ。危険だったら寝てられないですよ。雨降ったらショートして火噴くんですか。よく調べてください。危険なのは小規模なものなんです。大規模な発電所には保安要員が必ずつけられます。人がいない。それは小規模だから人がいないんです。大規模は当然保安要員をつけて管理する。もししないというんだったら、条例でそれを決めればいいですよ。1メガ以上は保安要員をつけてくれと、保安要員のいない小規模発電所がやたらめったらできたらどうなるんですか、危険この上ないと、そういうことになります。私は、電気部品については信頼していません。信頼していますから、そもそも問題はないと思います。中には、火事になったら水をかけられない、こんなことを言う人もいらっしゃいます。では、雨降ったときはどうするんですか。パネルの上にシートをかぶせるんですか。雨降ったときだ、水かかったっていいようにソーラー発電所はできているんです。逆に、土砂災害を心配している人がいらっしゃいますけれども、危険な土砂がもしあったとしても、パネルで覆っているんですよ、ここは。言うなればブルーシートで山全体を覆

っちゃうようなもんです。少なくとも土砂対策については、これほど安全なものはないと思います。何かこんなことやっている人もいらっしゃいますけれども、私は土木技術者です。土木については幾らでも議論しますよ。伊豆市の第1委員会は来月になりますけれども、九州の朝倉市、土砂崩れの現場を見に行きますけれども、皆さん、土砂崩れが起きれば大概ブルーシートで覆うでしょう。もし災害が心配なら、最初からカバーしてあるのがこのソーラーパネルですよ。そういうふうに私は考えております。

それと、いろいろ心配事をお聞きします。まず一番は技術力です。心配事を解決できるような大規模な施設をつくってくれる業者を選ぶのが一番です。技術力、そして資金力です。大規模開発には必ずファイナンスがついています。そういう安心できるファイナンス、そういうのがついているかどうか見きわめることが大切です。小規模、皆さんの今まで経験した事例は、小規模だから、お金がない人がやるから問題が発生していたのではないですか。私はそういうふうに指摘したいと思います。一番いい例が、そこにインシナーという、脇の方にインシナーと跡地、私がよく例に出すんですけれども、ここへあそこの住宅開発するときに調整池をつくりました。近隣の住民に大変な迷惑をかけたんです。市長に言わせれば、あれは県がやったんだと言いますけれども、人間は伊豆市の人間なんです。伊豆市の技術力のなさ、こういうのをもっと勉強してもらって、しっかりした土砂災害を立てる、わからないんだったらそれこそコンサルを頼んで、どういう技術基準をつくったら、どういう対応したらいいのか、これからつくればいいんです。何もそういうことを考えないで、ただ、だめだ、だめだと言っているのは伊豆市の発展はありません。

きょう傍聴者の皆さんの中には、私のところでもメガソーラーを考えているんだという人もいらっしゃいます。そういう人に時間的余裕をぜひ与えていただきたいと思います。どうですか、議員の皆さん。数カ月でいいんですよ、国の基本が出るのはこの夏だと言われているんですから。基本、国の電力の基本計画が出るのはこの夏だと言われているんです。それから、ソーラー発電どうするか、どうすればいいか考えればいいんじゃないかと思うんです。

長くなるからやめますけれども、幾つか例を挙げると、例えば土砂災害が心配だと言っている方、小さな資本の業者は土砂対策なんていうのは、今言ったインシナーではないけれども、いい加減なものをつくります。大資本のしっかりしたコンサルのついた技術力のあるところがつくれば、それなりの土砂対策はします。地面が茶色になる。こんなことをおっしゃっている方もいます。パネルの下は草1本生えないんですか。そんなことはありません。この中には造園をやっている人、なりわいとしている方もいらっしゃるはずです。上にパネルを置いても、下には青い草を生やすことはできるんです。ちょっと余談になるけれども、建設部長……

○議長（三田忠男君） 余談は結構ですので、討論をまとめてください。

○15番（森 良雄君） あなたね、市長には幾らでも……

○議長（三田忠男君） 余談は結構です。

○15番（森 良雄君） 話させて……

○議長（三田忠男君） もう十分やりましたよ。

○15番（森 良雄君） 言っておくけれども、市長にはべらべら好き勝手に話させるんだからね。僕に対してはだめだと言う。建設部長、駅北のあの竹が寝っ転がっているから、あれ見てね、ちゃんと議事録にのっかるからね、これ。

地面が茶色になる、あれは除草剤をまくからです。業者に言いましょよ、除草剤なんて使わないでくださいと。ちゃんと伊豆市の人を使って草刈りやらせてくださいと、除草剤なんか使わないで草刈りやってくれと。何だ、木村君、いつもにやにや笑って、これが共産党なんだよ。

ソーラーパネルの劣化を心配している方もいらっしゃいますけれども、パネルはいろいろな種類があるんです。材料もいろいろです。可燃性の材料はほとんど使っていません。それから貴重ないわゆる元素などを使ったものもあります。国が電力基本構想を発表するときに、恐らくこういう問題も解決するようにするでしょう。30年後の話です。先ほども言ったように、ソーラーパネルで地表を覆うということは、朝倉市を我々来月見に行くんですけれども、あれは直接雨が当たったんです。ソーラーパネル、直接雨が当たるのはソーラーパネルですから、地表に直接雨は当たりません。それと朝倉市の最大の問題は、上と下の地層が違ったということです。そういうこともあります。それから、一番多いのは、境界線いっぱいパネルを張られると思っっている方がたくさんいらっしゃるんです。例えば神戸のそばの急傾斜、あんな危ないところへパネル張られたら危ないやと、そんなことはないんです。伊東の例をごらんください。あそこは100ヘクタール、恐らくここは20ヘクタールぐらいでしょう。伊東は100ヘクタールに対して、パネルを張るのは50ヘクタールですよ。半分ぐらいしかパネル張りません。危ないところにはパネルを張るなんてことは、技術的に考えられないです。だって、土砂崩れる前にパネルが崩れちゃうでしょう。そんなことはどんなコンサルタントでも考えません。

それよりも、もっと話し合うべきです、業者と。危ないところがあったら、ついでだからあそこを直してくださいよと、こんなことを言ったって僕はいいと思います。神戸のあその斜面を直してくれ、半経寺のあその斜面を直してくれ、なぜ言わないんですか。千載一遇のチャンスです。市へ幾ら言ったって、半経寺の人に聞けば、市に幾ら言ったってやってくれないと。これが伊豆市の実情です。砂防対策をやってくれ、あれよと、そらよと、やってくれる。ねえ、議長さん。あなたのところはやるかもしれないけれども、一般の市民のところはやってくれないです。私のこの発言が不穏当発言だったら、僕のブログ読んでください。こんなコメントが入っていました。

○議長（三田忠男君） 事実無根はやめてください。

○15番（森 良雄君） ともかく、私は、大資本をどんどん呼び込んで大資本を使うべきだと、そうしなきゃ、伊豆市は絶対発展しません、何せお金ないんだから。どんどん人口流出

は進みます。今、子育て真っ最中の方が、森さん、これでは伊豆市では子育てできないよと言っているんです。だけれども、ソーラー発電所、メガクラスのソーラー発電所をつくれば、メガクラスの固定資産税が入ってくるんです。私は、もうぜひメガソーラーは伊豆市の救世主になると思います。ぜひこの広大な市域を利用した、伊豆市の再生計画をぜひ皆さんと一緒に検討したいと思うんです。ですから、この条例に反対はしません。もう少し待ってくれと、再生できる、いや、そうなんです。あと半年も待てばいいんだ。国の方針はこの夏に出るんです。皆さんのところに行っている電力は、どこから供給されてくるんですか。原子力発電所を呼び込んでくれた人のおかげで、火力発電所を設置してくれた人のおかげで、私たちは電力という恩恵をこうむっているんです。原子力発電所を呼び込んだ人なんていうのは、相当の犠牲を払っているはずなんです。大変なものだと思います。

小規模のソーラー発電所をたくさんつくって、伊豆市をモザイク状のまちにするか、虫食いのまちにするか、それはもう始まっているんです。瓜生野をごらんください。瓜生野のど真ん中にソーラーパネルが張ってあります。これは瓜生野だけではありませんよ、これから。恐らく熊坂だって、あいているのは熊坂地域の真ん中です。ああいうところへ小規模だったらいいやと、そういうところばかりです。要は優良農地がどんどん潰されて、小規模なソーラー発電所のまちになってしまう。私は、それを救う、それを防ぐためにも、ぜひどうやったら大規模なメガソーラーを誘致できるか、これからみんなと一緒に考えたいと思うんです。長くなるから、言いたいことはまだいっぱいあるんですけれども、これで僕のブログにも書いてありますので、ぜひごらんになってください。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） 最後になります。賛成討論、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第53号 伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について賛成討論を行います。

大前提をまず最初にお話しします。それは原発廃止、エネルギー転換の実現による脱炭素化の促進は、地球規模の緊急な課題である気候変動の問題の解決につながると、この立場をやっぱりしっかりと持つべきだと私は思っています。そういう立場から、再生可能エネルギー特別措置法の一部を改正する法律、いわゆるFIT法というのを国がもう既につくっておりますけれども、これには発電事業実施を確保するための基準や電気の買取価格はあるものの、何人かの議員がお話しなされたように、自然と再生エネルギーの調和といった立場から見ると、少しは触れられていますけれども、電力業界へのそういう対策、さまざまな安心して電力をつくりなさいということはあるんですが、それをつくることによって自然にどういうふうな影響を与えるのかという、この観点が本当に私は読んでも希薄だと思うんです。

また、太陽光発電は、環境影響評価法の対象事業になっておりません。環境アセスメント

を行うことは、重大な環境影響を未然に防止をして、持続可能な社会を構築していくためにとても重要であるとの考えのもとにこれはつくられております。水力発電にはこれ適用されるが、太陽光だめじゃないですね、適用ないという、まことに国ももう一度ちゃんとやってほしいなと思うんですけれども、そうすると、これは全てが全てに当たって太陽光に適用できるかどうかというのは当然さまざまな状況があるから何とも言えませんが、低周波の問題、これ低周波も、既にちょっと大きな規模になると低周波で本当に苦労しているという住民の声も聞いております。当然低周波は起きるんだから振動があるでしょう。水質の問題、日照障害の問題、電波障害、さらに忘れてはならないのは、我々この地球上で生きているのは人間だけではありません。動物、植物、生態系、景観ですら環境アセスメントをする必要がありませんということなんです。また、太陽光発電の附属施設の開発許可は、これは不可としております。要りません、不可ではない、要りませんということです。

考えてみましょう。もともと森林だった場所を皆伐して、違う環境に変化させることは、地球温暖化という生物多様性への第4の危機への対策が、開発という生物多様性への第1の危機になってしまうという、本末転倒の事態を生み出している、このところもしっかりと見た上での開発はどうあるべきか、私は見るべきだと思います。自然保護に配慮をするべきであります。

ちなみに、一概にこれが日本に適用できるかどうかわかりませんが、ドイツでは木を切って再生エネルギー事業を行う場合には、その分の植林を行いなさいという事業者には義務を課しております。国会は、日本でも再生エネルギー事業者には、環境、景観保護の法規と関連づけた私は法律をつくるべきだと思います。残念ながら、太陽光で電気をつくることについてはさまざまなことが書かれております。しかしながら、さまざまな弱点というのがあると私は思っています。では、それを埋めるのはどこですかという、残念ながら法的規制はできませんけれども、全国の自治体で自然環境を守ることと、その再生エネルギーの調和をどう図るのかということとさまざまな苦労をされているということです。今回の条例も、私はそうだと思っています。

条例は、どなたか言われましたけれども、調和の名のもとに抑制区域を設けるということなんです、しかしながら、この条例を見ますと、何かいまいちすっきりしない。なぜか、生活環境が生まれることは、守ることはうたわれていることは一定の評価をしますけれども、条例の目的が市民の安心・安全及び地域社会の発展に寄与すると、これを目的とするというんです。そうすると、地域社会の発展というのは何ですかと、エネルギーをつくるのもそれも地域発展です。環境を守るのも地域発展だと、一体全体そのバランスをどう考えるのかということですから、改善要求を幾つかやっていきたいと思っています。

再生エネルギー事業と環境の調和を図って、伊豆市総合計画にある自然・歴史・文化が薫る誇りと活力に満ちた伊豆市をつくるためにこの条例があるんだよと、そうすればもっとすっきりすると私は思います。

改善その2の問題です。いろいろと委員会等での議論を聞いていますと、伊豆市の土地利用事業等の適正化に関する要綱の個別基準の中に太陽光発電の施設の項目というのがあります。14項目か15項目あるんですけども、私は、要綱は行政機関内部における内規であって、法規としての性質は持たないものと、これは一般的であります。要綱とは、ある意味では事務をする上で必要となるマニュアルの性格を持っているんだから、こんなことではなくて、せっかく太陽光をどうするかと、自然との関係でどうするかということでこういう条例が提案されているんですから、その土地利用要綱を見て行ってやっとなりにたどり着くということではなくて、きちんこの条例を読めばどういうことがある意味で抑制するということになるのかということもやっぱり考えるべきではないかなと思っています。

それから、最後に、山口議員が言われたこと、そのとおりです。平成30年10月1日から施行するんだから、そうするとその前につくられたものについては、これ適用しないということなんです。そうすると、同じことを電気事業でスタートするのに、前は黙っているんだけど、以降はオーケーよと、この条例を見るだけではそうなります。

ただし、条例を一つ一つ見てみますと、どういう条件だったらそこをつくっていいよとか、いろいろなところがずっと、いわゆる事業者がつくるに当たってのさまざまな要求をしております。一番肝心なのは、第10条、第11条、これはつくった後です。つくった後に維持管理等に関する報告をなさいよと、それから11条には、事業の廃止をするときには事業区域の跡地利用に関する計画を定めて、これをちゃんと求めますよということなんです。そうしますと、10月以前は、これやらなくていいですよということになると、それは不公平でしょうと私も思った。

そして、国を批判するばかりではありません。法律にはなっていないんですけども、平成29年3月、資源エネルギー庁が事業計画策定ガイドラインというのをつくっています。これは、太陽光発電と過去やっていますけれども、今、条例が前の太陽光には事業所には適用できませんという維持管理の問題や事業廃止の問題、これらについてはこのガイドラインにはきちっとその点についても、あくまでもガイドラインですけども、このように努めなさいよと、洪水云々があったときには、発電設備の損害とか飛散、感電のおそれがないように、周りのところを第三者に被害もやらないようにきちっとやりましょうよとか、それから撤去の問題については、事業計画に基づいて事業が終了したそのときには、ちゃんと撤去及び処分費用を適切に確保するために積み立て等の計画的な調達等を行うように努めることということが国のほうで示されております。

したがって、今言った10月1日以降の前の、すみません、9月30日までにつくられたものについて、これを適用しないのではなくて、条例ではそうなっているんですけども、ガイドラインでは適用するとなっているんです。したがって、私は、そのあたりの精査も今これで3つ目のことを条例のさまざまな見方をもっと整理をしてやっていくべきだと思うんですけども、あくまでも今回の条例というのは、緑豊かな自然環境を守っていくと、そのために

抑制区域も設けました。そこはやっぱりよしまししょうよと、あくまでも景観に携わるようなところにつくっちゃだめですよということで、市長から提案している抑制区域等々については、私は当たり前のことです。これに全部つくられたんでは、本当に太陽光パネルだらけの伊豆市になる、それでいいのかなと私は思っています。

以上で、この条例、たくさんの課題はあることは重々承知の上ですけれども、まずはこのところを一步進めていって、そして自然を守っていく、皆さんの生活を守っていく、そういう取り組みをぜひともやっていただきたいということでもあります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 土肥町特定環境保全公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 伊豆市税条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第57号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第59号～議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第11、議案第59号 市道路線の認定についてから日程第13、議案第61号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

議案第59号から議案第61号までの3議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第59号から議案第61号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第59号 市道路線の認定については、補足説明はなく、認定の理由についての質疑があり、小下田の土肥高齢者能力開発センター及び西伊豆眼科が建っているところで、もともと市の市有地だったところを建物の接道要件を確保するために市道認定するものですとの答弁がありました。質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第59号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号 市道路線の廃止については、補足説明はなく、路線廃止された土地はどのように所有者に権利が移転するののかとの質疑に対し、3路線の廃止のうち野白2号線は現在行われている国土調査の過程で、もともと個人の土地を市道認定していたことが判明したため路線を廃止するもので、所有権はもともと所有者個人の方であって、そこは一貫して変わりなく地籍図と地籍簿の上で道路だった部分が国土調査法の手続の中で個人の方の土地になりますとの答弁がありました。質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第60号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号 市道路線の変更については、補足説明はなく、道路のつけかえ部分の確認の質疑があった後、討議、討論なく、採決の結果、議案第61号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第59号から議案第61号までの3議案について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第59号から議案第61号までの3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第59号から議案第61号までについてそれぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第59号 市道路線の認定について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第59号 市道路線の認定について賛成討論をさせていただきます。

市道の改良が進められることは市民として大変喜ばしいことです。多くの市民が多くの場所で市道の改良を望んでいます。住みよい伊豆市をつくることは大変よいことです。多くの市民は、市道の改良を望みながら、どうしたら改良してもらえるのかわかりません。住みよい伊豆市をつくるためにも、市民の住みよい道路のつくり方を指導してもらいたいものです。ここには地震のための傾斜計も近くに設置されております。市道はよくなりよかったです。この近くの道に入り込み、抜け出すのに大変往生したことがあります。最後は、車は

どうなっているやと思ひながら抜け出してきました。この付近は、車の通れないような道もあります。ぜひ暮らしやすい、緊急車両が入れるような道路になるとよいと思ひます。賛成討論をさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第59号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 市道路線の廃止について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第60号 市道路線の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 市道路線の変更について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第61号 市道路線の変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第14、請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願を議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

請願第1号について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました請願第1号 核

兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

紹介議員からの説明、意見陳述者からの説明があり、その後、質疑を行いました。

主な質疑として、核があるから世界の軍事バランスがとれているという事実もあるし、今の日本はアメリカの核の傘のもとで平和が守られていると思うが、どう考えるかとの問いに対して、紹介議員より、戦争になると核を使うということ、非核三原則はアメリカに対してはない。そろそろ核の脅しから卒業すべきなどの回答がありました。その他質疑の後、討議はなく、反対討論2件があり、採決の結果、請願第1号は賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第1号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時54分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第1号について質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論を行います。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願について反対の立場で討論を行います。

核兵器のない世界の実現は人類共通の願いであり、唯一の戦争被爆国としてその実現に果たす日本の役割は極めて大きなものがあります。今、世界には核兵器に関し2つの重要な条約が並立する時代が近づいています。一方は、1970年発行の核拡散防止条約NPTで、191カ国が加盟しています。NPTは、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の5カ国を核兵器国、核保有5カ国として核保有を認め、それ以外の国の核保有を禁じています。不

平等ではありませんが、核保有5カ国には核軍縮義務を課しています。他方は、2017年7月に国連で122カ国の賛成で採択された核兵器禁止条約で、ここでは初めて核兵器は国際法違反との規範が確立されました。この条約は未発効ですが、圧倒的多数で採択された経緯もあり、発効は確実視されています。核保有5カ国は、安全保障環境が厳しい現在、核使用の威嚇によって相手に攻撃を思いとどまらせる核抑止力が必要だと主張しています。

しかし、核兵器禁止条約を推進した非保有国は、核兵器による被害者の迅速な救出は不可能であり、被曝の苦痛は世代を超えて続き、環境も破壊するとの事実を突きつけて非人道性を糾弾し、核保有も核抑止にも反対しています。核廃絶への方法も、核保有5カ国は着実な核軍縮の推進が現実的だと主張し、非保有国はNPTは生ぬるく、核を違法化し一気に廃絶するしかないとの考えです。

さて、ここで今、世界の核兵器の現実はどうなっているのでしょうか。スウェーデンのストックホルム国際平和研究所が今月18日に発表した世界の核軍縮に関する最新報告書によると、米・英・仏・露・中にインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮を加えた9カ国が保有する核弾頭の数がかつし1月時点で計1万4,465発あり、前年より470発減ったものの、各国とも既存兵器の近代化と新たな核システムの開発を進めているとのこと。また、核弾頭の減少は、主に全体の保有量の9割以上を占める米・露がアメリカ、ロシアが新戦略兵器削減条約に沿って戦略核削減に努めたため、中国の保有数は前年より10発ふえて280発、さらに北朝鮮は前年と同じ推定10から20発ですが、報告書は昨年9月に水爆実験成功を発表するなど、核開発で技術的な進展を続けていると分析しています。

このように、一言で核兵器廃絶といっても、その道程は簡単ではありません。事実、核兵器禁止条約の採択当初、双方は激しい言葉で非難の応酬を繰り返したそうです。そして、現在でもその溝は埋まることなく、むしろ対話もできない冷たい対立に陥っているとも言われています。

日本は、唯一の戦争被爆国として核廃絶を訴える立場であると同時に、現実には米国の傘に安全保障を依存しています。そのため、核抑止も禁じた核兵器禁止条約には核の傘の下にある韓国やオーストラリア、NATO諸国などと同様、署名はできないと日本政府は主張しています。しかし、対立の膠着状態が続けば、核保有5カ国の核軍縮への意欲も削がれることが懸念されます。そのため日本政府は、双方の橋渡し役となるための努力を続けています。その重要なステップが、日本が主催し、核保有と非保有国双方の有識者で構成し、昨年11月に初会合を行った核軍縮の実質的な進展のための賢人会議です。賢人会議では3月に提言をまとめ、NPT準備会合の場で河野太郎外相によってその内容が紹介されました。NPT準備会合では、核廃絶に向け、核を違法化した核兵器禁止条約のような規範重視の考え方とともに、NPTのように具体的に核軍縮を進める現実重視の考え方の必要性も確認されました。また、賢人会議は、核保有5カ国と非保有国の対立を乗り越えるために、信頼醸成のための核に関する透明性の確保、核廃絶実現に必要な検証体制の構築、核抑止論など困難な課題に

取り組むための対話型討論の必要性の3点を提言しています。これらは準備会合で紹介され、実現への取り組みを歓迎するとの記載がされました。このことは、日本が橋渡し役として一定の役割を果たしたことの成果と言えます。

今後は、核兵器禁止条約への賛否の意見に示されたような核廃絶への異なる考え方をどう集約していくかが大きな課題です。核保有国と非保有国の対話の糸口がいまだに見えない中、唯一の戦争被爆国として双方の橋渡し役を担い得るためには、中立的な立場での日本の役割が極めて重要であることから、核兵器禁止条約の意義は十分認識しつつも、日本政府の速やかな署名、批准には課題が多いと考え、請願の採択には反対させていただきます。

以上、議員の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の採択、原案に対して賛成討論を行います。

まず、最初に、本題に入る前にちょっとお話ししたいと思います。委員会に傍聴されている方が何人かいらっしゃいましたが……

〔発言する人あり〕

○16番（木村建一君） 静粛に。委員会を傍聴した市民からの声を紹介します。何人かの議員さんの意見も伺ったんだけど、しゃべらない方がいらっしゃいました。しゃべらなかった方は、なぜ反対したのかよくわかりません。これが市民の代表の方なんですってという感想であります。

さて、あとわずか7月7日、もう少しで訪れますが、いわゆる核兵器禁止条約を国連で論議をして122カ国の批准を受けて、このときに日本は唯一の被爆国日本が反対をしたと、極めて残念な動きを国連でやりましたが、6月23日、沖縄戦没者追悼式で浦添市立港川中学校3年の相良倫子さんが「生きる」という詩を朗読いたしました。聞かれた方もいらっしゃると思いますが、全部読むと大変ですから、その中でこういうことを言っています。戦力という愚かな力を持つことで得られる平和など本当はないこと、たった2発の爆弾で20万人以上の命が亡くなりました。広島と長崎のたった2回しか戦争で使用されていない核兵器が、今、約1万5,000発もこの地球上に存在しております。生物兵器、化学兵器、地雷、クラスター爆弾、これら非人道的な兵器は、国際的に使用が禁止されている条約はあります。しかしながら、核兵器を禁止する条約はいまだに存在しません。そういった状況のもとで、こういうことを核兵器禁止条約は、国連加盟国193のうち、先ほど言った3分の2近くの122の国で賛成されましたが、これは核兵器の開発や保有、使用すること、それから使用すると威嚇なども全面禁止であります。

伊豆市を振り返って見ましょう。平成17年9月29日、伊豆市議会で非核平和都市宣言を決議いたしました。日本は、第二次世界大戦と残虐な核兵器による広島・長崎の被爆体験から、

戦争と一切の戦力を放棄し、世界平和に寄与することを誓った。しかし、今日の世界情勢は、依然として紛争が絶えず、新たな核兵器の開発など核戦争の危険もなくなっていない。伊豆市議会は、戦後60年に当たり、伊豆市が日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を市民生活に生かし、子々孫々に継承するため、非核平和都市として邁進することを宣言、決議いたします。全会一致であります。

議員の皆さん、非核平和都市にふさわしい行動を起こそうではありませんか。ここでどうしても出てくるのが北朝鮮なんです、核の脅威という。でも、このアメリカと北朝鮮とのもう罵倒し合うような、振り返ると罵倒し合うような首脳同士がやり合っていたのが、今そこはそう簡単にはいかないでしょう、北朝鮮から核兵器をなくすという、そんなに生易しいものではないけれども、お互いが威嚇し合うのではなくて、話し合いのテーブルに着きましょうと、いまだかつてないことであります。外務次官級が北朝鮮とアメリカで会談したことはありますが、いわゆる両国のトップが話し合いの場に応じたというのは、今回、歴史上初めてであります。

日本政府もいろいろと評価をしておりますが、それはちょっと置いておいて、言っておきましょうか。菅官房長官が6月13日の記者会見で、極めて厳しい安全保障状況がかつてより緩和された。日本にいつミサイルが向かってくるかわからない状況は、明らかになくなったというふうに述べております。韓国政府どうか。25日、朝鮮戦争開戦から68年に当たり、ソウルで記念式典を開きました。昨年までの式典とは様変わりして、政府を代表して挨拶した李洛淵首相は、朝鮮半島の非核化と平和体制の確立が始動したと強調しました。李氏は、昨年末まで戦争の不安が渦巻いていた朝鮮半島で、今、恒久的な平和定着が模索されていると指摘、ことしの2回の南北首脳会談と史上初の米朝首脳会談によって、朝鮮半島の非核化と平和体制の確立は始動したと強調しました。この大転換を中国、日本、ロシアも支持していると述べて、北東アジア全体にとって大きな意義あるという考えを示しました。

核兵器禁止条約を採択した国連会議でオーストリア代表は、核抑止力論をめぐって次のような趣旨の発言をいたしました。核兵器が安全保障にとって有益なら、多くの国が核兵器を持てば、より安全な世界になるということになる。全部の国が持てば一番安全ということになる。そんな議論を信じるわけにいかない。核兵器は少ないほうが、そしてないほうが世界にとって一番安全なのだ。私は、まさにここに真理があると思っています。

外務省は、核の傘について日本社会においては依然として核戦争を含む大規模な軍事力が存在している中、日本の安全に万全を期すためには、核を含む米国の抑止力の提供は引き続き重要としており、アメリカの核抑止力は必要だとしておりますが、今、北朝鮮の状況はそういうふうに、困難けれども一歩ずつ進んでおります。そうすると、次に日本国民が心配するのは、その後ろにいる中国であります。日本は戦争を中国とできますか。貿易問題だけ、最後に言っておきましょう。日本が外国に依存している品目の中で衣類の依存率は、いわゆる日本が衣類を生産するというのは2.8%しかありません。そうすると外国に依存している

のは97.2%であります。そのうち、何と中国が72.6%であります。この国と争いますか。中国と緊張状態になったら、日本人は着る服がなくなります。途絶えます。いつまでも軍事で核で威圧するのではなくて話し合いによって、地球上で唯一の被爆国として、日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求めていこうではありませんか。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（三田忠男君） これより請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択の請願について採決いたします。

ここで採決方法について、局長より説明させます。

〔議会議務局長 浅田茂治君登壇〕

○議会議務局長（浅田茂治君） それでは、採決方法を議員の皆様、御承知かと思いますが、再確認という意味でさせていただきます。

先ほど発言の通告書をやる際に、この休憩中にただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を速やかに出していただきたいというお話をさせていただきました。こちらについては、委員長に対する質問ということですので、委員長は不採択ですよということに対する質問ということになります。討論は議案に対する討論となりますので、原案に対する討論という形になりまして、先ほど討論いただきました原案に対する反対、賛成という形でやっていただきました。

ですので、これからやります採決に関しましては、原案について賛成する方は御起立願いますという採決になりますので、委員長報告とは真逆の採決になりますので御承知いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三田忠男君） 起立者少数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで都合により昼の休憩にいたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第15、請願第2号 天城湯ヶ島地区の危険空き家・建造物の撤去に関する請願書を議題といたします。

本件については第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

請願第2号について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長より報告を求められました請願第2号 天城湯ヶ島地区の危険空き家・建造物の撤去に関する請願書について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

紹介議員からの説明、意見陳述者からの説明の後、質疑を行いました。

主な質疑として、現場を見て大変な状況とわかったが、地元がいかに汗をかくかが判断の目安にもなる。いかがかとの問いに対して、観光協会天城支部主体で廃屋の撤去や整備を進めてきました。我々の組合員の所有であれば、要請もしています。それでも所有者がわかって会えないなど、私たちのできる範囲を超える状況があり、我々だけではどうしようもない部分について、行政の力を借りたいということですとの回答がありました。

また、他の事例では、同様の問題の解決に5年、10年かかっている。行政が強制的にするのか、費用的な問題はどう考えるのかとの質疑に対して、現地を見て知っていただきかけた。早急に税金を使ってということは考えていません。どういう方法で撤去をするのが最良なのか、議会や執行部と協議しながら解決方法を見つけないといけないというのが大きな趣旨です。問題提起として捉えていただければと思いますとの回答がありました。

その他質疑の後、討議はなく、賛成討論1件あり、採決の結果、請願第2号は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第2号について報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第2号について質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号 天城湯ヶ島地区の危険空き家・構造物の撤去に関する請願書について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第16、請願第3号 リハビリテーション中伊豆温泉病院に関する請願書を議題といたします。

本件については、第2委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

請願第3号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました請願第3号 リハビリテーション中伊豆温泉病院に関する請願書について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員である西島信也議員に本請願の提案趣旨について求め、請願者からは意見陳述の申し入れがありました。

紹介議員、意見陳述者に対する質疑では、要請書の中の請願の趣旨についての事実関係の確認が行われました。審査の中では、請願項目1についてのJAリハビリテーション中伊豆温泉病院の存続の要望に関する市民への説明は必要ではないかとの意見がありました。

請願項目2については、予算という形で提案された後、説明すべきものではないかなどの意見が出されました。

採決の結果、賛成者少数で不採択とすべきものと決しました。

これで委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時07分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に対する反対討論を行います。

1 番、波多野靖明議員。

〔1 番 波多野靖明君登壇〕

○1 番（波多野靖明君） 請願第3号 リハビリテーション中伊豆温泉病院に関する請願書について反対の立場から討論いたします。

中伊豆温泉病院の大きな役割として、地域の人たちも多く利用しているリハビリであると考えます。近隣のほかの緊急病院での手術後、社会復帰できるまでの回復を担う病院は、専門的な分野でも大きな必要性があり、またとても重要な役割でございます。現に、伊豆の国市の順天堂大学附属静岡病院や近隣の医療機関との連携は強く、緊急手術対応などで病床が常に満室に近い病院では、手術後の長期にわたるリハビリを中伊豆温泉病院に移し、専門的なリハビリを行うことによって患者の社会復帰に貢献しております。また、リハビリに取り組む中で患者さん同士のコミュニケーションの場でもあり、互いに互いの回復について話をすることで生活への励みになっていると、そういう話も聞いております。

緊急病院としての必要性もさることながら、この伊豆地区、広くは県内、県外からもリハビリという特化した部分での評価は大変に大きいと考えます。文教ガーデンシティ構想が白紙撤回され、まずは方向性として病院が必要か不必要かの二択、そのような病院は必要となれば、必要とする話し合いに発展します。そして、必要でないという判断になれば、そこで終わりになってしまいます。しかし、多くの利用者さんを初め、伊豆市としても中伊豆温泉病院の必要性は絶対に必要だと私は考えております。そして、伊豆市にこのようなすばらしい病院があることにより、リハビリを目的として来る患者さんは多く、その御家族などの受け入れなども経済効果はあるはずだと思っております。

そして、収支シミュレーションに関しては、今後の方向性によって変化するものでありますし、今後、より利用してもらうための方針や設備、ハード、ソフト面の充実を図る中で検討していく一つであると思えます。

請願書の中にも文教ガーデンシティ構想が白紙撤回という言葉が何度か出てきましたが、病院も中学校同様に一度振り出しに戻り、再検討から始まっているこの問題は、今後、意見を集約し協議をしていく段階でございます。正式に議会として取り上げられた時点でしっかりと市民への説明は重要だとは思っておりますが、今現在の段階で金額等のはっきりとしたものが出ないまま説明ということは、議会としてはできない。ですので、検討前段階での説

明は、市民の混乱を招くだけであるという観点から、私の反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

請願第3号 リハビリテーション中伊豆温泉病院に関する請願書について賛成討論を行います。

請願者が何を議会に求めてきたのか、その1つは、伊豆市と議会はと、この2つの組織に対して中伊豆温泉病院を伊豆市に残るように要望を提出したのでしょうか。その経緯と理由を市民に説明してくださいということでもあります。議会の要望とは何かということが委員会の中で論議になりましたが、それは昨年11月22日にJA厚生連に対して出した、伊豆市への病院残留の要望書を指していることが委員会審査の中で明らかになりました。

請願者の主たる情報源は、新聞報道だというお話も伺いました。振り返ってみて、では、新聞報道はどう伝えているのか振り返りました。平成29年9月9日付の新聞報道に、本多副市長が一般質問で、今後は厚生連と市の話し合いに議員も加わってもらうことを検討しているとの説明があった。そして、6月15日付では、市は、厚生連の要請を受け、建設費の一部などの支援を検討しているという記事を読まれたということです。そうしますと、この一連の関連の中で、議会も財政問題でも市当局や厚生連と話し合ったと判断するのは、私は、この新聞報道を見る限りは当然な考え方が浮いてきたのかなと思いました。

だから、2項目めの6、7、8項目、5はちょっと置いておきましょう。救急医療問題としてなぜ伊豆市だけ考えるんですかということなんだけれども、6項目めは、中伊豆温泉病院への支援策がその他の病院の経営にどのように影響を及ぼすのか検討しましたかということですね、ほかの病院があるんだから。7項目めには、中伊豆温泉病院の財政シミュレーションはどういうふうに精査されましたか。8番目に、税金が投入されるならば、そういうことですね。調査をしないままに支援金が妥当である、市民の税金がそこに投入される、妥当であるという判断を下すことが現時点で正しいことなのかという、こういう設問であります。

今言ったように、1、ずっと新聞報道経過から見ると、やっぱり財政問題が当然そこで浮上してくる、どう考えているんですかということは当然だと思うんですが、そうすると、いわゆる報道からは経緯がよくわかりませんと、これだけでは。だから、説明してくださいということでもあります。そうすると、議会は現実に動いたわけですから、議会がどう判断したのか説明すればよいこと。では、伊豆市はどうするのか。もう一つ、市長のほうに問い合わせがありますから、こんな請願が来ましたから、説明してくださいねで済むことではないかなと私は思います。

厚生連に出した要望書は、議決していないのに議会として出していいのかという話も委員

会の中で出ました。そのとおりであるならば、議決をしていないのに議会に請願を出すこと自体が間違っているのではないですか、そういうふうにとらないでしょうか。そうすると、議会に聞くのではなくて、賛同した議員に要求すべきと請願者に伝えるべきでしょう。

今回の要望書は、地方自治法第100条第12項及び伊豆市議会会議規則第166条の規定に基づいて、協議または調整を行うための場と位置づけた全員協議会で議論されました。議会活動の範囲をどこまでとするのか、住民に公開を原則としている全員協議会は、住民に対してどのような活動を行っているのかを明らかにすることです。今回の件は、本会議、委員会以外で議会が多様な活動を行っていることを示すことだから、請願者に答えるべきであります。

2項目めの請願、救急医療問題として提起されているのかから、中伊豆温泉病院への税金投入に対して市民の声を聞いていますかまでの4項目について、議会として返事できるかどうか、この項目についてはこういう回答をしますよ、この項目についてはこういう理由で答えられませんという返事をすれば、私は済むことだなと思っています。

もう一つ要求されているこちら2項目の市当局に対してです。市長に対してであります。最後のほうにこういう請願者の声です。声というか要求です。現時点でわかる範囲内で説明をしてください。こういう要求をしているんですから、そのままできる範囲で市長お答えになることはありませんかと問えばいいです、議会のほうとして。

請願項目を私は2つに分けて討論しましたがけれども、中伊豆温泉病院への税金投入はけしからん、反対だという請願ではないということです。いろいろな話をしています。それから、白紙撤回の見解というのは、その前段のほうでありますけれども、今回の趣旨は白紙撤回についてあなた方どう思いますか、議会はどう思いますかということではなくて、今言った2つのことについて言われているわけですから、開かれた議会を標榜するならば、私は採択すべきではないかなというふうに判断いたします。

これで賛成討論を終わります。

○議長（三田忠男君） これより請願第3号 リハビリテーション中伊豆温泉病院に関する請願書について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

請願第3号の原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三田忠男君） 起立者少数。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） 追加日程の上程を行います。

お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、3件を日程に追加し議題にしたいと思います。
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、3件を日程に追加することに決定しました。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、報告第15号 専決処分の報告について（著作権の侵害に伴う和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第15号 専決処分の報告について提案理由を申し上げます。

本件は、市の事業をPRするためのチラシ作成時に使用したイラストについて、本年5月にイラストの管理会社から著作物の無断使用との指摘を受け、このたび相手方との和解及び損害賠償の額が決定し、本年6月21日に専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

詳細について総合政策部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 提案理由の説明を終わります。

本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから報告第15号の専決処分の報告についての補足説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

専決処分の内容でございますが、損害賠償の額が56万9,775円、和解及び損害賠償の相手方につきましては、京都市にあるイラスト管理会社で記載のとおりでございます。

本件の概要でございますが、平成27年に移住定住事業に係るチラシ作成時に使用したイラストに対しまして、本年5月に表記イラスト管理会社より著作物の無断使用との指摘を受けました。確認いたしましたところ、相手方の著作物であることと、当時、著作物であることの確認をとらずに使用していたことが判明いたしました。市で作成しましたチラシは2種類で、市のホームページ及び一般社団法人移住交流推進機構のサイト上にも平成27年4月より3年間掲載しておりました。

これに対しまして、相手方の使用料の規定による額としての51万8,400円と遅延金5万1,375円の合計56万9,775円で和解が成立いたしましたので報告させていただきます。

本件は、インターネット上でイラストの検索作業を行い、パンフレットを作成していたものでございまして、その際、著作権を確認しなかった等の認識不足があったことが原因であ

ります。

今後、このような案件が発生しないよう、全庁的な調査の実施とともに、現在、イラストをインターネット上から使用することを禁止しており、市販のイラスト集等を使用するなどの再発防止を講じております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。

発言はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

今の説明でわからないことについて伺います。

PRの状況は移住定住についてだということなんですけれども、ホームページに載せたということですが、ホームページは、このときのホームページは伊豆市がつくったんですか。どこかの業者がつくったのか、それによって責任の所在が違うんじゃないかと思うんですけれども、それから、私でもいろいろやっぱり著作権については注意するんです。時々盗用らしきものはしますけれども、しかし、もし市の職員がやったとしたら、今、反省はしているようなんですけれども、人の著作物を使うというのはちょっと社会常識的には考えられないんですけれども、それでこのイラストは誰が使ったのか、市の職員が使ったのか、ホームページは市がつくっていない場合は多いはずですので、その辺をはっきりさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、ホームページでございますが、載せたデータをホームページ上で閲覧できるというものでございまして、ホームページを作成した業者が行ったというものではございません。

作成いたしましたのは、市の職員でございます。市の職員が直営で今回資料を作成した際に使用したイラストが著作物であったということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） そうすると、今、私が、では、それを後で見せてくれと言ったら、見せてもらえるのかな。

以上。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 指摘があった際に、データについては削除しておりますので、その原本を見ることは不可能かと思えます。

○議長（三田忠男君） 最後の再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これ、そう言われちゃうと、伊豆市は一体何に対してこの損害賠償をするのかということです。内容、それを議会は検証することもできないまま賛成しろと言うんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 今の御意見でございますが、一応向こうからの指摘があった際に、相手方の著作物であるデータを確認いたしました。それを確認しましたところ、同一のものを使っていたということで、こちらのほうでその使用を確認したところでございます。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

今、森議員からも質疑があったわけですがけれども、私も少し聞きたいと思うんですけれども、まず第1に、そのイラストがもうないから見せられないとかいう話がありましたね。本当にそんなことがあるんですか。例えば何か向こうと文書を交わすわけでしょう。それに、これこれこういうイラストが無断使用だからということで、確定したものが残っていないんですか。私は、そんなのはおかしいと思います。どういうものが不正使用に当たるのか、今ではわからないなんて、そんなばかな話がありますか。私はおかしいと思います。ぜひひとつ出していただきたいと思います。それが1点。

それから、2点目、損害賠償約57万円を支払っているわけです。この算定根拠ですがけれども、何か向こうの言い値で払ったようなことをさっきちょっとおっしゃいましたが、それで、これについてこれを支払うということについて、例えば協議とか、向こうとではないですよ、こっちのしかるべきところと、例えば弁護士と協議をしたとか、そういうことはやったんですか、やっていないんですかということ、要するにこの57万円弱が正しいものなのかどうなのか、そんなイラスト程度でそんなお金を払わなきゃならないのか、この辺が1つ疑問です。それが2点目。

それから、3点目ですがけれども、さっき職員が使ったというようなことなんですけれども、要するに責任、要するに57万円の損害を市がこうむっているわけです。これについての責任は誰が負うのかということをお伺いしたいと思います。直接その職員に何らかの処分を下すのか、戒告とか何かわかりませんが、それなのか、それともその上司に対して何らか

の処分を下すのか、あるいは市長が謝るのか、そこら辺をはっきりしていただきたいと思います。

以上3点よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず、最初、その対象となるものは見せられないのかということ、まさしくその向こうの無断使用ということでございますので、それは使えないということをお見せすることはできないのですが、合意書の中で対象となるイラストというのが確認できるようになっております。ちなみに、これはこういう御回答がよろしいかどうかわかりませんが、家族が団らんするイメージの、家族4人がイラストで描かれていた内容のものでございました。

次に、まず、算定根拠ということでございますが、こちらについては今回の相手方となりますこちらの管理会社、こちらが定めている貸し出し使用規程というところに料金表がございます。通常使用する場合の料金でございますので、それに基づいた算定をしているというところでございます。内容につきましては、こういった状況がございましたので、法律相談はさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは3点目の職員の責任ということでお答えいたします。

伊豆市にも懲戒処分の基準を持っておりますので、そちらの規程にのっとりて処分なのか、不処分なのかを検討してまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） こういうのを専決処分を出す限りは、イラストなんかはもう使っちゃだめだということで、やっぱり議員の理解のために、こういうのだよということを示さなければ、これから今後してもらいたいと思います。それは、まあ、後からでもできればやっていただきたいと思うんですけども、それから57万円の算定根拠というんですけども、法律相談をしたというから、では、弁護士には聞いたということなんですね。聞いて、弁護士だってそんなお金をもらわなきゃ、そんなことに深く突っ込むわけではないと思うから、では、いいよと、そういうことですかということが1つ。

それから、処分ですけども、職員の処分ということですけども、別に職員をいじめるわけではないけれども、今、急に聞いてこれから決めるなんて、そんなことでいいんですか。私は市長に聞いているんです、市長に。こういうことは、最終責任は市長にあるんです。そこら辺、市長はどう思っているんですか。イラストを使う、使わないなんていうことは、市長がそんなことを決めるわけがないと思うんですけども、こういう損害賠償というようなことになれば、やっぱり市長がみずからどうするこうするということを決めて、職員に注意す

るとか、処分とはいかなくても注意するとか、そういうことはしなきゃならないと思うんです。そこら辺を市長はどう考えていますか伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） さきに私のほうから後段の御質問ですけれども、そのとおりであって、市長がみずから判断し処分を下すことを懲戒処分というわけであって、それはこれからいたします。ただ、いろいろな場合に国家賠償法とそれから地方公共団体の首長あるいは職員との責任のとり方に少し違いがございまして、そのあり方というのはこれから全国市長会でも今議論しているところですが、今回、確かに職員の過失ではあるんですが、相当気をつけなければ気がつかなかった案件で、そこまで職員に60万円近く支払えという、それは相当職員にとってはやはり負担が大きい。明らかに重過失の場合、明らかに注意不足の場合というのは当然しかるべき処分があるんですが、今回は悪意があったり、あるいは重過失があるとはちょっと判断しがたいと市長としては感じております。ただ、これは処分基準に基づいて総務部のほうで検討をさせます。

○議長（三田忠男君） 他の答弁。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） さきほどの約57万円について弁護士ということなんですが、弁護士のほうには金額という相談というよりも、こういった事象が生じたことに対する相談をさせていただきました。また、57万円の算定根拠につきましては、いわゆる向こうがその使用料として定めている料金表に基づいた内容でございましたので、それをこちらとしても合意したものでございます。

○議長（三田忠男君） 最後の質問です。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 最初に市長が職員に57万円支払わせるのはかわいそう、私は、そんな57万円払わせるとか、そういうことを言っているのではないんです。要するに、こういういわゆる不祥事と言っては悪いけれども、こういうことが起こったということについて、これはやっぱり市長としての責任者として職員に、職員の気の緩みからこういうことが起きたのかわからないし、そこで職員にやれと言わない、自分みずからだってやらなきゃならないんでしょう。どうですか、そこら辺は。私は、職員のことを言っているわけではないんです。その決裁した、こういうイラストを使っていいかと、職員は勝手に使ったわけではないでしょう。やっぱり決裁したでしょう、誰かが。だから、そういうのに対して注意をするとか、そうでなければ、みんな職員だって注意して仕事なんてしなくなります。だから、そこを私は言っている。そこで、市長に別に何十万円払えなんて、職員に払わせるとそういうことを言っているのではないです。要するに、みずからとしてどう思っているかということを知っているんです。もう一回答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市の職務というのは、全ての事柄が市長に上がってくるわけでは当然
ございませんし、それぞれ部長で判断すべきこと、課長で判断すべきこと、職員が判断すべ
きということがございます。ただ、今回、構造的に非常に注意しにくい案件でございました
ので、先ほど担当の部長からありましたとおり、このようなインターネットから落とすとい
うことはやめさせて、現に安全・安心なものをしっかり確保できているものを使用するよ
うにというような制度改正でこのようなことが起こらないような措置をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんか。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） すみません、1つだけ聞きます。

合計が56万9,775円、これはわかっている。遅延金の説明をしてください。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほどイラストの使用料につきましては、本来そのときに市が許
可を得て使った場合、本来払うべきお金が51万8,400円、今、議員おっしゃられた遅延金に
つきましては、本来3年前に払うべきお金を3年間払わずにきたと。そうしますと、こうい
う民法の法定利率だと年5歩、5%というのが民法上決められておりますので、本来払うべ
きものが3年間払われなかった、それを年5%で計算し直したのが5万1,375円というこ
とでございます。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） ないようですので、以上で報告第15号を終わります。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第2、議案第62号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第62号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、消防団消防ポンプ自動車2台を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の
規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第62号の補足説明をさせていただきます。

まず、購入した品物でございます。消防団の消防ポンプ自動車、CD-I というんですが、これを2台購入しております。1台が2WD、もう一台が4WDで、合計2台でございます。

取得の方法につきましては、平成30年6月5日に制限付き一般競争入札による入札の結果、相手方を決定しております。

取得価格ですが、2台で合計4,674万6,000円、失礼しました、価格は4,676万4,000円です。ちなみに2WDのほうが2,268万円、4WDのほうが2,408万4,000円になります。

取得先につきましては、駿東郡長泉町にあります小川ポンプ工業株式会社三島営業所でございます。

この入札には5社が参加しております。予定価格ですが、消費税込みで5,155万5,960円、請負比率にしまして0.90705でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

応札者が5社あったということなんですけれども、5社のそれぞれの応札価格を伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 入札結果につきましては、伊豆市のホームページのほうにも載せてありますが、今御質問ですので、まず、税抜きで言わせていただきます。会社名もでしょうか。まず1社目、ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所4,450万円、2社目、日本機械工業株式会社本社営業部4,500万円、3社目、株式会社モリタ東京営業部4,498万円、4社目、こちらが契約しております小川ポンプ工業株式会社三島営業所4,330万円、5社目、株式会社島山ポンプ製作所4,520万円、いずれも消費税抜きでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 少しお伺いしますが、これは私はそんな質問するよりか前に説明してもらいたいんですけれども、この2台のポンプ車はどこへ配置するんですかお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず1台目の2WDでございますが、こちらは土肥の八木沢、12分団なろうかと思えます。もう一台、4WDにつきましては天城湯ヶ島地区の8分団を予定しておりますが、天城湯ヶ島地区につきましては分団の再編成をしております、そのポンプ車の配置もまだ最終決定になっておりません。地区としましては天城湯ヶ島地区に配置するという予定となっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） どこへ配置するぐらいは最初に説明してもらいたいんです、そんなことは。

それで、これは古くなったから、あるいは壊れたからかもしれませんけれども、更新することなんだろうと思うんですけれども、この八木沢と天城は何年たって更新ということになるんですか。ほかにも古いところがあるかどうか、それを教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 昨年度は中伊豆地区を1台かえたときも20年を超えておりました。順次、今年度は天城と土肥ということで、いずれも20年近く経過しているというふう聞いております。

以上です。

○議長（三田忠男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認めます。

討論がありませんので、これから採決いたします。

これより議案第62号 財産の取得について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第3、発議第1号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） それでは、発議第1号について提案理由を申し上げます。

静岡県地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書について、第1委員会において審査をいたしました結果、委員会発議として議案を提出することになりましたので、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

それでは、意見書の内容を朗読して提出理由にかえさせていただきます。

静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書。

平成18年4月に開始された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。その導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加しており、労働審判手続による労働紛争解決の必要性は高まっている。

また、労働審判制度は、導入当初、全国の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われていたが、平成22年4月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成29年4月より、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部及び広島地方裁判所福山支部においても取扱いが開始された。

しかしながら、静岡地方裁判所沼津支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため、静岡県東部地域の住民や事業主が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある静岡市までの交通費や移動時間の負担を強いられることになり、結果として長期間の争いとなることが多い通常訴訟を静岡地方裁判所沼津支部に提起したり、訴訟外の争いに発展したり、あるいは申立をあきらめざるを得ないなどの事態が生じ得る状況となっている。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があってはならず、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことのできる事件を拡大することが必要である。

以上から、伊豆市議会は、地域における司法の充実を図るため、下記事項について可及的

早期に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 静岡地方裁判所沼津支部において、労働審判事件の取扱いを開始すること。
- 2 上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月28日。

提出先は、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、最高裁判所長官、静岡地方裁判所長となります。

以上です。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いにつきましては議長に御一任願います。

◎閉会の宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、平成30年第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様方には、長い間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 1時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

署 名 議 員 西 島 信 也

署 名 議 員 杉 山 誠